

国際馬術連盟

障害馬術規程

第27版

2022年1月1日FEI施行
2024年1月1日更新版発効

公益社団法人 日本馬術連盟

本規程は英文版が原本となります。
本規程の英文と和文に差異がある場合には、英文が優先されます。

目 次

序 文

馬のウェルフェアのための FEI 馬スポーツ憲章

第1章 はじめに

第200条 概 要

第2章 アリーナとスクーリングエリア

第201条 アリーナ、スクーリングエリア、練習用障害物

第202条 アリーナへの立ち入りと練習用障害物

第203条 ベ ル

第204条 コースと全長測定

第205条 コースプラン

第206条 コースの修正

第207条 標 旗

第3章 障害物

第208条 障害物－概略

第209条 垂直障害

第210条 幅障害

第211条 水濠障害、垂直障害を伴った水濠障害、およびリバプール

第212条 コンビネーション障害

第213条 バンク、堆土、傾斜路

第214条 閉鎖コンビネーション障害、一部閉鎖コンビネーション障害、および一部開放コンビネーション障害

第215条 選択障害とジョーカー

第4章 走行中のペナルティ

第216条 ペナルティ－概略

第217条 障害物の落下

第218条 垂直障害と幅障害

第219条 不従順

第220条 コースからの逸脱

第221条 拒 止

第222条 逃 避

第223条 反 抗

第224条 落馬または人馬転倒

第225条 許可のない援助

第5章 タイムと速度

第226条 走行タイム

- 第 227 条 規定タイム
- 第 228 条 制限タイム
- 第 229 条 計 時
- 第 230 条 計時の中断
- 第 231 条 計時中断中の不従順
- 第 232 条 タイム修正
- 第 233 条 走行中の停止
- 第 234 条 速 度

第 6 章 ペナルティー一覧

- 第 235 条 過 失
- 第 236 条 基準 A
- 第 237 条 基準 A でのスコア
- 第 238 条 基準 A に基づく採点方法
- 第 239 条 基準 C

第 7 章 罰金、イエローカード、失権、失格

- 第 240 条 罰金とイエローカード
- 第 241 条 失 権
- 第 242 条 失 格
- 第 243 条 馬に対する虐待行為（一般規程第 142 条も参照）
- 第 244 条 ブーツとバンデージ規制

第 8 章 ジャンプオフ

- 第 245 条 ジャンプオフー概略
- 第 246 条 ジャンプオフでの障害物
- 第 247 条 ジャンプオフ、第 2 ラウンドあるいは決勝ラウンドでの失権、棄権もしくは出場辞退

第 9 章 順 位

- 第 248 条 個人順位と表彰

第 10 章 選手と馬

- 第 249 条 CSIO への招待
- 第 250 条 CSI への招待（付則 5 も参照）
- 第 251 条 参加申込（一般規程第 116 条も参照）
- 第 252 条 スタートイングオーダー
- 第 253 条 出場選手の申告
- 第 254 条 馬の参加と年齢、頭数
- 第 255 条 シニア競技へのマイナー選手の参加（付則 9、11、12 も参照）
- 第 256 条 服装、保護用ヘッドギア*、敬礼
- 第 257 条 馬 装

第 258 条 事 故

第 11 章 役 員

第 259 条 役 員

第 12 章 競 技

第 260 条 概 要

第 261 条 ノーマル競技とグランプリ競技

第 262 条 パワーアンドスキル競技

第 263 条 ハンティング競技、あるいはスピードアンドハンディネス競技

第 264 条 ネーションズカップ

第 265 条 スポンサーチーム競技と他の団体競技

第 266 条 フォルト・アンド・アウト競技

第 267 条 ヒット・アンド・ハリー競技

第 268 条 リレー競技

第 269 条 アキュムレーター競技

第 270 条 トップスコア競技

第 271 条 コース自由選択競技

第 272 条 ノックアウト競技

第 273 条 2 回走行競技

第 274 条 二段階走行競技

第 275 条 決勝ラウンドを行うグループ競技

第 276 条 決勝ラウンドを行う競技

第 277 条 ダービー競技

第 278 条 コンビネーション障害で競う競技

第 279 条 貸与馬による競技会と競技

第 13 章 獣医検査とホースインスペクション、馬の薬物規制とパスポート

第 280 条 獣医検査、ホースインスペクション、パスポート査閲

第 281 条 馬の薬物規制

第 282 条 馬のパスポートおよび個体識別番号

付則 1 FEI 名誉バッジ

付則 2 規定タイムの計算

付則 3 ノックアウト競技（障害馬術規程第 272 条）

付則 4 計時器とスコアボードの要件

付則 5 CSI 招待ルール

付則 6 CSI/CSIO 開催要件

付則 7 水濠障害の構造

**付則 8 オリンピック大会、世界障害馬術選手権、
大陸障害馬術選手権への出場資格認定手順**

付則9 アンダー25（U25）、ヤングライダー、およびジュニア規程

第1章 緒言

- 第1条 概要
- 第2条 諸規程の優先性
- 第3条 U25、ヤングライダーおよびジュニア選手の定義

第2章 国際競技会と選手権

- 第4条 国際競技会（一般規程第102条参照）
- 第5条 ヤングライダーとジュニア対象の選手権
- 第6条 国際競技会と選手権への出場資格
- 第7条 他のカテゴリー、シニア競技会および他の選手権への参加
- 第8条 経費と特典
- 第9条 褒賞
- 第10条 馬のスクーリング
- 第11条 技術代表
- 第12条 実施要項

第3章 大陸選手権および地域選手権（ヤングライダーとジュニア）

- 第13条 参加申込
- 第14条 出場選手の申告と交代
- 第15条 年齢条件
- 第16条 競技
- 第17条 障害物とコース
- 第18条 団体順位
- 第19条 個人順位
- 第20条 馬装と服装
- 第21条 競技場審判団
- 第22条 外国人技術代表
- 第23条 獣医師代表団
- 第24条 その他

付則10 ベテラン選手規程

第1章 ベテラン選手

- 第1条 概要
- 第2条 ベテラン選手の定義
- 第3条 国際競技会（一般規程第102条参照）
- 第4条 障害物とコース

第2章 大陸選手権 チームと個人選手

- 第5条 開催
- 第6条 外国人技術代表、獣医師代表団、コースデザイナー

- 第7条 競技場審判団
- 第8条 参加申込
- 第9条 出場選手の申告と交代（チームと個人選手）
- 第10条 出場資格
- 第11条 経費と特典
- 第12条 トレーニングセッション
- 第13条 選手権競技
- 第14条 第1競技（チームと個人選手）
- 第15条 第2競技（団体決勝、第2次個人）
- 第16条 第3競技（個人決勝）
- 第17条 褒 賞

付則 11 ポニーライダー規程

第1章 緒 言

- 第1条 概 要
- 第2条 諸規程の優先性

第2章 ポニーライダーとポニーの定義

- 第3条 ポニーライダー
- 第4条 ポニーの定義

第3章 国際競技会と選手権

- 第5条 国際競技会
- 第6条 大陸選手権
- 第7条 国際競技会と選手権への出場資格
- 第8条 経費と特典
- 第9条 褒 賞
- 第10条 ポニーのスクーリング
- 第11条 役 員
- 第12条 パスポート
- 第13条 ポニーの体高測定
- 第14条 実施要項
- 第15条 ポニー障害馬術競技会および選手権規定
- 第16条 障害物
- 第17条 練習用障害物
- 第18条 速 度
- 第19条 服装と敬礼
- 第20条 ヘッドギアの脱落と顎紐の緩み
- 第21条 馬装の検査
- 第22条 大陸障害馬術選手権

第 23 条 選手権以外の競技会

付則 12 チルドレン競技会規程

第 1 章 緒 言

第 1 条 概 要

第 2 条 諸規程の優先性

第 2 章 出場資格

第 3 条 チルドレンの定義

第 3 章 国際競技会と FEI 選手権大会

第 4 条 競技会の種類

第 5 条 大陸選手権

第 6 条 国際競技会と選手権大会への出場資格

第 7 条 経費と特典

第 8 条 褒 賞

第 9 条 馬

第 10 条 役 員

第 11 条 パスポート

第 12 条 実施要項

第 13 条 チルドレン障害馬術競技会および選手権規定

第 14 条 障害物

第 15 条 速 度

第 16 条 基準「C」競技

第 17 条 服装と敬礼

第 18 条 馬 装

第 4 章 大陸および地域障害馬術選手権

第 19 条 参加申込

第 20 条 出場選手の申告と交代

第 21 条 馬の出場資格

第 22 条 競 技

第 23 条 障害物とコース

第 24 条 団体順位

第 25 条 個人順位

第 26 条 競技場審判団

第 27 条 外国人技術代表

第 28 条 獣医師代表団

第 29 条 落馬または人馬転倒

第 30 条 安全性

付則 13 アマチュアオーナー・カテゴリー規程

第1条 要件

第2条 国際競技会

第3条 選手権

第4条 コースデザイナー

第5条 諸施設

障害馬術競技での特定用語集

索引

序 文

本障害馬術規程は、国際障害馬術競技会に関する FEI（国際馬術連盟）規則を詳細に提示するものであるが、FEI 定款や FEI 一般規程、FEI 獣医規程、その他 FEI 諸規程すべての併読が必要である。この障害馬術規程で引用されているその他の FEI 諸規程条項は以下の通り：

- (i) 第 1 条～第 99 条は FEI 定款の条項
- (ii) 第 100 条～第 199 条は FEI 一般規程の条項
- (iii) 第 200 条～第 299 条は本障害馬術規程の条項
- (iv) 第 300 条～第 399 条は障害馬術選手権および諸大会規程の条項
- (v) 第 1000 条～第 1099 条は FEI 獣医規程の条項

この障害馬術規程にあらゆる事態を想定して記載することは不可能である。予期せぬ状況、あるいは例外的な状況においては、この障害馬術規程と一般規程の趣旨をできるだけ反映させつつ、スポーツ精神に基づいて判断をするのが、しかるべき人物あるいは団体の責務である。障害馬術規程に網羅されていない事例については、可能な限り、障害馬術規程にある他の条項や他の FEI 諸規程の趣旨に添い、スポーツ精神に則って判断するべきものである。

FEI 馬スポーツ憲章

馬のウェルフェアのために

国際馬術連盟（FEI）は、国際的な馬スポーツに係わるすべての者が、FEI 馬スポーツ憲章を順守し、いかなる場合にも馬のウェルフェアが最優先されることに同意し、これを受け入れることを求める。馬のウェルフェアよりも、競技の勝敗または商業的な側面に重きを置くことがあってはならない。以下の要点を特に順守しなければならない。

1. ウェルフェア概要

a) 良質な管理

馬を最上の状態で管理するには厩舎設備および飼料給与が不可欠である。清潔で良質な飼葉、飼料、水が常に与えられなければならない。

b) トレーニング方法

馬は当該種目で求められる身体能力および技術に応じたトレーニングを受けるべきである。馬を虐待するような方法または恐怖を与える方法を用いてはならない。

c) 装蹄および馬装具

フットケアおよび装蹄は高い水準にななければならない。馬装具は傷害や外傷のリスクを避けるようにデザインされ、つくられていなければならない。

d) 輸送

輸送中は、馬の傷害やその他の健康被害に対して十分な対策がとられていなければならない。車両は安全、良好な換気、高水準の整備、常に清潔な状態で、かつ適格なドライバーが運転しなければならない。馬を正しく扱える者が、常に馬の管理のために同行していること。

e) 移動

すべての輸送は最新の FEI ガイドラインに則って綿密に計画され、定期的に飼料および水を給与するための休憩時間をとらなくてはならない。

2. 競技参加適性

a) 競技参加への適性と能力

競技への参加は、十分な能力を備えた競技参加適性のある馬および選手に限定されなければならない。トレーニングから競技参加までの間には、馬に適当な休養期間を与えなければならない。輸送後にも休養期間を与えるべきである。

b) 健康状態

競技参加適性がないと判断された馬は、競技への参加または参加の継続をすることはできない。その馬の参加適性に疑義のある場合には獣医師のアドバイスを求めること。

c) ドーピングと薬物

ドーピング行為および薬物の不法使用またはそれらの行為を意図することは、ウェルフェアに係わる深刻な問題であり、認められていない。いかなる獣医

学的な治療であっても、治療後には競技の前に完全に回復するだけの十分な時間が必要である。

d) 外科的処置

競技馬のウェルフェアあるいは他馬および／または選手の安全をおびやかすあらゆる外科的処置は認められていない。

e) 妊娠牝馬／出産直後の牝馬

妊娠 4 ヶ月以降または仔馬を伴っている牝馬は競技に参加させてはならない。

f) 扶助の誤用

馬に対して過剰な負担となる騎乗あるいは器具（鞭や拍車など）による過剰な扶助は認められていない。

3. 競技会が馬のウェルフェアを損なってはならない。

a) 競技場

馬は適当かつ安全な路面上で馬のトレーニングと競技を行わなければならない。すべての障害物および競技環境は馬の安全を考慮してデザインしなければならない。

b) 路面

馬の通行路や、トレーニングあるいは競技を行う馬場の路面はすべて、傷害を引き起こす要因を取り除いてデザイン、維持されていなければならない。

c) 異常な気象条件

馬のウェルフェアあるいは安全が確保できない気象条件の下では、競技を実施してはならない。競技参加後の馬のために、馬体を冷やす環境および設備を整えなければならない。

d) 競技会場の厩舎

馬房は安全かつ衛生的で、換気が良く、快適であり、馬の品種と性質に適応できるだけの十分な広さがなければならない。水の使える洗い場が常設されていなければならない。

4. 馬の人道的な扱い

a) 獣医学的治療

競技会においては常に獣医学的な専門技術が提供されるべきである。もし馬が競技中に受傷、あるいは疲弊した場合、選手は競技を中止し、獣医師の診断を受けなければならない。

b) 救急センター

必要であれば、さらなる検査および治療のために、馬は救急車で最寄りの治療施設に搬送されなければならない。受傷した馬には輸送前に最大限の手当てを施すこと。

c) 競技におけるケガ

競技中に発生した傷害については調査が行われるべきである。競技場路面の状態、競技出場の頻度、その他の危険要因について、傷害の発生を最小限に食い止めるために、注意深く調査しなければならない。

d) 安楽死

傷害が重篤なものである場合、その馬は可及的速やかに獣医師によって安楽死処置を行う必要がある。安楽死は苦痛を最小限にする人道的な方法で行われなければならない。

e) 引退

競技から引退した馬は、人道的に扱われなければならない。

5. 教育

FEI は馬術スポーツに係わるすべての者が、競技馬のケアおよび管理に関する知識について、可能な限り高いレベルの教育を受けることを推進する。

馬のウェルフェアのための馬スポーツ憲章は、あらゆる意見を受け入れて、適宜改正される。新しい研究成果に注目するとともに、FEI はウェルフェアに関する研究のための助成およびサポートをいっそう促進する。

第1章 はじめに

第200条 概要

1. 障害馬術競技とは、障害物を配置したコースを用いて様々な条件のもとで馬と選手のコンビネーションが審査される競技である。この競技は飛越における馬の自由な動きやエネルギー、技能、速度、従順性、および選手のホースマンシップを具現することを目的とする。競技を統制するためには厳格かつ詳細な障害馬術規程を定めることが肝要である。
2. 選手が障害物の落下、拒止、規定タイム超過などの過失を犯した場合には減点される。競技の種類によるが、減点の最も少ない選手、あるいは走行タイムの最も早い選手、得点の最も多い選手が優勝となる。
3. 障害馬術競技の多様性が推奨される。競技やコースに変化をもたせることは選手や観客の関心を高める大切な要素であり、従って本障害馬術規程は障害馬術競技に適用される諸規程を画一化するものではあっても競技の本質を画一化するものではない。
4. 一般規程と障害馬術規程に記載の要件を遵守するという条件で、障害馬術部門ディレクターは障害馬術委員長と協議のうえ、他種の競技を許可する場合がある。各競技の詳細な競技条件は、競技会の実施要項とプログラムに明記しなければならない。FEIが競技の開催条件を承認しない限り、組織委員会は競技の実施を認められない。これらの競技を開催する諸条件は、書面にてFEIの承認が必要である。
5. 競技はすべての選手に公平でなければならない。その為には公式ビデオ記録など、利用できるあらゆる技術的支援を駆使し、FEI諸規程に則ってその責務を遂行するFEI役員を支援することが認められる。公式なビデオ記録がFEI諸規程に即して認可されるには、公式成績発表後30分以内に競技場審判団長への提出が必要である。公式なビデオ記録とは、当該大会前に組織委員会および/またはFEIに指名された代表放送局および/または認定放送局および/または選定されたビデオ収録会社が記録したビデオとする。いかなる状況下でも、その他の組織が撮影したビデオは認められない。ビデオ記録を用いて再考するかどうかは競技場審判団長の判断に任される。競技場審判団がビデオ証拠を信頼し、成績発表後に競技結果を変更する場合には、このビデオ記録に元の裁定あるいは判断が誤っていたとする確固たる証拠がなければならない。ビデオ記録は選手の走行タイムを測定する目的で使用してはならない（障害馬術規程 229.5 条参照）。ビデオの使用はいかなる場合も適用規定

の範囲内とし、その使用によって現行規定を変えるものであってはならない。水濠障害については、水濠障害審判員の判断が最終である（障害馬術規程第211条8参照）。

6. 経費

6.1 チーム監督、チーム獣医師、選手、グルーム、馬

- 6.1.1 シニア対象の世界選手権と大陸選手権の組織委員会は、公式チームに属するチーム監督、チーム獣医師、選手、馬、およびその馬のグルームについて、ホースインスペクション前日から競技会終了翌日までの宿泊費と食費を負担するとともに、開催国 NF 国内での船または航空機からの馬の積み降ろしと、それらへの積み込みの費用、検疫費用、関税も含め、開催国 NF の国境あるいは到着地点から競技会場までの旅費を負担しなければならない。帰路も同様とする。
- 6.1.2 CSIO の組織委員会は、公式チームに属するチーム監督、選手、馬、およびその馬のグルームについて、最初の公式競技前日から競技会終了翌日までの宿泊費と食費を負担しなければならない。CSIO については旅費の償還義務はない。組織委員会の裁量により、CSIO にて公式チームに加えて参加申込をした個人選手についても、上記条件の一部または全部を適用する場合がある。
- 6.1.3 CSIO の組織委員会は、チーム獣医師について最初の公式競技前日から競技会終了翌日までの食費を負担しなければならない。
- 6.1.4 組織委員会は実施要項で発表した期間以外での経費、あるいは公式チームに随行した同行者の旅費や滞在費については一切支払う義務がない。
- 6.1.5 FEI 諸規程に別段の定めがない限り、選手およびグルームの旅費と宿泊費、厩舎代と馬糧経費の規模を実施要項に記載する必要があり、また妥当な額の宿泊費および食費を負担しなければならない。

6.2 役員の経費

- 6.2.1 組織委員会は以下の通り、すべての役員の旅費、宿泊および食費を負担しなければならない。
 - 6.2.1.1 旅費の立替清算
役員には、渡航に要する時間や乗り継ぎなどを最小限に減らして便宜を図った旅程を提示するものとする。渡航プランについては、先ず当該役員へ

提示して了解を得たうえで予約をとらなければならない。6時間以上のノンストップフライトの場合はビジネスクラスを提供しなければならない。いかなる場合でも組織委員会と役員との間で個別に渡航手配を行うことができる；例：エコノミークラスのフライト利用であれば日当を高くする。

6.2.1.2 交通機関

空港とホテル間の移動手段については役員と事前に連絡をとり、適切な手配を行う。自宅から自国空港までの交通機関費用あるいは自国空港の駐車料金は、組織委員会が立替清算をしなければならない。組織委員会が到着空港／駅からホテル／競技会場までの交通機関を提供しない場合は、かかった経費の全額が当該役員に払い戻される。

6.2.1.3 食事

競技会期間中はすべての役員に、（朝食に加えて）1日2回の適切な食事を提供しなければならない。組織委員会がその提供を怠った場合、審判員は1食につき25ユーロの日当追加を求めることができる。

6.2.1.4 宿泊

朝食付きで3*以上のホテル宿泊を提供するものとする。他の役員との同室は不可。

6.2.1.5 技術代表を除くすべての役員に対する報酬（日当）

FEIすべての役員に対して競技会期間中は少なくとも以下に示す日当を提供しなければならない。この諸経費に対する報酬は、該当する税金を組織委員会が支払った後の手取り額である。また職務遂行日程の他に移動日がある場合には、1日を上限として日当が加算される。

競技会	競技場審判団長 外国人審判員 チーフスチュワード 外国人スチュワード	他のすべての役員
世界共通		
選手権/ CSI(O)4*(-W) - CSI(O)5*(-W)	250 ユーロ	175 ユーロ
ヨーロッパ&北米		

CSI(O)3*(-W)	250 ユーロ	175 ユーロ
CSI(O)1*(-W) – CSI(O)2*(-W) / CSIO-Y/J/P/Ch / CSIYH1* - CSIYH2* / CSI- U25/Y/J/Ch/V/Am Cat. A & B / CSIP	175 ユーロ	150 ユーロ
その他すべての地域		
CSI(O)1*(-W) – CSI(O)3*(-W) / CSIO-Y/J/P/Ch / CSIYH1* - CSIYH2* / CSI- U25/Y/J/Ch/V/Am Cat. A & B / CSIP	120 ユーロ	120 ユーロ

2 つ以上の CSI あるいは CSIO が開催される競技会については、提供される日当の下限は当該競技会で最も高いスターレベルに準拠しなければならない。

6.2.1.6 技術代表に対する報酬（日当）

FEI 障害馬術競技会と選手権に FEI が選任した技術代表へは、競技会期間中と会場への技術代表事前訪問の期間について、少なくとも 300 ユーロの日当を提供しなければならない（マルチスポーツ大会には適用しない）。この諸経費に対する報酬は、該当する税金を組織委員会が支払った後の手取り額である。また職務遂行日程の他に移動日がある場合には、1 日を上限として日当が加算される。

6.2.2 組織委員会が渡航経費を負担する FEI 選任役員は、組織委員会と合意のうえ選任される。

6.3 他の FEI 選手権、FEI 障害馬術ワールドカップ™ ファイナル、ロンジンネーションズリーグ™ ファイナル、オリンピック大会における諸経費については、これら当該競技会の規則を参照のこと。地域選手権と地域大会での諸経費は組織委員会の判断に任される。

7. 組織委員会が資金上の義務を果たせないのではないかと、何らかの理由により FEI が推測した場合、その該当 NF には銀行保証などの財務保証、あるいはエスクロー勘定により競技会を保証するよう求める権限がある。情報を競技会実施要項に記載し、競技会がそのような財務保証を受けているか否かを示

す。競技会で賞金支払いが不履行になる可能性があるとして FEI が認識した場合、参加選手にはその所属 NF を通じて通知される。あらゆる予防措置を講じても組織委員会が FEI と選手に対して金銭的債務を果たせなくなった場合は、すべての債務が決着するまで、新たな競技会を開催することは認められず、さらに組織委員会が開催を希望する次の競技会で見込まれる賞金総額は、事前に組織委員会と当該 NF との共有口座に確保されなければならない。

8. カレンダー（一般規程第 112 条と付則 K も参照）

カレンダーに関わる関連条項については、FEI 一般規程を参照のこと。

疑念を避けるために記すと、以下に記載（第 200 条 8）の CSI5* と CSIO5* 競技会関連事項はすべて CSI5*-W と CSIO5*-W 競技会にも適用する。

CSI5* と CSIO5* 競技会は、FEI 障害馬術ワールドカップ™ ファイナルあるいは ロンジンネーションズリーグ™ ファイナルと重複してはならない。

シニア 障害馬術世界および大陸選手権 の開催週の月曜日から全開催期間にかけては、FEI 障害馬術ワールドカップ™ 競技、CSI4*、CSIO4*、CSI5* あるいは CSIO5* を選手権と同一の大陸で開催することは禁止されている。

オリンピック大会の障害馬術競技会前 10 日間とすべての開催日、そして終了後 7 日間は、いかなる FEI 障害馬術ワールドカップ™ 競技（世界共通）も開催できない；パン-アメリカン大会の障害馬術競技会前 10 日間とすべての開催日、そして終了後 7 日間は、同一大陸でいかなる FEI 障害馬術ワールドカップ™ 競技も開催できない。

シニア世界選手権とオリンピック大会の障害馬術競技会、および FEI 障害馬術ワールドカップ™ ファイナル開催週の月曜日から全開催期間にかけては、ロンジンネーションズリーグ™ 競技会（世界共通）を開催することは禁止されている。

シニア 障害馬術大陸選手権開催週の月曜日から全開催期間にかけては、ロンジンネーションズリーグ™ 競技会を選手権と同一の大陸で開催することは禁止されている。

パン-アメリカン大会の障害馬術競技会 開催週の月曜日から全開催期間にかけ

ては、ロンジンネーションズリーグ™競技会をアメリカで開催することは禁止されている。

アジア大会の障害馬術競技会開催週の月曜日から全開催期間にかけては、ロンジンネーションズリーグ™競技会をアジアで開催することは禁止されている。

9. 厩舎

すべての馬は大会期間中、組織委員会が提供した公式厩舎へ入らなければならない。競技場審判団の許可なく組織委員会が提供した公式厩舎ではない厩舎へ馬を移動させた場合、その馬は当該競技会から失格となる。

第2章 アリーナとスクーリングエリア

第201条 アリーナ、スクーリングエリア、練習用障害物

1. アリーナは四方を囲まれていなければならない。競技中、馬がアリーナ内にいる間はすべての出入口を物理的に閉鎖しなければならない。
2. 屋内アリーナは短辺が 25m 以上で、1,200 m²以上の広さがなければならない。屋外アリーナは短辺が 50m 以上で、4,000 m²以上の広さがなければならない。状況により FEI 障害馬術ディレクターが障害馬術委員長と協議のうえ、この規則に関する例外を認めることがある。

3. スクーリングエリア

組織委員会は、適正なトレーニング条件として十分な広さを持つスクーリングエリアを最低1ヶ所は提供しなければならない。少なくとも垂直障害1個と幅障害1個を用意する必要がある。またグラウンドは馬のトレーニングに適切な状態でなければならない。参加選手数が多く、また十分なスペースがある場合には障害物を追加して提供するべきである。これらの障害物はすべて通常の方法で構築し、赤と白の標旗を設置しなければならない。しかしこのような標旗に代えて、テープやペンキなどで障害物のソデあるいは支柱の上端を白色や赤色にしてもよい。

スペース的に余裕があり参加選手数が多い場合は、スクーリングエリアを別に1面設けることができる。

スクーリングエリアが一般の人々もアクセスできるようなエリアに位置している場合は、安全上の理由により、周囲に幅約1メートルのバッファゾーンを設けて、一般の人が馬と直接接触しないようにしなければならない。

4. 練習用障害物

組織委員会が提供した障害用資材以外のものを用いることは禁止され、これに違反した場合は失格および／または罰金が科せられる（障害馬術規程第242条2.6と第240条2.5参照）。練習用障害物は標旗の指示方向にしか飛越してはならない。練習用障害物のいかなる部分も物理的に人が支えてはいけない。

4.1 グラウンドラインは障害物正面の真下、あるいは踏切側手前1.00m以内に置くことができる。垂直障害の踏切側にグラウンドラインを一本置く場合には、それと同じ距離で障害物着地側にもグラウンドラインを一本置くことができるが、距離は1.00m以内とする。幅障害の着地側には、グラウンドラインを置いてはならない。

4.2 高さ1.30mあるいはそれ以上の障害物では、グラウンドライン使用の有無にかかわらず、障害物踏切側に最低2本の横木を設置しなければならない。低い方の横木は常に1.30m未満の高さであること。練習用障害物の低い方の横木は片端を掛け金にのせなければならない。もう片方の端はグラウンド上に置いてよい。

4.3 もし障害物最上段にクロスバーを使う場合は、個々に落下するよう設置しなければならない。横木の上端は掛け金にのせることとする。しかしクロスバー後方に水平横木を置くことはでき、その場合はクロスバー中央より少なくとも20cm高くしなければならない。

4.4 障害物のトップポールは両端とも必ず掛け金にのせなければならない。もし横木を掛け金の端にのせる場合は、踏切側に近い部分ではなく着地側の方へのせなければならない。

4.5 障害物の高さ最大が1.40mあるいはそれ以下の競技において、練習用馬場で使用できる障害物は、進行中の競技にて使われている障害物の高さおよび幅の最大実測値から10cmを超えない範囲とする。進行中の競技に使われている障害物の高さが1.40mを超える場合は、練習用馬場で使用できる障害物の高さを1.65mまで、幅は1.80mまでとする。

この条項はポニーライダーを除くすべてのカテゴリーに適用できる；ポニー障害馬術競技会の練習用馬場における障害物の高さの上限については付則11、第17条を参照のこと。

4.6 横木が持ち上げられている場合、あるいはその片端もしくは両端が掛け金にのせられている場合に、馬を常歩で通過させることは認められない。

4.7 組織委員会は水濠障害を模した障害用資材を提供することができる。

5. スクーリング、運動、ジムナスティックスおよびトレーニング

5.1 選手はグラウンドに置き横木を用いてジムナスティックスを行うことができるが、この目的に使用できる障害物の高さは1.30mまでとする。このような障害物を使用する選手は、肢たたきに関する規定に違反してはならない（障害馬術規程第243条2.1参照）。十分なスペースがあれば、ストライドなしで設置した連続障害（インアンドアウト/バウンス練習）を使ったトレーニングが許可される。このような運動には高さ1.00m以内の障害物を3個まで利用できる；障害間距離は2.50m以上、3.00m以下とする。

競技出場のための準備運動では、上述のジムナスティックス/トレーニングは許可されない。

5.2 置き横木：十分なスペースがある場合は、高さ1.30m以下の垂直障害の踏切側に2.50m以上離して置き横木を用いることができる。置き横木は着地側にも置くことはできるが、速歩で飛越する場合は2.50m以上離し、駈歩通過の場合は3.00m以上離すこととする。障害物から約6.00m以上離して飛越側か着地側のいずれか、または両方に置かれた横木は置き横木とみなされないため、垂直障害およびオクサーのいずれでも使用が認められる。

競技出場のための準備運動では、上述のような置き横木は使用できない。

5.3 運動とトレーニング：午前中の数時間はスチュワード1名を常駐させて、選手が運動やトレーニングを行えるよう、可能な限り準備を整える必要がある。選手は障害馬術規程第201条4、第201条5、第201条6に違反しない範囲で障害物にマイナーな変更を加えることができるが、それが顕著な変更となる場合はスチュワードの許可を得て行う必要がある。

6. 十分なスペースがあって正しい障害間距離で設置する場合に限り、コンビネーション障害の使用が認められる。障害用資材は組織委員会が用意しなければならない。

トレーニングエリアが混んでいる場合、選手は単独障害のみ使用できる。

7. スクーリングエリアの使用中は、必ずスチュワードが監視していなければならない。

8. ウォームアップエリアに入れる馬の頭数は、その大きさによる。チーフスチュワードはウォームアップエリアの広さにより、また安全対策を考慮して頭数制限を行う権限を有する。

第 202 条 アリーナへの立ち入りと練習用障害物

1. 選手が徒歩でアリーナへ入場できるのは、各競技前のコース下見 1 回のみであり、これにはジャンプオフのある競技も含まれる。アリーナ入場口や、目立つようアリーナ中央に「アリーナ閉鎖」を表示して、アリーナへの入場を禁止する。アリーナ内への入場が許可されるのは競技場審判団がベルを鳴らして入場の合図をした時と、「アリーナ開放」の表示がある場合である。また場内放送でのアナウンスも必要である。ただし異なるコースで 2 回走行が行われる競技では、2 回目の走行前に下見をすることができる。
2. 練習用施設が著しく限られている競技会については、組織委員会が競技場審判団の合意を得た上で、時間を定めてアリーナを練習に開放することができる。
3. スクーリングエリアが不適切もしくは使用できない場合は、コースに使われていない練習用障害物をアリーナ内に 1 個設置しなければならない。その他の状況下ではいかなる競技においても、任意障害あるいは練習用障害物を設置することはできない。一部の特別競技（六段障害飛越競技やピュイッサンズ競技など）においては、競技場審判団の判断により、1 回目あるいは2回目のジャンプオフ後に残っている選手はアリーナ内に待機していなければならないことがある。この場合、競技場審判団はアリーナ内に練習用障害物 1 個の設置を認めなければならない。
4. 練習用障害物は高さ 1.40m、幅 1.60m 以内の幅障害、あるいは高さ 1.40m 以内の垂直障害とし、必ず赤と白の標旗を設置するが番号は付けない。この障害物の大きさは競技中に変更してはならない。この障害物の飛越試行は 2 回までとする。この障害物を 3 回以上飛越、または飛越しようと試みた選手は失格となる場合があり、加えて罰金を科すことができる（障害馬術規程第 242 条 2.3 と第 240 条 2.6 参照）。

練習用障害物を間違った方向から飛越した場合は失格となる（障害馬術規程第 242 条 2.7 参照）。

選手には練習用障害物の飛越に最大 90 秒が与えられ、競技場審判団によるベルの合図でカウントが始まる。

練習用障害物における落下、拒止あるいは逃避は、飛越行為 1 回とみなされる。1 回目の試行で拒止があり、障害物の落下もしくは移動を伴った場合は、この練習用障害物が復旧された時点で 2 回目かつ最終飛越を試みることができる。障害物の復旧に要した時間は 90 秒には含まれない。

競技場審判団は選手が練習用障害物の飛越試行を終了した後、もしくは 90 秒が経過した時点で競技走行開始の合図をしなくてはならない。このベルの合図後に、1 回しか試行していない選手は 2 回目の飛越を試みてもよいが、スタートラインを正方向から 45 秒以内に通過しなければならない；これを怠った場合は走行タイムの計測が開始される（障害馬術規程第 203 条 1.2 参照）。

5. 競技開始前に行われるパレードの最中に選手はアリーナ内の障害物を飛越したり、飛越しようとしてはならない。この条項に違反した場合は失格となる場合がある（障害馬術規程第 242 条 2.4 参照）。
6. 入賞者は競技場審判団の許可を得て、プレス向けに障害物を 1 個飛越することができるが、その後の走行に使用される障害物ではないものとする。この行為は奨励されるものではない。

第 203 条 ベル

1. ベルは選手とのコミュニケーション手段である。競技場審判団メンバー 1 名がベルを担当し、この使用に責任を負う。ベルは次の場合に使われる：
 - 1.1 コースの準備が終わり、選手に下見のためアリーナ入場を許可すること（障害馬術規程第 202 条 1 参照）と下見終了を伝える；
 - 1.2 スタートの合図を送り、アリーナに隣接して設置されたスコアボードのタイム表示装置、あるいはこれに代わる表示装置にて 45 秒のカウントダウンを開始する。

45 秒のカウントダウンは選手が走行開始前に使える時間を示す。予期できぬ状況が発生した場合は、競技場審判団にこの 45 秒カウントダウンを中断する権限がある。スタートの合図から人馬コンビネーションが正方向からスタートラインを通過するまでに生じた不従順などの偶発事例は減点されない（障害馬術規程第 235 条 3 参照）。しかし人馬コンビネーションが競技アリーナに入場した時点からスタートライン通過までのいかなる時点でも、落

馬または人馬転倒があった場合は、走行開始の合図が出されていたか否かにかかわらず、同コンビネーションは当該ラウンドあるいは当該競技に出場することは認められず、しかるべくベルを鳴らす必要がある。

ベルが鳴ってから第 1 障害を飛越するまでにスタートラインを正方向から 2 回目通過した場合は、不従順とみなされる。

しかし状況に鑑み、競技場審判団はその判断でスタートを有効化せず、あるいはスタート手順を取りやめ、再度スタートの合図を行ってカウントダウンを再開する権限を有する。

- 1.3 何らかの理由や予期せぬ事態により選手の走行を中断させるため、および中断後に走行再開の合図をする（障害馬術規程第 217 条 4 と第 233 条参照）；
 - 1.4 不従順によって落下した障害物が復旧されたことを選手に合図する（障害馬術規程第 233 条参照）；
 - 1.5 長めの合図を繰り返して、選手が失権となったことを知らせる。
2. 障害馬術規程第 233 条 2 に特段の記載がある場合を除き、選手が停止の合図に従わない場合は競技場審判団の判断により失権となる（障害馬術規程第 241 条 4.5 参照）。
 3. 走行中断後に選手が走行開始のベルの合図を待たずに走行を再開し、障害物を飛越したり飛越しようとした場合、その選手は失権となる（障害馬術規程第 241 条 3.14 参照）。

第 204 条 コースと全長測定

1. 競技場審判団は競技開始前にコースの下見を行い、これを検証しなければならない。コースとは、乗馬した選手が競技中に正方向からスタートを通過してフィニッシュに至るまでに走行するであろう軌跡を言う。全長は馬が通常走行するライン上を短距離部分で正確に測定してメートル表示するが、カーブする箇所では特に通常の走行ラインに留意する。この通常走行するラインとは障害物の中央を通るものとする。
2. 選手権競技やオリンピック大会、FEI 障害馬術ワールドカップ™、ネーションズカップ/ロンジンネーションズリーグ™、グランプリ競技では、コースデザイナーが正確にコース全長を測定したことを競技場審判団長あるいは同団長により指名された人物が確認しなければならない。選手権、ファイナル、

大会、すべての5*競技会とともに、FEI 障害馬術ワールドカップ™ とネーションズカップ/ロンジンネーションズリーグ™ 競技を含めてロンジン・ランキングにカウントされるすべての競技では、競技場審判団長あるいは同団長により指名された人物がコースデザイナーとともにコースを歩き、距離測量器を使ってコースが適正に測定されていることを確認しなければならない。例外として、障害馬術規程第204条3に記載の条件が適用される場合は、競技場審判団がタイムを変更できる。

3. 一度競技が開始されると、コースデザイナーおよび技術代表（選任されている場合）と協議のうえ、競技場審判団だけがコース全長測定に著しい誤りがあったと結論づけることができる。これは遅くとも、不従順やその他いかなる中断もなしにコースを完走した選手が3名出るまでとし、これら3選手は45秒のカウントダウン終了前にコース走行を始めていなければならない。そして次の選手が走行を開始する前に判断する。この場合、競技場審判団は規定タイムを変更することができる。規定タイムが延ばされた場合、この変更前にコース走行を終了している選手については、その変更に従ってスコアを修正する。規定タイムの短縮は、既に走行を終了している選手が規定タイムの変更によりタイム減点を受けない範囲でのみ可能である。
4. フットィング状態が悪化した場合、当該競技の最初の選手がスタートする前であれば、競技場審判団は実施要項に記載された規定速度を変更できる。
5. メートル表示のコース全長は、競技に使用される障害物総数×60を超えてはならない。
6. スタートラインとフィニッシュラインは、第1障害および最終障害から6m～15m以内の距離で設置しなければならない。これらのラインは両方とも、全面赤の標旗を右側に、全面白の標旗を左側に設置しなければならない。スタートラインとフィニッシュラインには「S」（＝スタート）と「F」（＝フィニッシュ）の文字を書いたマーカーも設置しなければならない。

第205条 コースプラン

1. コースデザイナーは、コース詳細をすべて正確に示したコースプランのコピーを競技場審判団へ渡さなければならない。競技場審判団に渡されたコースプランのコピーをアリーナ入場口にできるだけ近い場所へ掲示しなければならない。各競技開始の遅くとも30分前までにはこれを掲示するものとする；該当する場合は、コースデザイナーがコース測定を終了した後、当該競技開始前30分以降に規定タイムをコースプランに追記することができる。すべての

競技会において、コースデザイナーが測定したコース全長を事前に掲示されるコースプランに記載しなければならない。

2. 障害馬術規程に定める特定競技の場合を除き、障害物は飛越順序に従って番号を付けなければならない。
3. コンビネーション障害に付ける番号は 1 つとする。競技場審判団と選手に分かりやすくするため、コンビネーションの各障害物にこの番号を繰り返し表示できる。その場合は区別するために文字を加える（例：8A、8B、8C など）。
4. コースプランには以下の項目記載が必要である：
 - 4.1 スタートラインとフィニッシュラインの位置。別段の記載がない限り、走行中にこれらのラインを再度通過しても減点対象とならない；
 - 4.2 障害物の相対的な位置、障害物の種類（幅障害、垂直障害、トリプルバー）、障害物に表示される通し番号と文字表示；
 - 4.3 左側に白標旗、右側に赤標旗で表示した回転義務地点；
 - 4.4 選手が通過すべきコースを継続したラインで示したり（この場合、選手は正確にこのコースを通らなければならない）、矢印で各障害物の飛越方向を示す（この場合、選手はコースを自由に選択できる）。制限のないコースに回転義務地点を指定する場合は、同一プラン上に継続したラインと矢印で示さなければならない；
 - 4.5 使用するペナルティ一覧；
 - 4.6 競技での走行速度（適用する場合）；
 - 4.7 コース全長；
 - 4.8 規定タイムと制限タイム（ある場合）；または障害馬術規程に定める特定競技では指定タイム；
 - 4.9 ジャンプオフに使用される障害物、コース全長、規定タイム、制限タイム；
 - 4.10 完全閉鎖もしくは一部閉鎖とみなされるコンビネーション障害（障害馬術規程第 214 条参照）；
 - 4.11 コースに関する競技場審判団の決定および／または変更事項。

第 206 条 コースの修正

1. 状況によりやむを得ず、既に掲示されたコースプランを修正する必要がある場合は、競技場審判団の合意をもってのみ変更できる。この場合、各チーム監督と個人選手全員へ変更事項の伝達が必要である。
2. 一度競技が開始された後は障害馬術規程に別段の記載がない限り、その競技

の開催条件を修正したり、コースや障害物を変更してはならない（第 204 条 3 参照）。競技を中断する必要が生じた場合（激しい雷雨や照明の不備など）は、同じ障害物とコースを使い、できるだけ同じ条件下で中断した段階から競技を続行しなければならない。しかしネーションズカップ（該当する場合はロンジンネーションズリーグ™競技）については、障害馬術規程第 264 条 3.6 を適用する。

3. 上記 2.にかかわらず、競技場審判団の意見により状況の悪化あるいは他の異例な状況により必要と判断された場合は、ラウンド中もしくはラウンドとラウンドの合間に障害物の位置を移動させることができる。水濠障害や乾壕、固定障害のように移動できない障害物の場合はコースから外す。障害物がラウンド中にコースから外された場合は、変更以前に走行を終了している選手で当該障害にて減点があった選手については、障害減点やそれに伴うタイム修正を取り消し、スコアを調整しなければならない。しかし、既に発生した失権とタイム減点はすべてそのままとする。
4. 上記 3.により変更されたコースについて、必要であれば規定タイムと制限タイムを新たに設定する。

第 207 条 標 旗

1. 全面赤と全面白の標旗を用いて、次のようなコース詳細を示さなければならない：
 - 1.1 スタートライン；「S」と記したマーカーも設置しなければならない（障害馬術規程第 204 条 6 参照）；
 - 1.2 障害物の限界；標旗は障害物の支柱のどの部分に装着してもよい。また標旗を単独で立てても構わない。垂直障害については赤旗と白旗を 1 本ずつ設置し、幅障害の限界を示すには少なくとも 2 本ずつの赤旗と白旗を設置しなければならない。これらの標旗はスクーリングエリアに提供される障害物（障害馬術規程第 201 条 3）、あるいはアリーナ内の練習用障害物（障害馬術規程第 202 条 3）の限界を示すためにも使用しなければならない；スクーリングエリアでは、標旗の代わりに上端が赤色あるいは白色の障害物のソデ／支柱を使用してもよい；
 - 1.3 回転義務地点；
 - 1.4 フィニッシュライン；「F」と記したマーカーも設置しなければならない（障害馬術規程第 204 条 6）。

2. 障害物、スタートライン、フィニッシュライン、回転義務地点において、選手は必ず標旗の間を（赤旗を右手に、白旗を左手に見て）通過しなければならない。水濠障着地側の限界を示す標旗のポールは、砕けたり割れたりせず、またこれに当たった時には曲がるような素材で作る必要がある；標旗には尖った先端や角があってはならない。
3. 選手が標旗間を正しく通過しなかった場合は、戻って正しく通過してから走行を続行しなくてはならない。修正を行わなかった場合は失権となる（障害馬術規程第 220 条 2 参照）。
4. アリーナ内で標旗を転倒させても減点にはならない。障害物や回転義務地点、フィニッシュラインの限界を示す標旗を不従順や反抗によって（これらのラインを通過せずに）転倒させたり、予期せぬ事情により倒れた場合は、標旗の再設置を直ぐには行わない；選手は走行を継続しなければならず、障害物／回転義務地点は標旗が元の位置にあるものとして審査が行われる。この標旗は次の選手にスタートの合図を出す前に再設置しなければならない。

しかしながら、水濠障害や自然障害の限界を示す標旗が不従順や予期せぬ事情により転倒し、この標旗の転倒によって障害物の性質が変わってしまった場合には、競技場審判団が当該選手の走行を中断させる。標旗が再設置される間は時計を止め、障害馬術規程第 232 条の手順に従ってタイム修正の 6 秒を適用する。

5. 特定の競技では、スタートラインとフィニッシュラインを両方向から通過する場合がある。この場合は 4 本の標旗を使用し、赤旗 1 本と白旗 1 本をラインの各々の端に設置する。

第 3 章 障害物

第 208 条 障害物－概略

1. 障害物は全体の形状と外観が魅力に溢れ、変化に富み、周囲の環境によく合ったものでなければならない。障害物自体、およびこれを構成する各々のパーツも落下し得るものでなければならず、かつ軽すぎてわずかな接触でも落下するものであったり、重過ぎて馬の転倒や怪我を誘引するものであってはならない。
2. 障害物はホースマンシップと公平性を念頭においてデザインしなければならない。

3. スポンサーつき障害物とは、標旗間に広告やスポンサー製品、またはそれを表現するような描写がある障害物のことを言う。障害物のソデに表示された広告あるいは製品描写の面積が 0.5m^2 を超える場合も、スポンサーつき障害物とみなされる。障害物のソデに 0.5m^2 以内の面積で広告が表示されている場合は、スポンサーつき障害物とみなさない。

FEI の名称つき競技会、および FEI が指定する他の競技会や競技では、FEI スポンサーつき障害物ガイドラインに従い、FEI がスポンサーつき障害物飛越回数を決定する。

4. 一般規程第 102 条 6 に則って分けられた競技会の範疇で行われるいかなる競技でも、第 1 ラウンドでの障害物の高さは：
 - (i) CSI1*競技会では 1.40m まで；
 - (ii) CSI2*競技会では 1.45m までとする。実施要項で高さを 1.45m と記載している競技では、競技に使用する障害物の高さをコースデザイナーの判断で記載より 3cm を限度として高くできる。
 - (iii) CSI3*競技会～CSI*5 競技会については、いかなる競技においても実施要項に記載できる第 1 ラウンドの障害物の高さ最大は 1.60m であるが、例外として FEI 承認シリーズにおける最終競技については高さ 1.65m と記載することが認められる。障害馬術規程第 208 条 7 も参照。

上記条項は六段障害飛越競技とピュイッサンス競技には適用しない（障害馬術規程第 262 条参照）。

5. 六段障害飛越競技とピュイッサンス競技を除いては、いかなる場合も障害物の高さが 1.70m を超えてはならない。幅障害は 2.00m を超えるものであってはならないが、例外としてトリプルバー（三段横木）の最大幅は 2.20m とする。この制限は 1 回あるいは数回のジャンプオフにも適用する。水濠障害の奥行は、踏切部分を含めて 4.00m を超えてはならない。
6. 横木とその他の障害物構成パーツは、掛け金（カップ）で支えるものとする。横木は掛け金の上で回転し得る状態になければならない；掛け金の深さは 18mm 以上、30mm 以内とする。2023 年 1 月 1 日付けで、掛け金の深さは 18mm 以上、20mm 以内とする。これはセーフティーカップにも適用する（詳細は第 210 条 1 参照）。特殊な障害物素材やプランク、欄干、障壁、ゲートなどの掛け金については、通常の掛け金よりも開いているか、あるいは

平らなものでなければならない。

7. この障害馬術規程と最終実施要項に記載された障害物の高さとの制限は、細心の注意を払って遵守しなければならない。しかし、障害物に使われている材料や設置された場所によって規定の大きさを多少超えるような場合は、規定の上限を超えたとはみなされないが、使用可能な材料を用いて実施要項に記載されている大きさの上限を超えないよう、最大限の努力を払っていることを条件とする。実施要項で高さ最大を 1.45m あるいはそれ以上と記載している競技では、競技に使用する障害物の高さをコースデザイナーの判断で要項記載の高さより 3cm を限度として高くできる。しかしインドア競技（パワーアンドスキル競技を除く）における障害物の高さは、いかなる場合でも 1.65m を超えてはならない。
8. 本障害馬術規程に明記されたもの以外で競技に使われる障害物については、実施要項に明示しなければならない。

第 209 条 垂直障害

1. その構造のいかんを問わず、同一垂直面で過失が判定される場合にのみ、垂直障害と称することができる。

第 210 条 幅障害

1. 幅障害は高さとの両方で飛越に努力を要するよう造られた障害物である。幅障害のバックポールや、トリプルバーのセンターポールとバックポールには掛け金として FEI 認可のセイフティーカップを使用しなければならない。2023 年 1 月 1 日付けで、幅障害のバックポールについてはセイフティーカップの深さを最大で 18mm とする；トリプルバーのセンターポール、あるいは他の障害物のロウアーポールに使用するセイフティーカップは最大で 20mm の深さとする。競技アリーナおよびスクーリングエリアでは認可されたセイフティーカップの使用が義務づけられる。
2. セーフティーカップに関する規則の遵守については競技場審判団長が責任を負う。外国人審判員はこれに関わるあらゆる規則違反を FEI へ報告する。競技会で使用される FEI 認可のセイフティーカップ業者の名称を実施要項に記載する。

第 211 条 水濠障害、垂直障害を伴った水濠障害、およびリバプール

1. 障害物を水濠障害と称するには水濠の手前、中間、着地側にいかなる障害物

も設置してはならない。水濠障害の奥行は 2.00m を超えなければならない、掘り下げる必要がある。水濠障害設営の詳細については付則 7 を参照のこと。水濠障害が付則 7 に記載の規格を満たさない場合は、障害馬術規程第 211 条 10 に記載されている通り、垂直障害を水濠の上に設置しなければならない。

2. 踏切側には高さが 40cm 以上、50cm 以下の踏切（生垣、小さい壁）を設置しなければならない。水濠障害正面の幅は奥行より 30%以上広くなければならない。
3. オリンピック大会、地域大会、FEI 選手権、CSIO、CSI では、厚さ約 1cm で対比色のプラスティシオンで覆った幅 6cm 以上、8cm 以内の着地板で水濠障害の着地側限界を明示しなければならない。このプラスティシオンは馬が踏んだときにはその都度、取り替える。馬が跡を残したときにはいつでも取り替えられるよう、予備の着地板とともにプラスティシオンを幾つか準備しておく必要がある。着地板は水際の地面に正しく固定しなければならない；競技場審判団によるコース視察時には、着地板の全長が水に接している状態でなければならない。
4. 水濠障害の底がコンクリートや硬い素材でできている場合は、ヤシ製あるいはゴム製マットのような柔らかい素材で覆わなければならない。
5. 水濠障害での過失は次の通り：
 - 5.1 水濠障害の限界を示す着地板に馬の 1 蹄またはそれ以上の蹄がのった場合。蹄または蹄鉄が着地板に接触して跡を残した場合は過失である；球節あるいはブーツの跡は過失とならない。
 - 5.2 馬の 1 蹄またはそれ以上の蹄が着水した場合。
6. 生垣や踏切部分にぶつかったり、これを転倒または移動させても過失とはならない。
7. もし 4 本の標旗のうち 1 本を落下または移動させた場合は、水濠障害審判員が標旗のどちら側を馬が通過したか見極めて、それが逃避にあたるか否かを判断する。逃避と判断した場合はベルを鳴らし、落下または移動した標旗が復旧されるまで計時を止め、障害馬術規程第 232 条に則って 6 秒を加算する。
8. 水濠障害審判員の決定は最終的なものである。このため水濠障害審判員は競

技場審判団メンバーでなければならない。

9. 水濠障害審判員は、水濠障害で減点のあった馬の個体識別番号と減点理由を記録しなければならない。
10. オープン水濠障害の上には高さ 1.50m までの垂直障害のみ設置でき、これに使用する横木の数に制限はないが、すべてに FEI 認可のセイフティーカップ（障害馬術規程第 210 条 1 参照）を使用する。垂直障害のトップポールのセイフティーカップは深さ 18mm とする；ロウアーポールのセイフティーカップは深さ 20mm までとする。垂直障害はこの水濠障害正面から 2.00m 以内に設置することとする。この障害物は水濠障害ではなく垂直障害として審査される。その為、限界を指定する着地板やその他の措置を講じる必要はない。着地板が使用されている場合は視覚的補助と考え、これに何らかの跡が残っても減点とはならない。踏切側の障害構成パーツが移動した場合でも同様に判断する。水濠障害の上に設置する垂直障害には、長さ 3.50m 以上の横木のみ使用できる。
11. 第 211 条 10 の例外として、障害物の下、手前あるいは背後に水を用いる場合（いわゆる「リバプール」）、（水の部分を含めた）障害物の奥行全長は 2.00m 以内とする。奥行き 2.00m を超えるオープンウォーターはリバプールとして使用できない。いかなるリバプール障害もウォータートレイの前端が正面横木と同一垂直面にあるか、あるいは正面横木の垂直面より前になければならない。
12. 投光照明のもとで行われる競技で水濠障害を使用できるか否かは、技術代表、もしくは技術代表が不在の場合は外国人審判員の判断に任される。
13. コースデザイナーと技術代表が照明の状態に鑑みて安全でないとする場合を除き、オリンピック大会と FEI シニア選手権では、大会／選手権の公式競技に水濠障害を 2 回以上、3 回を限度として使用しなければならない。どの競技に水濠障害を使用するかはコースデザイナーの判断で決定する。

第 212 条 コンビネーション障害

1. ダブル、トリプルもしくはそれ以上のコンビネーション障害とは、2 個あるいはそれ以上の障害物の集合を意味し、各障害間距離は 7m～12m とする（ただし、基準 C 採用のハンティング競技やスピードアンドハンディネス競技の場合、および障害間距離が 7m 未満の固定障害で 2 回以上の連続飛越を必要とす

るものを除く)。障害間距離は、着地側の障害物基底部から次の障害物の踏切側基底部までを測定する。

2. コンビネーション障害では、いかなる障害物も周回することなく、各障害物を別々に、かつ連続して飛越しなければならない。コンビネーション障害のどの障害物における過失も個々に減点される。
3. 拒止や逃避があった場合、選手はそのコンビネーション障害が完全閉鎖か一部閉鎖（障害馬術規程第 214 条参照）、あるいは六段障害飛越競技かオブスタクル・イン・ライン競技でない限り、このコンビネーション障害をすべて再飛越しなければならない。
4. コンビネーション障害を構成する各障害物における過失と再飛越の際の過失は個々に減点され、合算される。
5. コンビネーション障害では、トリプルバーは最初の障害物にのみ使用することができる：

第 213 条 バンク、堆土、傾斜路

1. 障害馬術規程第 213 条 2 に記載の場合を除き、バンク、堆土、傾斜路、サンカンロードはそれに障害物が設けられていてもいなくても、また飛越方向がどちらからであってもコンビネーション障害とみなされる（障害馬術規程第 212 条参照）。
2. 障害物が設置されていないか、あるいは 1 本か数本の横木のみがその上に設置されているバンクや堆土は、1 回で飛越しても良い。この方法で飛越しても減点対象とならない。
3. 高さ 1m 以内のテーブルバンクを除き、バンクや堆土、サンカンロード、崖錘、スロープ、傾斜路を屋内競技会に使用してはならない。

第 214 条 閉鎖コンビネーション障害、一部閉鎖コンビネーション障害、および一部開放コンビネーション障害

1. 四方を囲まれており、飛越以外には通過の方法がない場合には、このコンビネーション障害を完全閉鎖障害とみなす。
2. 閉鎖コンビネーション障害とは出入りのできる羊用囲い（四角形または六角

形)、もしくはこれに類似するもので、競技場審判団が閉鎖コンビネーション障害と判断したものとする。コンビネーション障害の一部が開放でもう一方が閉鎖である場合は、一部開放かつ一部閉鎖とみなす。拒止や逃避が生じた場合は次の要領で対処する(障害馬術規程第 219 条参照) :

- 2.1 閉鎖部分で不従順が生じた場合、選手はコースの表示方向へ飛越して出なければならない ;
- 2.2 開放部分で不従順が生じた場合、選手はそのコンビネーション障害のすべてを再飛越しなければならない。これを怠った場合は失権となる(障害馬術規程第 241 条 3.15 参照)。

不従順により障害物の落下および/または移動が生じた場合は、タイム修正の 6 秒が適用される。一度、障害物の囲いの中に入って拒止が生じた場合には、選手はコースの表示方向へ飛越して出なければならない。計時が再開された時点で 6 秒の減点が加算され、選手は走行を再開する。

3. 競技場審判団は競技前にコンビネーション障害を閉鎖とするか一部閉鎖とするかを決定しなければならない。この決定はコースプランに示さなければならない。
4. コースプランにコンビネーション障害が閉鎖か一部閉鎖なのか明記されていない場合は、開放コンビネーション障害とみなし、しかるべく審査される。

第 215 条 選択障害とジョーカー

1. 競技でコース上の 2 つの障害物に同一番号が付けられている場合は、選手はいずれの障害物を飛越するか選択できる :
 - 1.1 障害物の落下や移動を伴わずに拒止や逃避が生じた場合は、次の試行に際して選手は拒止あるいは逃避のあった障害物を飛越する義務はない。飛越する障害物を選択できる ;
 - 1.2 障害物の落下や移動を伴う拒止や逃避が生じた場合は、その落下あるいは移動した障害物が復旧され、競技場審判団がスタートの合図を出すのを待って、選手は走行を再開しなければならない。飛越する障害物を選択できる。
2. 選択障害の各々に赤色と白色の標旗を設置する必要がある。
3. ジョーカーは難しい障害物であり、ホースマンシップと公平性を念頭におい

てデザインしなければならない。これはアキュムレーター競技かトップスコア競技でのみ使用できる。

第4章 走行中のペナルティ

第216条 ペナルティ－概略

走行中に次のような事例にはペナルティが発生する：

1. 障害物の落下（障害馬術規程第 217 条参照）と水濠障害における馬の肢の着水、もしくは水濠障害限界を示す着地板に肢もしくは蹄鉄の跡が残った場合；
2. 不従順、（拒止、逃避、あるいは反抗）（障害馬術規程第 219 条参照）；
3. コースからの逸脱（障害馬術規程第 220 条参照）；
4. 人馬転倒または落馬（障害馬術規程第 224 条参照）；
5. 許可のない援助（障害馬術規程第 225 条参照）；
6. 規定タイムあるいは制限タイムの超過（障害馬術規程第 227 条と第 228 条参照）。

第217条 障害物の落下

1. 馬または選手の過失により、次のようなことが発生した場合は障害物の落下とみなされる：
 - 1.1 障害物全体あるいは同一垂直面上で上のパーツが落下したものの、落下したパーツが他のパーツに引っかかって落ちなかった場合（障害馬術規程第 218 条 1 参照）；
 - 1.2 少なくとも障害物の片側が掛け金のいかなる部分からも外れている場合。
2. 飛越方向を問わず、飛越中に障害物の一部や標旗に接触したり、これを移動させてしまっても、障害物の落下とはみなされない。疑念がある場合は、競技場審判団が選手に有利となるよう判断するべきである。不従順による障害物および／または標旗の落下や移動は、拒止としてのみ減点される。

不従順の結果、障害物（標旗の場合を除く）の移動が発生した場合はベルを鳴らし、復旧される間は時計を止める。この場合は落下とみなされず、不従

順でのみ減点され、障害馬術規程第 232 条に則ってタイム修正される。

3. 障害物の落下に対する減点は、基準 A と基準 C に記載の通り（障害馬術規程第 236 条と第 239 条参照）。
4. 落下した障害物の一部が他の障害物を飛越する際に妨げとなる場合はベルを鳴らし、これを除去してコース走行が可能となるまで時計を止める。
5. 適正に復旧されなかった障害物を選手が正しく飛越した場合は減点とならない；しかしこの障害物を落下させた場合は、競技で採用されている基準に従って減点される。

第 218 条 垂直障害と幅障害

1. 垂直障害もしくは障害物の一部が 2 つ以上のパーツで構成されており、これらが同一垂直面上で積み上げられている場合は、最上部が落下した時にのみ減点される。
2. 1 回の飛越で通過しなければならない幅障害が、同一垂直面上に位置しない複数のパーツで構築されている場合は、落下したパーツの個数や位置に関わりなく最上段にある 1 個か複数個のパーツが落下した場合にのみ 1 過失としてカウントされる。障害物の空間をうめる目的で使われる木や生垣は、減点対象とならない。

第 219 条 不従順

1. 次に述べる行為は不従順とみなされ、減点となる（障害馬術規程第 236 条と第 239 条参照）：
 - 1.1 拒止；
 - 1.2 逃避；
 - 1.3 反抗；
 - 1.4 コースのいかなる場所であれ、またいかなる理由があろうと、巻乗りと思われるもの、もしくは連続巻乗りを行った場合。コース上で要求されていない限り、直前に飛越した障害物のまわりを一周するのも不従順である。
2. 上記の記載にかかわらず、次に述べる行為は不従順とみなされない：
 - 2.1 逃避や拒止の後に、（障害物が復旧されているか否かにかかわらず）飛越態勢に入るために行う 45 秒以内の巻乗り。

第 220 条 コースからの逸脱

1. 選手が次のような走行を行った場合はコースからの逸脱とみなされる：
 - 1.1 発表されたコースプラン通りの走行をしなかった場合；
 - 1.2 スタートラインやフィニッシュラインの標旗間を正方向から通過しなかった場合（障害馬術規程第 241 条 3.6 と第 241 条 3.17 参照）；
 - 1.3 回転義務地点を通らなかった場合（障害馬術規程第 241 条 3.7 参照）；
 - 1.4 一部の特別競技を除いて、指定された順序あるいは方向へ障害物を飛越しなかった場合（障害馬術規程第 241 条 3.10 と第 241 条 3.11 参照）；
 - 1.5 コースの一部ではない障害物を飛越したり飛越しようとした場合、あるいはこれを抜かした場合。コースに含まれない障害物は閉鎖されるべきであるが、仮にアリーナ関係者がこれを閉鎖していなかった場合でも、コースの一部ではない障害物を飛越した選手は失権となる。
2. コースからの逸脱を修正しない場合、その人馬コンビネーションは失権となる（障害馬術規程第 241 条 3.6、第 241 条 3.7、第 241 条 3.17 参照）。

第 221 条 拒 止

1. 飛越しなければならぬ障害物の前で馬が止まった場合は、障害物が落下もしくは移動する、しないにかかわらず拒止とみなされる。
2. 障害物の手前で止まっても、後退したり障害物を倒したりせず、直ちにその場から障害物を飛越した場合は減点されない。
3. この停止が長引いて、馬が自発的であろうとなかろうと 1 歩でも後退した場合は拒止とみなされる。
4. 馬が滑り込みながらも障害物を押し倒して通り過ぎた場合、ベル担当の審判員はこれが拒止か障害物の落下かを速やかに判断しなければならない。当該審判員が拒止と判断した場合は直ちにベルを鳴らし、選手は障害物が復旧された時に速やかに再試行できるよう準備しなければならない（障害馬術規程第 232 条と第 233 条参照）。
- 4.1 審判員が拒止とみなさなかった場合はベルを鳴らさず、選手は走行を継続しなければならない。選手は障害物の落下で減点される。

- 4.2 コンビネーション障害では、ベルが鳴った後にコンビネーションの別の障害物を飛越しても失権の対象とならず、またその障害物を落下させたとしても減点されない。

第 222 条 逃 避

1. 馬が選手のコントロールから逃れ、飛越しなければならない障害物や、通過しなければならない回転義務地点を避けた場合は逃避とみなされる。
2. 馬が 2 本の赤標旗、あるいは 2 本の白標旗の間を飛越した場合は、障害物を正しく飛越したとみなされず、選手は逃避で減点され、再度、障害物を正しく飛越しなければならない。
3. 飛越しようとしている障害物、コンビネーションの一部、フィニッシュライン、もしくは回転義務地点の延長線上を馬体全体、あるいはその一部が通過した場合は逃避とみなされ、しかるべく減点される。

第 223 条 反 抗

1. 馬が前進を拒んだり、何らかの理由で止まったり、1 回もしくは数回にわたって多少なりとも半回転をしたり、もしくは理由を問わず後肢で立ち上がった後退した場合は反抗とみなされる。
2. 障害物が正しく復旧されていない場合や予期せぬ状況を競技場審判団へ知らせる場合を除き、いかなる時、あるいは理由であれ、選手が馬を止めた場合は反抗となる（障害馬術規程第 233 条 3.2 参照）。障害馬術規程第 241 条 3.4 に記載の状況を除き、反抗は拒止として減点される。

第 224 条 落馬または人馬転倒

1. 選手の落馬

1.1 競技アリーナにおける選手の落馬

選手の意思の有無にかかわらず、選手が馬体から離れて地面に接触するか、あるいは鞍上に戻るために何らかの支えまたは外部からの援助が必要となった場合は、落馬とみなされる。

- 1.2 落馬しないよう選手が何らかの形で体を支えたり、あるいは外部から援助を受けたことが明白でない場合は、選手に有利なように計らわなければならない。

2. 競技アリーナ以外での選手の落馬

不本意ながら選手が馬体から離れてしまった場合は、落馬とみなされる。選手が意図して下馬した場合は、落馬とみなされない。

3. 馬の転倒

馬の肩と後躯がともに地面についている、あるいは障害物と地面についた場合は、転倒とみなされる。

4. 選手の落馬または人馬転倒時に従うべきプロトコル

いかなる時点でも競技アリーナ、練習馬場、あるいは競技会場内のその他の場所で選手の落馬または人馬転倒があった場合、下記 4.1～4.3 に概説する条項に従い、当該選手は競技会メディカルサービス（メディカルサービスが対応できない場合は医師）のチェックを受けなければ、進行中のラウンドあるいは当該競技会における次のラウンドもしくは競技に出場できず、また馬は獣医師代表のチェックを受けなければ当該競技会における次のラウンドあるいは競技に出場できない。

4.1 競技アリーナにおける落馬または人馬転倒

4.1.1 ラウンド開始前の落馬または人馬転倒

ラウンド開始（障害馬術規程第 226 条 2 参照）前のいかなる時点でも選手の落馬または人馬転倒があった場合、当該人馬コンビネーションは失権とはならないが、そのラウンドへの出場が認められない；この場合、このコンビネーションの当該ラウンドにおける成績は「出場せず」と記載される。当該選手が 2 頭以上の馬をその競技に参加申込していた場合、同選手は競技会メディカルサービス（メディカルサービスが対応できない場合は医師）のチェックを受けなければ、進行中のラウンドに他の自馬で出場することが認められない。この事例の場合、必要と思われれば競技場審判団が当該選手に遅い出番を割り振ることがある。馬については、獣医師代表のチェックを受けなければ当該競技会における次のラウンドあるいは競技に出場が認められない。

4.1.2 ラウンド中の落馬または人馬転倒

ラウンド中（障害馬術規程第 226 条 2 参照）に選手の落馬または人馬転倒があった場合、当該人馬コンビネーションは失権となる（障害馬術規程第 241 条 3.25 参照）。当該選手が 2 頭以上の馬をその競技に参加申込していた場合、同選手は競技会メディカルサービス（メディカルサービスが対応できない場合は医師）のチェックを受けなければ、進行中のラウンドに他の自

馬で出場することが認められない。この事例の場合、必要と思われれば競技場審判団が当該選手に遅い出番を割り振ることがある。馬については、獣医師代表のチェックを受けなければ当該競技会における次のラウンドもしくは競技に出場が認められない。

4.1.3 フィニッシュライン通過後の落馬または人馬転倒

フィニッシュライン通過（障害馬術規程第 226 条 2 参照）後に選手の落馬または人馬転倒があった場合、当該人馬コンビネーションはそのラウンドで失権とはならない。同選手は競技会メディカルサービス（メディカルサービスが対応できない場合は医師）のチェックを受け、また当該馬は獣医師代表のチェックを受けなければ、ジャンプオフあるいは該当する場合は第 2 ラウンド、もしくは当該競技会におけるそれ以降の競技に出場が認められない。フィニッシュライン通過後の落馬または人馬転倒に関する詳細は障害馬術規程第 235 条 4 を参照のこと。

4.2 練習馬場での落馬または人馬転倒

競技の第 1 ラウンドあるいは第 2 ラウンドのために競技アリーナへ入場する前に、練習馬場にて選手の落馬または人馬転倒があった場合、当該選手は競技会メディカルサービス（メディカルサービスが対応できない場合は医師）のチェックを受け、また当該馬は獣医師代表のチェックを受けなければ、選手および／または馬は進行中のラウンドに出場が認められない。この事例の場合には必要と思われれば、競技場審判団が当該選手に遅い出番を割り振ることがある。ジャンプオフのために競技アリーナへ入場する前に、練習馬場にて選手の落馬または人馬転倒があった場合は、競技場審判団の判断で、当該選手が競技会メディカルサービス（メディカルサービスが対応できない場合は医師）のチェックを受け、当該馬が獣医師代表のチェックを受けるのに相応な時間を遅らせてジャンプオフを行うか、もしくは当該人馬コンビネーションをジャンプオフから失権とする場合もある。

4.3 競技会場内のいかなる場所であっても、選手の落馬または人馬転倒があった場合はそのすべてについて、競技場審判団は FEI 一般規程第 140 条 2 に従い、当該選手にそれ以降の競技および／または競技会出場を認めない権限を有する。

第 225 条 許可のない援助

1. スタートラインを正方向に通過してから最終障害飛越後にフィニッシュラインを通過するまでの間、選手や馬を助ける目的で行われた第三者による物理

的介入は、援助の依頼があったかどうかにかかわらず許可なき援助とみなされる。

2. 例外的に競技場審判団は選手が徒歩でアリーナへ入場したり、人から援助を受けることを認め、許可なき援助とみなさないことがある。
3. 走行中に馬上の選手に対して馬装や頭絡の調整を支援したり、もしくは鞭を手渡す行為は当該選手の失権となる。走行中に馬上の選手にヘッドギアおよび／または眼鏡を手渡すことは許可なき援助とみなされない（障害馬術規程第 241 条 3.20 参照）。
4. FEI 障害馬術競技においてはイヤフォンおよび／または他の電子通信機器の使用は厳格に禁止され、そのような機器を用いた場合は失権となる。疑義を避けるために記すと、選手、グルームあるいはその他の人物は、アリーナを除けば片耳にイヤフォンを装着することはできる（障害馬術規程第 256 条 1.10 参照）。

第 5 章 タイムと速度

第 226 条 走行タイム

1. 走行タイムとは選手がコースを完走し終わるまでの時間と、タイム修正（障害馬術規程第 232 条参照）がある場合はこれを加算した時間であり、1/100 秒まで記録する。走行タイムは第 226 条 2 に記載されているようにスタートラインを通過した時点、あるいは 45 秒のカウントダウンが終了した時点（障害馬術規程第 203 条 1.2 参照）のいずれか早い方で計測開始となる。最終障害を飛越後、選手が騎乗した状態でフィニッシュラインを正しい方向から通過する時点まで計測する。
2. 走行は、選手が騎乗している状態でベルの合図後にスタートラインを正方向から初めて通過した時点で始まる。この走行は最終障害を飛越後、選手が騎乗した状態でフィニッシュラインを正方向から通過する時点までとする。
3. 選手にはっきり見えるディスプレイで 45 秒のカウントダウンを表示しなければならない。

第 227 条 規定タイム

1. 各競技における走行の規定タイムは、障害馬術規程第 234 条と付則 2 に定めるコース全長と速度に対応して決定される。

第 228 条 制限タイム

1. 規定タイムが設定されているすべての競技において、その制限タイムは規定タイムの 2 倍とする。

第 229 条 計 時

1. 競技会ではどの競技でも同じ計時システムを使うか、あるいは同一タイプの計時器を使用しなければならない。状況によって FEI 障害馬術部門ディレクターが例外を認めた場合を除き、オリンピック大会、地域大会、FEI 選手権、FEI 障害馬術ワールドカップTM ファイナル、CSIO、CSI では、FEI 承認計時器の使用が義務づけられている。いかなる場合もタイムキーパーが馬番号と走行に要した時間を電子計時システムを使用して記録しなければならない。タイムは 1/100 秒まで記録しなければならない。
2. 電子計時システムが故障した時に備えて、2 個のデジタル・ストップウォッチを競技場審判団ボックスに用意し、また 3 個目のデジタル・ストップウォッチを使って、不従順でベルが鳴らされてから走行再開までの時間や中断、連続している 2 個の障害間の所要時間、反抗の制限タイムを計測する。競技場審判団長あるいは審判団メンバー 1 名は、デジタル・ストップウォッチを持たなければならない。
3. ストップウォッチを使用して時間を計測する競技では、時間の記録を 1/100 秒まで行う。タイムキーパーが 2 名配置されている場合は 1 名の測定時間のみを公式計時とみなし、2 人目の測定時間はバックアップとして用いる。
4. 電子計時器が故障した場合、これにより影響を受けた選手のタイムはストップウォッチで 1/100 秒まで測定する。（詳細については付則 4 を参照。）
5. 選手の走行タイムの確定にビデオ記録は使用しない。
6. 選手のスタートラインおよび／またはフィニッシュライン通過が競技場審判団席からはっきり判断できない場合は、スタートラインとフィニッシュラインに各々役員を 1 名配置するなど、1～2 名の役員を配置して選手の通過を旗で合図させなければならない。選手が走行を完了するのに要した時間は競技場審判団席にて記録する。

第 230 条 計時の中断

1. 計時が中断されている間、選手はベルの合図で走行の再開が許可されるまで自由にアリーナ内を移動することができる。

時計が止められた地点に選手が戻った時点で、時計が再スタートされる。例外として、不従順による障害物の落下や移動があった場合は障害馬術規程第 232 条が適用される。

2. 計時の開始と停止の責務は、唯一、ベル担当の審判員が負う。使用される計時器はこの操作が可能でなければならぬ。タイムキーパーはこの性能に責任を負う必要はない。
3. 電子計時システムは選手の走行タイムを記録するばかりでなく、タイム修正があればこれも含めなければならない。

第 231 条 計時中断中の不従順

1. 走行タイムの計測中断は、障害馬術規程第 232 条と第 233 条の条項に従うこととする。コースからの逸脱、逃避、あるいは拒止の場合は時計を止めない。
2. 計時中断中の不従順は減点されないが、障害物の落下を伴う拒止の後に 2 回目の拒止があった場合を除く。
3. 失権に関する条項は計時を中断している間も有効である。

第 232 条 タイム修正

1. 不従順の結果、選手がいかなる障害物であっても移動させたり落下させた場合、あるいは水濺障害や自然障害の限界を示す標旗を移動させたり落下させた場合、もしくは標旗の落下によって障害物の性質が変わってしまった場合はベルが鳴らされ、障害物が再構築されるまで時計が止められる。障害物が再構築された段階でベルが鳴らされ、コースの準備ができて選手は走行を継続できる旨を知らせる。選手は拒止に対して減点され、走行終了に要した時間に 6 秒のタイム修正が加算される。拒止があった障害物地点で、馬が地面を離れた瞬間に時計が再スタートとなる。落下を伴う不従順がコンビネーションの 2 つ目以降の障害物で発生した場合には、当該コンビネーションの最初の障害物の踏切で馬が地面を離れた時に時計が再スタートとなる。

第 233 条 走行中の停止

1. 何らかの理由や予期せぬ事態により選手が走行を継続できない場合は、ベル

を鳴らして選手の走行を止めるべきである。選手が停止しようとしていることが明らかになった段階で直ちに時計を止める。コースの準備ができた段階でベルを鳴らし、選手が走行を停止した地点に戻った時に時計を再開させる；減点はなく、当該選手の走行時間に 6 秒の加算もない。

2. 選手がベルを鳴らされても走行を停止しない場合は本人の責任にて競技を継続することとなり、時計を止めない。競技場審判団は、その選手が指示を無視して走行を停止しなかったことで失権とするか、状況によって走行の続行を許可するかを決定しなければならない。選手が失権とされずに走行の続行を認められた場合は、停止の指示が出される前と後の障害物スコアがカウントされる。
3. 飛越する障害物が正しく構築されていない旨を競技場審判団に伝えるために選手が自ら走行を停止した場合や、予期せぬ事態により選手が不可抗力で通常の状況下では走行を継続できなくなった場合などは、直ちに時計を停止しなければならない。
 - 3.1 もしその障害物の寸法が正しく、また正確に復旧されており、あるいは予期せぬ事態との申し立てを競技場審判団が認めなかった場合、当該選手は走行中の停止で減点され（障害馬術規程第 223 条 1 参照）、走行タイムに 6 秒が加算される。
 - 3.2 もし障害物や障害物の一部が再構築を要する状態であったり、予期せぬ事態が競技場審判団により認められた場合、選手は減点されない。中断した時間は差し引かれ、選手が走行を中断した地点に戻るまで時計が止められる。このような場合に選手の対応が遅れても、その遅れは斟酌され、妥当と思われる秒数が同選手の記録タイムから差し引かれる。

第 234 条 速 度

1. 国際競技における速度は次の通り：
 - 1.1 分速 325m 以上、400m 以下。
 - 1.2 ピュイッサンス競技／パワーアンドスキル競技：最低速度なし
 - 1.3 CSI と CSIO においてロンジン・ランキングポイント・グループ AA から D にカウントされるロンジン・ランキング競技：屋外では分速 375m 以上で 400m 以下、屋内では分速 350m 以上。広さが 65m×85m 以下の屋外アリーナでは、分速 350m に下げることができる。
 - 1.4 CSI と CSIO においてロンジン・ランキングポイント・グループ E にカウ

トされるロンジン・ランキング競技：分速 350m 以上、400m 以内。

1.5 CSIO：屋外の 5*ネーションズカップ／ロンジンネーションズリーグ™ と 4*ネーションズカップ競技では分速 400m；屋外の 3*および 2*ネーションズカップ競技では分速 375m；屋外の 1*ネーションズカップ競技とすべての屋内ネーションズカップ競技では分速 350m。

1.6 ヤングホース競技：分速 325m以上。

第6章 ペナルティ一覧

第 235 条 過失

1. スタートラインとフィニッシュラインの間で発生した過失を考慮しなければならない。

例外：最終障害の落下は、選手がアリーナから退場するまでに、もしくは次の選手に走行開始を合図するベルが鳴るまでのいずれか早い時点までに、その最上段部分が掛け金から片端あるいは両端とも落下した場合に過失とみなされる。過失の定義は障害馬術規程第 217 条と第 218 条に従う。

2. 走行が中断されている間の不従順については減点されない（障害馬術規程第 231 条 2 参照）。

3. 選手／馬コンビネーションが競技アリーナへ入場した時点から正しい方向でスタートラインを通過するまでに発生した不従順および落馬／人馬転倒は、減点されない。しかし人馬コンビネーションがアリーナに入場してから、走行開始の合図後にスタートラインを正しい方向で通過するまでに、選手の落馬または人馬転倒が生じた場合、当該コンビネーションはそのラウンドあるいは競技への出場が認められない（障害馬術規程第 224 条 4.1.1 参照）。競技場審判団は FEI 一般規程第 140 条 2 に従い、当該選手にそれ以降の競技および／または競技会出場を認めない権限を有する。

4. フィニッシュライン通過後の選手の落馬／人馬転倒は失権とならない。しかしフィニッシュライン通過後の落馬／人馬転倒については以下を適用する：

4.1 直ちにジャンプオフを行う競技にて、フィニッシュライン通過後に選手の落馬／人馬転倒があった場合には、当該選手／馬コンビネーションはジャンプオフから失権となり、ジャンプオフを出場辞退、棄権あるいは失権した最下位選手と同順位となる。当該選手は競技会メディカルサービス（メディカルサービスが対応できない場合は医師）のチェックを受け、また当該馬は獣医師代表のチェックを受けなければ、選手および／または馬は当該競技会でそれ以降の競技に出場が認められない。

4.2 (即時には行わない) ジャンプオフを伴う競技にて、フィニッシュライン通過後に選手の落馬／人馬転倒があった場合、あるいは 2 回走行競技の第 1 ラウンドのフィニッシュライン通過後に落馬／人馬転倒があった場合、当該選手は競技会メディカルサービス（メディカルサービスが対応できない場合は医師）のチェックを受け、また当該馬は獣医師代表のチェックを受けなければ、当該選手および／または馬はジャンプオフあるいは第 2 ラウンドに出場が認められない。ジャンプオフを行う競技では、競技場審判団の判断で、当該選手が競技会メディカルサービス（メディカルサービスが対応できない場合は医師）のチェックを受け、当該馬が獣医師代表のチェックを受けるのに相応な時間を遅らせてジャンプオフを行うか、もしくは当該コンビネーションをジャンプオフから失権とする場合もある。2 回走行競技の場合、必要と思われるれば競技場審判団が当該選手に第 2 ラウンドで遅い出番を割り振ることがある。

4.3 ジャンプオフでフィニッシュライン通過後に選手が落馬した場合、あるいは人馬コンビネーションがジャンプオフへの出場資格がなく本走行のフィニッシュライン通過後に選手が落馬した場合、もしくはジャンプオフのない競技でフィニッシュライン通過後に選手が落馬した場合、当該選手は競技会メディカルサービス（メディカルサービスが対応できない場合は医師）のチェックを受け、また当該馬は獣医師代表のチェックを受けなければ、当該選手および／または馬は当該競技会でそれ以降の競技に出場が認められない。

4.4 上記 4.1-4.3 に概説したすべての場合において、競技場審判団は FEI 一般規程第 140 条 2 に従い、当該選手にそれ以降の競技および／または競技会出場を認めない権限を有する。

第 236 条 基準 A

1. 過失は本章に示す一覧表に従い、減点あるいは失権として科される。

過失		減点
(i)	1 回目の不従順	減点 4
(ii)	飛越中の障害物の落下	減点 4
(iii)	水濠障害で馬の 1 肢あるいはそれ以上の肢が着水、または着地側で水濠の限界を示す着地板に肢もしくは蹄鉄の跡が残った場合	減点 4
(iv)	すべての競技において選手の落馬または人馬転倒	失権
(v)	2 回目の不従順、あるいは障害馬術規程第 241 条に定める他の違反行為	失権

(vi) 制限タイムの超過	失権
(vii) テーブル A で行われるすべての競技における規定タイム超過	1 秒につき減点 1

2. 不従順の減点は同一障害だけではなく、全走行を通して累積される。

第 237 条 基準 A でのスコア

1. 障害物での過失減点とタイム減点を加算したものが、選手の走行スコアとなる。第 1 位および／またはその他の順位で同点がでた場合は、当該競技について定められた条件に従い、走行タイムが順位決定に勘案されることがある。
2. 人馬コンビネーションが出した総減点と共に障害物での過失減点、タイム減点も公式成績に記載しなければならない。

第 238 条 基準 A に基づく採点方法

1. タイムレースとしない競技

- 1.1 同減点の選手は同順位となる。実施要項に定める条件により、第 1 位で同減点の場合はタイムレースでないジャンプオフを 1 回もしくは 2 回実施することができる。
- 1.2 タイムレースとせず、規定タイムを設けた競技ではあるが、第 1 位で同減点となった場合はタイムレースのジャンプオフを 1 回行う。他の選手については、初回ラウンドにおける減点によって順位を決定する。
- 1.3 タイムレースとせず、規定タイムを設けた競技ではあるが、第 1 位で同減点となった場合はタイムレースではない 1 回目のジャンプオフを行い、これでも第 1 位で同減点がでた場合は、タイムレースで 2 回目のジャンプオフを行う。他の選手については 1 回目のジャンプオフでの減点と、必要であれば初回ラウンドでの減点で順位を決定する。

2. タイムレース競技

- 2.1 どの順位についても同減点の選手がでた場合は、走行に要したタイムに従って順位を決定する。第 1 位で減点とタイムが同じ場合は、短縮コースでジャンプオフを 1 回行うことができ、実施要項の条項に則って障害物の高さおよび／または幅を増すことができる。
- 2.2 タイムレース競技であるが、第 1 位で同減点となった場合はタイムレースの

ジャンプオフを 1 回行う。他の選手については第 1 ラウンドでの減点とタイムで順位を決定する。マイナー競技（一般規程参照）では、実施要項にその旨を記載すれば基準 C に従ってジャンプオフを行うことができる。

- 2.3 第 238 条 2.2 と同じく、これはタイムレース競技であるが、タイムレースで 1 回目ジャンプオフを行っても、なお第 1 位で同減点の選手がでた場合はタイムレースで 2 回目のジャンプオフを行う。他の選手については最初のジャンプオフでの減点とタイム、そして必要であれば第 1 ラウンドでの減点とタイムで順位を決定する。
3. タイムレースで順位が決定されるすべての競技において、第 1 位で減点とタイムが同じ場合は、実施要項の条項に則って障害物の高さおよび／または幅を増した短縮コースでジャンプオフを 1 回行うことができる。実施要項にジャンプオフに関する条項を定めていない場合は、ジャンプオフなしの競技と考える（障害馬術規程第 245 条 6 参照）。
4. 障害馬術規程第 238 条 1.1 および第 238 条 2.1 に則って実施される競技では、いかなる場合もジャンプオフは 2 回までとする（障害馬術規程第 245 条 4 参照）。

第 239 条 基準 C

1. 基準 C での過失は秒数に換算されて走行に要した時間に加算されるか、あるいは失権となる。
2. 基準 C における減点

過失	減点
(i) 飛越中の障害物落下、馬の 1 肢あるいはそれ以上の肢が水濠障害で着水、もしくは着地側で水濠の限界を示す着地板を踏んだ場合;	アウトドア競技では 4 秒（二段階走行競技の第二段階目、ノックアウト競技、基準 C で行われるジャンプオフでは 3 秒）； インドア競技では 3 秒
(ii) 1 回目の不従順	なし
(iii) 落下および／または障害物の移動を伴う 1 回目の不従順	6 秒のタイム修正
(iv) 2 回目の不従順、もしくは障害馬術規程第 241 条に定める他の違反	失権
(v) すべての競技において選手の落馬	失権

3. 基準 C では規定タイムはない。以下の制限タイムを適用できる：
 - (i) 3分：コース全長が 600m 以上の場合、あるいは
 - (ii) 2分：コース全長が 600m 未満の場合
 制限タイムの超過 失権

4. 基準 C に基づくスコア
 走行に要した時間（タイム修正がある場合はこの秒数を含める）に、障害物の落下 1 個につき 4 秒（ジャンプオフ、あるいは二段階走行競技の二段階目については 3 秒）を加算し、選手の走行スコアを秒数で示す。

5. 基準 A あるいは基準 C のスピード競技で馴致を行いたいと希望する選手は、当該競技の開始前に組織委員会へ連絡しなければならない。馴致走行を希望する者は当該競技の最初に出場する。上記に従わない選手は競技場審判団により失権とされる場合がある（障害馬術規程第 241 条 4.4 参照）。

6. 第 1 位で同点の場合は、競技会実施要項にジャンプオフに関する特定条項がない限り、等しく第 1 位となる。

第 7 章 罰金、警告、イエローカード、失権、失格

第 240 条 罰金、警告、イエローカード

1. 障害馬術規程および／または一般規程に則って出される制裁措置に加えて、競技場審判団長、チーフスチュワードおよび技術代表は、各々が一般規程第 164 条 2 と第 164 条 3 に基づき警告あるいはイエローカードを出す権限を有する。

2. 次のような場合、妥当とみなされれば競技場審判団長が一般規程に則って罰金を科すことがある：
 - 2.1 失権後、速やかにアリーナを去らない選手；
 - 2.2 走行終了後、速やかにアリーナを去らない選手；
 - 2.3 失権または棄権した後に、アリーナから退場するまでに単独障害の飛越を 2 回以上試みたり、誤った方向から飛越した選手；
 - 2.4 フィニッシュラインを通過した後に、1 個あるいは複数の障害物を飛越して失権となった選手、または競技場審判団の許可なしにマスコミ向けに障害物を飛越した選手（障害馬術規程第 202 条 6 参照）；
 - 2.5 スクーリングエリアで組織委員会が準備したものと異なる障害物を使用した

- 選手（障害馬術規程第242条2.6と第201条4参照）；
- 2.6 アリーナ内に設けられた練習用障害物を許可された回数以上に飛越したり、飛越しようとした選手（障害馬術規程第202条4、第242条2.3、第262条1.9参照）；
 - 2.7 アリーナへの入場の際して、競技場審判団あるいは役員に敬礼を怠った選手（障害馬術規程第256条2.1参照）；
 - 2.8 個体識別番号を付けていない反則が度重なった場合（障害馬術規程第282条2参照）；
 - 2.9 広告規定（一般規程第135条も参照）に違反したり、服装および馬具に関する規則（障害馬術規程第256条1と第257条）に従わない選手；
 - 2.10 組織委員会の指示に従わない選手；
 - 2.11 変形させる目的で障害物に触れた選手；
 - 2.12 役員への指示に従わなかったり、競技会役員やその他競技会関係者（他の選手、FEI職員あるいは代表者、ジャーナリスト、観客など）に対して不穏当な行動をとった選手；
 - 2.13 警告を受けても違反を繰り返す選手。
3. 競技場審判団長が科した罰金についてはすべてFEIから当該NF宛に請求書が送られ、罰金はFEIに支払われるものとする。

第 241 条 失 権

1. 規程もしくは競技条件に別段の記載がない限り、失権とは争点となっている競技において選手と馬が競技を継続できないことを意味する。失権は時間を遡って適用できる。
2. 選手は棄権したり失権となった後に、単独障害を1個飛越する権利があるが、その競技のコース中にある障害物であること。しかしながら、これは落馬による失権には適用しない。
3. 障害馬術競技において選手が失権となる事由を以下に示す。競技場審判団は以下の場合に失権を適用しなければならない：
 - 3.1 競技場審判団が許可した練習用障害物を除き、走行を開始する前にアリーナ内の障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（障害馬術規程第202条3参照）；
 - 3.2 スタートの合図が出される前に走行を開始し、コース上の第1障害を飛越した場合（障害馬術規程第202条5と第203条1.2参照）；

- 3.3 走行タイムの計測が始まってから45秒以内に第1障害を飛越しなかった場合。ただし不可抗力による場合を除く（障害馬術規程第203条1.2参照）；
- 3.4 走行中に馬が継続して45秒間反抗した場合（障害馬術規程第223条2参照）；
- 3.5 次の障害物を45秒以内に飛越しなかった場合、もしくは最終障害を飛越してフィニッシュラインを通過するまでの所要時間が45秒を超えた場合；
- 3.6 スタートラインで標旗間を正しい方向から通過せずに第1障害を飛越した場合（障害馬術規程第220条1.2参照）；
- 3.7 回転義務地点を通過しなかった場合、あるいはコースプラン上に継続したラインで示された経路をとらなかった場合；
- 3.8 走行中にコースの一部ではない障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（障害馬術規程第220条1.5参照）；
- 3.9 コース上の障害物を抜かした場合（障害馬術規程第220条1.5参照）、あるいは逃避や拒止の後にその障害物を再飛越しなかった場合；
- 3.10 順序を間違えて障害物を飛越した場合（障害馬術規程第220条1.4参照）；
- 3.11 誤った方向から障害物を飛越した場合（障害馬術規程第220条1.4参照）；
- 3.12 制限タイムを超過した場合（障害馬術規程第236条と第239条参照）；
- 3.13 拒止の後に、落下した障害物が復旧されるのを待たずに飛越したり、飛越しようとした場合；
- 3.14 走行中断の後、ベルが鳴るのを待たずに障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（障害馬術規程第203条3参照）；
- 3.15 コンビネーション障害の閉鎖部分である場合を除き（障害馬術規程第214

条参照)、拒止または逃避の後にコンビネーションのすべての障害物を再飛越しなかった場合(障害馬術規程第212条3参照);

3.16 コンビネーションの各障害物を別々にかつ連続して飛越しなかった場合(障害馬術規程第212条2参照);

3.17 (一部の特別競技を除き)最終障害を飛越した後にフィニッシュラインの標旗間を騎乗で正方向から通過せず、アリーナを出た場合(障害馬術規程第226条2参照);

3.18 スタート前も含め、競技場審判団の許可なく選手および/または馬がアリーナを出た場合;

3.19 スタート前も含め、走行を終了する前に放馬した馬がアリーナから出た場合;

3.20 走行中にヘッドギアおよび/または眼鏡以外の物を騎乗したまま受け取った場合;

3.21 馬具と装具に関する規定を遵守しない場合(障害馬術規程第257条1と第257条2参照);

3.22 選手もしくは馬に競技を終了できないような事故が起こった場合(障害馬術規程第258条参照);

3.23 閉鎖コンビネーション障害を正しい方向から出なかったり、閉鎖コンビネーション障害を移動させた場合;

3.24 走行中の2回目の不従順(障害馬術規程第236条と第239条参照);

3.25 走行中の選手の落馬または人馬転倒(障害馬術規程第224条、第236条、第239条参照);注記:フィニッシュライン通過後の落馬/人馬転倒は失権とならない(障害馬術規程第235条4参照);

3.26 何らかの理由により選手あるいは馬が競技続行に不適性であると競技場審判団が判断した場合;

- 3.27 走行終了後にアリーナ内にある障害物を飛越したり、あるいは飛越しようとした場合；ただし選手／馬コンビネーションが障害物を飛越せざるを得ないような状況、例えばジャンプオフを即時に行う競技であったり、あるいは二段階競技でベルの合図が遅すぎて障害前で馬を制止できない場合などを除く（プレス向けに障害物を1個飛越する許可については、障害馬術規程第202条6参照）。
- 3.28 ヘッドギアの固定ポイントを的確に締めずに、またはまったく締めずに飛越したり、あるいは飛越しようとした場合；ただし固定ポイントを締め直すために選手が急停止すると危険な状況の場合を除く（障害馬術規程第256条1.4参照）；
- 3.29 競技中にイヤフォンおよび／または他の電子通信機器を装着している選手（障害馬術規程第225条4参照）；
- 3.30 馬の脇腹に出血；
- 3.31 口に出血がみとめられる馬（明らかに馬が舌や唇を噛んだためと思われる口の出血など軽微な事例では、役員は口をすすがせたり血を拭き取る行為を許可し、当該選手の競技継続を認めることがある；口にこれ以上の出血が確認された場合は失権となる）；
4. 審判長（もしくは審判長が審判席に不在の場合は、審判長が自らの不在時に競技運営を任せるため指名した競技場審判団メンバー）が、ベルを鳴らしてラウンド中の人馬コンビネーションを失権とすることが馬および／または選手のウェルビーイング（福利）および／または安全面での最善策であると判断した場合、その審判長（あるいはその代理）は自らの判断でベルを鳴らし（あるいは他の競技場審判団メンバーに指示してベルを鳴らさせ）、当該人馬コンビネーションを失権とすることができる。この失権の決定は最終的なものであり、上訴あるいは抗議の対象とならない。
5. 次の場合、失権となるかは競技場審判団の判断に任される：
- 5.1 選手氏名および／または出場番号が呼ばれてもアリーナへ入場しなかった場合；
- 5.2 騎乗してアリーナへ入場、あるいはアリーナから退場しなかった場合（ただしフィニッシュライン通過後に落馬した場合は退場前に再騎乗する必要はない）；

- 5.3 上記3.20の場合を除き、許可されない物理的援助を受けた場合；
- 5.4 事前に組織委員会に通知することなく、基準Aあるいは基準C採用のスピード競技で馬を馴致させた場合；
- 5.5 走行中にベルが鳴っても停止しなかった場合（障害馬術規程第203条2と第233条2）。

第242条 失格

- 1. 失格とは選手、その騎乗馬（1頭もしくは複数頭）および／または人馬ともに、争点となっている競技または競技会全般から出場資格を失うことを意味する。失格は時間を遡って適用できる。
- 2. 次の場合に競技場審判団は失格を科すことができる：
 - 2.1 競技開始後に選手が徒歩でアリーナへ入場した場合；
 - 2.2 競技場審判団の許可なくアリーナ内で練習したり障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（障害馬術規程第202条2、第202条5、第202条6参照）；
 - 2.3 アリーナ内の練習用障害物を許可された回数以上に飛越したり、飛越しようとした場合（障害馬術規程第202条4、第240条2.6、第262条1.9参照）；
 - 2.4 アリーナ内にある障害物や、次の競技に使用される障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（障害馬術規程第202条5参照）；
 - 2.5 競技場審判団の許可を得ることなく、あるいは正当な理由なしに、ジャンプオフを前にして競技を棄権した場合；
 - 2.6 競技会開催中に、組織委員会が用意したものとは異なる障害物を使って練習を行った場合（障害馬術規程第240条2.5と第201条4参照）；
 - 2.7 スクーリングエリアに設置された障害物を誤った方向から飛越した場合、あるいはアリーナ内に練習用障害物が設置されている時にこれを誤った方向から飛越した場合（障害馬術規程第201条4と第202条4参照）；
 - 2.8 獣医規程第1050条（四肢の知覚異常に関する最終検査）にて対象となっている事例などを含め、競技場審判団メンバー、スチュワード、あるいは他の関係

者から役員に報告のあった馬への虐待行為および／または残虐な扱いすべて（一般規程第142条2参照）。

3. 以下の場合には失格措置が必須である：

3.1 馬体のいずれかの部位で拍車や鞭の過剰使用を示唆する兆候；追加措置を適用することもある（障害馬術規程第243条参照）

3.2 競技会場のいかなる場所においても、許可されていない障害物を飛越すること；

3.3 競技会期間中にどのような目的であれ、馬とともに競技会場を出ること。

第 243 条 馬に対する虐待行為（一般規程第 142 条も参照）

1. 様々なやり方の肢たたきを含め、いかなる形態であろうと馬に対する残忍行為、非人道的行為、虐待行為は厳しく禁止される（障害馬術規程第243条2参照）。競技場審判団の見解により馬への虐待行為であるとみなされた行為あるいは一連の行為に対して、一般規程に則って次のペナルティのいずれか、あるいは複数のペナルティが適用される：

(i) イエローカード（一般規程第164条3参照）

(ii) 罰金

(iii) 失権

(iv) 失格

2. 次の行為は馬に対する虐待行為とみなされる（一般規程第142条も参照）：

2.1 馬の肢たたき

「肢たたき」という用語は、競技において馬がより高く、かつ注意深く障害物を飛越するように導くある種の人為的技巧と解釈される。肢たたきとなり得る例をすべてここに挙げることは無理であるが、概して言えば、選手および／または騎乗していない助手（この場合も選手の責任）が手に持った物で馬の肢をたたくこと（何であれ、誰がやろうとも）、または意図的に馬が何かにつかるよう仕向けること、例えば必要以上に障害物を高くしたり／あるいは幅を広くすること、不適正なグラウンドラインを置くこと、速歩通過用横木やコンビネーション障害の間隔を狂わせたり、馬を障害物前で急に止めたり追うこと、あるいは馬が肢をぶつけなければ飛べないような向け方をすることなどと言う。

競技場審判団の管轄期間中に、肢たたきやその他いかなる形態であっても虐待的調教が行われた場合、当該選手と馬は少なくとも24時間、すべての競技

から失格となる。更に競技場審判団は状況に鑑みて妥当と思われる場合には、当該選手および／または馬をその競技会全般から失格とするなどの措置をとることもできる。

2.2 鞭の過剰使用

- 鞭は選手の感情のはけ口として使用してはならない。そのような使い方は常に過剰となる；
- 馬の頭部を鞭で打つ行為は常に鞭の過剰使用となる；
- 4回以上続けて馬を打ってはいけない。馬の皮膚が破れた場合には常に鞭の過剰使用とみなされる；
- 失権した後に鞭を使ってはならない。

鞭を誤用したり過度に使用したと確認された選手は失格となり、競技場審判団の判断により罰金が科されることもある。

2.3 他の形態での虐待行為

他のいかなる形態の虐待行為（例えば肢の知覚過敏処置や知覚鈍麻処置、禁止されている調教方法の採用、拍車の過剰使用、そして一般規程、獣医規程または他の FEI 諸規程に明記されている他の事例など）も禁止され、本規則に基づいて適切に処罰されなければならない。

第 244 条 ブーツとバンデージ規制

1. スチュワード業務 - ブーツとバンデージ規制（障害馬術規程第 257 条 2.3～第 257 条 2.5 と獣医規程第 1023、1046、1047 条も参照）

グランプリ競技、ネーションズカップ／ロンジンネーションズリーグ™、ピュイッサンス競技と六段障害飛越競技、および各競技会で最高賞金額が設定されている競技では、全頭についてブーツとバンデージの検査を行わなければならない。他の競技でもブーツとバンデージの検査を行うことが推奨される。ブーツとバンデージ規制の手順については、獣医規程と障害馬術スチュワードマニュアルを参照のこと。

第 8 章 ジャンプオフ

第 245 条 ジャンプオフ - 概略

1. 同一競技において1回または複数の本走行を経て、第1位で同点となった選手のみジャンプオフに出場できる。選手は初回走行で騎乗した馬にてジャンプオフに出場しなければならない。

2. 原則として、ジャンプオフは当該競技の本走行で使われたルールと基準、およびその種の競技で適用されるジャンプオフ規定に則って行わなければならない。しかし、基準A採用のマイナー競技のジャンプオフについては、その旨が実施要項に記載してあれば基準Cで審査を行うこともできる。いかなる場合も、ジャンプオフは本競技の走行が終了した後、直ちに行わなければならない。
3. 実施要項に明記してあれば、本走行を減点なしで完走した選手はその後直ちにジャンプオフへ進むよう、組織委員会が定めることができる。この場合はジャンプオフ・コース走行開始の合図として、ベルをもう1度鳴らさなければならないが、これに際しては障害馬術規程第203条1.2の45秒ルールを適用する。ジャンプオフへ出場資格を得た選手は、本走行を終了してからジャンプオフの前にアリーナから退出することは認められない。この種のジャンプオフは、障害馬術規程第238条1.2あるいは第238条2.2に従い、基準Aで行われる競技でのみ認められ、グランプリ競技や最高賞金額が設けられている競技では許可されない。本走行で減点なしで完走した選手がいない場合は、適宜、第238条1.1あるいは第238条2.1に従って順位を確定する。
4. 障害馬術規程に別段の定めがない限り（パワーアンドスキル競技参照）、いかなる競技でも3回以上のジャンプオフは行えない。
5. 実施要項または障害馬術規程で特に決められている場合を除き、ジャンプオフのスターティングオーダーは、その前に行われた本走行のスターティングオーダーと同じでなければならない。
- 5.1 ロンジン・ランキングにカウントされる個人競技のジャンプオフ・スターティングオーダーは、本走行と同じスターティングオーダーとする代わりに、本走行でのタイムのリバースオーダーとすることもできる。ジャンプオフでのスターティングオーダー決定方法は、実施要項に記載しなければならない；記載がない場合は本走行でのスターティングオーダーを採用する。
6. 第1位で同点となった場合は、実施要項の条項に則ってジャンプオフを1回行うことができる。実施要項にジャンプオフの条項がない場合は、ジャンプオフを行わない競技とみなす。

第 246 条 ジャンプオフでの障害物

1. ジャンプオフでの障害物は、障害馬術規程第208条5に定める限度内で、高さおよび／または幅（部分的もしくは全体的に）を変更できる。しかしジャンプオフ用障害の寸法を増すことができるのは、第1位で同点でとなっている複数の選手が障害減点なしで本走行を終えている場合のみである。

2. オリジナルコースでコンビネーション障害が使われている場合は、ジャンプオフにもコンビネーション障害を最低1個は含めなければならない。
3. ジャンプオフにおける障害物の個数は6個（コンビネーション障害は1つと数える）にまで減らすことができる。
4. ジャンプオフでは障害物の形、タイプ、色を変えてはならないが、コンビネーション障害の一部を取り除いても構わない。コンビネーション障害がトリプル、あるいは4個の障害物で構成されている場合は、中央の障害物だけを除くことはできない。
5. ジャンプオフ用障害物の飛越順序は、オリジナルコースから変更してもよい。
6. ジャンプオフでは、コンビネーションの障害間距離を変更してはならない。
7. ジャンプオフ用コースには、最大2個まで単独障害を追加することができる。この追加障害物については2個とも、コース下見に際してコースに設置されているか、あるいは本走行もしくは複数の走行で使われた障害物を使って構築しなければならない；もし本走行で使われた障害物を本走行とは異なる素材でジャンプオフ用に構築したり、あるいは新たな素材を加えて構築する場合は、ジャンプオフ用の追加障害物とはみなされないが、素材の変更は競技場審判団の承認を受け、コースプランに示して選手に通知していることを条件とする。2個の追加障害物は幅障害2個、垂直障害2個、あるいは幅障害1個と垂直障害1個の何れでもよい。障害物はどちらの方向へ飛越してもよいのか、あるいは1方向のみなのかをコースプランと障害物自体にも明示しなければならない。本走行のコースに含まれていた障害物をジャンプオフで反対方向から飛越する場合、この障害物は追加が認められる2個の障害物の1つとみなされる。第1あるいは第2ラウンドにて使用された垂直障害をジャンプオフで幅障害（あるいはその逆）に造りかえることができるが、その場合は2個の追加障害物の1つとみなされる。

また直前のラウンドにおいて垂直障害2個で構成されていたコンビネーションを、ジャンプオフでは反対方向からの飛越とすることもできるが、この場合、このコンビネーションはジャンプオフ用コースで許可される追加の障害物2個分とみなされる。

第 247 条 ジャンプオフ、第 2 ラウンドあるいは決勝ラウンドでの失権、棄権もしくは出場辞退

1. ジャンプオフ、第2ラウンドあるいは決勝ラウンドで棄権、失権、もしくは競技場審判団の許可を得て出場辞退した選手は、ジャンプオフ/第2ラウンド/決勝ラウンドにて完走した全選手のとに一律最下位となる。団体競技の出場チームにもこれを適用するが、ネーションズカップ競技の第2ラウンドから出場辞退したチームを除く。ネーションズカップの第2ラウンドから出場辞退したチームには如何なる賞金も受領する権利がなく（障害馬術規程第264条8.4参照）、第1ラウンドのスコアで順位付けされる。
2. 競技場審判団の許可なく、あるいは競技場審判団に通知することなくジャンプオフ、第2ラウンドあるいは決勝ラウンドを出場辞退した選手は、ジャンプオフ/第2ラウンド/決勝ラウンドで競技場審判団の許可を得て出場辞退、棄権あるいは失権した選手よりも下位に順位付けられる。団体競技の出場チームにもこれを適用するが、ネーションズカップ競技の第2ラウンドから出場辞退したチームを除く。ネーションズカップの第2ラウンドから出場辞退したチームには如何なる賞金も受領する権利がなく（障害馬術規程第264条8.4参照）、第1ラウンドのスコアで順位付けされる。
3. 順位決定のジャンプオフ前に、ジャンプオフへの出場資格を得た選手全員がこれを辞退した場合は、競技場審判団がこの申請を受け入れるか退けるべきかを決定する。競技場審判団がこの出場辞退を認める場合は、組織委員会がくじ引きでトロフィーの授与先を決め、賞金は合計して選手間で等分する。競技場審判団から競技続行の指示があったにもかかわらず選手らが従わなかった場合は、トロフィーの授与はなく、当該選手らはジャンプオフを行った場合の最下位順位と賞金を受け取る。

第 9 章 順 位

第 248 条 個人順位と表彰

1. 個人選手の順位（成績）は、競技で採用されている基準と競技実施要項に記載の指示、あるいはコースプランに示された変更に従って決定される。
2. 入賞の可能性がない選手については、競技場審判団の判断で、その走行中のどの時点でも走行中止を命じることがある。

3. 競技の第1ラウンドを完走できない選手は、一部の特別競技を除いて受賞する権利はない。
4. 予選競技で入賞した選手は、予選で出場資格を得た決勝競技への出場を辞退した場合でも、予選競技での受賞を維持できる。
5. 入賞した選手は、その入賞馬とともに表彰式に参加しなければならない。しかし安全上の理由から、競技場審判団が例外を設けることもある。入賞した選手が正当な理由なしに表彰式へ出席しなかった場合は、競技場審判団の判断で組織委員会から当該選手への賞の授与を保留することがある。従って、組織委員会は実施要項とプログラムに表彰式への出席を求める入賞者数を公表しなければならない。実施要項あるいはプログラムに出席すべき人数が記載されていない場合は、入賞したすべての人馬が表彰式に出席しなければならない。
6. 競技スポンサーから提供された馬着を除き、表彰式で馬着を使用することは認められない。しかし特別な状況下では、競技場審判団がこの規則を緩和できる。
7. CSIO5*とCSI5*競技会では、グランプリに優勝した馬のオーナーが当該競技会に来場している場合、組織委員会は同オーナーを表彰式に招待しなければならない。

第10章 選手と馬

第249条 CSIOへの招待

1. NFへの公式招待状はチーム監督1名とチーム獣医師1名、選手4名～6名、各選手につき馬2頭～3頭、各選手に1名のグループで構成する公式チームに対するものである。各選手に許可される馬の頭数は、チームの招待を受けたすべてのNFに同等でなければならない。招待したNFがチーム構成の最少人数である選手4名を派遣できない場合は、選手3名構成のチームを参加申込することができる。

組織委員会が選手4名と各選手につき馬2頭で構成するチームを招待する場合は、招待する外国人選手総数が前年度の招待者数を下回ってはならない。

CSIO競技会と称するには、公式チームとして3チーム以上（開催国NFチームを含む）の参加がなければならない。

CSIOへ1チームを参加申込したNFが5NFに満たない場合は、各NF（開催国チームを含む）につき2チームまで招待を広げることができる。該当する場合、2チーム派遣のNFは競技会の第1競技開始までに、どちらのチームでポイントを競うかを決定しなければならない。

2. ヨーロッパにおけるCSIO競技会

（開催国チームを含め）8チーム以上が招待される場合、組織委員会は障害馬術規程第249条5に則って個人選手を外国から招待することができる。

（開催国チームを含め）7チーム以下の招待の場合は、外国から個人選手を招待することはできない。

3. 北米におけるCSIO競技会

3.1 （開催国チームを含め）5チーム以上が招待される場合は、障害馬術規程第249条5に則って個人選手を外国から招待することができる。特に5チーム以上が招待されるカナダ、メキシコ、米国でのCSIO競技会では以下が適用できる：

カナダ、メキシコあるいは米国で開催するCSIOの組織委員会が、他の2ヶ国各々から公式チームに加えて招待できる個人選手数は、NFにつき2名には限定しない。カナダ、メキシコあるいは米国で開催するCSIOの組織委員会が、他の2ヶ国各々から公式チームに加えて招待できる個人選手数は、NFにつき10名を上限とする；正確な選手数は実施要項に記載するとともに、各NFにつき同数でなければならない。

3.2 （開催国チームを含め）4チームが招待される場合は、外国から2名までの個人選手を招待することができる。

3.3 （開催国チームを含め）3チーム以下の招待の場合は、外国から個人選手を招待することはできない。

4. 各組織委員会は招待したNF名称と、招待されたNFが何らかの理由で参加できなくなった場合のリザーブとして少なくとも3NFの名称を、実施要項ドラフトに記載しなければならない。参加できない旨の連絡が入った場合、組織委員会は直ちにリザーブリストに掲載されているNFの1つへ連絡しなければならない。組織委員会は招待したNFが辞退する場合を考慮し、二重のノミネートエントリー締切日を設けるよう推奨する。ロンジンネーションズリーグ™シリーズの一環である競技会の組織委員会は、このシリーズに特化した規定に従ってチームを招聘しなければならない。

5. 組織委員会の判断により、チームに属する選手に加えて、あるいはチーム派遣しないNFについて、各NFから1~2名の個人選手が公式チームと全面的あるいは部分的に同条件で招待される場合がある。チーム派遣する各NFの個人選手数は、チーム派遣するすべてのNFにおいて等しくなければならない；チーム派遣しないNFから招待する個人選手数は、チーム派遣しないすべてのNFにおいて等しくなければならない。CSIO競技会では個人選手に対する個別招待は認められない。
6. すべてのカテゴリーのCSIO（ロンジンネーションズリーグ™競技会を除く）に開催国NFから出場できる個人選手数は30名まで；公式チームの選手数は6名までである。
7. 5*/4*ネーションズカップを行うCSIO競技会では、7チーム以上を外国から招待しなければならない。極めて例外的に、またFEI事務総長から明確な許可がある場合に限り、外国からの招待チーム数を7チーム未満とすることができる。
8. FEIワイルドカード
 - 8.1 ワイルドカードとして、FEIは組織委員会が招待する外国チームのうち1チームを指名する権利がある。ただしロンジンネーションズリーグ™競技会とEEFネーションズカップ・シリーズ規程により禁止されている場合を除く。
 - 8.2 ワイルドカードとして、FEIはチームを派遣しないNFから個人選手を2名指名する権利がある。FEIがワイルドカードの1枚あるいは2枚とも利用しない場合は、その割り当てが組織委員会に戻り、当該委員会はチームを派遣しないNFにその空きをあてることができる。

第 250 条 CSI への招待（付則 5 も参照）

1. CSIについては、組織委員会が招待する個人選手数と馬の頭数を開催国NFの合意を得て実施要項と招待状に記載しなければならない；CSI招待ルールが適用されるCSIの組織委員会は、招待ルールを遵守しなければならない（障害馬術規程付則5参照）。直近のオリンピック大会における個人障害馬術ゴールドメダリストと直近の世界選手権における個人障害馬術ゴールドメダリストは、すべてのCSIから招待を受ける権利がある。

第 251 条 参加申込（一般規程第 116 条も参照）

1. FEI ワールドチャレンジ競技を除き、いかなる選手および馬も、国際競技会へ

の参加許可を得るには FEI および自国 NF への登録が必要であり、また必要に応じて開催国 NF (CSI1*と CSI2*競技会) への登録も必要である (一般規程第 113 条も参照)。

2. 競技会に参加申込できる馬の頭数は、実施要項と障害馬術規程に従わなければならない。
3. 国際競技会または FEI 選手権に招待あるいは指名された選手の参加申込は、いずれも各々が所属する NF を通してのみ行うことができる。選手が参加申込を行う競技会に出場できる年齢に達していることを確認するのは、その選手が所属する NF の責務である。実施要項の記載事項および障害馬術規程に従って所属 NF が選考した選手については、組織委員会は全員を受け入れなければならない。組織委員会は、NF からの参加申込以外のいかなる参加申込も受け付けてはならない。疑念を避けるため追記すると、FEI オンライン招待システムを通して NF が直接追認している参加申込については、当該 NF が行った参加申込とみなされ、組織委員会はこれを受諾しなければならない。適用される CSI 招待ルールと FEI オンライン招待システム詳細については、障害馬術規程付則 5 を参照のこと。
4. NF は、出場資格を得た馬と選手を選考して参加申込を行う責任がある。これには参加申込を行う競技会／カテゴリーへの馬と選手の参加適性と出場能力が含まれる。当該馬と選手が参加申込を行う競技会に出場できる年齢に達していることを確認するのは、その所属 NF の責任であり、マイナー選手については当該選手の代理人 (FEI 一般規程第 118 条 4 に従う) がこの責を負う。
5. 参加申込を行えるチーム数と個人選手数は、障害馬術規程に定める。
6. NF は、障害馬術委員会が策定して FEI 理事会が承認し、また必要に応じて国際オリンピック委員会 (IOC) が承認した条件のもとで出場資格を得た選手のみ、世界選手権とオリンピック大会へ参加申込できる。
7. 公式チームとして認められる選手数／頭数を超えて NF が参加申込をした場合は、遅くとも 1 回目のホースインスペクション終了時点までに、公式チームとして選考する人馬をチーム監督が指定しなければならない。
8. 組織委員会はいかなる場合も、選手権に出場資格のある選手あるいはチームの参加申込数を制限してはならない。FEI 理事会が必要と判断した場合は、参加

申込数を制限することがある。

9. 参加申込期限

9.1 FEI 選手権と大会(Games)への参加申込は、一般規程第 116 条 2.2 (i)と第 116 条 2.2 (ii)に定める 2 段階の手順を踏まなければならない：

- ノミネートエントリーは遅くとも当該競技会の 4 週間前までに行わなければならない。一般規程第 116 条 2.2(i)参照。

- デフィニットエントリーは遅くとも当該競技会開始の 4 日前までに行わなければならない。一般規程第 116 条 2.2(ii)参照。

9.2 CSIO を含むその他すべての競技会については、以下に示す期限までにデフィニットエントリーを行わなければならない；この他に NF/組織委員会が実施要項で、NF の参加意思表示の期限を指定することがある。

デフィニットエントリーは実施要項に記載の期日までに行わなければならない。この期日は当該競技会開始の 4 週間前より早くてはならず、また 4 日前を過ぎても認められない。これは競技会に派遣される選手と馬の最終選考である。デフィニットエントリーではリストアップされた数を超えてはならず、競技会に出場する選手と馬の最終選考となるが、ただし参加申込締め切り時点で（招待選手数に選手 1 人につき認められる出場馬数をかけた数字に基づいて）参加申込可能な最大頭数に達していない場合、組織委員会は追加選手を招待できる。グランプリあるいは最高賞金がでる競技への出場資格認定システムが実施要項にない場合、組織委員会は実施要項に定める通り、当該競技へ出場が認められる選手最大数を超えてこのような追加選手を招待することはできない。障害馬術規程付則 5：CSI 招待ルールも参照。

デフィニットエントリー受理後の馬および/または選手の交代は、組織委員会の明確な許可があった場合に限り行える。組織委員会は実施要項に馬と選手の交代が認められる最終期日を明記しなければならない。この期日はホースインスペクションの日より後であってはならない。

10. 選手と馬の参加申込書には名前と FEI 登録番号 (FEI ID)、また必要に応じて出場資格を記載しなければならない（一般規程第 116 条 2.3 参照）。

11. 仮に NF がノミネートエントリーに記載した数以上の選手および/または馬を派遣してきた場合には、例え障害馬術規程と実施要項でそのような参加

を認めている場合であっても、組織委員会としては彼等に宿泊施設／厩舎を提供することも、競技会への参加を認める義務もない（一般規程第 116 条 4）。

12. 競技会において選手は騎乗馬のいずれか、あるいは全頭について出場を辞退することはできるが、事前にこの競技会へ参加申込を行っていない馬を組織委員会と競技場審判団の許可なく追加することはできない（一般規程第 116 条 5）。
13. NFはチームのノミネートエントリーを行ったものの、そのチーム派遣が不可能となった場合は速やかに組織委員会へ通知しなければならない（一般規程第 116 条 6）。
14. いずれの競技会においても、NFがデフィニットエントリーを行ったにもかかわらず妥当な理由もなく参加しなかったチームあるいは個人選手については、外国人審判員／技術代表がFEI事務総長へ報告し、FEI裁定機関の審議に委ねる。当該競技会に参加できなかった理由として、同時期に行われていた他の競技会への出場は有効と認められない。しかしながら一般規程には反するものの、CSIにデフィニットエントリーをしていた選手が、同じ週末に開催されるCSIOに派遣予定であった選手（正当な理由で出場不可となった場合）の交代要員として選考された場合は、この間際になっての指名を当初予定していたCSIへ参加できなかった正当な理由として勘案される。
15. カレンダー上で同一週に開催される2つ以上の競技会の組織委員会に対し、NFは同一選手をデフィニットエントリーすることはできず、これに違反した場合、当該選手は参加する競技会から失格となる。ただし、一般規程には反することとなるが、これに関わる両組織委員会が同意した場合を除く（例外については障害馬術規程第251条14参照）。同一週末に開催される2つ以上の競技会に参加申込した選手の馬は、それぞれの競技会のホースインスペクションに臨場しなければならない（障害馬術規程第280条2.1.1も参照）。
16. エントリー代
CSI／CSIO競技会で課される場合があるエントリー代とその他の費用については、用語集にてエントリー代の定義と障害馬術規程付則6を参照のこと。
17. デフィニットエントリー期日以降の参加辞退あるいはノーショウは、組織委

員会が被った財務上の損失について次のように組織委員会への支払いが義務づけられる：

- デフィニットエントリー期日から交代可能な最終期日までの参加辞退：組織委員会は当該選手に各馬の参加辞退に伴う厩舎代とともにホテル代（組織委員会が負担の場合）、および馬の航空輸送代（馬の航空輸送代が組織委員会負担の場合）を請求できる；しかしながら組織委員会が代替えできず、実際に組織委員会による費用負担が発生しており、払い戻し／償還を受けられない場合に限り、当該選手にこれらの費用を請求できる。

- 交代可能な最終期日後の参加辞退（あるいはノーショウ）：実際に組織委員会が費用負担しており、払い戻し／償還を受けられない場合に限り、組織委員会は当該選手に参加辞退した各馬のエントリー代全額とホテル代（組織委員会が負担の場合）、および馬の航空輸送代（馬の航空輸送代が組織委員会負担の場合）を請求できる。

上記に定める通り、選手は組織委員会が被った財務上の損失について支払いが義務づけられる；当該選手が請求書を受領した後 4 週間以内に該当費用を組織委員会へ返金しない場合、組織委員会は当該選手の NF へ請求書を送付できる。

18. 国内障害馬術競技会：一般規程第 101 条 3 参照。

第 252 条 スタートティングオーダー

1. スタートティングオーダーの抽選

1.1 選手権 - チームと個人選手

1.1.1 チームに加えて参加申込を行った個人選手のスタートティングオーダーを決定する抽選は、国籍に関係なく最初に行う。

1.1.2 2回目の抽選を行い、チームの参加申込をしたNFのスタートティングオーダーを決定する。その後、各チーム監督は当該NFの出番にチーム内選手のスタートティングオーダーを指定してゆく。これらのチーム選手は、既に決まっている個人選手のスタートティングオーダーの間に順番に組み込まれる。

2. CSIOとCSIにおける個人競技では、選手のスタートティングオーダーを決定する抽選を行わなければならない。1名またはそれ以上の選手が2頭乗りをする

際に、2頭間のスターティングオーダーが近すぎる状況が発生した場合は、競技場審判団が独自の権限で、あるいは選手かチーム監督の要請に基づき、該当する選手に関する限り当該馬間にできれば選手10名以上の間隔をあけられるよう、そのスターティングオーダーを変更することができる。

3. スターティングオーダーを選手名や馬名のアルファベット順で抽選してはならない。
4. 団体競技に関しては、その都度、抽選を行わなければならない。CSIOにおけるネーションズカップ競技のスターティングオーダー抽選に関わる詳細は、障害馬術規程第264条6を参照。
5. 個人競技におけるスターティングオーダーのローテーション
ローテーションは必須であるが、適用するローテーション・システムは組織委員会の判断に任される。プログラム中に記載される個人競技におけるスターティングオーダーのローテーションは、次に定める手順に従うことが推奨される。
 - 5.1 個人競技において選手が2頭または3頭の馬に乗ることが許される競技会では、以下の手順を採用してプログラムに掲載の個人競技のスターティングオーダーをローテーションさせることができる：
 - 5.1.1 実施要項にて、その競技会を通して同一馬が1日に2回以上、個人競技に出場することを認めている場合は、頭数を個人競技の数で割る。
 - 5.1.2 実施要項にて、その競技会を通して同一馬が1日に1回だけ個人競技に出場できると定める場合は、頭数を個人競技が行われる日数で割る。
 - 5.2 実施要項にて、各個人競技で選手が騎乗できるのは馬1頭のみとする競技会では、選手が抽選を行うとその選手の馬には連番がつけられる：
1番目の選手：1、2、3（この選手の馬番）
2番目の選手：4、5
ローテーションは上記5.1.1および5.1.2と同様の手順であるが、この場合は選手数を個人競技の数あるいは個人競技が行われる日数で割る。
6. グランプリ競技でのスターティングオーダー
「グランプリ」の名称は国際障害馬術競技会において、CSIYやCSIJ、CSI3*

などの各カテゴリーにつき1度だけ使用できる。グランプリ競技のスターティングオーダーは、次の方法のいずれかにより決定しなければならない：

- 6.1 スターティングオーダーを別個の抽選で決定する。
- 6.2 競技会で最優秀選手あるいは最優秀人馬コンビネーションの特別ランキングが設けられている場合は、グランプリ競技までのランキングのリバースオーダーをスターティングオーダーとすることができる。

抽選の際には競技場審判団長の臨席が必要である。
抽選方法は実施要項に記載しなければならない。

7. 競技でスタート前に落鉄した馬については、これより後のスターティングオーダーとなる。ジャンプオフでスタート前に落鉄した場合は、3頭分後ろのスターティングオーダーとなる。蹄鉄の装着がこの時までには終了していない場合は、競技場審判団がその裁量により、スターティングオーダーをさらに繰り下げるか失権とするかを決定する。

第 253 条 出場選手の申告

1. CSIOでは、第1競技の前日にチーム監督が公式チーム（3組以上、6組以内）を構成する選手と馬、および個人選手名とその騎乗馬名を書面にて組織委員会へ申告しなければならない（障害馬術規程第249条参照）。公式チームメンバーとして申告された選手および／または馬が事故や病気で出場できない場合、チーム監督は当該競技会の第1競技開始の遅くとも1時間前までに、個人選手（もし出場者がいる場合）から代替選手を出すことができる。交代となった選手またはチーム馬が個人競技に出場することはできない。ネーションズカップ競技に出場する選手と馬（3組以上、4組以内を公式チームから選考）の申告詳細と、ネーションズカップへの出場を申告した選手および／または馬が事故や病気で交代する場合の詳細は第264条5.5を参照。
2. すべての競技会において、チーム監督（CSIO）または個人選手（CSIO、CSI）は、組織委員会の定めた時刻に翌日の競技の出場選手を組織委員会へ申告する。

第 254 条 馬の参加と年齢、頭数

1. 馬の年齢
 - 1.1 オリンピック大会、世界選手権、FEI 障害馬術ワールドカップTM ファイナルに参加申込を行う馬は 9 歳以上でなければならない。シニア大陸選手権、地

域大会、地域選手権に参加申込を行う馬は 8 歳以上でなければならない。例外として地域大会と地域選手権では、これらの大会で使われる障害物の高さが 1.40m 以内であることを条件として、7 歳から馬の参加申込を行うことができる。CSI03*~5*競技会、CSI3*~5*競技会、そして FEI 障害馬術ワールドカップ™ ファイナルを除くすべての FEI 障害馬術ワールドカップ™ 競技会に参加申込を行う馬は、7 歳以上でなければならない。CSI01*と CSI1*/2*競技会に参加申込を行う馬は 6 歳以上でなければならない。障害馬術規程第 264 条 3 に定める 2*競技会用の障害規模でネーションズカップ競技を行う CSI02*競技会への参加申込馬は、6 歳以上でなければならない；障害馬術規程第 264 条 3 に定める 3*競技会用の障害規模でネーションズカップ競技を行う CSI02*競技会への参加申込馬は、7 歳以上でなければならない。5 歳から参加できるヤングホース競技は CSI あるいは CSIO 競技会で開催するか、または別の CSIIH（単独開催あるいは他の CSI か CSIO 競技会に関連して）として開催することができる。第 254 条 2 も参照。

他のカテゴリーの障害馬術競技会および選手権に参加申込できる馬の最低年齢については、付則 9~付則 13 を参照。

1.2 馬の年齢 – 北半球と南半球

1.2.1 国内競技会

北半球で競技に参加している南半球産の馬については、その公式誕生日は8月1日であるため、1歳若い馬を対象とする国内競技への参加を認めるべきである。南半球で競技に参加している北半球産の馬については、その公式誕生日は1月1日であるため、1歳上の馬を対象とする競技への参加を認めるべきである。

1.2.2 ヤングホース対象の国際競技（5 歳*/6 歳/7 歳/8 歳）

北半球で国際ヤングホース競技に参加する南半球産の馬については、その公式誕生日は8月1日であるため、1歳若い馬を対象とするヤングホース競技への参加が認められる（例えば南半球産の8歳馬は、北半球では7歳馬のカテゴリーに出場する）。南半球で国際ヤングホース競技に参加している北半球産の馬については、その公式誕生日は1月1日であるため、1歳上の馬を対象とするヤングホース競技への参加が認められる（例えば北半球産の5歳馬は、南半球では6歳馬のカテゴリーに出場する）。

2. 選手一人あたりの騎乗頭数

CSIOとCSIでは実施要項で各選手が騎乗できる馬の頭数を特定しなければならないが、上限は3頭とする。同じ週末に異なるカテゴリーの競技会が複数行

われるショウでは、各選手が騎乗を許される馬の頭数をCSIの各カテゴリーにつき3頭までと限定しなければならない。CSIYHを併催しないCSIあるいはCSIO競技会では、CSIあるいはCSIOに参加申込した選手のみが参加できるヤングホース対象の競技を含めることができる；このような競技会では、選手はCSIあるいはCSIOで参加申込が認められる3頭（上限）に加えて、特にヤングホース競技用に2頭を参加申込できる。このような競技会の実施要項では、ヤングホース競技にはCSIあるいはCSIOに参加申込した選手のみ出場でき、これら追加馬の参加はヤングホース競技に限定される旨を記載しなければならない。単独開催のCSIYH競技会、すなわち同一会場で同じ週末に他のCSIと同時開催されるものではないCSIYH競技会では、選手は各ヤングホース年齢カテゴリーにつき3頭を参加申込できる。別個にヤングホース対象のCSI（CSIYH）が他のCSIあるいはCSIO競技会と同時に開催される場合、組織委員会は2種類以上の年齢カテゴリーを対象とした併設型のCSIYHを開催するか、あるいは各年齢カテゴリーで別々のCSIYHを開催するか選択できる。各選手に認められる頭数は以下の通り；

- 2種類以上の年齢カテゴリー併設のCSIYH：CSIYHへ参加申込した選手は、合計3頭の参加申込が認められる（例えば6歳馬を2頭と7歳馬を1頭）；
- 各年齢カテゴリーで別々のCSIYH：選手はヤングホースの各年齢カテゴリーにつき3頭を参加申込できる。

これはツアー（同一会場において2週間以上続けて行われるCSI競技会）には適用しない；これらのショウでは、各CSIの期間中に選手は各カテゴリー（スモール／ミディアム／ビッグツアー）で最大4頭まで出場させることができる。これらのショウでは、選手1名につき9頭までの馬をCSIYH競技会に参加申込でき、そのうち3頭までを各CSIの各年齢カテゴリーで競技に参加させることができる。

CSIあるいはCSIOの実施要項でピュイッサンス競技、六段障害飛越競技、ノックアウト競技、種牡馬を対象とするダービーおよび／または特別競技の開催がうたわれている場合は、CSIあるいはCSIOに参加申込した選手に対して、これらの競技各々に追加馬の参加申込を実施要項で認めることがある。この追加馬の参加は、これらの競技への出場に限定される。実施要項にて、ピュイッサンス競技および／または種牡馬を対象とする特別競技に限定して追加選手の招待を認めることがある

3. CSIOではチーム監督に競技会開催期間を通して公式チームの馬を変更する権

利があるが、各選手が騎乗できる最大頭数は障害馬術規程第254条2に明記された通りとする。このような変更は撤回できない。

4. CSIOとCSIで個人選手の馬の変更が認められるのは、当該馬が共に同じNFに所属し、実施要項の記載に従い競技会開催中に各個人選手が騎乗できる頭数に準拠している場合に限られる。このようにして行った変更は撤回できない。
5. CSIOでは各選手ともグランプリ競技、もしくはグランプリ競技がない場合は最高額の賞金が授与される競技において騎乗できるのは1頭のみである。グランプリ競技に加えて、これと同額かそれより高額な賞金が授与される競技が併せて開催される場合、選手はこれらの競技に各々1頭の馬でのみ出場できるが、各選手とも2頭以上の馬に騎乗できるダービー競技の場合を除く。
6. 上記項目はCSIにも適用する。しかし以下の例外はCSI1*、CSI2*、CSI3*競技会についてのみ認められる。競技会への参加選手が予想よりも少なかったことにより、グランプリ競技あるいは上記5.で示したこれに類する競技へ出場を申告した（選手）人数が、該当競技の実施要項に記載された出場者数（各選手1頭をベースとした出場者数）の50%以下であった場合、組織委員会は各選手に馬2頭で競技出場を認めることができる。ただし本条項の他の項目にも準拠し、このような事態の可能性が実施要項に規定されており、また出場の可能性がある選手総数がグランプリ競技あるいは当該競技の実施要項に記載された上限（各選手1頭をベースとした出場者数）を超えないことを条件とする。グランプリ競技については特に以下を適用する：

- CSI1*/CSI2*：グランプリが選手100名にオープンである場合（グランプリへの出場が最大100名）に限り、100名以上の選手が競技会に招待されているものの、グランプリへの出場を申告した選手が50名以下の場合、各選手とも馬2頭に騎乗できる。グランプリが100名未満の選手にオープンの場合、当該競技会への招待選手数が少なくともグランプリ実施要項に記載の出場選手数と同等であり、グランプリへの出場を申告した人数が実施要項に記載の人数の50%以下である場合に限り、各選手とも馬2頭に騎乗できる。

- CSI3*：グランプリが選手60名を対象としている場合（グランプリでは60頭が上限）に限り、60名以上の選手が競技会に招待されているものの、グランプリへの出場を申告した選手が30名以下の場合、各選手とも馬2頭に騎乗できる。グランプリが60名未満の選手を対象としている場合、当該競

技会への招待選手数が実施要項に記載のグランプリへの出場選手数と少なくとも同等であり、グランプリへの出場を申告した選手数が実施要項に記載の人数の50%以内である場合に限り、各選手とも馬2頭に騎乗できる。

競技会にてグランプリ競技もしくは最高額の賞金が授与される競技がないものの、同額の賞金が授与される複数の競技が行われる場合、それらの競技で選手が騎乗できる頭数に制限はない。

これらの条項は、組織委員会がすべての競技で選手に2頭以上の騎乗を認めるCSIAm競技会には適用しない。

7. CSIOまたはCSIにてグランプリおよび／またはグランプリではなく最高額の賞金が授与される競技に出場する選手は、同一競技会で少なくとも1つのFEI競技の初回ラウンドをグランプリ馬もしくは最高額の賞金が授与される競技に出場予定の馬で完走していなければならない（出場資格要件を満たせる特定のFEI競技詳細については、障害馬術規程第261条4.4参照）。グランプリ競技または最高額の賞金が授与される競技が当該競技会の初日に行われる場合、もしくはそれらが競技会で行われる唯一のFEI競技である場合は、組織委員会がトレーニングセッションを設けて、グランプリ競技あるいは最高額の賞金が授与される競技の前に選手がアリーナで出場馬にて障害飛越する機会を提供しなければならない（障害馬術規程第261条4.4参照）。最高額の賞金が授与される競技がダービーの場合はこの条項を適用しない。

第 255 条 シニア競技へのマイナー選手の参加（付則 9、11、12 も参照）

1. 下記2.に記載の除外規定に従うことを条件に、選手はその所属NFから明確な許可があれば12歳の誕生日を迎える年から特定のシニア競技に参加できる。NFは該当するCSIあるいはCSIOにマイナー選手の参加申込を行うにあたり、このような許可をマイナー選手に与える場合もあるが、NFにはマイナー選手に対して下記2.に基づき出場資格のないシニア競技へ参加を許可する権限はない。

2. 選手は18歳の誕生日を迎える年まで、以下の競技には参加できない：
 - CSI3*～CSI5*でのグランプリ競技；
 - CSIO1*～CSIO5*でのグランプリ競技；
 - CSIO1*～CSIO5*でのネーションズカップ競技；
 - ロンジンネーションズリーグ™競技；
 - FEI障害馬術ワールドカップ™競技；

- パワーアードスキル競技；
 - ダービー競技；
 - 上記以外で、CSI3*～CSI5*およびCSIO1*～CSIO5*における最高賞金額の競技
- 2.1 選手は12歳の誕生日を迎える年から13歳の誕生日を迎える年の終わりまで、初回ラウンドでの障害物の高さが1.30mを超えないことを条件にCSIとCSIO1*～5*、CSIAmカテゴリーAとB競技会の特定競技（上記リストの競技を除く）に出場できる。
- 2.2 選手は14歳の誕生日を迎える年から15歳の誕生日を迎える年の終わりまで、CSI1*競技会におけるすべての競技（上記リストの競技を除く）と、初回ラウンドでの障害物の高さが1.40mを超えないことを条件にCSI2*～5*およびCSIO1*～5*競技会の特定競技（上記リストの競技を除く）に出場できる。
- 2.3 選手は16歳の誕生日を迎える年から、CSI1*と2*競技会の全競技（上記リストの競技を除く）に出場できる。選手は16歳の誕生日を迎える年から17歳の誕生日を迎える年の終わりまで、CSI3*～5*競技会およびCSIO1*～5*競技会の特定競技（上記リストの競技を除く）に出場できる。

第 256 条 服装、保護用ヘッドギア*、人工補助具、敬礼

1. 服装

- 1.1 選手は観客の前にでる時には正しい服装でなければならず、競技中および表彰式においては障害馬術規程第256条1、第256条3、および一般規程第135条2の適用条項に合致した服装が求められる。
- 1.2 コース下見に際しては身だしなみのよい服装でなければならない。いかなる場合でも長靴、白または淡黄褐色の乗馬ズボン、長袖あるいは半袖のシャツ、白いタイあるいはチョーカーを着用しなければならない。シャツは白い襟（カラー）つきでなければならない；長袖シャツの場合は白い袖口が付いていなければならない。
- 1.3 悪天候の場合、競技場審判団は外套または防水服の着用を許可することがある。非常に暑い天候の場合、競技場審判団は選手にジャケット着用なしに騎乗を認めることがある。
- 1.4 騎乗中はいかなる者も常に乗馬競技用ヘッドギアを適正に着用することが義

務づけられる。どのような時であれ選手がヘッドギアを脱いだ場合には、本規則で許可しているか否かにかかわらずすべて自己責任となる。走行中にヘッドギアが脱げるか、あるいはその固定ポイントが外れた選手はかぶり直し、またはつけ直し、固定ポイントがゆるくなった場合は締め直さなければならない。そのような場合、ヘッドギアを再装着／または固定ポイントを締め直す際に停止しても選手は減点されないが、時計は止めない。固定ポイントを正しく締め直すために急停止すると危険な状況（例えばコンビネーションの途中であったり、あるいは飛越しようとしている障害物の1ストライドまたは2ストライド手前でゆるんだ場合）を除き、選手が固定ポイントを的確に締めずに、またはまったく締めずに障害物を飛越したり、あるいは飛越しようとした場合は失権となる。例外として、シニア選手が表彰式で褒賞を受領する際、あるいは国歌の演奏中、その他式典の際にヘッドギアを外すことはできる。

- 1.5 民間人はユニフォームか所属NFの承認した服装、ジャケット、白または淡黄褐色の乗馬ズボン、黒または茶色の長靴の着用が求められる。他の暗色の長靴もFEIの判断で認められる場合がある；長靴の上端周り、踵および／またはつま先に対比色を1色のみ使うことができる。長靴は踵付きでなければならない。シャツは長袖でも半袖でもよいが、白の襟付きであること；長袖シャツの場合は白い袖口が必要である。白いタイあるいはチョーカーを着用しなければならない。競技用ジャケットの色指定はないが、外向きのボタンでなければならない。襟付きジャケットの場合はジャケットと同色か他の色のラベルカラー（折り返し襟）でなければならない。襟なしジャケットも認められるが、ジャケットの前をとめた時にシャツの襟とタイが見えることを条件とする。ジャケットを着用しない場合（天候による例外については第256条1.3参照）は、袖付きシャツを着用しなければならない；長袖も半袖も許可される。
- 1.6 軍人、警察官、憲兵隊員、軍関係者または国立生産牧場の職員は、民間人と同じ服装か、もしくは制服を着用することができる。
- 1.7 競技場審判団の判断により、服装が不適切な選手については競技への参加が認められないことがある。
- 1.8 CSIOのネーションズカップ／ロンジンネーションズリーグTM競技、および地域選手権、大陸選手権、世界選手権における競技（チームと個人）のあらゆるステージで、そして該当国のオリンピック委員会の承認を受けることを

条件としてオリンピック大会と地域大会の競技中、選手は所属NFの公式な服装を着用するものとする。NFに公式な服装がない場合、当該NFの選手は障害馬術規程第256条3の条項に従うことを前提として、適宜、障害馬術規程第256条1.5または第256条1.6に則った服装を着用できる。

襟が同色である黒、赤、紺、緑色のジャケットはNFの公式ジャケットとして登録できない。

チームメンバーのジャケットは同一色でなければならない（襟はジャケットと同色かあるいは他の色でも良い）。この規則に従わない選手は、競技場審判団により1,000スイスフランの罰金が科される。更に当該選手はアリーナからの退場を求められ、規則に準拠したジャケットを着用するまでは競技参加が認められない。

1.9 色彩について論議が生じた場合はFEI事務総長に付託し、この事務総長の決定が最終となる。

1.10 イヤフォンおよび／または電子通信機器をFEI障害馬術競技中に着用することはできない。疑義を避けるために明記すると、選手、グルームあるいはその他の人物は、アリーナ以外であれば片耳にイヤフォンを装着することはできる。

1.11 拍車

1.11.1 競技会場内のいかなる場所でも、騎乗している選手は長靴に拍車を1個ずつのみ装着できる。

1.11.2 輪拍とは回転する円盤部分に刻み目があるか、あるいはのこぎり状となっている拍車であり、国際障害馬術競技会場内のいかなる場所でも使用が許可されない；刻み目あるいはのこぎり状になっていない円盤が回転する拍車は認められる。

1.12 鞭

1.12.1 競技会場内のいかなる場所でも、騎乗している選手は鞭を1本のみ所持できる。

1.12.2 フラットワークの際、選手は馬場馬術用の鞭使用を認められるが、いかなる場合も末端に重りのついた鞭の使用あるいは所持、もしくは長さが75cm

を超える鞭をアリーナおよびスクーリングエリアで横木通過あるいは障害飛越の際に使用あるいは所持することは、厳格に禁止されている。鞭の代用品を携帯することは認められない。

2. 敬 礼

2.1 競技場審判団長が別段の指示を出さない限り、競技場審判団の管轄下にてアリーナで行われるすべての競技において、各選手は敬意の意味合いで主審に敬礼しなければならない。競技場審判団は敬礼を怠った選手の走行開始を拒否することができる。更に競技場審判団は当該選手に罰金を科すこともある（障害馬術規程第240条2.7参照）。特別な理由により、競技場審判団は組織委員会と協議のうえ、各競技開始前の選手の敬礼を必要とするか否かを決定する場合がある。国家元首が臨席しているときには、組織委員会が競技場審判団長の了承を得て、敬礼は国家元首に対して行うよう出場選手に指示しなければならない。また役員席に特別な来賓がある場合にも同様な処置をとることがある。

2.2 選手はパレード、表彰式、あるいは国歌が流れる間は敬礼することとする。

2.3 競技場審判団は、特別な理由により敬礼は不要と判断することができる。

2.4 選手は敬礼の際にヘッドギアを外してはならない。鞭を上げるか頭を下げることで適切な敬礼とみなされる。

3. 選手および馬につける広告（一般規程第 135 条参照）

3.1 IOCの後援を受けて行われる地域大会やオリンピック大会（オリンピック大会におけるオリンピック馬術競技規程参照）を除くすべての競技会において、選手はメーカー、選手スポンサー、選手のチームスポンサー、NFスポンサー、選手の所属国、および／または選手自身を識別表示する服装を着用および装具を使用できるが、以下に示す特定条件に従う場合のみとする：

3.1.1 スポンサーではないメーカーの識別表示

3.1.1.1 競技エリアにいる場合と表彰式の際に、スポンサー企業ではない衣類・装具メーカーを特定する名称やロゴの表示は、衣服と装具につき各1ヶ所、3cm²以内の表面積とする。

3.1.2 スポンサーの識別表示

3.1.2.1 競技エリアにいる場合と表彰式の際に表示できる選手スポンサー、選手

のチームスポンサーおよび／または所属NFのスポンサーの名称および／またはロゴは、以下の表面積を超えない範囲とする：

- i) ジャケットあるいは上衣の両側各々に胸ポケットの高さで80cm²；
- ii) シャツの両襟あるいは女性のブラウスの襟では中央部分で16cm²；
- iii) 民間人はヘッドギアの中央部分に垂直にスポンサーロゴを表示できる。このロゴは長さ25cm、幅5cm以内とする。
- iv) 乗馬ズボン左脚に縦方向で1ヶ所80cm²（長さ20cm、幅4cm以内）
- v) サドルクロスの側面は両側とも200cm²；
- vi) イヤーフードでのロゴは75cm²

3.1.2.2 すべてのFEI競技会において、組織委員会は競技および／または競技会スポンサーの名称および／またはロゴを、競技エリアにいる組織委員会運営員の衣服、および馬が競技エリアにいる場合や表彰式の際に使用する馬着にも表示できる。選手ナンバーに付ける名称および／またはロゴのサイズは100cm²以内とする。

3.1.3 選手の所属国識別

3.1.3.1 競技エリアにいる場合と表彰式の際に表示できる選手の国名やロゴ、国の象徴および／または国旗、および／または選手のNFロゴもしくは名称は、以下の表面積を超えない範囲とする：

- (i) ジャケットあるいは上衣の両側各々に胸ポケットの高さで、また襟に適度な大きさ；
- (ii) ジャケットあるいは上衣の片腕に200cm²、もしくはジャケットあるいは上衣の両腕各々に100cm²
- (iv) ヘッドギアの中央部分に垂直に（障害馬術規程第256条3.1.2.1.iiiの仕様を参照）
- (v) 乗馬ズボン左脚に縦方向で1ヶ所80cm²（長さ20cm、幅4cm以内）
- (vi) サドルクロスの側面は両側とも200cm²
- (vi) イヤーフードのロゴは75cm²

いかなる場合も、表示方法と見える度合いが3.1.2.1と3.1.3.1に記載の表面積に合致している限り、選手の所属国識別を選手スポンサー、選手のチームスポンサーおよび／またはNFスポンサーの名称および／またはロゴと併せて表示してもよい。

上記に加えて、選手所属国の国旗または国を示すIOC使用の略記で公式3文字を選手ジャケット背面の両肩中央に表示することができる。国旗あるいは国の略式3文字の上端は襟よりも4cm下に配置しなければならない。国旗の幅は

25cm以内で、高さは幅に釣り合う程度とする；IOCによる国の略式3文字はIOCの標準書体で記載しなければならず、高さは8cm以内とする。

3.1.4 選手名

3.1.4.1 競技エリアにいる場合や表彰式の際に表示できる選手氏名は、乗馬ズボン左脚に縦方向で1ヶ所80cm²以内（長さ20cm、幅4cm以内）の表面積とする。

3.2 本条項に別段の記載がない限り、競技エリアにいる間または演技中にいかなる選手、役員、馬についても広告や宣伝を身につけることはできず、騎乗用具にも表示できない。しかしながらコース下見の際に上衣の前後であれば400cm²以内、ヘッドギアでは50cm²以内で選手は自分のスポンサー、チームスポンサーおよび／またはNFスポンサーのロゴ、および／または国籍を表示することができる。

3.3 チーフスチュワードは、選手がアリーナへ入場する前に前述条項を遵守しているかを確認する責任がある。前述の内容に準拠していない選手は競技の間、アリーナへの入場が認められない。NF承認の公式な服装が本条項の要件に準拠していない場合、FEIはこれを認可しない。

3.4 適用される放映契約、インターネット契約、あるいはこれに類する法規や合意によって認められていれば、障害物とアリーナ側面に広告を表示することができる。スポンサーつき障害物の規格詳細は障害馬術規程第208条3に網羅されている。

3.5 FEIとの書面による別段の合意がない限り、本条項でいう競技エリアとは選手が審査される場所または馬がホースインスペクションを受ける場所すべてを含む。これには練習馬場を含めない。

第 257 条 馬 装

1. 競技アリーナにて

1.1 馬の目を覆うプリンカーやフライマスクの使用は禁止である。

1.2 頭絡の頬革上に革、シープスキンもしくはこれに類する素材をあてることはできるが、馬の頬から測って直径3cmを超えないものとする。

1.3 可動式ランニング・マルタンガールのみ使用が許可される；手綱1本につき

マルタンガール・ストッパーは1つのみ使用できる。ランニング・マルタンガールがスタンディング・マルタンガールとして機能するよう手綱を形成してはならない。

- 1.4 銜あるいは鼻革の規制はない。しかし競技場審判団には獣医師の助言に基づいて、馬が怪我をしそうな銜あるいは鼻革の使用を禁止する権限がある。

手綱は銜につけるか頭絡に直接装着しなければならない。手綱は2組まで使用できる。2組の手綱を使う場合には、その1組を銜につけるか頭絡に直接装着しなければならない。ギャグとハックモアの使用が許可される。

- 1.5 表彰式やパレードの間を除き、競技アリーナでの折り返し（ランニングレーン）の使用は禁止である。

- 1.6 第257条1.1～第257条1.5に記載の条項遵守を怠った場合は失権となる（障害馬術規程第241条3.21参照）。

2. 組織委員会の管轄下にある競技会場内すべての場所（制限区域）で、以下の条項を適用する：

- 2.1 安全確保の観点より、鐙や鐙革（セイフティ鐙にも適用される）はあおり革の外側で托革から垂れ下がっていなければならない。選手は直接あるいは間接的であれ、自分の体のいかなる部分も馬具に縛り付けてはならない。

- 2.2 馬の前肢あるいは後肢に装着が認められる装具（単一のブーツか複数のブーツ、フェットロックリングなど）の総重量は、装具が濡れていた場合を含めいかなる状況下でも1肢あたり500gを超えてはならない（蹄鉄あるいは蹄鉄の代用品は含まない）。

- 2.3 すべての国際ヤングホース（5歳、6歳、7歳、8歳馬）障害馬術競技について：国際ヤングホース競技では後肢ブーツに関して以下の基準を遵守しなければならない：

内側にのみ丸みを帯びた保護用パーツがある後肢ブーツが、後肢用ブーツとして許可される唯一のタイプである。ブーツは内側の長さを最大16cmとする；留め具の幅は少なくとも5cmなければならない。ブーツ内側で丸みを帯びた硬質部分より下に伸びる繫の保護パーツつき後肢ブーツについては、保護パーツが柔らかくしなやかな素材でできている場合に限り認められる。ブーツ内側で丸みを帯びた硬質部分より下に伸びる繫の保護パーツは、ブーツの長さ測定対象には含まれない（写真についてはFEIウェブサイトのFEI障害馬術スチュワードマニュアルを参照）。

ブーツは馬の肢周りにフィットするよう両側へ容易に曲げられるデザインでなければならない。ブーツの丸みを帯びた保護用パーツは、球節内側を覆うように装着しなければならない。

ブーツの内側はざらつきがなく滑らかであること、即ち表面が平らでブーツ内側にいかなる圧点もあってはならない、つまりライニングの下にパッドやブロックを入れてはならない；疑念を避けるために記すと、保護用パーツのブーツ内張りへの縫い付けは許可される。シープスキンの内張りは認められる。

伸縮性のないマジックテープのみ認められる；フック、バックル、クリップ、その他の留め具は使用できない。馬の皮膚に直接あるいは間接的に触れる留め具の内側表面は滑らかでなければならない。留め具は一方向性でなければならない、即ちブーツの片側から出ているストラップがそのまま、もう片方の受け手に装着されるものであり、ブーツ全周を巻いてはならない。留め具部分に別のマジックテープを縦にあてることで、留め具を確実に装着することは可能である（例としてはFEI障害馬術スチュワードマニュアル付則を参照）。

ブーツ自体に追加で部品を取り付けたり、あるいは埋め込むことはできない。後肢ブーツの下にベットラップやこれに類する軽量のバンデージ素材を使用することは認められる；これは可能であればスチュワードの立会いのもとで適用するべきである。スチュワードチーム・メンバーは、いかなる時でも面前でベットラップ／バンデージ素材を取り外し、再度これを装着するよう要請する権限を有する。

フェットロックリングは適切に調整されており、きつくなく、装具が濡れている場合を含めいかなる状況下でも馬の肢に装着する装備重量合計が500グラムを超えないことを条件に、保護目的での使用が認められる（障害馬術規程第257条2.3参照）。繫あてはきつく締めすぎないことを条件に繫周囲に使うことができる。

2.4 すべての国際障害馬術競技会、およびすべてのFEI世界障害馬術チャレンジ競技会においては、以下の記述に合致する後肢ブーツのみ使用できる：

2.4.1 第257条2.3に記載のブーツ。

2.4.2 内側にのみ保護機能がある丸みを帯びたブーツ、および内側と外側に保護機能がある丸みを帯びたブーツ、即ち球節の背部を包み込むダブルシェル・



ブーツは以下の基準を満たすことを条件に許可される：

いかなるブーツも、馬の肢周りにフィットするよう両側へ容易に曲げられるデザインでなければならない。特にダブルシェル・ブーツの場合は、馬の球節の形状に型打ちされていなければならない；即ちブーツ自体が自然に球節を囲うよう「U」字に成形されていること。ブーツが球節を包み込むために留め具の装着を必要とするダブルシェル・ブーツは認められない。ブーツの長さは最も長い部分が20cm以内であること。ブーツ内側かブーツ両面に、丸みをもたせたシェルよりも下に伸ばして繫の保護機能を高めた後肢用ブーツは、柔らかくしなやかな素材で造られていることを条件に許可される。内側で丸みを帯びたシェルから下方へ伸びた繫保護パーツは、ブーツの長さ測定時にカウントされない（ブーツの長さの正確な測定手法については、FEI障害馬術スチュワードマニュアル付則を参照）。

ブーツの丸みを帯びた保護機能のあるパーツで球節を包むように装着しなければならない（片側にのみ保護機能のあるブーツについては、保護用パーツが球節の内側を覆うように装着しなければならない）。

ブーツの内側はざらつきがなく滑らかであること、即ち表面が平らでブーツ内側にいかなる圧点もあってはならない；疑念を避けるために記すと、保護用パーツのブーツ内張りへの縫い付けは許可される。シープスキンの内張りは認められる。

ブーツにつけられる留め具は2ヶ所までとする。次のような留め具のみ許可される：

<p>マジックテープタイプの留め具：</p> <ul style="list-style-type: none">- どのストラップも以下の通りであること：<ul style="list-style-type: none">・ マジックテープあるいはマジックテープタイプの留め具つき・ ストラップが2ヶ所ある場合は2.5cm以上の幅、あるいは・ ストラップが1ヶ所の場合のみは5cm以上の幅- 球節内側部分にのみ保護機能のあるブーツについては、ストラップは伸縮性があってもなくてもよい- ダブルシェル・ブーツではストラップは伸縮性がなければならない	
<p>スタッドタイプの留め具：</p> <ul style="list-style-type: none">- どのストラップも以下の通りであること：<ul style="list-style-type: none">・ 伸縮性のある素材である・ 2.5cm以上の幅がある・ ブーツのスタッドにはまる穴がある	

フックタイプの留め具：

- どのストラップも以下の通りであること：

- ・伸縮性のある素材である
- ・2.5cm以上の幅がある
- ・ブーツの「カギフック」受け手にはまるフックがある



馬の皮膚に直接あるいは間接的に触れる留め具の内側表面は滑らかでなければならない。留め具はすべて一方向性でなければならない；即ちブーツの片側から出ているストラップがそのまま、もう片方の受け手に装着されるものであり、ブーツ全周を巻いてはならない。留め具部分に別のマジックテープを縦にあてることで、留め具を確実に装着することは可能である（例としてFEI障害馬術スチュワードマニュアル付則を参照）。留め具自体が折返し式であるか、あるいは留め具にテコのような作用を及ぼすものは許可されない。

ブーツ自体に追加で部品を取り付けたり、あるいは埋め込むことはできない。後肢ブーツの下にベットラップやこれに類する軽量のバンデージ素材を使用することは認められる；これは可能であればスチュワードの立会いのもとで適用するべきである。スチュワードチーム・メンバーは、いかなる時でも面前でベットラップ／バンデージ素材を取り外し、再度これを装着するよう要請する権限を有する。

フェットロックリングは適切に調整されており、きつくなく、装具が濡れている場合を含めいかなる状況下でも馬の肢に装着する装備重量合計が500グラムを超えないことを条件に（障害馬術規程第257条2.3参照）、保護目的で使用できる。繫あてはきつく締めすぎないことを条件に繫周囲に使うことができる。

2.5 馬の目を覆うプラスチック製シールド（すなわち馬用メガネあるいはサングラス）は、調馬索運動時を含め、騎乗中あるいは馬の運動中いかなる時点でも禁止である。厩舎エリアおよび放牧エリアでは使用できる。

2.6 舌紐の使用は禁止である。舌押さえの使用については獣医規程第1046条5を参照のこと。

2.7 競技アリーナで第257条2.1～第257条2.8のいずれかの条項遵守を怠った場合は失権となる（障害馬術規程第241条3.21参照）。

3. 馬具および装具に付ける広告

馬具および装具に付ける広告の制限については、障害馬術規程第256条3に定

める条件を適用する。

第258条 事故

1. 事故により選手または馬が走行を終えることができない場合は、両者とも失権となる。事故が発生しても選手が走行を完了した場合は、乗馬で退場しなくても失権とならない。
2. 競技場審判団が事故後に選手あるいは馬が競技継続には適さないと判断した場合、同審判団はこれを失権としなければならない。

第11章 役員

第259条 役員

CIM、CSI、CSIO、選手権および大会（Games）で職務を遂行する役員はすべてFEI役員行動規範（一般規程付則H参照）を遵守し、FEIウェブサイトに公表されている各々の職務内容記述に従って任務を遂行しなければならない。

1. 競技場審判団

競技会	審判員数 ¹	競技場審判団長	外国人 審判員	メンバー	追加 メンバー	主審	水濠審判員
	必要最小限度	最低限の 資格要件	最低限の 資格要件	最低限の 資格要件	最低限の 資格要件	最低限の 資格要件	最低限の 資格要件
オリンピック 大会/ ユースオリンピック 大会(YOG)/ 世界選手権	審判長(**)+ メンバー(**) 4名	レベル4 外国からの選任 が必須	不要 (競技場審判団長 は外国人でなけ ればならず、外 国人審判員とし て活動する)	レベル4が3名以 上；レベル3が1 名	適用なし	レベル4	レベル3 (YOGで は水濠障害 使用不可)
パン-アメリカン大 会+他のシニア大 陸大会/シニア大 陸選手権/ワール ドカップファイナ ル/ロンジンネー ションズリーグ・ ファイナル	審判長(**)+ メンバー(**) 4名	レベル4 外国からの選任 が必須	不要 (競技場審判団長 は外国人でなけ ればならず、外 国人審判員とし て活動する)	レベル4が1名以 上；レベル3が3 名	レベル3	レベル3	レベル3
地域大会/他の FEI選手権大会	審判長(**)+ メンバー4名	レベル3 外国からの選任 が必須	不要	レベル3が3名以 上；レベル1が1 名	<u>レベル</u> <u>2</u>	<u>レベル</u> <u>3</u>	<u>レベル</u> <u>2</u>

地域選手権	審判長(***)+ メンバー (***)4名	レベル3 外国からの選任が必須	不要 (競技場審判団長は外国人でなければならず、外国人審判員として活動する)	レベル3が3名以上；レベル1が1名	レベル2	レベル3	<u>レベル2</u>
CSIO5*	審判長+外国人審判員(**)+メンバー (*)3名	レベル4	レベル3	レベル3が3名	レベル2	レベル3	レベル3
CSIO3*~4*	審判長+外国人審判員(**)+メンバー (*)3名	レベル3 開催国からの選任が望ましい	レベル3	レベル3が2名以上；レベル1が1名	レベル2	レベル3	レベル2
CSIO1*~2* CSIO-Y/J/P/Ch	審判長+外国人審判員(**)+メンバー (*)3名	レベル3 開催国からの選任が望ましい	レベル3	レベル3が1名以上；レベル2が1名；レベル1が1名	レベル1	レベル2	レベル2
CSI5*	審判長+外国人審判員(**)+メンバー(*)2名	レベル3 開催国からの選任が望ましい	レベル3	レベル3が1名以上；レベル1が1名	レベル1	レベル3	レベル2
CSI3*~CSI4* CSI1*-W ~ CSI4*-W	審判長+外国人審判員(**)+メンバー (*)2名	レベル3 開催国からの選任が望ましい	レベル3	レベル3が1名以上；レベル1が1名	レベル1	レベル2	レベル2
CSI2*/CSIYH2* CSIU25カテゴリー A&B CSIY/J/Ch/V/Am カテゴリー A/CSIP	審判長+外国人審判員+メンバー(*)2名	レベル3 開催国からの選任が望ましい	レベル3	レベル2が1名以上；レベル1が1名	レベル1	レベル2	レベル2
CSI1*/CSIYH1* CSIY/J/Ch/V/Am カテゴリー B	審判長+メンバー(*)3名	レベル3 開催国からの選任が望ましい	外国人審判員の選任を推奨するが義務付けではない、レベル3	外国人審判員が選任される場合は国内 ² あるいはレベル1が2名以上；外国人審判員が選任されな	国内 ² あるいはレベル1	国内 ² あるいはレベル1	国内 ² あるいはレベル1

				い場合は国内あ るいはレベル1が 3名以上			
(どのスターレベ ルでも) ツアーの 一環である競技会	競技会スター レベルに準拠	競技会スターレ ベルに準拠	レベル3 FEIによる選任 (**)	競技会スターレ ベルに準拠	競技会ス ターレベ ルに準拠	競技会ス ターレベ ルに準拠	競技会スタ ーレベルに 準拠

¹ 四肢の知覚異常検査を行う競技会については、FEIが追加でレベル3以上の審判員1名を選任する。大会（Games）および選手権を含むすべての競技会では、競技場審判団メンバー1名が連携審判員として、交代でブーツ&バンデージ規制を担当する；この審判員は望ましくはレベル2以上とする。

² 国内審判員は、より高いレベルの競技会と併催ではないCSI1*/CSIYH1*およびCSIY/J/Ch/P/V/AmカテゴリーB競技会においてのみ審判を務めることができる。疑念を避けるために追記すると、CSI1*-WとCSI2*-Wを含め、すべてのFEI障害馬術ワールドカップ™競技会は、より高いレベルの競技会とみなされる。国内審判員は、自国外においてFEI競技会の審判を務めることはできない。

(*) (水濠障害がある場合は) 水濠障害審判員を1名追加し、また1日に行われる競技数が多い場合は更に審判員を追加する。

(**) FEIが選任。

(**) FEI地域グループ、または該当する場合は国際地域連盟、FEIの承認を得て組織委員会が選任。

各競技ともジャッジボックスにて3名構成の審判団が審査を行い、水濠障害がある場合は水濠障害審判員1名をこれに加える。国内審判員が競技場審判団メンバーとして職務に就くことができるCSI1*/CSIYH1*/CSIY-J-Ch-V-AmカテゴリーB競技会については、すべての競技にてジャッジボックスの審判員3名のうち少なくとも1名はFEI審判員でなければならない。

重要：ここに言及した審判員数は最低限の人数であり、1日に行われる競技数および同時に使用されるアリーナ数に応じて調整しなければならない。

1.1 競技場審判団のセクレタリー

すべてのCIM、CSI、CSIO、選手権および大会（Games）において、組織委員会はその競技会で行われるすべての競技でセクレタリーを1名、競技場審判団に配置しなければならない。セクレタリーの職務は自由意志による立場のため、役員経費に関する障害馬術規程第200条6.2の条項は適用しない。

1.2 審判員の昇格：FEIウェブサイト公表されているFEI審判員教育システムを

参照のこと。

2. 実施要項の統括と FEI への外国人審判員報告書

競技会	実施要項の統括	競技会から14日以内に FEIへ報告
オリンピック大会、世界選手権	FEI	競技場審判団長
大陸および地域大会 シニア大陸選手権 FEI障害馬術ワールドカップ™ファイナル ロンジネーションズリーグ™ ファイナル 他のFEI選手権 地域選手権	FEI	競技場審判団長
CSIO1* - CSIO5*	FEI	外国人審判員
CSI 3* - CSI5*	FEI	外国人審判員
CSI 2*/CSIYH2*	FEI	外国人審判員
CSIY/J/Ch/V/Amカテゴリー-A/ CSIU25 A+B/CSIP	FEI	外国人審判員
CSI1*/CSIY/J/Ch/V/ Amカテゴリー-B/CSIYH1*	FEI	外国人審判員あるいは 競技場審判団長

3. 獣医師代表団と獣医師代表

3.1 オリンピック大会、大陸大会および地域大会、ユースオリンピック大会、選手権、FEI障害馬術ワールドカップ™ファイナル、シニアCSIOでは獣医師代表団の配置が必須であり、その構成と同団長およびメンバーの選任は獣医規程に従わなければならない。

3.2 シニア以外のカテゴリーを対象とするCSIO、およびCSIにて組織委員会選任の獣医師代表とみなすには、獣医規程に準拠した獣医師であることが求められる。

4. コースデザイナーと技術代表

4.1 コースデザイナー

4.1.1 地域大会と地域選手権のコースデザイナーはレベル3以上のFEIコースデザイナーリストから選考し、当該NF/組織委員会がFEIの合意を得て選任しなければならない。

- 4.1.2 オリンピック大会、ユースオリンピック大会、大陸大会、世界選手権、シニア大陸選手権、ロンジンネーションズリーグ™ファイナル、FEI障害馬術ワールドカップ™ファイナルのコースデザイナーはレベル4コースデザイナーでなければならず、組織委員会がFEIの合意を得て選任する。
- 4.1.3 ベテラン、ヤングライダー、ジュニア、チルドレン、ポニーライダー大陸選手権のコースデザイナーは組織委員会が選任するが、少なくともレベル3コースデザイナーでなければならない。
- 4.1.4 CSIO3*/4*/5*（ロンジンネーションズリーグ™ファイナルを除く）、CSI3*/4*/5*、およびCSI1*-WからCSI5*-W（FEI障害馬術ワールドカップ™ファイナルを除く）におけるコースデザイナーは組織委員会が選任するが、レベル3以上のFEIコースデザイナーリストから選考しなければならない。
- 4.1.5 CSIO2*、CSI2*、CSIカテゴリーAとCSIPにおけるコースデザイナーは組織委員会が選任するが、レベル2以上のFEIコースデザイナーリストから選ばなければならない。
- 4.1.6 CSIO1*、CSI1*、CSIカテゴリーBにおけるコースデザイナーは組織委員会が選任するが、レベル1以上のFEIコースデザイナーリストから選ばなければならない。
- 4.1.7 障害馬術規程第264.3条に各々1*競技会、2*競技会用として定める規模にてネーションズカップ競技が構築されるCSIO1*およびCSIO2*競技会のコースデザイナー、そしてCSI1*/2*のコースデザイナーは組織委員会が選任するが、レベル2以上のFEIコースデザイナーリストから選考しなければならない。第264.3条に3*以上の競技会用として定める規模にてネーションズカップ競技が構築されるCSIO1*あるいはCSIO2*競技会のコースデザイナーは、少なくともレベル3以上のコースデザイナーリストから選考しなければならない。
- 4.1.8 コースデザイナーは、下記6.に定める利益相反には特に留意しなければならない、殊に自分の近親者が1名あるいはそれ以上出場している競技会でコースデザイナーの役職を果たすことはできない。
- 4.1.9 複数のアリーナで競技を行う競技会の組織委員会および／または同じ競技

会場で複数の競技会を同時開催する組織委員会は、2名以上のコースデザイナーを選任できる。しかしCSI5*やCSI3*などの競技会カテゴリーでは、コースデザイナー1名のみを公式コースデザイナーとして選任できる。各々の競技会カテゴリーで、グランプリ競技あるいはグランプリ競技を行わない場合は最高額の賞金が授与される競技（そしてCSIOではネーションズカップ／ロンジンネーションズリーグ™競技）のコース設営に責任を負うコースデザイナーについてのみ、その特定競技会の公式コースデザイナーとして実施要項に氏名を記載する。そのような競技会にて追加で選任されたコースデザイナーは、各自の認定資格より高いスターレベルの競技にてコースを設営することはできない。

4.1.10 コースデザイナーの昇格

FEI ウェブサイトに公表されている FEI コースデザイナー障害馬術の教育システムを参照のこと。

4.2 技術代表

4.2.1 地域大会、地域選手権、およびベテラン、ヤングライダー、ジュニア、チルドレン、ポニーライダー対象の大陸選手権においては外国人技術代表の選任が義務づけられており、レベル3以上のFEIコースデザイナーリストから選考され、FEI障害馬術部門ディレクターが障害馬術委員会と協議のうえ選任する。

4.2.2 オリンピック大会、ユースオリンピック大会、世界選手権、大陸大会、シニア大陸選手権、ロンジンネーションズリーグ™ファイナル、FEI障害馬術ワールドカップ™ファイナルにおける外国人技術代表は、レベル4コースデザイナーであるか、またはそのレベルにあった者でなければならず、FEI障害馬術部門ディレクターが障害馬術委員会と協議のうえ選任しなければならない。オリンピック大会、パン-アメリカン大会、シニア世界および大陸選手権については、FEIの判断により二人目の技術代表を選任して競技会全体の運営で組織委員会との連絡調整を担当させることがある。二人目の技術代表はコースデザインの経験がなくてもよい。

4.2.3 技術代表（外国人もしくは開催国NFから）は審判員およびコースデザイナーのFEIリストから選考されることが望ましく、CSIOとCSIの組織委員会が選任する。

5. スチュワード

スクーリングエリアとウォームアップエリアは常に監視が必要である。これらの馬場が使用されている間は常に最低 1 名のスチュワードが立会い、諸規程の遵守を徹底させなければならない。

5.1 チーフスチュワード

各国際競技会につきチーフスチュワードの選任が必要であり、FEI スチュワードリストから選考しなければならない。オリンピック大会、ユースオリンピック大会、大陸大会および地域大会、世界選手権およびシニア大陸選手権、ロンジンネーションズリーグ™ ファイナル、FEI 障害馬術ワールドカップ™ ファイナルにおけるチーフスチュワードは、FEI 障害馬術部門ディレクターが障害馬術委員会と協議のうえ選任しなければならない。次のレベルの国際競技会では、チーフスチュワードは少なくとも以下の資格を有する者でなければならない：

(i) すべての CSIO、すべての CSI、シニア以外のカテゴリーを対象とする
FEI 選手権、地域大会および地域選手権：レベル 3 スチュワード

2023 年 1 月 1 日付けで発効：(ii) オリンピック大会、大陸大会およびユースオリンピック大会、シニア大陸選手権、シニア世界選手権、FEI 障害馬術ワールドカップ™ および ロンジンネーションズリーグ™ ファイナル：レベル 4 スチュワード

5.2 外国人スチュワード

すべての 5* 競技会およびすべてのツアー競技会（少なくとも 2 週連続して同一競技会場にて同じ組織委員会が開催する FEI 障害馬術競技会）、および同一競技会場にて同一週および／または週をまたいで、連続して開催される競技会についてはスターレベルにかかわらず、FEI が外国人スチュワードを選任する；外国人スチュワードは、チーフスチュワードとアシスタントスチュワードに加えて選任される。これらの競技会に選任される外国人スチュワードはすべて、レベル 3 以上のスチュワード資格を有していなければならない。

5.3 アシスタントスチュワード

各競技会で 4 名以上のアシスタントスチュワードの選任が必要である。同じ競技会場で同時開催される競技会数により、および／または 1 日に行われる競技数、および／または同時に使用されるアリーナ数と当該競技会に参加申込している馬の頭数、競技会場の規模とレイアウトによって、アシスタントスチュワードを追加選任する必要がある。国際競技会に選任されるアシスタントスチュワードは全員が、以下に示す競技会レベルに必要な最低限の資格を有していなければならない；

(i) CSI1*/CSIO1*から CSI3*/CSIO3*まですべての競技会：少なくともレベル1のスチュワード資格

(ii) CSI4*/CSIO4*と CSI5*/CSIO5*すべての競技会、オリンピック大会、大陸大会、地域大会、およびユースオリンピック大会、大陸選手権、地域選手権および世界選手権、FEI 障害馬術ワールドカップ™ と ロンジンネーションズリーグ™ ファイナル：少なくともレベル2のスチュワード資格

6. 利益相反

状況から判断して大方の者が利害の競合があると推察するような場合には、利益相反が実質的に存在すると言える。利益相反とは、FEI を代表するか、あるいは FEI に代わってビジネスや取引を行うにあたり、客観性に影響を与える可能性があったり、あるいは与えるとみなされるような、家族関係などを含む人的関係、職業上の関係、あるいは金銭的關係と定義づけられる。

現実的に可能な限り、利益相反は避けなければならない。しかしながら、スポーツ成績の向上を目指すため、FEI が利益相反と確立された専門性との釣り合いをとらねばならない事例もあるだろう。

第12章 競技

第260条 概要

1. 個人およびチームを対象とする様々な障害馬術競技がある。以下の条項では、国際競技会で最も多く行われる競技を網羅する。
2. 組織委員会は、スポーツに多様性をもたせるためにも新しいタイプの競技を提案することができる。しかしながら、本章に述べる競技についてはすべて、この障害馬術規程を厳守して開催しなければならない。

第261条 ノーマル競技とグランプリ競技

1. ノーマル競技とグランプリ競技（後者については実施要項に明記しなければならない）は飛越能力の審査を主たる要素にしているが、第1位で同点の選手がでた場合は1回目のジャンプオフ、もしくは最大限2回のジャンプオフにスピードを導入して優劣を決定することができる。
2. これらの競技は基準Aにてタイムレース、あるいはタイムレースとしない条件で審査されるが、必ず規定タイムを設ける。
3. コースは馬の飛越能力の審査を主眼として設定する。組織委員会は障害物の

数、種類、そして高さや幅が所定の制限内で設置されることに責任を負う。

4. グランプリ競技への出場資格

4.1 CSIOにおけるグランプリ競技へ出場するための選手／馬の資格条件を実施要項に定める場合は、次の開催方式を参照することが義務づけられる。

公式チームメンバーあるいは個人選手として参加している場合、以下の選手は自動的にCSIOのグランプリ競技への出場資格を得る：

4.1.1 前回のオリンピック大会とパン-アメリカン大会の個人障害馬術メダル受賞者（選手／馬コンビネーション）、前回の世界および大陸*選手権（*ただし大陸選手権での競技が障害馬術選手権および大会規程の第323条から第327条に定める競技フォーマットと障害物の高さ上限に則って行われた場合とする）における個人メダル受賞者（選手）、および前回のFEI障害馬術ワールドカップTMファイナル優勝人馬コンビネーション。

4.1.2 CSIO5*競技会におけるグランプリ競技に出場できるのは、それより遡る12ヶ月間に行われたCSIO5*競技会のグランプリ優勝者（人馬コンビネーション）。

4.2 CSI競技会におけるグランプリ競技へ出場するための選手の資格条件を実施要項に定める場合は、次の開催方式を参照することが義務づけられる。これは、FEI理事会が承認したシリーズの一環であるCSI競技会には適用しない。

以下が、自動的にCSI競技会のグランプリ競技への出場資格を得る：

4.2.1 次の条件に従い、当該競技会における前年のグランプリ競技優勝者（選手／馬コンビネーション）：

- CSI3*/CSI4*/CSI5*競技会のグランプリについては、前年の競技会スターレベルが同一かあるいはそれ以上であった場合に、前年の当該競技会グランプリ優勝者に出場資格がある；

4.2.2 現在の開催国ナショナル障害馬術チャンピオン（選手／馬コンビネーション）；

4.2.3 前回のオリンピック大会とパン-アメリカン大会の個人障害馬術メダル受賞者、前回の世界および大陸*選手権（*ただし大陸選手権での競技が障害馬術選手権および大会規程の第323条から第327条に定める競技フォーマットと障害物の高さ上限に則って行われた場合とする）における個人メダル受賞者、および前回のFEI障害馬術ワールドカップTMファイナル優勝者。

4.3 CSIO あるいは CSI におけるグランプリ競技へ出場するための選手／馬の資格条件を実施要項に定める場合は、すべての予選競技をタイムレースで基準 A にて行うか、あるいは 1 回か 2 回のジャンプオフ、もしくは 2 回ラウンド（第 273 条）、決勝ラウンド（第 276 条）を伴って基準 A 採用で行うか、あるいは通常の二段階走行競技（第 274 条 1.5.1～第 274 条 1.5.3、両段階とも基準 A 採用）にて開催しなければならない。決勝ラウンドを行うグループ競技（第 275 条）および特別二段階走行競技（第 274 条 2）は、グランプリの予選競技としては採用できない。

4.4 CSIO あるいは CSI のグランプリ競技に出場する選手はすべて、グランプリ競技以前に行われる下記リスト*中の少なくとも 1FEI 競技の初回ラウンドを、各自のグランプリ馬で完走していなければならない。人馬コンビネーションが、グランプリ競技以前に行われるこれら競技のいずれかの初回ラウンドを完走したものの、その後、その競技で失権または失格となった場合でも、当該馬はグランプリ競技よりも前に行われる FEI 競技の初回ラウンドを完走するという出場資格要件を満たしたとみなされて、当該選手はこの馬でグランプリ（予選通過すれば）に出場できる。グランプリ競技が競技会初日に行われるか、あるいはそれが競技会における唯一の競技である場合は、その開催日程に関わらず組織委員会はトレーニングセッションを設け、グランプリ競技に先がけてアリーナで障害飛越を行う機会を選手に提供しなければならない。同様の条項を FEI 障害馬術ワールドカップTM競技に適用する。

*グランプリ競技への馬の出場資格を満たすのにカウントされる FEI 競技：

第 261 条「ノーマル競技」

第 262 条 4「マスタース競技」

第 263 条 ハンティング競技あるいはスピードアンドハンディネス競技

第 264 条 ネーションズカップ競技

第 265 条 スポンサーチーム競技と他の団体競技

第 267 条 ヒット・アンド・ハリー競技

第 269 条 アキュムレーター競技

第 270 条 トップスコア競技

第 271 条 コース自由選択競技

第 273 条 2 回走行競技

第 274 条 1.5 ノーマル二段階走行競技（一段階目の完走でよい）

第 274 条 2.5 特別二段階走行競技（馬の出場資格を満たすには二段階ともに完走しなければならない）

第 275 条 決勝ラウンドを行うグループ競技

第 276 条 決勝ラウンドを行う競技

第 277 条 ダービー競技

第 278 条 コンビネーション障害で競う競技

ロンジンネーションズリーグ™ 競技

疑念を避けるために記すと、グランプリ競技への馬の出場資格を次の競技で満たすことはできない：第 262 条 2 ピュイッサンス競技、第 262 条 3 六段障害飛越競技、第 266 条 フォルト・アンド・アウト競技、第 268 条 リレー競技、第 272 条 ノックアウト競技、および第 274 条 5.2 特別二段階走行競技の一段階目のみの完走。

- 4.5 上述に加えて CSI5*あるいは CSI5*-W 競技会にてグランプリおよび／または FEI 障害馬術ワールドカップ™ への出場資格を得るには、競技への出場資格認定システムがない場合、選手はグランプリおよび／または FEI 障害馬術ワールドカップ™ 競技への出場希望馬と共に、当該競技会のデフィニットエントリーまでの 12 ヶ月以内に次の成績を達成しなければならない：
テーブル A 行われる 1.50m 以上の競技の初回ラウンドで減点 4 以内。

この要件は前出条項 4.2 に従い CSI 競技会のグランプリに既に出場資格を得ている選手／馬コンビネーションには適用しない。

5. グランプリ競技は次のいずれかの方式に従って行わなければならない：
- 5.1 ジャンプオフを1回もしくは2回行う1回走行で、ジャンプオフの1回目か2回目はタイムレースとするか、あるいは両方ともタイムレースとする；あるいは
- 5.2 タイムレースのジャンプオフを1回行う2回走行（同一または異なるコース）；あるいは
- 5.3 2回走行を行い、2回目をタイムレースとする。
6. CSIO 競技会でのグランプリ競技は、次のいずれかの方式で審査しなければならない：
- 6.1 障害馬術規程第 238 条 2.2：タイムレースのジャンプオフを 1 回行うタイムレースの 1 回走行；あるいは
- 6.2 障害馬術規程第 273 条 3.3.1 あるいは第 273 条 3.3.2：ジャンプオフなしの 2 回走行；あるいは

- 6.3 障害馬術規程第 273 条 3.1 あるいは第 273 条 3.4.2 : 2 回走行とジャンプ オフ 1 回第 1 ラウンドでの飛越回数は 15 回、第 2 ラウンドでは 9 回までに 限定される。
7. すべてのCSI5*とCSIO5*競技会について、実施要項にはグランプリ競技にお ける障害物の高さを1.60mと記載しなければならないが、FEI承認シリーズ の最終グランプリは例外とする。これについては、高さ1.65mとの記載が認 められる場合がある。障害馬術規程第208条も参照。

第 262 条 パワーアンドスキル競技

1. 通則

- 1.1 パワーアンドスキル競技の目的は、限定数の大障害における馬の飛越能力を 示すことにある。
- 1.2 第1位で同点の選手が出た場合は、一連のジャンプオフを行わなければならない。
- 1.3 ジャンプオフ用障害物は、いかなる場合も本競技のコースに使用されたもの と形やタイプ、色も同じでなければならない。
- 1.4 3回目のジャンプオフを終えても優勝者を決定できない場合、競技場審判団 は競技の継続を止めることができる。4回目のジャンプオフでも決定できな い場合は、競技場審判団が競技の継続を止めなければならない。この段階で 残っている選手は同一順位となる。
- 1.5 3回目のジャンプオフ後に選手が競技の継続を希望しない場合は、競技場審 判団は競技の継続を止めなければならない。
- 1.6 3回目のジャンプオフで過失があった場合は、4回目のジャンプオフを行う ことができない。
- 1.7 同減点の場合、タイムは順位の決定要素にならない。規定タイムも制限タイ ムも設定しない。
- 1.8 競技は基準Aに基づいて審査を行う。
- 1.9 選手が練習馬場でスクーリングできない場合は、アリーナ内に練習用障害物 を設置しなければならない。オプション障害の使用は認められない。
- 1.10 アリーナの広さと選手数によって状況が許す場合、競技場審判団は1回目 もしくは2回目のジャンプオフで残っている選手をアリーナ内で待機させる ことができる。この場合、競技場審判団は練習用障害物の使用を認めること がある。

2. ピュイッサンス競技

- 2.1 本走行のコースは4個～6個の単独障害で構成し、このうち少なくとも1個は

垂直障害でなければならない。第1障害は高さを1.40m以上とし、高さが1.60m～1.70mの障害物を2個、高さが1.70m～1.80mの箱障害か垂直障害を1個設置しなければならない。コンビネーション障害、水濠障害、乾壕、自然障害の使用はすべて禁止される。

踏切側に傾斜板（箱障害基底部から最大30cm）が付いている箱障害の使用は認められる。

2.2 箱障害の代わりに垂直障害を使うこともできるが、その場合は上に横木を1本のせたプランク（平板）、あるいは上に横木を1本のせたプランクと横木のコンビネーション、もしくはすべて横木で構成した障害物で代用することができる。

2.3 第1位で同点の選手がでた場合は、引き続き2個の障害物でジャンプオフを行わなければならない。障害物は箱障害1個あるいは垂直障害1個と幅障害1個とする（障害馬術規程第246条1参照）。

2.4 ジャンプオフでは2つの障害物の高さを段階的に上げ、幅障害については幅も広げなければならない。第1位で同点の選手らが前回の走行で減点を出していない場合にのみ、垂直障害あるいは箱障害の高さを上げることができる（障害馬術規程第246条1参照）。

3. 六段障害飛越競技

3.1 この競技では、6個の垂直障害を各障害間距離が約11mとなるよう直線上に配置する。障害物は同じ種類の横木だけを使用して等しく構築しなければならない。横木を支える掛け金の深さは最大で20mmとする。障害物の数はアーリーナの広さに応じて減らすことができる。

3.2 障害物をすべて同じ高さで造ってもよく、例えば一律1.20mに設定する、もしくは

3.2.1 段階的に高さをかえて、例えば1.10m、1.20m、1.30m、1.40m、1.50m、1.60mとする、あるいは；

3.2.2 最初の2つの障害物を1.20mで、次の2つの障害物を1.30mというように設定する。

3.3 馬が拒止したり逃避した場合は、過失のあった障害物から走行を再開しなければならない。

- 3.4 第1位で同点となっている選手らが第1ラウンドで減点があった場合を除き、最初のジャンプオフは高さを上げた6個の障害物で行わなければならない。最初のジャンプオフ後に、障害物数を4個にまで減らすことができるが、障害間距離は当初に定めた11mを維持しなければならない（障害物を減らす場合は低いものから外すこと）。

4. マスターズ

- 4.1 この競技は初回ラウンドと最大限4回のジャンプオフを行う競技である。初回ラウンドでは障害物6個（ダブルを1個含む）のコースを高さ最大1.50m、幅最大1.40～1.70mで構築する。各ジャンプオフで選手は入場時に高さを上げる障害物を1つ指定するが、コンビネーション障害の場合はいずれかの障害物とする。最初の過失で選手は失権となる。この場合、高さを上げた障害物、コンビネーション障害の場合はいずれかの構成障害を元の高さに戻す。同じジャンプオフで障害物の高さを2回目に上げることができるのは、コンビネーションの構成障害2個を含むすべての障害物が既に上げられおり、また元の高さに下げられていない場合のみとする。

- 4.2 最初の3回のジャンプオフのいずれかで選手全員が失権した場合は、最後のジャンプオフで失権した選手らが障害物の高さを変えないタイムレースのジャンプオフにもう1度出場し、順位を決定する。いずれかのジャンプオフで失権となった選手はそのジャンプオフでは同順位となり、それより前のジャンプオフおよび／または初回ラウンドで失権となった選手よりも上位となる。

4回目と最終ジャンプオフにおける障害物の高さ：高さ1.70mまで－幅2mまで；トリプルバー：2.20mまで。

第 263 条 ハンティング競技、あるいはスピードアンドハンディネス競技

1. これらの競技の目的は馬の従順さ、調教程度、そしてスピードを示すことにある。
2. これらの競技は基準Cで審査される（障害馬術規程第239条参照）。
3. コースは彎曲していて、障害物の種類も多様でなければならない（選択障害を設けることができ、これによって選手は難度の高い障害物を飛越することで走行距離を短縮できる）。

バンク、スロープ、乾壕などの自然障害を飛越する競技をハンディング競技と呼び、実施要項でもその名称で記載しなければならない。（この種類で）その他の競技はすべてスピードアンドハンディネス競技と呼ぶ。

4. コースプランには通過すべきコースを指定しない。コースプランでは、各障害物の飛越方向を矢印で示すのみとする。
5. 回転義務地点がどうしても必要な場合にのみ、コースプランに記載する。

第 264 条 ネーションズカップ

1. 開催について

ネーションズカップ（「NC」とも記載する）は公式国際団体競技である。その目的は次の条件にて、様々なNFから派遣されてきた選手と馬の能力を比較することにある：

- 1.1 ネーションズカップはCSIOにおいてのみ開催できる。例外的な状況下で、FEI事務総長とともに障害馬術委員長による別段の合意がある場合を除き、原則としてヨーロッパCSIOシーズンは屋外競技会のみとする。
- 1.2 この競技をネーションズカップとして成立させるには、最低3NFの参加が必要である。
- 1.3 何らかの理由でこの競技が他の名称で行われる場合は、「ネーションズカップ」の副タイトルを付けなければならない。
- 1.4 これは公式チームが各々NFを代表して競う唯一の競技であり、その特性を保つためにも個人順位を求めてはならない。
- 1.5 この競技の賞金額合計はグランプリ競技、もしくは最高賞金額の出る競技における授与額の50%以上に相当しなければならないが、FEI事務総長がその比率の修正を承認した場合はこの限りではない。
賞金は第2ラウンドに出場したすべてのチームに授与しなければならない。
- 1.6 この競技は同一日に同一コースで2回走行を行う。
- 1.7 ネーションズカップは基準Aで審査され、両ラウンドともタイムレースで行う。

2. ネーションズカップ競技のカテゴリー

競技会の賞金額合計に応じて5*、4*、3*、2*、1*CSIOを開催できる。

3. 障害物と他のテクニカル要件

3.1 障害物の数と大きさ、コース全長は次の限度内でなければならない：

	5 * NC	4 * NC	3 * NC	2 * NC	1 * NC
障害物の数	12	12	12	12	12
高さの下限／上限(m)	1.45/1.60	1.40/1.55	1.35/1.50	1.20/1.40	1.10/1.25
この高さの垂直障害を2個以上(m)	1.60	1.55	1.50	1.40	1.25
その他の障害物をこの高さで6個以上(m)	1.50	1.45	1.40	1.30	1.15
幅障害を2個以上高さの下限／最小幅(m)	1.50/1.70	1.50/1.60	1.45/1.55	1.35/1.45	1.20/1.35
最大幅(m)	2.00	1.80	1.70	1.60	1.45
トリプルバーの最大幅(m)	2.20	2.10	2.00	1.90	1.70
水濠障害の最小幅／最大幅(m) (障害馬術規程第211条1参照)	3.80/4.00	3.70/3.90	3.50/3.70	3.20/3.50	2.70/3.00
コース全長の下限／上限(m)	450/650	450/650	450/650	450/650	450/650
屋外での速度(m/分)	400	400	375	375	350
屋内での速度(m/分)	350	350	350	350	350

* 注記：オリンピック競技大会、世界選手権および／または大陸選手権の予選競技会リストに掲載されるCSIO4*競技会におけるネーションズカップ競技、CSIO5*競技会におけるネーションズカップ／ロンジンネーションズリーグ™競技は、障害馬術規程付則8の第4条に定めるテクニカル仕様とオリンピック規程にも準拠する必要がある。障害馬術規程付則8の第4条とオリンピック規程に定める障害物の寸法は上記障害物の寸法よりも優先される。

3.2 コースには水濠障害を1個設けなければならない（屋内アリーナでは任意であり、上記の幅より狭くすることができる）。水濠障害の構造に関する詳細は障害馬術規程第221.1条と付則7を参照のこと。非常に例外的に、FEI事務総長の明確な許可をもって、水濠障害を省くことができる。上記に示した水濠障害の幅は踏切部分を含めた値である。

- 3.3 屋外競技会の場合、バンクや堆土、スロープなどの常設障害物を除いて、いかなるコンビネーション障害も4回以上の飛越を要するものであってはならない。
- 3.4 コースにはダブル1個とトリプルコンビネーション1個か、ダブルを2個、あるいはダブル3個を含めなければならない。
- 3.5 屋内アリーナの場合は、コース全長を上記に示した値よりも短縮することができる。
- 3.6 1回目もしくは2回目の走行が始まる前に、競技場審判団が予期せぬ事態のためコースが使用に適さない状態になったと判断した場合、同審判団は障害物の大きさを幾つか縮小したり、位置を多少動かすよう指示し、また指定速度を遅くすることができる。また第1ラウンドのコースが簡単すぎたと思われる場合は、競技場審判団がコースデザイナーと協議のうえ、第2ラウンドでの障害物を幾つか大きくするよう指示を出すこともできる。

4. 選手

- 4.1 ネーションズカップに出場するチームは4名の選手構成で、選手はすべての競技を通して各々同一馬に騎乗する。チームとして招待を受けたNFが選手4名構成のチームを出せない場合は、選手3名構成のチームを参加申込できる（障害馬術規程第249条1を参照）下記の4.2とスタートライン通過前の落馬／人馬転倒に関わる8.3に記載の場合を除き、各チームのメンバーは全員が第1ラウンドに出場しなければならない。
- 4.2 第1ラウンドあるいは第2ラウンドで、選手4名構成のチームが第3走者の走行終了時点でチーム順位を浮上させる可能性がなくなった場合、4番目の選手を棄権させることができる。

5. 参加

ネーションズカップ競技への参加は以下の条件に従う：

- 5.1 選手と馬は公式チームから選考され、第1競技の前にチーム監督が申告する。ネーションズカップが開催される前日に、チーム監督は選手4名と馬4頭、およびチーム内のスターティングオーダーを申告する；
- 5.2 チームが選手3名と馬3頭しか出せない場合、チーム監督は選手と馬を全員

参加させなければならない；

5.3 不可抗力でやむを得ないと競技場審判団が認めた場合を除き、3名以上の選手で構成するチームを公式派遣したNFはすべて、この競技に参加しなければならない。棄権あるいは出場を辞退して参加しなかったチームについては、その大会の全期間を通して獲得した賞金がすべて没収される。また滞在費を受給する権利を失う；

5.4 出場の申告を行ってから競技開始1時間前までに、選手および／または馬が事故にあたり病気となった場合は、公式医師からの診断書および／または獣医師代表団の許可書の提出を行い、競技場審判団の承認を受けた上で、公式チームとしてデフィニットエントリーを行っている別の選手および／または馬と交代させることができる（障害馬術規程第253条参照）。交代した場合でもスターティングオーダーの変更はない。

すべてのNFがチームメンバーに加えて個人選手の参加申込を認められており、チームメンバーとして参加が認められる上限が4名である場合には、病気や事故の際に個人選手からチームメンバーへの変更が認められる（障害馬術規程第253条参照）。

6. スターティングオーダー

6.1 第1ラウンドにおけるチームのスターティングオーダーは、競技場審判団とチーム監督の立会いのもとで抽選によって決定される。抽選は競技場審判団の同意を得て組織委員会が定めた時刻に行われる。

6.2 各チームの1番手の選手が先ず全員出場し、次に2番手、以下同様とする。選手3名構成のチーム監督は、4名分の枠から3名のスターティングオーダーを選択できる。

6.3 第2ラウンドにおけるチームのスターティングオーダーは、第1ラウンドでの各チーム内上位3選手の減点合計のリバースオーダーとする。同減点のチームについては、第1ラウンドでの上位3選手の減点とタイムを合算したリバースオーダーで出場する。

6.4 各チーム内選手のスターティングオーダーは、第1ラウンドと同じとする。

7. 第2ラウンドへ出場するチーム数と選手数

上記4.2と5.2に記載の状況を除き、組織委員会の判断により第1ラウンドの結果で上位6チーム（下限）～8チーム（上限）が各チーム4名構成で第2ラウンドに出場する。第1ラウンドへの参加が6チーム未満であった場合は、第1ラウンドで失権にならない限り、全チームが各々4名構成で、あるいは上記4.2か5.2の場合は選手3名構成で第2ラウンドに出場できる。

第6位、第7位あるいは第8位で同減点のチームがでた場合（第2ラウンドに出場するチーム数に応じて）は、第1ラウンドでの各チーム内上位3選手のタイム合計で決定する（下記第9.1項を参照）。

組織委員会は競技会実施要項に、開催国チームが第2ラウンドへ出場できる6～8チーム内に残れなかった場合、特別チームとして第2ラウンドに出場できるとするかを記載しなければならない。ただし開催国チームが第2ラウンドへの出場を認められるのは、第2ラウンドへの出場資格を得た最下位チームとの差が減点8以内である場合に限る。

8. 失権と棄権

8.1 第1ラウンドあるいは第2ラウンドで、4名構成のチームから2名以上の選手が失権あるいは棄権した場合は、そのチーム全体が当該ラウンドで失権となる。

8.2 第1ラウンドあるいは第2ラウンドで、3名構成のチームから1名の選手が失権あるいは棄権した場合は、そのチーム全体が当該ラウンドで失権となる。

8.3 第2ラウンドで失権となったチームは第2ラウンドでの最下位チームと同順位となり、賞金を受け取ることができる。第2ラウンドでの賞金詳細については障害馬術規程第264条1.5を参照。

8.4 チームが第2ラウンドへの出場資格を得た場合、第1ラウンドで失権あるいは棄権した選手1名は第2ラウンドに出場することができる。第2ラウンドへの出場資格を得たチームに、スタートライン通過前に選手の落馬または人馬転倒があったため第1ラウンドに出場していない選手がいる場合、このコンビネーションは第1ラウンドから失権とはならず、「スタートせず」として成績が掲載される。この場合、当該選手は競技会メディカルサービス（メディカルサービスが対応できない場合は医師）の診断を受け、また馬については獣医師代表の許可を受けなければ第2ラウンドへの出場は許可されない（障害馬

術規程第224条4.1参照)。FEI一般規程第140条2に従い、競技場審判団には落馬した選手をそれ以降の競技および／または競技会への参加から外す権限がある。第2ラウンドで失権となったチームの賞金については、障害馬術規程第264条1.5を参照。

練習馬場での落馬または人馬転倒の場合、必要と思われれば、競技場審判団が当該選手に遅い出番を割り振る。

8.5 第2ラウンドに出場資格を得たチームは、競技場審判団が認めた場合にのみ、第2ラウンドへの出場を辞退することができる。この場合、チームは賞金を受け取ることができず、第1ラウンドの成績に基づいて順位が決定される(下記9.1項を参照)。別のチームに出場資格を与えることはしない。

9. 順位

9.1 第2ラウンドに出場していないチームの順位は、第1ラウンドにおける各チーム内上位3選手の減点合計に基づいて決定する。同減点のチームは上位3選手の減点とタイムの合算で順位を決定する。

9.2 第2ラウンド終了後のチーム順位は次の通りに決定する：

9.2.1 第1位で同減点のチームがでた場合は、各チームにつき1名の選手が参加するジャンプオフを行う。チーム監督は自国チームからどの選手をジャンプオフに出場させるかを決定する。4名のチームメンバーのうち選手1名、また3名構成のチームも該当する場合はこのうち1名がジャンプオフに出場できる。ジャンプオフはタイムレースとし、6個以上の障害物を用いて行う。ジャンプオフの結果、第1位で同減点かつ同タイムだった場合、当該チームをすべて第1位とする。

9.2.2 第2ラウンド後にその他の順位で減点合計が同じであったチームは、ラウンド2回におけるチーム内上位3選手の減点合計と、第2ラウンドでのチーム内上位3選手のタイム合計に基づいて順位を決定する。減点合計と、第2ラウンドでのタイム合計で同点となったチームについては、第1ラウンドでのチーム内上位3選手のタイム合計に基づいて順位を決定する。

10. 他の競技会におけるネーションズカップ

10.1 ネーションズカップがCSIOY、CSIOJ、CSIOChあるいはCSIOPなど他の競技会で開催される場合は、以下に別段の定めがある場合に上記1項～9項の

条項が適用される。

障害物の大きさやコースのその他詳細については、該当するFEI諸規程に定める条項を適用する。障害馬術規程付則9、付則11、付則12を参照。

10.2 CSIOChとCSIOP競技会でのネーションズカップはテーブルAで審査され、両ラウンドともタイムレースではなく、規定タイムを設けて行われる。CSIOYとCSIOJ競技会のネーションズカップはテーブルAで審査され、両ラウンドともタイムレースで行われる。

10.3 すべてのCSIOYとCSIOJにおいて、第2ラウンドに出場しないチームの順位は、第1ラウンドでの各チーム上位3選手の減点合計に基づいて決定する。同減点のチームについては、各々上位3選手の減点とタイム合計によって順位を決定する。第2ラウンド後のチーム順位は以下の通りに決定する。

10.3.1 第1位で同減点となった場合はジャンプオフを1回行うが、これにはチームメンバー全員が出場できる。ジャンプオフはタイムレースとし、6個以上の障害物を用いて行う。ジャンプオフでのチーム順位は、ジャンプオフにおける各チームの上位3選手の減点合計で決定する。同減点のチームは、各々上位3選手の減点とタイムを合計して順位を決定する。

10.3.2 第2ラウンド後に他の順位で減点合計が同じとなったチームは、両ラウンドにおける各々上位3選手の減点合計と、第2ラウンドでの各々上位3選手のタイムを合計して順位を決定する。減点合計と第2ラウンドでのタイム合計が同じ場合、当該チームは第1ラウンドでの各々上位3選手のタイム合計で順位を決定する。

10.4 すべてのCSIOChとCSIOPについて、第2ラウンドに出場しないチームの順位は第1ラウンドにおける各チームの上位3選手の減点合計に基づいて決定される。同減点のチームは同順位となる。第2ラウンドにおけるチームのスターティングオーダーは、第1ラウンドにおける各チーム上位3選手の減点合計のリバースオーダーとする。同減点であったチームについては、第1ラウンドと同じスターティングオーダーを維持する。第2ラウンド後のチーム順位は以下の通りに決定する：

10.4.1 第1位で同減点となった場合はジャンプオフを1回行うが、これにはチームメンバー全員が出場できる。ジャンプオフはタイムレースとし、6個以上の障害物を用いて行う。ジャンプオフでのチーム順位は、ジャンプオフにおける各チームの上位3選手の減点合計に基づいて決定する。同減点となったチームは、各々上位3選手の減点とタイム合計で順位を決定する。

10.4.2 第2ラウンド後に他の順位で減点合計が等しいチームについては同順位とする。

第 265 条 スポンサーチーム競技と他の団体競技

1. スポンサーチーム競技

スポンサーチーム競技は3名か4名の選手構成で、実施要項に記載された条項に則って行わなければならない。CSIOあるいはCSI-W競技会、もしくは選手権ではスポンサーチーム競技を設定できない。スポンサーチーム競技はネーションズカップ競技と呼称することも、またいかなるネーションズカップ方式を採用して開催することもできない。

スポンサーチーム競技は別個の競技として設定することができ、あるいは個人順位を決定する競技の中で設けることもできる。このタイプの競技に出場するチーム選手については、氏名とNF名ではなく、氏名とチーム名のみでこの競技のスターティングリストへ掲載しなければならない。スポンサーつきチームがFEI競技会へ出場するには、以下に則ってFEI登録する必要がある：

政治団体や宗教団体を除く企業または組織は、3名以上の選手で構成するチームに資金助成を行い、特設のスポンサーチーム競技や個人順位を競う競技に参加させることができる。スポンサーつきチームの各メンバーは、チームがその傘下で競技に出場する企業あるいは組織と、コマーシャル合意書を取り交わさなければならない。

スポンサーチーム競技の開催方式詳細は実施要項に記載する。

この種の競技に出場するチーム選手については、国名に関わる記載を一切省き、氏名とチーム名のみでスポンサーチーム競技に掲載しなければならない。

スポンサーチームは、FEI登録が行われており、年間登録料が支払われている限りはいかなる国際競技にも参加できる。年間登録料は選手4名までのチーム構成で10,000スイスフラン (CHF 10,000) である。

チームへの追加選手は1名につき年間1,000スイスフラン (CHF 1,000) を支払うこと。この金額にはスポンサーチームのジャケット認定料が含まれている。

2. 他の団体競技

他の団体競技も実施要項に定める条件に従って開催することができる。しかしネーションズカップ競技、あるいはスポンサーチーム競技と呼称することはできない。国名に関わる表示はできない。

第 266 条 フォルト・アンド・アウト競技

1. この競技はそれぞれ番号を付けた中規模の障害物を用い、タイムレースとして行う。コンビネーション障害を含めてはならない。選手の走行は過失が何であれ（障害物の落下、不従順、落馬など）、最初の過失が発生した時点で終了となる。

障害物が落下したり、指定時間が経過した時点でベルが鳴らされる。その後、選手は次の障害物を飛越さなければならず、馬の前肢が着地した時に時計が止められるが、ベルが鳴ってから飛越した障害物については得点とならない。

2. この競技ではボーナスポイントが与えられる：正しく障害物を飛越すると2点、障害物の落下があると1点である。
3. 走行終了の原因となった過失が不従順など、障害物の落下以外であった場合、もしくは（飛越後に）時計を止める障害物を選手が飛越しなかった場合はベルが鳴らされる。当該選手は同得点を獲得した選手の中で最下位となる。落馬に関わるペナルティは失権である（障害馬術規程第241条3.25）。
4. この競技の優勝者は獲得点数の一番多い選手である。同点の場合は走行タイムが勘案され、一番速く走行した選手が優勝となる。

5. フォルト・アンド・アウト競技は2つの方法で行うことができる：

5.1 一定数の障害物で行う場合

競技は最大数の障害物を用いて行われ、選手が最後障害物を飛越してフィニッシュラインを通過した時点で時計が止められる。

第1位で得点もタイムも同じであった場合にのみ、障害物の数を限定してフォルト・アンド・アウト競技のジャンプオフを行わなければならない。

- 5.2 60秒～90秒の間で指定時間（屋内アリーナでは45秒）を設けて行う場合：選手は指定時間内にできるだけ多くの障害物を飛越し、コース走行を終了しても指定時間が残っている場合は、再スタートして同じコースを回る。

馬が既に踏み切った後に指定時間となった場合は、障害物落下の有無にかかわらず、その障害物はカウント対象となる。次の障害物で馬の前肢が着地した時点でタイムをとる。同減点で同タイムの場合は同順位となる。

第 267 条 ヒット・アンド・ハリー競技

1. この競技では最初の過失で失権となるのではなく、選手は正しく飛越した障害物について2点、落下した障害物について1点を獲得する。コンビネーション障害は認められない。
2. この競技は60秒から90秒の間で設定された指定時間（屋内では45秒）をもつて行われる。不従順はその選手が費やしたタイムで減点されるが、2回の不従順あるいは落馬は失権となる。
3. この競技の優勝者は、指定時間内に終了し、最も多くの得点およびタイムが速い選手とする。
4. 指定時間が切れるとベルが鳴らされる。選手が次の障害物を飛越して馬の前肢が着地した時点で時計を止めるが、ベルが鳴らされた後に飛越した障害物は得点とならない。
5. 馬が既に踏み切った後に指定時間が切れた場合は、その障害物の落下の有無にかかわらずカウント対象となる。選手の走行タイムは前記4で述べたように、次の障害物でとる。
不従順と障害物の移動あるいは落下があった場合は、指定時間から6秒が差し引かれ、これに応じてベルが鳴らされる。
6. 時計を止めることとなる障害物を最初の試行で飛越しなかった場合は、走行終了となる。この選手は同得点を得た選手の中で最下位となる。

第 268 条 リレー競技

1. 通則
 - 1.1 リレー競技は2名あるいは3名の選手で構成するチーム対象の競技である。チームメンバーは一緒にアリーナへ入る。
 - 1.2 コースプランに示されたコースをチームメンバーが連続して完走しなければならない。

- 1.3 スタートラインを通過した選手は第1障害を飛越さなければならず、また最終障害を飛越した選手はフィニッシュラインを通過することで、時計が止められる。選手が最後から2番目の障害物を飛越した後に、別の選手がフィニッシュラインを通過した場合、チームは失権となる。
 - 1.4 走行タイムは最初の選手がスタートラインを通過した時点から、同チームの最終走者がフィニッシュラインを通過する時点までを計測する。
 - 1.5 規定タイムは当該競技の速度と、コース全長にチームメンバーの人数を掛けたものに基づいて算出する。
 - 1.6 走行中に障害物の落下を伴う不従順があった場合は、走行に要した時間にタイム修正を加算しなければならない（障害馬術規程第232条参照）。
 - 1.7 チームメンバー1名が失権するとチーム全体の失権となる。
 - 1.8 チームメンバーによる2回目の不従順、あるいは選手の落馬または人馬転倒1回でチーム全体の失権となる。
 - 1.9 バトンタッチの際に、選手が前走者の馬の前肢が地面に着く前に踏み切った場合はチーム失権となる。
2. リレー競技は次の要領で行われる：
 - 2.1 ノーマル・リレー
 - 2.1.1 ノーマル・リレーでは、最初の選手がコースを走行して最終障害を飛越した段階で次の選手が走行を開始し、以下同様に繰り返す。
 - 2.1.2 チームメンバーが最終障害を飛越して、その馬の前肢が地面に着き次第、次の選手が第1障害を飛越できる。
 - 2.1.3 これらの競技は基準Cで行う。
 - 2.2 フォルト・アンド・アウト・リレー（飛越回数リレー競技）

この競技は障害馬術規程第266条に定めるフォルト・アンド・アウト競技の条項に基づいて行われ、チームメンバー全員で最多数の障害物を飛越するか、または設定された合計時間内にチームメンバー全員でできるだけ多くの障害

物を飛越することで競うものである。

2.2.1 最多数の障害物飛越で競う場合

2.2.1.1 各選手が走行を終了した時点、あるいは最終障害以外で過失があった時にはベルが鳴らされ、選手は必ず交代しなければならない。次の選手は第1障害から、あるいは障害物の落下があった場合はその次の障害物、もしくは不従順があった障害物から走行を開始しなければならない。

2.2.1.2 チームの最終走者が過失なしで走行を終了した場合、あるいはコースの最終障害物を落下させた場合、同選手の走行はフィニッシュラインを越えた時点で終了し、この時点で時計を止めなければならない。

2.2.1.3 チームの最終走者が最終障害以外の障害物を落下させた場合は、ベルが鳴らされ、同選手は走行タイムの記録のために次の障害物を飛越しなければならない。この最終走者が何らかの理由で時計を止める障害物を飛越しなかった場合、そのチームは同得点でタイムが記録されているチームの中で最下位となる。

2.2.1.4 この競技ではボーナスポイントが与えられる：障害物を正確に飛越した場合は2点、飛越に障害物の落下を伴った場合は1点。1回目の不従順は減点1、それ以降はチームの構成人数によるが、2番目あるいは3番目の選手による不従順は各々減点2。規定タイムの超過は、1秒あるいは1秒未満の端数ごとに減点1。

2.2.1.5 順位は各チームの得点合計で最も点数が高く、またタイムの早い順に決定される。

2.2.2 設定された合計時間内で競う場合

2.2.2.1 この場合は、2.2.1.1、2.2.1.3、2.2.1.4、2.2.1.5の条項を適用しなければならない。

2.2.2.2 各チームとも45秒（最小限）から90秒（最大限）にチームメンバーの人数を掛けた指定時間を与えられる。

2.2.2.3 チームは指定時間内にできるだけ多くの障害物を飛越し、チームメンバー全員が走行を終了してもまだ指定時間が残っている場合は、最初のチームメンバーが再スタートして同じコースを回る。

2.2.2.4 チームの最終走者がその走行の最終障害を落下させた場合、同選手はコースの第1障害を飛越して走行タイムを記録してもらわなければならない。

2.2.2.5 走行中に障害物の落下を伴う不従順があった場合は、指定時間からタイム修正の6秒が差し引かれる。

2.3 フォルト・アンド・アウト・サクセッシブ・リレー（飛越回数連続リレー競技）

この競技はフォルト・アンド・アウト・リレーと同じ規則に従って行われ、できるだけ多くの障害物を飛越することで競うものである。しかし選手は前走者が過失を出した時点で交代し、各チームの人数と同じ回数のコース走行を終了するまで継続する。

2.4 フォルト・アンド・アウト・オプショナル・リレー（飛越回数選択リレー競技）

2.4.1 この競技では、選手の交代を任意で行うことができるが、各選手がその走行を終了した時点、あるいは過失があった時にはベルが鳴らされ、その場合は交代が義務づけられる。

2.4.2 選択リレーは基準Cで行われる。

第 269 条 アキュムレーター競技

1. この競技は6個、8個、または10個の徐々に難度の高くなる障害物を用いて行う。コンビネーション障害は認められない。段階的な難度には障害物の高さや幅だけでなく、コースの難度も含まれる。
2. 次の通りボーナスポイントが与えられる：第1障害を無過失で飛越した場合は1点、同様に第2障害で2点、第3障害で3点などとなり、合計21点、36点または55点が与えられる。障害物を落下させた場合は得点なし。障害物の落下以外の過失は基準Aに従って減点される。
3. この競技はジャンプオフを行わないタイムレースの第1ラウンド、あるいは本走行の結果、第1位で同得点だった場合にタイムレースまたはタイムレースではないジャンプオフを行う第1ラウンドで行う。ジャンプオフを行う場合は6個以上の障害物を用いるが、高さおよび／または幅を増すことができる。ジャンプオフで使われる障害物は第1ラウンドと同じ順序で飛越しなければならず、第1ラウンドで割り振られた障害物個々のポイントはそのままとする。

4. 競技がタイムレースではなく、ジャンプオフは1回として行われる場合、ジャンプオフへ残れなかった選手については走行タイムに関わりなく第1ラウンドの得点に応じて順位が決定される。第1ラウンドをタイムレースとし、ジャンプオフを行う競技として開催する場合、ジャンプオフへ残れなかった選手については、第1ラウンドの減点とタイムに従って順位が決定される。
5. コースの最終障害には選択障害を置くことができ、そのうちの1個をジョーカーとして指定することができる。ジョーカーは選択障害よりも難度が高くなければならず、ポイントは2倍となる。ジョーカーを落下させた場合は、そのポイントがその時点までに選手が得たポイント合計より差し引かれる。コースデザイナーの判断により、最終障害の選択障害として1個ではなく2個のジョーカーを含めることができる。この場合は最初のジョーカーにコース最終障害のポイントの150%が与えられる；2番目のジョーカーは最初のものより難度が高くなければならず、コース最終障害のポイントの200%が与えられる。選手は最終障害の代わりにジョーカー2個のうち1個を飛越することができる。ジョーカーを正しく飛越できれば、選手はコース最終障害ポイントの150%か200%を獲得できる。ジョーカーを落下させた場合は（障害馬術規程第217条1）、当該選手がそれまでに獲得したポイント合計から、コース最終障害のポイントの150%か200%が差し引かれる。

第 270 条 トップスコア競技

1. この競技では一定数の障害物がアリーナに設置される。各障害物にはその難度に応じて10点から120点までのポイントが付けられる。コンビネーション障害は認められない。
2. 障害物はどちらの方向からでも飛越できるように造らなければならない。
3. 障害物に割り当てられるポイントは、コースデザイナーの判断により同じ点数を繰り返し使用しても構わない。アリーナ内に障害物を12個設置できない場合、どの障害物を省くかはコースデザイナーに任される。
4. 選手は正しく障害物を飛越した場合、その個々の障害物に付けられたポイントを獲得する。落下した障害物については得点を得られない。
5. この競技では45秒（最小限）から90秒（最大限）までの間で指定時間が与えられる。この時間内に、選手は自分の選んだ障害物を、自分の希望する順序と方向に飛越できる。スタートラインはどちらの方向から通過してもよい。

(スタートラインには標旗を4本、即ちその両端に各々赤と白の標旗を設置しなければならない。) 走行中、選手はスタートラインとフィニッシュラインを好きなだけ両方向に通過することが許される。

6. ベルを鳴らして指定の走行時間の終了を告げ、その間のポイントが得点となる。タイムを記録するため、選手はいずれかの方向でフィニッシュラインを通過しなければならない; フィニッシュラインを通過しない場合は失権となる。フィニッシュラインには標旗を4本、即ちラインの両端各々に赤と白の標旗を設置しなければならない。
7. 障害飛越で馬が既に踏み切った時点で指定時間となった場合は、その障害物を正しく飛越できれば選手の得点として加算される。
8. 走行中に落下した障害物は復旧されない; それを再び飛越しても得点とはならない。不従順の結果として障害物の落下が生じたり、障害物の最上段と同じ垂直面上に位置する下段部分が移動した場合にもこれを適用する。障害物の落下を伴わない不従順の場合は、その障害物を飛んでもよいし、違う障害物へ進んでも構わない。
9. 各障害物を2度ずつ飛越してもよい。自発的であるとないとにかかわらず、障害物を3度目に飛越すること、または既に落下した障害物の標旗間を通過しても失権とはならない。しかし、この障害物に割り当てられたポイントを獲得することはできない。
10. 不従順についてはすべて、それに費やした時間で減点される。落馬/人馬転倒は失権となる(障害馬術規程第241条3.25参照)。
11. 最高得点を得た者が優勝となる。同得点の場合は、指定タイムのスタートからベルが鳴った後のフィニッシュライン通過までの所要時間が最も短い選手を上位とする。第1位で同得点および同タイムだった場合は、実施要項に記載があれば、40秒の指定時間で同様の方式にてジャンプオフを1回行う(障害馬術規程第245条6参照)。実施要項に記載がない場合は、同得点で同タイムの選手は賞を分け合う。
12. ジョーカー:
コースの一部として、標旗で分かるように設置した「ジョーカー」と呼ばれる障害物を1個設置できる。ジョーカーは2回飛越できる; この障害物を正し

く飛越するごとに200点が与えられるが、もし落下があった場合はそれまで選手が獲得した得点合計から200点が差し引かれる。

第 271 条 コース自由選択競技

1. この競技では、選手は自分が選択した飛越順序で障害物を1回ずつ飛越する。すべての障害物を飛越しない選手は失権となる。コンビネーション障害は認められない。
2. 選手はスタートラインとフィニッシュラインをどちらの方向からでも通過してよい。両ラインにはそれぞれ標旗を4本、即ちラインの両端各々に赤と白の標旗を設置しなければならない。
コースプランに示されていない限り、障害物は何れの方向から飛越しても構わない。
3. この競技は速度を定めず、基準Cに従って行う。
4. 走行タイムの計測開始から120秒以内にコース走行を終了できない場合は失権となる。
5. 不従順はすべて選手が費やした時間で減点される。落馬／人馬転倒に関わるペナルティについては、障害馬術規程第241条3.25を参照。
6. 障害物の落下や移動を伴う拒止、逃避があった場合は、落下または移動してしまった障害物が復旧され、競技場審判団がスタートの合図を出してから選手は走行を再開できる。

その後、自分の選択した障害物を飛越できる。この場合は走行タイムに6秒のタイム修正（障害馬術規程第232条参照）が加算される。

第 272 条 ノックアウト競技

1. この競技は2名1組で互いに競うものである。選手はプログラム中の別の競技、または予選競技の結果によって出場資格を獲得しなければならず、タイムレースで基準Aに従うか、あるいは基準Cに基づいて審査される。
2. 同じように造られた2つのコースを使い、2名の選手は同時に競う。コンビネーション障害は認められない。

もし他方の選手のコースに侵入して相手の邪魔になった場合には、侵入した選手が失権となる。

3. 勝ち抜き戦で残った選手が2名ずつ組を作って次の勝ち抜き戦で対決し、以降、優勝者を決める最後の2名になるまでこの手順で続ける。
4. この競技で騎乗できるのは、各選手とも予選ラウンドあるいは予選競技で出場資格を得た馬のうち1頭である。対戦相手が棄権した場合、残った選手は不戦勝となり、次のラウンドへ進める。
5. 予選ラウンドまたは予選競技で最下位にて同点の選手がでた場合は、タイムレースのジャンプオフを行わなければならない。
6. 2名の選手によって行われる勝ち抜き戦において、基準Aで採点する場合はタイムレースとしない。いかなる性質の過失（障害物の落下、拒止、逃避）でも減点1となる。しかしながら、障害物の落下を伴うか否かにかかわらず拒止が発生した場合は、その障害物を飛越せずに、あるいはその障害物の復旧を待たずに走行を継続する。基準Aで審査される場合、選手は減点1となる。障害物の飛越を試みずに通過した場合は失権となる。基準Cに従って行われている競技であれば、この場合は走行タイムに3秒が加算される。

障害馬術規程第241条に定める条項に違反した場合は、当該競技から失権となる。

7. 競技が基準Cに従って行われている場合は、各過失とも3秒の加算となる。
8. 減点が少ない方の選手、また同減点の場合は早くフィニッシュラインを通過した選手が次の勝ち抜き戦に出場でき、この様にして最後の2名による優勝決定戦になるまで続けられる。各ラウンドで敗退した選手は同順位となる。
9. 競技場審判団メンバー1名はスタートラインにてスタートの合図を出し、またもう1名はフィニッシュラインで、どちらの選手が先に通過したかを判定しなければならない。
10. 勝ち抜き戦で2名の選手が引き分けとなった場合は、再度走行を行う。
11. 競技が基準Cに従って行われる場合は、選手ごとに別々の計時装置を使用しなければならない。

12. 勝ち抜き戦のスターティングオーダーは、障害馬術規程付則3に掲載された表に従って決定する（実施要項の条件により16名または8名）。

第 273 条 2 回走行競技

1. この競技は同じ速度で2つのコースを使用して行うが、コース構成や障害物の数、障害物の大きさは同一でも異なるものでもよい。各選手は同一馬で出場しなければならない。第1ラウンドで失権あるいは棄権した選手は、第2ラウンドに参加できず、順位対象とならない場合がある。
2. 選手全員が第1ラウンドに出場しなければならない。実施要項に定められた条件により、以下の選手が第2ラウンドに進める：
 - 2.1 選手全員；あるいは
 - 2.2 第1ラウンドでの順位（実施要項に定める条件に従い減点とタイム、または減点のみを採用）に従い、限定数の選手（選手割合あるいは設定人数とするが、いずれの場合も25%以上）が第2ラウンドに進む；第2ラウンドに進める確実な選手割合あるいは人数を実施要項に記載するものとする。
 - 2.2.1 第1ラウンドがタイムレースでない場合は、実施要項に記載がなくても、第1位で同減点の選手および予選通過の最終順位で同減点の選手は全員が第2ラウンドへ進む。
 - 2.2.2 第1ラウンドがタイムレースの場合、組織委員会は次のオプションから選択できる（組織委員会はいずれを採用するか、実施要項に記載しなければならない）；
 - (i) 第1ラウンドの減点とタイムに基づき、選手の25%以上か設定人数（正確な選手割合あるいは人数は実施要項に記載される）が第2ラウンドに進む；または、
 - (ii) 第1ラウンドの減点とタイムに基づき、選手の25%以上か設定人数（正確な選手割合あるいは人数は実施要項に記載される）が第2ラウンドに進む；いかなる場合も第1ラウンドで減点なしの選手は全員が第2ラウンドに出場する。

3. 下記のいずれかの方式に則った競技審査方法を実施要項に明記しなければならない：

第1ラウンド		第2ラウンド	
基準A	基準A	スターティングオーダー	ジャンプオフ スターティング グオーダー
3.1 タイムレース	タイムレースとしない	第1ラウンドでの減点とタイムによる順位のリバースオーダー；同減点で同タイムの場合は抽選による順番のままとする	第2ラウンドと同じ
3.2 タイムレースとしない	タイムレースとしない	第1ラウンドでの減点による順位のリバースオーダー；同減点の場合は抽選による順番のままとする	第2ラウンドと同じ
3.3.1 タイムレース	タイムレース	第1ラウンドでの減点とタイムによる順位のリバースオーダー；同減点で同タイムの場合は抽選による順番のままとする	ジャンプオフなし
3.3.2 タイムレースとしない	タイムレース	第1ラウンドでの減点による順位のリバースオーダー；同減点の場合は抽選による順番のままとする	ジャンプオフなし
3.4.1 タイムレース	タイムレース	第1ラウンドでの減点とタイムによる順位のリバースオーダー；同減点で同タイムの場合は抽選による順番のままとする	第2ラウンドと同じ
3.4.2 タイムレースとしない	タイムレース	第1ラウンドでの減点による順位のリバースオーダー；同減点の場合は抽選による順番のままとする	第2ラウンドと同じ

4. 順位決定

4.1 順位はジャンプオフでの減点とタイムで決定される。ジャンプオフへの出場資格を得られなかった選手の順位は、2回のラウンドで生じた減点合計と第1ラウンドでのタイムによって決まる。

4.2 順位はジャンプオフでの減点とタイムで決定される。ジャンプオフへの出場資格を得られなかった選手の順位は、2回のラウンドにおける減点合計によって決まる。

4.3 順位は2回のラウンドにおける減点合計と第2ラウンドでのタイムで決定される。第2ラウンドへの出場資格を得られなかった選手の順位は、第1ラウンドでの減点（第1ラウンドがタイムレースでない場合）または第1ラウンドでの減点とタイム（第1ラウンドがタイムレースの場合）によって決まる。

4.4 順位はジャンプオフでの減点とタイムで決定される。ジャンプオフへの出場資格を得られなかった選手の順位は、2回のラウンドにおける減点合計と第2ラウンドでのタイムにより決定される。第2ラウンドへの出場資格を得られなかった選手の順位は、第1ラウンドでの減点とタイム（第1ラウンドがタイムレースの場合）または第1ラウンドでの減点（第1ラウンドがタイムレースでない場合）によって決まる。

第 274 条 二段階走行競技

1. 二段階走行のノーマル競技

1.1 この競技は中断なしに行われる二段階走行で構成され、速度は同じでも違えてもよく、一段階目のフィニッシュラインが二段階目のスタートラインとなる。

1.2 一段階目は7個から9個の障害物で構成するコースで、コンビネーション障害は入れても入れなくてもよい。二段階目は4個から6個の障害物を用いて行い、これにはコンビネーション障害を1個入れてもよい。

1.3 一段階目で減点のあった選手については最終障害の飛越後あるいは一段階目の規定タイムを超過した時点でベルが鳴らされ、一段階目のフィニッシュライン通過後に走行停止となる。当該選手は最初のフィニッシュライン通過後に停止しなければならない。

1.4 一段階目で減点のなかった選手はコース走行を継続し、二段階目のフィニッシュラインを通過して走行終了となる。

1.5 下記のいずれかの方式に則った審査方法を実施要項に明記しなければならない：

一段階目走行	二段階目走行	順位
1.5.1 基準A タイムレースとしない	基準A タイムレースとしない	二段階目の減点により決定。二段階目に出場資格を得られなかった選手は一段階目の減点に応じた順位となる。
1.5.2 基準A タイムレースとしない	基準A タイムレース	二段階目の減点とタイムにより決定。二段階目に出場資格を得られなかった選手は一段階目の減点に応じた順位となる。
1.5.3 基準A タイムレース	基準A タイムレース	二段階目の減点とタイムにより決定。二段階目に出場資格を得られなかった選手は一段階目の減点とタイムに応じた順位となる。

1.5.4 基準A タイムレースと しない	基準C	二段階目の合計タイム（基準C）により決定。二段階目に出場資格を得られなかった選手は一段階目の減点に応じた順位となる。
1.5.5 基準A タイムレース	基準C	二段階目の合計タイム（基準C）により決定。二段階目に出場資格を得られなかった選手は一段階目の減点とタイムに応じた順位となる。

1.6 一段階目終了後に停止させられた選手は、両段階ともに出場した選手よりも下位に順位付けられる。第二段階目で失権あるいは棄権した選手は、第2段階目を完走したすべての選手よりも下位で、一律最下位となる。

1.7 第1位で同点となった場合、当該選手らは等しく第1位となる。

1.8 グランプリ競技への馬の出場資格要件を満たすには（障害馬術規程第261条4.4参照）第274条1.5.1～第274条1.5.5に記載のいずれかの方式で行われた競技の一段階目を完走することで十分である。

2. 特別二段階走行競技

2.1 この競技は中断なしに行われる二段階走行で構成され、速度は同じでも違えてもよく、一段階目のフィニッシュラインが二段階目のスタートラインとなる。

2.2 一段階目は5個から7個の障害物で構成するコースで、コンビネーション障害は入れても入れなくてもよい。一段階目と二段階目の障害物合計は11個以上、13個以内とする。二段階目にはコンビネーション障害を1個入れてもよい。

2.3 一段階目を完走した選手は二段階目へと走行を継続できる。

2.4 二段階目はフィニッシュライン通過で走行終了となる。

2.5 この競技は次の方式で審査しなければならない：

一段階目走行	二段階目走行	順位
基準A タイムレースと しない 5個～7個の障害 物	基準Aのタイムレース 残りの障害物（一段階 目と二段階目で合計11 個～13個）	一段階目と二段階目の減点合計 （両段階での障害過失と規定タイ ム超過の減点）により決定、およ び必要であれば二段階目のタイム に応じた順位となる。

2.6 一段階目あるいは二段階目で失権もしくは棄権した選手の順位付けはない。

2.7 第1位で同点となった場合、当該選手らは等しく第1位となる。

2.8 グランプリ競技への馬の出場資格要件を満たすには（障害馬術規程第261条4.4参照）、第274条2.5に従って行われた競技の両段階を完走していなければならない。

第 275 条 決勝ラウンドを行うグループ競技

1. この競技では選手をグループ分けする。グループ分けは抽選でも、予選競技の成績、あるいは最新の障害馬術ランキングに基づいて行ってもよいが、実施要項に明記する。
2. グループ分けの方法、およびグループ内でのスターティングオーダーの決定方法を実施要項に明記しなければならない。
3. 先ず第1グループの選手が全員出場し、それから第2グループの選手全員、以降同様に出場する。
4. 各グループで最上位の選手が決勝ラウンドに出場できる。
5. 組織委員会は実施要項にて、各グループで最上位ではなかったものの次に成績のよかった選手のうち限定数の選手も決勝ラウンドへ進めると規定することができる。
6. 決勝ラウンドでは、選手全員が減点0で走行を開始する。
7. 決勝ラウンドに出場する選手は第1ラウンドのスターティングオーダーに従うか、あるいは実施要項にその旨が規定されていれば第1ラウンドの成績（減点

とタイム)のリバースオーダーで出場する。

8. 第1ラウンドと決勝ラウンドは、タイムレースで基準Aに従って審査する。
9. この競技はグランプリ競技、あるいは最高賞金額のである競技、もしくは他の競技の予選としては採用できない。
10. 決勝ラウンドに出場した選手には全員に賞金を授与しなければならない。
11. 決勝ラウンドへの出場資格を得た選手がこれに出場しなかった場合でも、次点の選手の繰り上げは行わない。

第 276 条 決勝ラウンドを行う競技

1. 2回走行と決勝ラウンドを行う競技
 - 1.1 この競技では、第1ラウンドで上位16名の選手が第2ラウンドへの出場資格を獲得し、第2ラウンドでは第1ラウンドでの成績(減点とタイム)のリバースオーダーで出場する。
 - 1.2 2回走行における減点とタイムの合計、あるいは第2ラウンドの減点とタイムだけで選考された上位8名の選手が決勝ラウンドへ出場する。
 - 1.3 第2ラウンドのコースは第1ラウンドのコースと異なってもよい。
 - 1.4 決勝ラウンドのコースは第1ラウンドおよび/または第2ラウンドの障害物を用いた短縮コースでなければならず、新たに障害物を2個追加することができる。
 - 1.5 決勝ラウンドのスターティングオーダーは実施要項に定める条件に従い、2回の走行における減点とタイムの合計、あるいは第2ラウンドの減点とタイムだけで決定した順位のリバースオーダーとする。
 - 1.6 決勝ラウンドでは、選手全員が減点0で走行を開始する。
 - 1.7 3回の走行ともタイムレースで基準Aに従って審査する。決勝ラウンドで規定タイムを超過した場合は、毎秒1減点となる。
 - 1.8 この競技はグランプリ競技あるいは最高賞金額のである競技としては採用でき

ない。

- 1.9 決勝ラウンドへの出場資格を得た選手がこれに出場しない場合でも、次点の選手の繰り上げは行わない。
 - 1.10 決勝ラウンドを出場辞退した選手、あるいは決勝ラウンドで失権または棄権した選手の順位付け詳細は、障害馬術規程第247条1と第247条2を参照のこと。
2. 走行1回と決勝ラウンドを行う競技（決勝ラウンド：選手は減点0で走行開始）
- 2.1 この競技では、第1ラウンドから選手数の少なくとも25%、10名以上が決勝ラウンドへ出場でき、決勝ラウンドでは第1ラウンドの成績（減点とタイム）のリバースオーダーで出場する。次の選手は実施要項の条件に従い決勝ラウンドへの出場資格を得る：
 - (i) 第1ラウンドでの減点とタイムに基づき、選手数の少なくとも25%か指定人数、いかなる場合でも10名以上が決勝ラウンドへの出場資格を得る；
あるいは、
 - (ii) 第1ラウンドでの減点とタイムに基づき、選手数の少なくとも25%か指定人数、いかなる場合でも10名以上が決勝ラウンドへの出場資格を得る。そしていかなる場合も第1ラウンドで減点0の選手は全員が決勝ラウンドへの出場資格を得る。決勝ラウンドに進める確実な選手割合あるいは人数を実施要項に記載しなければならない。
 - 2.2 決勝ラウンドでは選手全員が減点0で走行を開始する。
 - 2.3 両走行ともタイムレースで基準Aに従って審査する。決勝ラウンドで規定タイムを超過した場合は、1秒ごとに減点1となる。
 - 2.4 決勝ラウンドのコースは第1ラウンドの障害物を用いた短縮コースでなければならず、新たに障害物を2個追加することができる。
 - 2.5 この競技はグランプリ競技あるいは最高賞金額のである競技としては採用できない。
 - 2.6 決勝ラウンドへの出場資格を得た選手がこれに出場しない場合でも、次点の選手の繰り上げは行わない。

- 2.7 決勝ラウンドを出場辞退した選手、あるいは決勝ラウンドで失権または棄権した選手の順位付け詳細は、障害馬術規程第 247 条 1 と第 247 条 2 を参照のこと。

第 277 条 ダービー競技

1. ダービー競技は1000m以上、1300m以下の走行距離にて、飛越数の50%以上が自然障害で構成されたコースで行われ、走行は1回のみとし、実施要項に明記されている場合はジャンプオフを1回だけ行う。
2. この競技は基準Aか基準Cで審査を行う。基準Cで審査する場合は規定タイムを設けず、制限タイムのみとする。コース全長が障害馬術規程第239条3に定める制限タイム設定の要件を超える場合は、競技場審判団の判断で制限タイムを延長することができる。
3. この競技が競技会の中で最高賞金額の競技であっても、実施要項に定める条件に従い、各選手は3頭まで騎乗できる。

第 278 条 コンビネーション障害で競う競技

1. コースは6個の障害物で構成しなければならない；第1障害を単独障害として、その後は5個のコンビネーション障害。少なくとも1個はトリプルコンビネーションでなければならない。
2. この競技は基準Aか基準Cで審査する。
3. 実施要項の条件に従ってジャンプオフを行う場合、ジャンプオフ用コースは6個の障害物で構成しなければならない。このコースにはダブル1個、トリプル1個と単独障害4個とするか、あるいはダブル3個と単独障害3個としなければならない。そのため第1ラウンドで使用したコンビネーション障害の一部は取り除かなければならない。
4. 障害馬術規程第204条5の条項はこの競技に適用しない。しかしコース全長は600mを超えてはならない。

第 279 条 貸与馬による競技会と競技

FEI事務総長の承認を得て、国際競技会もしくは国際競技を開催国NFが用意した貸与馬で開催することができる。

その場合は次の条件が適用される：

1. 組織委員会が必要な頭数の馬を用意する（各選手につき3頭まで）。
2. 第1競技開始の24時間前までに、各チームまたは個人選手用貸与馬の公正な抽選を行わなければならない。実施要項に別段の記載がなく、FEI事務総長の承認があれば、開催国NF用の馬を最初に抽選する。
3. 抽選は各チームの監督または代表、選手、競技場審判団長または審判団メンバー、獣医師代表団長または獣医師代表の立会いのもとで行わなければならない。馬を正しく識別できるように準備し、通常使用している頭絡を装着してこれに臨ませる。ホースオーナーが頭絡の変更を了解した場合を除いて、競技会期間中はこの頭絡を使用しなければならない。
4. 組織委員会は妥当な数のリザーブ馬を用意し、獣医師代表が競技に不適格と判断した場合や、競技場審判団により馬と選手との折り合いが明らかに悪いと判断された場合に提供する。
5. 実施要項には馬の貸与条件と抽選方法、競技の実施条件を明確に記載しなければならない。もし上記1.～4.の条件の変更が予想される場合は、FEI事務総長の承認が必要である。
6. 競技に出場する馬が国内馬のみで、FEIが認めた書面にてそれらの馬の識別が明らかにできる場合は、FEIパスポートを必要としない。

第13章 獣医検査とホースインスペクション、馬の薬物規制とパスポート

第280条 獣医検査、ホースインスペクション、パスポート査閲

ホースインスペクション、獣医検査、パスポート査閲は獣医規程第1001条、第1030条、第1032条、および以下の条項に従って行わなければならない。ホースインスペクション詳細については獣医規程第1034条～第1042条も参照。

1. 到着時の検査とパスポート査閲

獣医検査とパスポート査閲は、獣医規程第1030条～第1032条に従って行わなければならない。

パスポートに著しい不備がある場合は、獣医規程第1033条を参照のこと。

注記：競技会あるいは競技への出場を特定年齢の馬に限定している場合は、パスポート詳細確認時に馬の年齢をチェックしなければならない。

2. ホースインスペクション

2.1 ホースインスペクションは、第1競技開始前の24時間以内に行わなければならない。チーム監督および／または馬の管理責任者は、インスペクション・プログラムで指定された時刻に自分の馬を臨場させてインスペクションを受けられるよう、準備しなければならない。関係者に対して不必要な遅れを生じさせないよう、プログラムは第1競技の2日前までに事務局で準備し、配布できる状態にする。

2.1.1 状況により、競技場審判団はその判断で獣医師代表と協議のうえ、例外的かつ予期せぬ状況により最初のホースインスペクションに臨場できなかった馬を対象に、所定のインスペクションよりも遅い時点でもう一度ホースインスペクションを行うことを認める場合がある。

2.2 FEI障害馬術ワールドカップ™ファイナル、すべてのカテゴリーの世界選手権および大陸選手権、またオリンピック大会では、個人決勝競技の開始前に2回目のホースインスペクションを予定する。

2.3 各馬とも水勒か大勒をつけてインスペクションに臨ませなければならない。その他、馬着やバンデージなどの馬具や装具は外さなければならない。これについては例外を認めない。

2.4 いかなる方法にせよ、ペイントや染料で馬の特徴を隠してインスペクションに臨ませてはならない。

2.5 チーム監督は、グルームおよび／または選手とともにチーム馬に付き添わなければならない。

2.6 個人選手の馬については、馬の管理責任者（選手）がグルームとともに付き添わなければならない。

2.7 FEI障害馬術ワールドカップ™ファイナル、ロンジンネーションズリーグ™ファイナル、選手権、大会(Games)では、選手が自馬を引いてホースインスペクションに臨まなければならない。チーム監督あるいは選手から要請があれば、競技場審判団長はこの規則を緩和することができる。

2.8 ホースインスペクションは細部に至る獣医検査ではなく（獣医規程第1038条も参照）、できるだけ速やかに終了させるべきであることを強調したい。

3. 競技場審判団と獣医師代表団の連携

3.1 EADCM検査のための検体採取馬の選択（獣医規程第1068条～第1069条参照）

3.2 FEI障害馬術ワールドカップTMファイナル、ロンジンネーションズリーグTMファイナル、世界選手権、シニア大陸選手権、オリンピック大会では、確実に以下の検体を分析に回せるよう、ルーチンとして十分な頭数の馬から検体採取を行わなければならない：

3.2.1 すべての個人決勝競技で、上位3頭の馬；

3.2.2 団体障害馬術競技の決勝で、上位3チームの各々から1頭

第 281 条 馬の薬物規制

馬の薬物規制は、一般規程と獣医規程、馬ドーピング防止および規制薬物規程、他のFEI諸規程に則って行わなければならない。

第 282 条 馬のパスポートと個体識別番号

1. 馬のパスポート要件（一般規程第137条、獣医規程第1001条、第1032条、第1033条参照）

2. 各馬は到着時に組織委員会から交付される個体識別番号を、競技会開催中を通して装着しなければならない。

この個体識別番号は当該馬が厩舎を離れる際には常時装着し、スチュワードを含むすべての役員が各馬を確認できるようにすることが義務づけられる。この個体識別番号をはっきり表示していない場合、最初は警告が発せられるが、繰り返し違反した場合は競技場審判団によって当該選手に罰金が科せられる（障害馬術規程第240条2.8参照）。

付則 1 FEI 名誉バッジ

1. シニア対象のCSIOにおけるネーションズカップ／ロンジンネーションズリーグ™競技、オリンピック大会の団体競技および／または個人競技、そして世界およびシニア大陸団体および／または個人選手権の第1ラウンドを棄権もしくは失権することなく完走した選手に対して、FEI障害馬術名誉バッジが次の基準で授与される：
 - (i) 40回のネーションズカップ／ロンジンネーションズリーグ™競技の第1ラウンドを完走した者には金バッジ
 - (ii) 20回のネーションズカップ／ロンジンネーションズリーグ™競技の第1ラウンドを完走した者には銀バッジ
 - (iii) 10回のネーションズカップ／ロンジンネーションズリーグ™競技の第1ラウンドを完走した者には銅バッジ

2. 以下の競技のいずれかの第1ラウンドを完走した場合は、ネーションズカップ／ロンジンネーションズリーグ™競技 5 回としてカウントされる：
 - (i) オリンピック大会における団体あるいは個人の最終競技
 - (ii) 世界選手権における団体あるいは個人の最終競技
 - (iii) 大陸選手権における団体あるいは個人の最終競技
 - (iv) パン-アメリカン大会における団体あるいは個人の最終競技
 - (v) アジア大会における団体あるいは個人の最終競技

3. FEI名誉バッジを獲得した者へ与えられる特典の詳細については、一般規程第132条を参照。

付則 2 規定タイムの計算

速度：300m/分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	20秒	22秒	24秒	26秒	28秒	30秒	32秒	34秒	36秒	38秒
	2	40秒	42秒	44秒	46秒	48秒	50秒	52秒	54秒	56秒	58秒
	3	60秒	62秒	64秒	66秒	68秒	70秒	72秒	74秒	76秒	78秒
	4	80秒	82秒	84秒	86秒	88秒	90秒	92秒	94秒	96秒	98秒
	5	100 秒	102 秒	104 秒	106 秒	108 秒	110 秒	112 秒	114 秒	116 秒	118 秒
	6	120 秒	122 秒	124 秒	126 秒	128 秒	130 秒	132 秒	134 秒	136 秒	138 秒
	7	140 秒	142 秒	144 秒	146 秒	148 秒	150 秒	152 秒	154 秒	156 秒	158 秒
	8	160 秒	162 秒	164 秒	166 秒	168 秒	170 秒	172 秒	174 秒	176 秒	178 秒
	9	180 秒	182 秒	184 秒	186 秒	188 秒	190 秒	192 秒	194 秒	196 秒	198 秒

速度：325m/分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	19秒	21秒	23秒	24秒	26秒	28秒	30秒	32秒	34秒	36秒
	2	37秒	39秒	41秒	43秒	45秒	47秒	48秒	50秒	52秒	54秒
	3	56秒	58秒	60秒	61秒	63秒	65秒	67秒	69秒	71秒	72秒
	4	74秒	76秒	78秒	80秒	82秒	84秒	85秒	87秒	89秒	91秒
	5	93秒	95秒	96秒	98秒	100 秒	102 秒	104 秒	106 秒	108 秒	109 秒
	6	111 秒	113 秒	115 秒	117 秒	119 秒	120 秒	122 秒	124 秒	126 秒	128 秒
	7	130 秒	132 秒	133 秒	135 秒	137 秒	139 秒	141 秒	143 秒	144 秒	146 秒
	8	148 秒	150 秒	152 秒	154 秒	156 秒	157 秒	159 秒	161 秒	163 秒	165 秒
	9	167 秒	169 秒	170 秒	172 秒	174 秒	176 秒	178 秒	180 秒	181 秒	183 秒

速度 : 350m/分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	18秒	19秒	21秒	23秒	24秒	26秒	28秒	30秒	31秒	33秒
	2	35秒	36秒	38秒	40秒	42秒	43秒	45秒	47秒	48秒	50秒
	3	52秒	54秒	55秒	57秒	59秒	60秒	62秒	64秒	66秒	67秒
	4	69秒	71秒	72秒	74秒	76秒	78秒	79秒	81秒	83秒	84秒
	5	86秒	88秒	90秒	91秒	93秒	95秒	96秒	98秒	100	102
	6	103	105	107	108	110	112	114	115	117	119
		秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒
	7	120	122	124	126	127	129	131	132	134	136
		秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒
8	138	139	141	143	144	146	148	150	151	153	
	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	
9	155	156	158	160	162	163	165	167	168	170	
	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	

速度 : 375m/分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	16秒	18秒	20秒	21秒	23秒	24秒	26秒	28秒	29秒	31秒
	2	32秒	34秒	36秒	37秒	39秒	40秒	42秒	44秒	45秒	47秒
	3	48秒	50秒	52秒	53秒	55秒	56秒	58秒	60秒	61秒	63秒
	4	64秒	66秒	68秒	69秒	71秒	72秒	74秒	76秒	77秒	79秒
	5	80秒	82秒	84秒	85秒	87秒	88秒	90秒	92秒	93秒	95秒
	6	96秒	98秒	100	101	103	104	106	108	109	111
				秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒
	7	112	114	116	117	119	120	122	124	125	127
		秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒
8	128	130	132	133	135	136	138	140	141	143	
	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	
9	144	146	148	149	151	152	154	156	157	159	
	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	

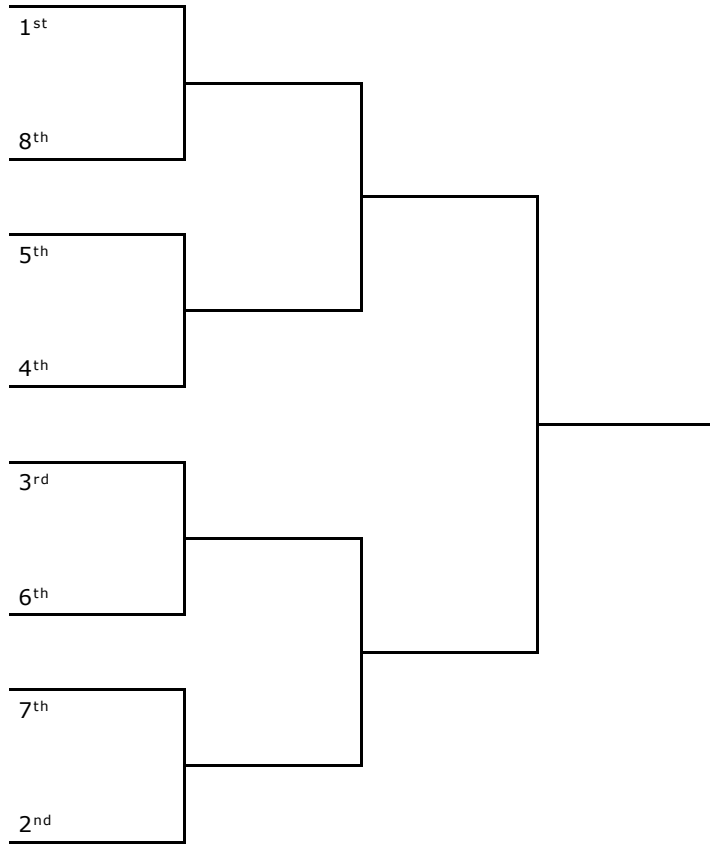
速度：400m/分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	15秒	17秒	18秒	20秒	21秒	23秒	24秒	26秒	27秒	29秒
	2	30秒	32秒	33秒	35秒	36秒	38秒	39秒	41秒	42秒	44秒
	3	45秒	47秒	48秒	50秒	51秒	53秒	54秒	56秒	57秒	59秒
	4	60秒	62秒	63秒	65秒	66秒	68秒	69秒	71秒	72秒	74秒
	5	75秒	77秒	78秒	80秒	81秒	83秒	84秒	86秒	87秒	89秒
	6	90秒	92秒	93秒	95秒	96秒	98秒	99秒	101	102	104
									秒	秒	秒
	7	105	107	108	110	111	113	114	116	117	119
		秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒
8	120	122	123	125	126	128	129	131	132	134	
	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	
9	135	137	138	140	141	143	144	146	147	149	
	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	

付則3 ノックアウト競技（障害馬術規程第272条）

予選ラウンドのスターティングオーダー（予選方式に従う）





付則 4 計時器とスコアボードの要件

1. ジャッジボックスおよびスコアボードにおけるディスプレイ要件

1.1 ジャッジボックスから見えること

- 45 秒のカウントダウン（0 になった時点で走行タイム計測の開始）
- 経過時間（フィニッシュタイムからスタートタイムを差し引いたもの）
- 規定タイム
- 規定タイム超過によるタイム減点
- タイム修正（拒止に伴い障害物を壊したことによる 6 秒）。6 秒のタイム修正は、時計が再スタートされ、選手が走行を再開した時点で直ちに加算される。
- 障害物での過失（基準 A）
- 過失は秒に換算され、直ちに経過時間に加算される（基準 C）
- 合計タイム

1.2 少なくとも次の情報はスコアボードに表示しなければならない。

1.2.1 CSI1*, CSI2*, CSIO1*, CSIO2*, CSIO3*, CSI-Am/V/U25/Y/J/P/Ch

- アルファベットで 9 文字以上の表示
- 45 秒のカウントダウン
- 経過時間
- 過失
- 走行中の馬の番号

1.2.2 CSI3*および CSIOV/Y/J/P/Ch

上記項目すべてに加えて：

- アルファベットで 20 文字以上の表示
- 馬名
- 選手名
- 国籍

1.2.3 CSI4*と CSI5*

上記項目すべてに加えて：

- 暫定順位
- 上位者のスコアとタイム
- できれば暫定上位 5 選手の成績表示

1.2.4 CSIO4*/CSIO5*/大会（Games）/選手権

上記項目すべてに加えて：

- ネーションズカップ/ロンジンネーションズリーグ™の特別要件

- すべてのチーム名とスコア
- 第 1 ラウンドと第 2 ラウンドでカウントしないスコアの明示
- 選手が入場してきた時に、他のチームメンバー成績を表示。各チームの成績を表示するかは任意である。

2 回走行競技の場合：

- 第 2 ラウンド：第 1 ラウンドでの減点を表示
- 第 2 ラウンド：順位にタイムが関わる場合は第 1 ラウンドでのタイム
- 第 2 ラウンド：順位にタイムが関わる場合は合計タイム（第 1 ラウンドと第 2 ラウンド）
- 第 2 ラウンド：両走行の減点合計

1.3 認可されているシステム

- タイマーと電光管（フォトセル）の接続はワイヤレスでもよい。タイマーからはワイヤで処理システムへ接続される。
- 大会（Games）、選手権、他の競技会の場合、電光管（フォトセル）をワイヤで同期式時刻管理タイマーに接続するのは任意である。
- CSI4*と CSIO4*競技会、およびカテゴリーの高い競技会では、スプリットタイミングシステムの使用が義務付けられている。

2. FEI 障害馬術競技会での計時

FEI カレンダーに掲載されている障害馬術競技会ではすべて、FEI が承認した電子タイマー、電光管（フォトセル）、ワイヤレス送信装置を使用しなければならない。これら承認された機器のリストは FEI ウェブサイトに公表されている。FEI 承認リストにあるもの以外のタイマー機器を使用する競技会は、FEI 審査の対象とはみなされないが、FEI 障害馬術ディレクターが例外を認めた場合はこの限りでない（障害馬術規程第 229 条 1 参照）。

2.1 FEI 障害馬術競技会での計時

2.1.1 センサーでの計時

電子タイマーでは、馬がスタートラインあるいはフィニッシュラインを通過して、電光管（フォトセル）の間の光線を切った時にタイムがとられる。タイムは馬の胸でとらなければならない。選手が馬を追い込んで頭からラインを通過した場合でも、修正は行わない。手動計時の場合も、上述のようにタイムをとる。センサーの高さは、スタートラインとフィニッシュライン地点で同じでなければならない。

電光管（フォトセル）とともに基準時間が使われる場合は、連動あるいは個々で使う場合も日時をセットし、各競技開始前にメイン時計と同期させなければならない。日時の同期は競技会開始前 60 分以内に行い、競技会期間中を通して維持しなければ

ばならない。タイマーはいかなる競技でも競技中は再同期できないが、競技と競技の間であれば再同期できる。

2.1.2 タイムの記録

すべての時刻は専用接続、あるいは統合されたプリンターで、少なくとも 1/1,000 (0.001) の精度にて瞬時かつ自動および連続的に印字紙に記録しなければならない。電子計時システムは、各選手のスタートタイムとフィニッシュタイムの数値比較による経過時間計算ができるよう、タイムデータを装備していなければならない。経過時間の計算後、記録されたタイムは 1/100 秒に切捨てる。各選手の最終走行成績は、1/100 (0.01) の精度で表示する。

2.1.3 手動計時

手動計時は電子タイマーから完全に分離しており、単独であって、FEI カレンダーに掲載されているすべての競技において使用しなければならない。スタートとフィニッシュの両地点に配備され、少なくとも 1/100 (0.01) の精度で時間を表示できるストップウォッチあるいはバッテリー式手動計時装置が、適正手動計時機器として認定される。記録された手動タイム（自動あるいは手書）の印刷記録は、直ちにスタート地点およびフィニッシュ地点で確認できなければならない。走行に要した経過時間は、スタートタイムとフィニッシュタイムとの数値比較で求める。手動計時によるタイムは、修正計算を経たうえで公式成績に採用できる。

2.1.4 手動計時修正の計算

タイムが記録されなかった選手よりも前に出場している選手 5 名とその後の選手 5 名、あるいは必要に応じて出場順番の近い選手 10 名の電子計時タイムと手動計時タイムの差を計算する。10 名分の時間差を 10 で割って修正値を求め、電子計時タイムがとれなかった選手の手動計時タイムに適用しなければならない。

2.1.5 計時装置内での時間修正

公認のタイムプリンターで選手の走行タイム手動入力あるいは修正をする場合は、すべての計時関連文書に、修正を行っていることを示す何らかの印（星印、アステリスクなど）をつけて手動入力が行われたことを表示しなければならない。

2.1.6 タイムのプリントアウト

プリンターで印刷された公式タイム記録紙は外国人審判員に渡し、確認を受ける。競技会の組織委員会は競技会の公式承認がおきるまで、あるいは計時や競技会成績に関わる上訴が決着するまで、これらを管理する。完全なバックアップ・システムが求められる競技会でも、これを適用する。

外国人審判員は成績書式および FEI への報告書に署名し、競技会を承認したことを

明示しなければならない。システム A、システム B、および手動タイムの印字記録はすべて、組織委員会が競技会終了後 3 ヶ月間、あるいは計時や競技会成績に関わる上訴が決着するまで保管しなければならない。

2.1.7 タイム表示

主催者は選手全員の公式タイムを常時提示できる適正な設備を提供するものとする。

2.2 オリンピック大会と世界選手権での計時

2.2.1 電子計時

オリンピック大会と世界選手権では、個別に電子同期させた 2 台の計時システム（プリンター付き）をスタート地点とフィニッシュ地点の電光管（フォトセル）に直接接続し、実際の時刻とリンクして機能させなければならない。競技会開始前に、そのうちの片方をシステム A（メイン・システム）とし、他方をシステム B（バックアップ・システム）として指定する。システム A はこれに対応する電光管（フォトセル）A に接続しなければならない。システム B は電子的に分離された電光管（フォトセル）B へ別個に接続しなければならない。

2.2.1.1 タイムの記録

条項 2.1.2 を参照。A と B の両システムは、選手のスタートタイムとフィニッシュタイムの数値比較による経過時間計算ができるよう、タイムデータを装備していなければならない。最終成績に採用するタイムはすべてシステム A からのデータでなければならない。メインの電子計時システム（システム A）に故障があった場合は、システム B で計算された経過時間を上記と同じ手順を経て採用しなければならない。経過時間の計算にシステム B の時刻をシステム A に代えて採用することは認められない。システム A あるいはシステム B から経過時間を算出できない場合については、2.1.4 に定める手動計時による計算値を有効とみなす。

2.2.1.2 計時システムの同期

計時システムの同期は、各競技会開始前 60 分以内に行わなければならない。各競技会期間中は毎日、全システムの同期を行わなければならない。タイマーはいかなる競技でも競技中は再同期できないが、競技と競技の間であれば再同期できる。

2.2.1.3 他の大会と選手権

他の大会や選手権すべてにおいて、同様のシステムを適用することが強く推奨される。

2.2.2 電光管（フォトセル）

オリンピック大会と世界選手権では、FEI が承認した 2 基の電光管（フォトセル）

システムが必要であり、スタートラインとフィニッシュラインに設置する。どちらの設置場所においても、片方をシステム A に接続し、他方はシステム B に接続する。スタート地点とフィニッシュ地点では各システムのフォトセルを等しく配列し、また物理的に可能な限り近づけて設置しなければならず、いかなる場合も 0.5m 以内の間隔とする。

2.2.3 手動計時

これについては条項 2.1.3 を参照のこと。ストップウォッチあるいはバッテリー式手動計時器を使用する場合は、各競技会の開始前に同期させなければならず、できればシステム A とシステム B と同じ時刻を使用する。

2.3 全 FEI 競技会におけるワイヤレス計時器

FEI 障害馬術競技会が行われるアリーナでは、ワイヤレス・インパルス送信システムの使用が重要であると FEI は認識しており、設置の簡素化と現代障害馬術の機能性を促進するため、このシステムの採用を奨励している。しかし、どのようなワイヤレスシステムも、有線接続されたタイマーとフォトセルに比べて不具合が生じやすいことに留意すべきである。

付則 5 CSI 招待ルール

CSI2*/CSI3*/CSI4*/CSI5*競技会への招待ルール（世界共通）

以下のルールは招待選手数が実施要項に示す人数に制限されるすべての CSI2*（ロンジン・ランキング競技*を含む）/CSI3*/CSI4*/CSI5*競技会に適用するが、FEI 理事会が招待ルールを明確に承認している FEI 認定シリーズの一環である CSI を除く。CSI 招待ルールは CSI 競技会の他のカテゴリー（例えば CSI1*、CSI-Am、CSIY、CSIJ など）あるいは CSIO には適用しない。

CSI 招待ルールが適用されるすべての競技会については、一定割合の選手をロンジン・ランキングの上位から招待しなければならず、また一定割合の選手は開催国 NF の選考による自国選手とし、また一定割合は組織委員会（OC）の招待選手とする；各招待グループの割合は、以下の通りスターレベルごとに設定されている：

*注記：CSI2*競技会は、ロンジン・ランキング競技*を含む通常の CSI2*競技会として開催でき、招待選手数が制限される場合は下記 CSI2*の選手割合 30%/30%/40%を適用するか、あるいはロンジン・ランキング競技を含まない CSI2*オープン競技会として開催することもでき、招待選手数が制限される場合は下記 CSI2*オープン競技会の選手割合 0%/20%/80%を適用する。競技会まで 9 週間を切ってから FEI カレンダーに登録された CSI2*競技会は、ロンジン・ランキング競技を含まない CSI2*オープン競技会として開催しなければならず、招待選手数が制限される場合は下記 CSI2*オープン競技会の選手割合 0%/20%/80%を適用する。

競技会レベル	ロンジン・ランキングからの選手	開催国 NF 選考の選手	組織委員会招待
CSI5*	60%	20%	20%
CSI4*	50%	25%	25%
CSI3*	40%	30%	30%
CSI2*	30%	30%	40%
CSI2* オープン、招待選手数を制限する場合、ロンジン・ランキング競技を行わない選択	0%	20%	80%
CSI2* オープン、招待選手数を制限しない場合、ロンジン・ランキング競技を行わない選択	該当せず。招待選手数を制限しない CSI 競技会には CSI 招待枠を適用しない。		

CSI 招待ルールが適用されるすべての競技会については、CSI 招待割当が FEI オンライン招待システムを介して運営される。招待選手数を制限しない CSI2*/CSO3*/CSI4*/CSI5* 競技会に参加申込した選手は自動的に競技会への出場権を獲得し、自動的にエントリーシステムに受理される。

テクニカル詳細やさらなる情報については、FEI ウェブサイトで公表される「障害馬術の FEI オンライン招待システム実施ガイドライン」（これ以降は実施ガイドラインと称する）を参照のこと。

CSI 招待ルールを適正に運用するため、各競技会について組織委員会／開催国 NF は一定の情報を当該競技会開催週より遅くとも 12 週間前までに FEI へ提供しなければならない。この情報は実施要項にも記載しなければならない。詳細については FEI ウェブサイトに公表の実施ガイドラインを参照のこと。

特別手配（例えば馬の国際空輸）が必要な諸条件がある競技会；詳細は FEI ウェブサイトに公表の実施ガイドラインを参照のこと。

セクション 1 指定招待枠：ロンジン・ランキングの上位から招待される選手

競技会が行われる週の **3 ヶ月前**に策定されたロンジン・ランキングリストを用いて、ロンジン・ランキング上位から選手を招待する。組織委員会は選手招待に適用するロンジン・ランキングリスト番号を実施要項に記載しなければならない。

1.1 ロンジン・ランキングの上位から選考される選手割合

ロンジン・ランキングの上位から招待される選手割合は、競技会のスターレベルによって異なる。以下の割合を適用する：

CSI5*	CSI4*	CSI3*	CSI2*	CSI2* ロンジン・ランキング競技を行わずオープン
60%	50%	40%	30%	必須招待なし
<p>ロンジン・ランキングポイントで同点の選手は以下の通りに分ける：</p> <ul style="list-style-type: none"> - より少ない回数の成績で同じポイントを獲得した選手を優先させる。それでも同点の場合は； - ロンジン・ランキングにカウントされた成績で最高ポイント獲得の回数を比較し、多い方の選手を優先させる。それでも同点の場合は； - ロンジン・ランキングにカウントされた成績で最高順位の回数を比較し、多い方の 				

選手を優先させる。それでも同点の場合は；

- 前回のロンジン・ランキングで順位が高い方の選手を優先させる；それでも同点の場合は同点が崩れるまで、さらに遡ったロンジン・ランキングで順位の高い方の選手を優先させる。

1.2 オリンピック大会および世界選手権の個人障害馬術メダリスト

直近のオリンピック大会における個人障害馬術メダリストと、競技会に適用するランキング参照時点で直近の世界選手権における個人障害馬術メダリストは、次のタイムフレームに従ってすべての CSI が招待しなければならない：

- 直近のオリンピック大会あるいは直近の世界選手権のゴールドメダリストについては、メダルを獲得したオリンピック大会あるいは世界選手権から次のオリンピック大会あるいは世界選手権までの 4 年間、すべての CSI へ招待しなければならない。
- 直近のオリンピック大会あるいは直近の世界選手権のシルバーメダリストについては、メダルを獲得したオリンピック大会あるいは世界選手権から最大 2 年間、すべての CSI へ招待しなければならない。
- 直近のオリンピック大会あるいは直近の世界選手権のブロンズメダリストについては、メダルを獲得したオリンピック大会あるいは世界選手権から最大 1 年間、すべての CSI へ招待しなければならない。

個人障害馬術メダリストのロンジン・ランキング順位にかかわらず、これらの招待は 1.1 に設定した指定招待枠の割当に含まれる。

スケジュール、および指定招待枠の運用と確認に関わるテクニカル詳細については、FEI ウェブサイトで公表される実施ガイドラインを参照のこと。

セクション 2 開催国 NF 選考の自国選手枠

2.1 自国選手の割合

開催国 NF 選考の自国選手割合は、当該競技会のスターレベルによって異なる。この割合はセクション 1：指定招待枠とセクション 3：組織委員会枠で招待される自国選手を含まない。次の割合を適用する：

CSI5*	CSI4*	CSI3*	CSI2*	CSI2* ロンジン・ランキング競技を行わずオープン
20%	25%	30%	30%	招待選手数を制限する場合は 20%； (招待選手数に制限がない場合は適用せず)

スケジュール、および指定招待枠の運用と確認に関わるテクニカル詳細については、FEI ウェブサイトで公表される実施ガイドラインを参照のこと。

セクション 3 組織委員会招待枠

3.1 組織委員会招待割合

組織委員会が招待する選手割合は、当該競技会のスターレベルに基づく。次の割合を適用する：

CSI5*	CSI4*	CSI3*	CSI2*	CSI2* ロンジン・ランキング競技を行わずオープン
20%	25%	30%	40%	招待選手数を制限する場合は 80% ; (招待選手数に制限がない場合は適用せず)

スケジュール、および指定招待枠の運用と確認に関わるテクニカル詳細については、FEI ウェブサイトで公表される実施ガイドラインを参照のこと。

セクション 4 外国人選手あるいは国外に居住している自国選手のための FEI 招待枠

FEI は CSI2*/CSI3*/CSI4* 競技会へ選手 2 名、CSI5* 競技会には選手 1 名を招待する権利がある。FEI 招待はセクション 1.1 に定める指定招待枠に含まれる。指名選手のレベルは当該競技会への必要基準を満たすものでなければならない。組織委員会は、FEI が FEI 招待を割り当てた選手の参加申込を受け付けなければならない。FEI ウェブサイトで公表のオリンピック大会への予選リストに掲載された競技会については、オリンピック大会への能力証明書獲得を目指す選手に FEI は追加の FEI 招待を割り当てる権利がある。オリンピック大会への能力証明書獲得を目指す選手のための FEI 追加招待は、本競技会全体の選手招待枠に含まれない。当該選手は、資格要件または参加要件を満たしている限り、出場許可を得た出場者数に加えて、すべての競技への参加が認められる（例えば、競技がグランプリである場合、そのグランプリ以前に少なくとも 1 つの FEI 競技にて初回ラウンドをグランプリ馬で完走していれば（第 261 条 4.4 に従う）、参加が認められる）。

同一シーズン中に本セクションで同じ選手がノミネートされ得る回数は 3 回までとする。

セクション 5 馬の申告タイムライン

スケジュール、および指定招待枠の運用と確認に関わるテクニカル詳細については、FEI ウェブサイトで公表される実施ガイドラインを参照のこと。

セクション 6 概要

各 NF は出場資格を満たした馬と選手の参加申込に責任がある。これには参加申込を行う競技会／カテゴリーへの馬と選手の参加適性と出場能力が含まれる。（障害馬術規程第 251 条 4）

競技会招待の見返りとしての報酬やアピアランスフィー詳細については、一般規程第 115 条 1 を参照のこと。

参加申込の締め切り時点で、参加申込可能な最大頭数に達していない場合、組織委員会は限定数の追加選手を招待することが許される。グランプリあるいは最高賞金ができる競技への出場資格認定システムが実施要項にない場合、組織委員会は実施要項に定める通り、当該競技への出場が認められる選手最大数を超えてこのような追加選手を招待することはできない。このような追加選手については、セクション 1～3 で招待される選手割合の算出には勘案されない。

スモールツアーおよび／またはミディアムツアー競技を含む競技会の組織委員会は、スモールツアーおよび／またはミディアムツアーにのみ参加する追加選手を限定数招待できる；スモールツアーおよび／またはミディアムツアーにのみ招待された選手は、セクション 1～3 で招待される選手割合の算出に使われる選手総数には含まれず、またロンジン・ランキングにカウントされる競技には出場できないが、これにはロンジン・ランキング競技ではない 1 競技あるいは複数の競技を経てロンジン・ランキング競技への出場資格を得た場合も含まれる。このような招待選手の氏名がロンジン・ランキング競技成績に発表されてもロンジン・ランキングポイントを獲得することはできず、遡って当該競技から失格となる。スモールツアー／ミディアムツアー競技に招待された選手の馬は、CSI に参加申込できる馬の最大頭数にカウントされない；スモールツアー／ミディアムツアー競技に招待された選手のいずれかが、各選手に認められた最大頭数の馬を参加申込しない場合でも、組織委員会はスモールツアー／ミディアムツアー用の空いた馬房を利用して、当該 CSI に追加選手を招待することはできない。

招待選手数が制限される「ツアー」（同じ競技会場で週をまたいで開催される複数の競技会）の一環として開催される CSI2*/3*/4*/5*の組織委員会は、CSI 招待ルールを遵守しなければならない。月をまたいで連続する週に開催される複数のツアーの組織委員会は、ツアー最初の競技会より 3 ヶ月前に出されたロンジン・ランキングを用いて、セクション 1 に基づく選手招待をツアーの競技会すべてに適用でき、

またツアーすべての競技会への招待を受諾した選手を優先させてもよい。あるいはこれに代えて、月をまたいで行われる複数のツアーの組織委員会は、セクション1に基づく各競技会への選手招待に、ツアーで行われる競技会各々の開始から3ヶ月前のロンジン・ランキングを利用することができる。

FEI オンライン招待システムに関するテクニカル詳細については、FEI ウェブサイトで公表される実施ガイドラインを参照のこと。

国内競技会

国内競技会の開催を希望する組織委員会は、国内競技会に関わるFEI 規程に準拠しなければならない。これには外国人選手数および選手を派遣するNF 数の制限も含まれる。

制裁措置と結果

競技会開催前にFEI テクニカル条件やCSI 招待ルールを遵守していないことが判明した場合は、FEI の判断によりこの競技会をFEI カレンダーから削除することができる。

CSI 招待ルールを遵守しなかった組織委員会には以下の罰金が科せられる：

1 回目の違反は 20,000 スイスフラン；2 回目の違反は 40,000 スイスフラン；3 回目の違反では当該競技会の開催が認められない。これらの罰金は当該組織委員会からFEI へ直接支払う。

競技会開催後にFEI テクニカル条件およびCSI 招待ルールが遵守されていなかったと十分に証明された場合は、次シーズンのCSI 指定を行わないことがある。

当該国際競技会または国内競技会の初日から遡る6ヶ月間に、選手および／または馬が無認可競技会（一般規程第113条4参照）に出場していた場合は、その人馬がFEI 登録をしても、その国際競技会または国内競技会に出場することはできない（また組織委員会が当該競技会に招待することも、またNF が当該競技会に参加申込することもできない）。

付則6 CSI/CSIO 開催要件

1. 世界共通の CSI 開催要件						
要件	CSIAm	CSI 1*	CSI 2*	CSI 3*	CSI 4*	CSI 5*
賞金(EUR/USD)	制限なし	<u>上限は EUR</u> 46,749 <u>上限は USD</u> 51,424	<u>EUR 46,750-</u> <u>139,999 USD</u> <u>51,425-153,999</u>	<u>EUR 140,000-</u> <u>234,999</u> <u>USD 154,000-</u> 258,499	<u>EUR 235,000-</u> <u>469,999</u> <u>USD 258,500-</u> 516,999	<u>EUR 470,000 以上</u> <u>USD 518,000 以上</u>
同じ競技会場で同一週に行われる複数の競技会の賞金を合算してスターレベルを確定することはできない。 ¹						
賞金配分方法	<p>公表されている各競技の賞金は、付則にある 2 つのチャートのいずれかに従い、出場者数に関係なく上位 12 名までの選手に配分しなければならない。組織委員会はいずれのチャートを使用するか実施要項に記載しなければならない。出場者数の 1/4 まで賞を授与するため、組織委員会は第 13 位から最下位の選手対象に追加で賞を設け、その各賞金額を実施要項に記載しなければならない。賞金の追加があったとしても、競技会のスターレベルあるいは当該競技のロンジン・ランキング・グループが変わることはない。</p>					
CSIs/CSIOs の併催	<p>同一スターレベルおよび/またはカテゴリーで複数の CSI をショーで開催することはできるが、別々の競技を行う完全に別個の CSI でなければならない；各 CSI には異なる人馬が出場することとする。同じショーで行う異なるスターレベルおよび/またはカテゴリーの CSI については、各レベルを別個の CSI とみなす；そのような CSI での併催競技は認められない。ある CSI スターレベル/カテゴリーに参加申込した馬は、同じショーで他の CSI スターレベル/カテゴリーに参加申込することはできない。馬は次の条件下でのみ、同一競技会における国内競技と国際競技に出場することができる：</p> <ul style="list-style-type: none"> -国際競技会のホースインスペクション開始の 2 時間前まで、馬は国内競技会に出場できる； -国内競技会が国際競技会終了後に行われる競技を含む場合、国際競技会に出場した馬は同日あるいは翌日に、国内競技へ出場できるが、あくまでも国際競技会終了後とする。 <p>CSI1*あるいは CSI2*は、CSIO と同時開催できる。このような競技会を開催する組織委員会はアリーナを 2 面準備しなければならない；1 つは CSI 用、1 つは CSIO 用。CSIO の出場馬は CSI に参加できない。</p>					

FEI 馬パスポート	自国馬匹は必要なし	CSI1* : 自国馬匹は必要なし CSI1*-W : 必要	CSI2* : 自国馬匹は必要なし CSI2*-W : 必要	必要	必要	必要
馬のエントリー代上限 税金含まず	€1500.-	世界共通要件なし ; ヨーロッパと北米における競技会要件については付則 6、条項 2.1 と 2.2 を参照				
	エントリー代には当該競技会期間中における馬 1 頭の厩舎代、競技会におけるすべての施設使用料、実施要項の記載条件に従いすべての競技に出場する権利、および運営費が含まれる。エントリー代に規定料金（エントリー代には含まれないサービスに対するもの）あるいは任意料金（任意使用の物品に対するもの）は含まれない。障害馬術規程用語集に掲載された費用の定義を参照。用語集に定義する通り、規定料金と任意料金がエントリー代に加算されることがある ; その他の費用は課されない。					
出場料 / ノミネーション料	出場料なし。ノミネーション料なし（エントリー代に含む）。すべてのカテゴリーに適用。					
ボロ処理費用上限 (VAT 含む)	€40.- / 馬（すべてのカテゴリーに適用）					
各競技への出場者数上限	グランプリ（下記参照）以外の各競技につき参加者数上限は 100 名。100 名を超える選手が出場を申告した場合は、どのグループも 100 名以内の参加者となるよう競技をグループ分けし、元々の競技で提示されていた賞金額と同等額を各グループに提供しなければならない。 ²					
グランプリへの出場者数上限	100	100	60	50	50	50
グランプリ競技 ³ の賞金額下限	適用せず	適用せず	ロンジン・ランキングポイント・グループ C で求められる下限に準拠	ロンジン・ランキングポイント・グループ B で求められる下限に準拠	ロンジン・ランキングポイント・グループ A で求められる下限に準拠	ロンジン・ランキングポイント・グループ A で求められる下限に準拠
ロンジン・ランキング競技数の下限 (CSIYH には適用せず)	適用せず	0	最低 2	最低 3	最低 4	最低 4

障害物の高さ最大 (CSIYH には適用 せず)	カテゴリー A : 1.40m カテゴリー B : 1.25m	CSI1* : 1.40m CSI1*-W : 規定通 り	CSI2* : 1.45m ⁴ CSI2*-W : 規定通り	規定に準拠	規定に準拠	規定に準拠
スタートリストと 成績表	馬のオーナーとブリーダー氏名 (可能であれば。一般規程第 121 条 4 参照) をすべてのスタートリストと成績表に記載する。					
グルームの食事	世界共通要件なし ; ヨーロッパと北米での競技会要件については付則 6、条項 2.1 と 2.2 参照					
選手の食事	世界共通要件なし ; ヨーロッパと北米での競技会要件については付則 6、条項 2.1 と 2.2 参照					
グルームの宿泊施設	世界共通要件なし ; ヨーロッパと北米での競技会要件については付則 6、条項 2.1 と 2.2 参照					
選手の宿泊施設	世界共通要件なし ; ヨーロッパと北米での競技会要件については付則 6、条項 2.1 と 2.2 参照					
フットイング	最低基準に準拠					
厩舎	最低基準に準拠 ; 馬房は 3m x 3m 以上でなければならない。大型馬収容のため 4m x 3m 以上の馬房を妥当数準備しなければならない。* *参加申込にて選手からの特別要請があり大型馬房を提供した場合、組織委員会は€50 を限度として請求できる。					

以下の条項を世界共通で CSI に適用する :

新しく CSI5* 競技会を開催する場合の注意事項 : FEI ハイレベル競技会開催の経験がない組織委員会が CSI5* 競技会開催の許可を得るには、先ず同じ競技会場で CSI4* 競技会を成功させなければならない。新設される CSI5* の賞金は、競技会開催前、FEI が定める期日までに確保していなければならない。FEI ハイレベル競技会の開催実績がある組織委員会に対しては、組織委員会の NF からの申請に基づき、同じ競技会場で CSI4* 競技会の開催実績がなくても新設 CSI5* の開催が許可されることがある。新設 CSI5* 競技会および / または既存の CSI5* を開催する新規の組織委員会については、当該競技会をカレンダーに掲載する前に運営や設備が CSI5* 技術基準を満たしていることを確認するため、FEI は競技会前に組織委員会の経費負担で会場を視察する技術代表を指名する権利を有する。障害馬術委員会の判断により、新設の CSI4* 競技会にも同様の措置をとることがある。日程が重複する場合の対応詳細については障害馬術規程第 200 条 8 を参照。

同じ競技会場で連続する週末に開催される複数の競技会（「ツアー」）については、最初の競技会開催前に、設備や運営がこれら競技会に招待される多数の人馬に対応する必要基準を満たしているかを確認するため、組織委員会の経費負担で CSI 会場を視察する技術代表の指名権限が FEI にある。

¹ 同じ競技会場で同一週に行われる複数の競技会での賞金を累積してスターレベルを確定させることはできない。CSI5*の開催期間は最長で 5 日間。数週間にわたって週末に同一会場で開催される競技会は、各々が個別の CSI とみなされる。これらの競技会については、競技会全体の賞金額ではなく、各競技会で最大 12 競技の賞金額を合算して競技会スターレベルを決定する。

他の CSI あるいは CSIO 競技会に連動して行われる CSIYH 競技会については、CSI/CSIO のスターレベルを決定する賞金額算出に以下を適用する：

CSIまたはCSIOに参加申込した選手のみがYH競技に出場できる単独競技会（例：CSI5*またはCSIO3*）については、CSIYHの賞金を総額に含めて当該競技会のスターレベルを決定する；この場合は別個のCSIYHを開催する必要はない。各選手が騎乗できる馬の頭数については第254条2を参照。

YH 競技に追加選手が招待される単独競技会（例：CSI5*または CSIO3*）については、ヤングホース競技として別個に CSIYH を設けなければならず、CSIYH の賞金を総額に含めずに当該競技会のスターレベルを決定する；組織委員会の選択として、2 種類あるいはそれ以上の年齢カテゴリーを併せた CSIYH か、あるいは年齢カテゴリーごとに個別の CSIYH を開催できる。各選手が騎乗できる馬の頭数については第 254 条 2 を参照。

同じ競技会場で同時に開催される複数の競技会（例：CSI2*/CSIYJ-A/CSIAm-A/CSI5*）と併せた CSIYH については、どの競技会についても、CSIYH の賞金を総額に含めずスターレベルを決定する。

² グランプリ以外の各競技については、出場者を 100 名までとする（上記一覧にて競技会のスターレベルに応じたグランプリへの最大出場者数を参照のこと）。100 名を超える選手が出場を申告した場合、組織委員会はどのグループも 100 名以内の参加者となるよう競技をグループ分けし、元々の競技で提示されていた賞金額と同等額を各グループに提供しなければならない。組織委員会が追加で提供する賞金額は競技会のスターレベル、あるいは該当する場合に当該競技のロンジン・ランキングポイント・グループを決定する賞金合計へは勘案されない。

組織委員会は以下のいずれかの方法で競技を分けることができる：

競技開始前に競技を必要数のグループに分ける。各グループに複数の馬で出場する選手がいても構わないが、同一選手の馬は全頭を同じグループに入れなければならない。同規模のグループに分けることができない場合、各グループの出場者数は異なってもよい；あるいは

競技を 1 つの競技として行い、終了後に各グループとも出場者数が 100 名以内となるグループ数に分けて順位を以下の通りに確定する：最も成績の良い選手を第 1 グループの優勝者とし、2 番目の成績の選手を第 2 グループの優勝者というように、出場者総数の 25% に賞が授与されるまで順位づけする。**注記：この場合はグループごとに分けた成績を FEI へ提出しなければならない、例：競技成績 1a、競技成績 1b（および元々の競技を 3 グループに分けた場合は競技成績 1c など）。**

いずれの場合でも、各々のグループには元々の競技に提示されていたものと同額の賞金を授与しなければならない。疑念を避けるために記すと、競技のグループ分けが必要かを決めるのは競技への出場を申し込んだ選手数であり、最終的な出場者数ではない。

³ FEI 障害馬術ワールドカップ™ 競技はすべてグランプリのステータスを有することから、上述したグランプリのミニマム賞金額要件を FEI 障害馬術ワールドカップ™ 競技に適用する。FEI 障害馬術ワールドカップ™ 競技に加えてグランプリ競技を行う CSI-W 競技会については、グランプリのミニマム賞金額要件を FEI 障害馬術ワールドカップ™ 競技にのみ適用する；そのような競技会でのグランプリ競技では、FEI 障害馬術ワールドカップ™ 競技に提供される賞金額を超えて賞金を授与することはでき

ない。

⁴ CSI1*とCSI2*競技会における高さ制限：要請があれば、FEI は高さ制限を免除することがある。CSI3*やハイレベル大会を多数開催している国では、CSI1*とCSI2*競技会における障害物の高さ制限の免除が適用されることがあるが、これはスポーツ上の理由であり、賞金額の理由ではない。能力証明書取得の機会を選手に提供するため、NF が高さ制限の免除を必要とする場合は許可されるが、定期的にCSI3*やハイレベル大会を開催しているNFが3*以上の賞金を提供せずに1.45mを超える高さの競技開催を希望しても免除は適用されない。

ヒアリング後に、FEI はCSI/CSIO要件を満たしていなかった組織委員会に対して警告を発することがあり、ルール違反内容とともに組織委員会名が公表される場合がある。組織委員会が更に違反を重ねた場合は、該当競技会がFEIカレンダーから削除されることがある。

2. ヨーロッパと北米対象の追加 CSI 開催要件				
2.1 ヨーロッパ対象の追加要件	CSI1*+ 2*	CSI3*	CSI4*	CSI5*
	€440.-/馬	€495.-/馬	€605.-/馬	CSI5* エントリー代不要 CSI5*W WEL €495.-/馬
馬のエントリー代上限* 税金含まず	エントリー代には当該競技会期間中における馬 1 頭の厩舎代、すべての施設使用料、実施要項の記載条件に従いすべての競技に出場する権利、および運営費が含まれる。エントリー代に規定料金（エントリー代には含まれないサービスに対するもの）あるいは任意料金（任意使用の物品に対するもの）は含まれない。障害馬術規程用語集に掲載された費用の定義を参照。用語集に定義する通り、規定料金と任意料金がエントリー代に加算されることがある；その他の費用は課されない。			
敷料 - フラあるいはオガ	最初の敷料は無料	最初の敷料は無料	最初の敷料は無料	最初の敷料は無料で、20 kgの梱包 5 個（あるいは相当量）まで無料
グルームの食事	自己負担	自己負担	自己負担	組織委員会負担（朝食 + 1 食）

選手の食事	自己負担	自己負担	自己負担	組織委員会負担（朝食+1食）
グループの宿泊施設	自己負担	自己負担	自己負担	組織委員会負担*（選手の参加申込にて要請があった場合であり、当該選手のグループが使用する部屋についてのみ；もしこのグループがその部屋を他者に委譲した場合は、当該選手が組織委員会にその部屋代金を返済しなければならない） * 組織委員会がローリー用の駐車エリアを厩舎から 1km 以内に提供し、厩舎の運営時間中は直行便のシャトルサービスを提供する場合は、これを適用しない。
選手の宿泊施設	自己負担	自己負担	CSI：自己負担	組織委員会負担；選手全員に対して3*以上のホテル
<p>*すべてのカテゴリーについて、ヤングホースのエントリー代上限は€330.-/馬。U25、ヤングライダー、ジュニア、チルドレン、ポニー競技会のエントリー代上限は€440.-/馬あるいはポニー。</p> <p>WEL = 西ヨーロッパリーグ；PM = 賞金；b/fast = 朝食；max. = 最大；min. = 最低；n/a = 適用されない</p>				

2.2 北米対象の追加要件	CSI1*+ 2*	CSI3*	CSI4*	CSI5*
馬のエントリー代	3頭分のエントリー代と規定料金すべてを合わせた金額が賞金の4%を超えてはならない。	CSI：3頭分のエントリー代と規定料金すべてを合わせた金額が賞金の3%を超えてはならない。	CSI：3頭分のエントリー代と規定料金すべてを合わせた金額が賞金の2%を超えてはならない。	CSI：3頭分のエントリー代と規定料金すべてを合わせた金額が賞金の1%を超えてはならない。

			CSI-W:ワールドカップルールに従う。	CSI-W:ワールドカップルールに従う。
	各馬のエントリー代は実施要項に記載しなければならない。参加申込頭数が3頭未満の選手には、参加申込頭数分のエントリー代を課す。エントリー代には当該競技会期間中における馬1頭の厩舎代、すべての施設使用料、実施要項の記載条件に従いすべての競技に出場する権利、および運営費が含まれる。エントリー代に規定料金（エントリー代には含まれないサービスに対するもの）あるいは任意料金（任意使用の物品に対するもの）は含まれない。障害馬術規程用語集に掲載された費用の定義を参照。用語集に定義する通り、規定料金と任意料金がエントリー代に加算されることがある；その他の費用は課されない。			
敷料－ワラあるいはオガ	敷料はすべて徴収	敷料はすべて徴収	敷料はすべて徴収	各馬につき US \$ 50 (CAD \$ 65) を控除し、以降は徴収
グルームの食事	自己負担	自己負担	自己負担	自己負担
選手の食事	自己負担	自己負担	自己負担	自己負担
グルームの宿泊施設	自己負担	自己負担	自己負担	自己負担
選手の宿泊施設	自己負担	自己負担	自己負担	自己負担

3. CSIO 世界共通開催要件					
要件	CSIO1*	CSIO2*	CSIO3*	CSIO4*	CSIO5*
賞金 (EUR/USD)	上限 EUR 46,749 上限 USD 51,424	EUR 46,750-139,999 USD 51,425-153,999	EUR 140,000-234,999 USD 154,000-258,499	EUR 235,000-469,999 USD 258,500-516,999	EUR 470,000 以上 USD 518,000 以上
	同じ競技会場で同一週に行われる複数の競技会の賞金を合算してスターレベルを確定することはできない。 ¹				
賞金配分方法	公表されている各個人競技の賞金は、付則にある2つのチャートのいずれかに従い、出場者数に関係なく上位12位までの選手に配分しなければならない。組織委員会はいずれのチャートを使用するか実施要項に記載しなければならない。出場者数の1/4まで賞を授与するため、組織委員会は第13位から最下位の選手対象に追加で賞を設け、その各賞金額を実施要項に記載しなければならない。賞金の追加があったとしても、競技				

	会のスターレベルあるいは当該競技のロンジン・ランキング・グループが変わることはない。				
CSIs/CSIOs の併催	<p>馬は次の条件下でのみ、同一競技会における国内競技と国際競技に出場することができる：</p> <ul style="list-style-type: none"> -国際競技会のホースインスペクション開始の2時間前まで、馬は国内競技会に出場できる； -国内競技会が国際競技会終了後に行われる競技を含む場合、国際競技会に出場した馬は同日あるいは翌日に、国内競技会へ出場できるが、あくまでも国際競技会終了後とする。 <p>CSI1*あるいはCSI2*は、CSIOと同時に開催できる。このような競技会を開催する組織委員会はアリーナを2面準備しなければならない；1つはCSI用、1つはCSIO用。CSIOの出場馬はCSIに参加できない。</p>				
FEI 馬パスポート	必要	必要	必要	必要	必要
馬のエントリー代 上限 税金含まず *すべてのカテゴリーでヤングホースのエントリー代上限は€300/馬	€605	€605	€605	€605	€605
出場料/ノミネーション料	出場料なし。ノミネーション料なし。すべてのカテゴリーに適用。				
敷料-ワラあるいはオガ	各馬につき 20 kg の梱包 5 個（あるいは相当量）まで無料				
ボロ処理費用上限 (VAT 含む)	€40.-/馬	€40.-/馬	€40.-/馬	€40.-/馬	€40.-/馬
各競技への 出場者数上限	グランプリ以外の各競技における参加者数上限は 100 名（下記参照）。100 名を超える選手が出場を申告した場合は、どのグループも 100 名以内の参加者となるよう競技をグループ分けし、元々の競技で提示されていた賞金額と同額を各グループに提供しなければならない。 ²				
グランプリへの 出場者数上限	<u>100</u>	<u>60</u>	<u>60</u>	<u>50</u>	<u>50</u>

グランプリ競技 ³ の賞金額下限	適用せず	<u>ロンジン・ランキングポイント・グループC</u> で求められる下限に準拠	<u>ロンジン・ランキングポイント・グループB</u> で求められる下限に準拠	<u>ロンジン・ランキングポイント・グループA</u> で求められる下限に準拠	<u>ロンジン・ランキングポイント・グループA</u> で求められる下限に準拠
ロンジン・ランキング競技数下限	<u>1以上</u>	<u>2以上</u>	<u>3以上</u>	<u>4以上</u>	<u>4以上</u>
障害物の高さ最大	規定に準拠	規定に準拠	規定に準拠	規定に準拠	規定に準拠
スタートリストと成績表	馬のオーナーとブリーダー氏名（可能であれば。一般規程第121条4参照）をすべてのスタートリストと成績表に記載する。				
公式チームのグループの食事	<u>すべての食事が組織委員会負担</u>	<u>すべての食事が組織委員会負担</u>	<u>すべての食事が組織委員会負担</u>	<u>すべての食事が組織委員会負担</u>	<u>すべての食事が組織委員会負担</u>
公式チームの選手の食事	<u>すべての食事が組織委員会負担</u>	<u>すべての食事が組織委員会負担</u>	<u>すべての食事が組織委員会負担</u>	<u>すべての食事が組織委員会負担</u>	<u>すべての食事が組織委員会負担</u>
公式チームのグループの宿泊施設	<u>組織委員会負担</u> (参加申込時に要請があった場合)	<u>組織委員会負担</u> (参加申込時に要請があった場合)	<u>組織委員会負担</u> (参加申込時に要請があった場合)	<u>組織委員会負担</u> (参加申込時に要請があった場合)	<u>組織委員会負担</u> (選手の参加申込にて要請があり、当該選手のグループが使用する部屋についてのみ；もしこのグループがその部屋を他者に委譲した場合は、当該選手が組織委員会にその部屋代金を返済しなければならない)
公式チームの選手の宿泊施設	<u>組織委員会負担</u>	<u>組織委員会負担</u>	<u>組織委員会負担</u>	<u>組織委員会負担；</u> <u>3*以上のホテル</u>	<u>組織委員会負担</u>

フットイング	最低基準に準拠
厩舎	最低基準に準拠；馬房は 3m x 3m 以上でなければならない。大型馬収容のため 4m x 3m 以上の馬房を妥当数準備しなければならない。 [*] *参加申込にて選手からの特別要請があり大型馬房を提供した場合、組織委員会は€50 を限度として請求できる。

WEL = 西ヨーロッパリーグ；PM = 賞金、b/fast = 朝食；max. = 最大；min. = 最低；n/a = 適用されない

¹ 同じ競技会場で同一週に行われる複数の競技会での賞金を累積してスターレベルを確定させることはできない。CSI5*の開催期間は最長で 5 日間。数週間にわたって週末に同一会場で開催される競技会は、各々が個別の CSI とみなされる。これらの競技会については、競技会全体の賞金額ではなく、各競技会で最大 12 競技の賞金額を合算して競技会スターレベルを決定する。

他の CSI あるいは CSIO 競技会と連動して行われる CSIYH 競技会については、CSI/CSIO のスターレベルを決定する賞金額算出に以下を適用する：

CSI または CSIO に参加申込した選手のみが YH 競技に出場できる単独競技会（例：CSI5*または CSIO3*）については、CSIYH の賞金を総額に含めて当該競技会のスターレベルを決定する；この場合は別個の CSIYH を開催する必要はない。各選手が騎乗できる馬の頭数については第 254 条 2 を参照。

YH 競技に追加選手が招待される単独競技会（例：CSI5*または CSIO3*）については、ヤングホース競技として別個に CSIYH を設けなければならない、CSIYH の賞金を総額に含めずに当該競技会のスターレベルを決定する；組織委員会の選択として、2 種類あるいはそれ以上の年齢カテゴリーを併せた CSIYH か、あるいは年齢カテゴリーごとに個別の CSIYH を開催できる。各選手が騎乗できる馬の頭数については第 254 条 2 を参照。

同じ競技会場で同時に開催される複数の競技会（例：CSI2*/CSIYJ-A/CSIAm-A/CSI5*）と併せた CSIYH については、どの競技会についても、CSIYH の賞金を総額に含めずにスターレベルを決定する。

² グランプリ以外の各競技については、出場者を 100 名までとする（上記一覧にて競技会のスターレベルに応じたグランプリへの最大出場者数を参照のこと）。100 名を超える選手が出場を申告した場合、組織委員会はどのグループも 100 名以内の参加者となるよう競技をグループ分けし、元々の競技で提示されていた賞金額と同等額を各グループに提供しなければならない。組織委員会が追加で提供する賞金額は競技会のスターレベル、あるいは該当する場合に当該競技のロンジン・ランキングポイント・グループを決定する賞金合計へは勘案されない。

組織委員会は以下のいずれかの方法で競技を分けることができる：

競技開始前に競技を必要数のグループに分ける。各グループに複数の馬で出場する選手がいても構わないが、同一選手の馬は全頭を同じグループに入れなければならない。同規模のグループに分けることができない場合、各グループの出場者数は異なってもよい；あるいは

競技を 1 つの競技として行い、終了後に各グループとも出場者数が 100 名以内となるグループ数に分けて順位を以下の通りに確定する：最も成績の良い選手を第 1 グループの優勝者とし、2 番目の成績の選手を第 2 グループの優勝者というように、出場者総数の 25% に賞が授与されるまで順位づけする。**注記：この場合はグループごとに分けた成績を FEI へ提出しなければならない、例：競技成績 1a、競技成績 1b（および元々の競技を 3 グループに分けた場合は競技成績 1c など）。**

いずれの場合でも、各々のグループには元々の競技に提示されていたものと同額の賞金を授与しなければならない。疑念を避けるために記すと、競技のグループ分けが必要かを決めるのは競技への出場を申し込んだ選手数であり、最終的な出場者数ではない。

³ FEI 障害馬術ワールドカップ™ 競技はすべてグランプリのステータスを有することから、上述したグランプリのミニマム賞金額要件を FEI 障害馬術ワールドカップ™ 競技に適用する。FEI 障害馬術ワールドカップ™ 競技に加えてグランプリ競技を行う CSIO-W 競技会については、グランプリのミニマム賞金額要件を FEI 障害馬術ワールドカップ™ 競技にのみ適用する；そのような競技会でのグランプリ競技では、FEI 障害馬術ワールドカップ™ 競技に提供される賞金額を超えて賞金を授与することはでき

ない。CSIO-W 競技会における本規定の適用開始期日詳細については FEI 障害馬術ワールドカップ™ 規程を参照のこと。

ヒアリング後に、FEI は CSI/CSIO 要件を満たしていなかった組織委員会に対して警告を発することがあり、ルール違反内容とともに組織委員会名が公表される場合がある。組織委員会が更に違反を重ねた場合は、該当競技会が FEI カレンダーから削除されることがある。

水濠障害のデザイン

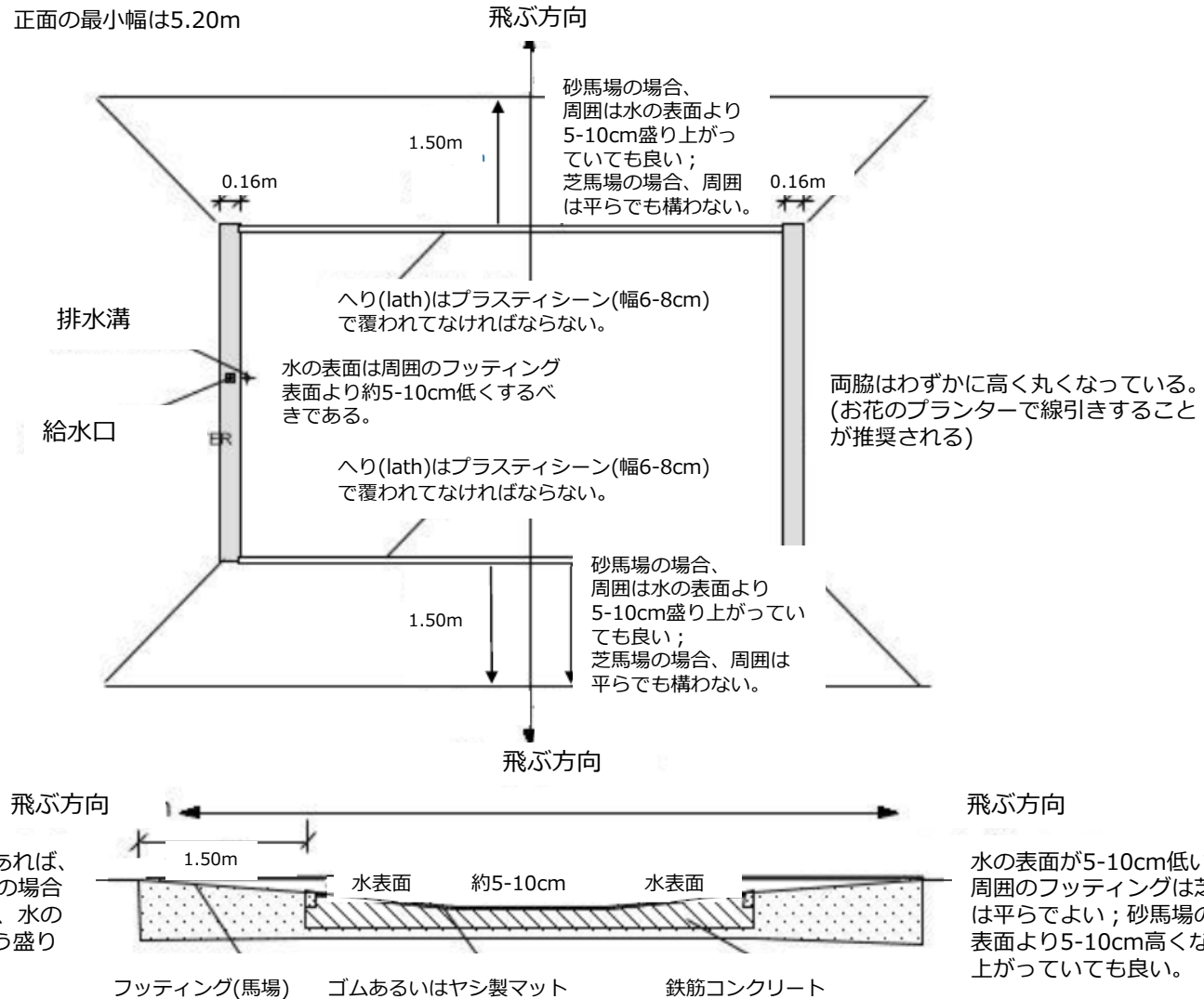
水濠正面の最小幅：

奥行が3.00m以下の場合4.00m。

奥行が3.00mを超えている場合、奥行の長さ掛ける水濠幅の1.3倍を加えた長さがなければならない。

例：奥行が4.00mの場合、正面の最小幅は5.20m

正しく構築された水濠障害とは、水の表面が周囲のフッティングより低くなっていることである。そのため、水濠障害周囲のフッティングは水の表面より5-10cm高くなければならない。下図は、水の表面と周囲のフッティングの高さが5-10cmの差を造るための方法である。



水の表面が5-10cm低いのであれば、周囲のフッティングは芝馬場の場合は平らでよい；砂馬場の場合、水の表面より5-10cm高くなるよう盛り上がっていても良い。

水の表面が5-10cm低いのであれば、周囲のフッティングは芝馬場の場合は平らでよい；砂馬場の場合、水の表面より5-10cm高くなるよう盛り上がっていても良い。

付則 8 世界障害馬術選手権および大陸障害馬術選手権への出場資格認定手順

1. オリンピック大会の場合を除き、選手と馬はコンビネーションで出場資格を取得する必要はない。
2. オリンピック大会への出場資格取得手順についてはオリンピック大会におけるFEI馬術競技会規程を参照のこと。
3. オリンピック大会および／または世界選手権への最低出場資格要件達成のための予選競技会である**世界選手権と大陸選手権については**、選手／馬は世界選手権が行われる前年1月1日からノミネートエントリー締切日、あるいはFEIが指定した期日までにMERを達成しなければならない。以下のいずれかの項目に応じた成績を満たした者が能力証明書を取得できる（3.5項から3.8項については、当該競技会終了後に各競技のコースが4項の要件を満たしているか確認された後に初めて有効となる）：
 - 3.1 前回のオリンピック大会の個人ファイナルで減点8以内であった選手と馬；
 - 3.2 前回のオリンピック大会にて最初の団体競技（チーム予選）あるいは2回目の団体競技（チームファイナル）で減点8以内であった選手と馬
 - 3.3 前回のヨーロッパ選手権、世界選手権、パン-アメリカン大会、あるいは他のFEIシニア障害馬術大陸選手権にて団体競技（第1ラウンドか第2ラウンド）の成績が減点8以内であった選手と馬（ただし大陸選手権については、オリンピック大会および／または世界選手権へのMER達成のための予選競技会である場合とする）。
 - 3.4 前回の世界選手権の個人決勝競技、あるいは前回のヨーロッパ選手権、パン-アメリカン大会、もしくは他のFEIシニア障害馬術大陸選手権の個人ファイナルにて完走した選手と馬（ただし大陸選手権については、オリンピック大会および／または世界選手権へのMER達成のための予選競技会である場合とする）。
 - 3.5 FEI障害馬術ワールドカップTM競技
 - 3.5.1 以下の競技会にて高さ1.55mで行われた3つのFEI障害馬術ワールドカップTM競技の第1ラウンドを完走した選手と馬：
 - 指定のCSI(O)1*~3*-W屋外競技会
 - CSI(O)4*~5*-W屋外競技会

減点4あるいはそれ以下のスコアで。

3.5.2 以下の競技会にて高さ1.60mで行われた3つのFEI障害馬術ワールドカップ™競技の第1ラウンドを完走した選手と馬：

- 指定のCSI(O)1*~3*-W屋外競技会
- CSI(O)4*~5*-W屋外競技会

減点8あるいはそれ以下のスコアで。

3.6 グランプリ競技

3.6.1 以下の競技会にて高さ1.55mで行われた3つのグランプリ競技の第1ラウンドを完走した選手と馬：

- 指定のCSI(O)3*(-W)屋外競技会
- CSI(O)4~5*(-W)屋外競技会

減点4あるいはそれ以下のスコアで。

3.6.2 以下の競技会にて高さ1.60mで行われた3つのグランプリ競技の第1ラウンドを完走した選手と馬：

- 指定のCSI(O)3*(-W)屋外競技会
- CSI(O)4~5*(-W)屋外競技会

減点4あるいはそれ以下のスコアで。

3.7 ネーションズカップとロンジンネーションズリーグ™競技

3.7.1 CSIO4*~5*(-W)屋外競技会にて高さ1.55mで行われた3つのネーションズカップ競技の第1ラウンドか第2ラウンドを減点4以内で完走した選手と馬。

3.7.2 CSIO5*(-W)屋外競技会において高さ1.60mで行われた3つのネーションズカップ/ロンジンネーションズリーグ™競技の第1ラウンドか第2ラウンドを減点8以内で完走した選手と馬。

3.8 疑念を避けるために記すと、能力証明書を得るために、グランプリ競技およびFEI障害馬術ワールドカップ™競技の第1ラウンド、もしくはネーションズカップ/ロンジンネーションズリーグ™の第1ラウンドか第2ラウンドでミニмумスコアの達成が必要な選手と馬については、グランプリ/FEI障害馬術ワールドカップ™/ネーションズカップ/ロンジンネーションズリーグ™競技の各々の成績が、必要なミニмум成績総合計にカウントされる。例えば高さ1.55mで行われるFEI障害馬術ワールドカップ™競技の第1ラウンドで減点4、高さ1.55mで

行われるグランプリ競技の第1ラウンドで減点4、および高さ1.60mで行われるネーションズカップ／ロンジンネーションズリーグ™競技の第1あるいは第2ラウンドで減点8だった選手と馬は、能力証明書獲得の最低要件を満たしたとみなされる。

4. 指定のネーションズカップ／ロンジンネーションズリーグ™、グランプリ、FEI障害馬術ワールドカップ™競技のコースは、テクニカル仕様を満たさなければならない。

コースデザイナーは、テクニカル仕様に定める通りブランクや壁障害、門扉、幅の狭い障害物など、含めるべき特定障害物を当該競技のコースプラン上で明確にしなければならない。

テクニカル仕様：

コース構成は以下の通り：

- 障害物12個以上、14個以内；
- 少なくともトリプルコンビネーション1個とダブルコンビネーション1個（ダブル3個は認められない）；
- トリプルコンビネーションには少なくともオクサー障害を1個含め、A-B間またはB-C間を1ストライドの距離としなければならない；
- 2個のリバプール障害で、片方は垂直障害、他方は幅障害とする。コース中に水濠障害を設ける場合は、リバプールを1個とすることができる；
- 飛越数の約50%は垂直障害、50%は幅障害（例：オクサー、トリプルバー、スウェーデンオクサー、ナローオクサーなど）としなければならない。しかしながら垂直障害は飛越数の55%を上限とし、水濠障害がある場合はこれを含めて幅障害は飛越数の60%を上限とする（注記：水濠障害の設置はネーションズカップ／ロンジンネーションズリーグ™では必須である。障害馬術規程第264条3とロンジンネーションズリーグ™規程（LLN規程）の第4条11／第6条13を参照）；
- 最上段横木の掛け金の深さ：掛け金の50%以上は18mmの深さがなければならない。特殊な障害物素材の場合は浅目の掛け金でもよい（障害馬術規程第208条6を参照）；掛け金の深さは最大20mm；
- コース全長は400m以上、速度は375m／分以上とする。

以下に示す5個の障害物のうち少なくとも3個をコースに含めなければならない：
い：

- 平らなカップに掛けた一連のブランク、あるいは垂直横木を掛けて最上段にブランクを平らなカップに掛けたもの；
- トリプルバー1個
- 壁障害1個；
- 正面幅が2.50～3.99mのナロー垂直障害または幅障害1個；
- 門扉1個

コースには以下の基準を3つ以上含めなければならない：

- 2個の単一障害間を6ストライド以内の曲線または直線；
- 2個の障害間ラインを5ストライド以内の直線とする
- 3個以上の障害間を7ストライドまでの曲線か直線とする；
- 曲線か直線上に配置したダブルコンビネーションで、その前か後に7ストライド以内で障害物1個を配置する；
- 曲線か直線上で8ストライドまでの「関連距離（related distance）」でトリプルコンビネーションに至るか、あるいはトリプルの後に7ストライド以内で配置；
- コンビネーション障害の1個には「関連距離（related distance）」（最大7ストライド）を設け、（コンビネーションの前か後に）障害物を1個、直線上に配置しなければならない。

障害物の寸法：

	高さ1.55mの競技	高さ1.60mの競技
障害物の高さ最小値：	1.45m	1.50m
垂直障害の最少個数と高さ最小値：	4 x 1.55m	3 x 1.60m
幅障害（トリプルバーを除く）の最少個数と高さ／幅の最小値：	<u>3 x 1.50/1.60m</u>	GP/WC: 3 x 1.53/1.60m NC/LLN: 2 x 1.50/1.70m
トリプルコンビネーションのオクサー1個の高さ／幅の最小値：	<u>1.50/1.60m</u>	<u>1.52/1.60m</u>
トリプルバーの高さ／幅の最小値：	1.50/1.90m	1.55/1.90m

*ネーションズカップ／ロンジンネーションズリーグ™競技では、障害物の寸法に関する上記テクニカル仕様が障害馬術規程第264条3.1とLLN規程第4条11／第6条13に定める障害物の寸法よりも優先される。

5. 上述のCSI、CSI-W/CSIO-WとCSIO競技会については、大会もしくは選手権が行われる前年1月1日からノミネートエントリー締切日までに、あるいはFEI

が指定した期日までに行われる競技会から選考を行う。競技会リストは、オリンピック大会またはFEI選手権の行われる前年にFEIが発表する。

6. ネーションズカップ／ロンジンネーションズリーグ™と指定CSIOでのグランプリ競技、FEI障害馬術ワールドカップ™競技、CSI3*/4*/5*グランプリ競技では、外国人審判員が必要な大きさをコースが造られているかを確認する責務を負い、テクニカル仕様が遵守されていることをFEIに確認する。コースが必要な規格で造営されていない場合は、能力証明書を獲得するための最低要件が達成されておらず、当該競技はオリンピック大会あるいは世界選手権、大陸選手権への出場資格認定競技リストから除外される。
7. CSIOにチームを派遣できないNFは、ネーションズカップ／ロンジンネーションズリーグ™競技の第1ラウンドと第2ラウンドに「**オープン参加 (hors concours)**」で出場が認められる個人選手を参加申込できるが、オリンピック大会、世界選手権または大陸選手権への最低出場資格要件達成を自国選手および／または馬に試みさせる機会が当該NFに必要な場合とする。
8. 選手と馬の能力証明書は遅くともノミネートエントリー締切日、あるいはFEIが指定した期日までにFEIへ到着しなければならない。能力証明書が届いていない選手と馬は、オリンピック大会あるいは該当する世界選手権、大陸選手権への出場が認められない。
9. 直接あるいは間接的に本付則および／または障害馬術種目のいずれかの特別規定で定める「オープン参加 (hors concours)」については、一般規程第117条6に記載の例外条項に準拠する。
10. 外国人審判員による報告書はFEI障害馬術部門へ送付しなければならない。資格が確認でき次第、FEIは資格を得た選手と馬の所属NFへ直ちに通知する。

付則9 アンダー25（U25）、ヤングライダー、およびジュニア規程

第1章 緒言

第1条 概要

1. ユースの参加は世界の馬術競技の発展に重要な要素である。
本付則の目的はユースカテゴリーに特化した配慮をほどこし、U25 やヤングライダー、ジュニアを対象とする世界の競技会や競技を規格統一することにある。

第2条 諸規程の優先性

1. U25、ヤングライダーあるいはジュニア対象の障害馬術競技会は、概してシニア対象の障害馬術規程に従って開催される。
2. 本付則に網羅されていない事項についてはすべて、定款、一般規程、獣医規程、障害馬術規程、その他すべての FEI 該当規程を適用する。

第3条 U25、ヤングライダーおよびジュニア選手の定義

1. 選手は16歳となる暦年の始めから25歳となる暦年の終わりまで、U25カテゴリーで競技に出場できる。初回ラウンドの障害物の高さが1.40mを超えない場合には、選手は14歳の誕生日を迎える年から15歳の誕生日を迎える年の終わりまで、U25競技に出場できる（障害馬術規程第255条2.2）。
2. 選手は16歳となる暦年の始めから21歳となる暦年の終わりまで、ヤングライダーとして競技に出場できる。
3. 選手は14歳となる暦年の始めから18歳となる暦年の終わりまで、ジュニアとして競技に出場できる。
4. いかなる選手も、18歳まではプロフェッショナルとしてクラス分けされることはできない。

第2章 国際競技会と選手権

第4条 国際競技会（一般規程第102条参照）

1. U25選手、ヤングライダーおよびジュニア対象の障害馬術競技会としては次の種類がある：国際競技会カテゴリー A とカテゴリー B（CSIU25、CSIY、CSIJのカテゴリー A、およびCSIU25、CSIY、CSIJのカテゴリー B）；公式国際競技会（CSIOYあるいはCSIOJ）と選手権はヤングライダーとジュニアを対象として開催できるが、U25カテゴリー対象では開催できない。

2. CSIU25、CSIYあるいはCSIJのカテゴリー A 競技会

2.1 CSIU25、CSIY あるいは CSIJ のカテゴリー A 競技会は、開催国 NF の個人選手、および参加 NF 数に制限を設けず諸外国からの個人選手を対象とする国際競技会である。

2.2 賞金額の制限はない。

2.3 U25とヤングライダー対象の場合は障害物の高さを1.50mまでとし、幅は高さと同しをとり1.50m～1.80mの範囲とするが、例外としてトリプルバーは最大幅1.90mとすることができる。グランプリが高さ1.45m以上のロンジン・ランキング競技である場合の速度：屋外の場合は分速375m以上、400m以内（第234条2を参照）、屋内の場合は分速350m以上、分速375m以内。他の競技の速度は分速350m以上とする。屋内アリーナでの速度は分速325mまで落とすことができる；実施要項に記載すれば屋外アリーナでも速度を分速325mに落とすことができる。馬の年齢は7才以上。

2.4 ジュニア対象の場合は障害物の高さを1.40mまでとし、幅は高さと同しをとり1.40m～1.70mの範囲とするが、例外としてトリプルバーは最大を幅1.80mとすることができる。速度は分速350m以上、375m以内。屋内アリーナでの速度は分速325mまで落とすことができる；実施要項に記載すれば屋外アリーナでも速度を分速325mに落とすことができる。馬の年齢は6歳以上。

2.5 その他の条件はすべてシニアCSI2*競技会規定に従う。

2.6 これらの競技会では、「ネーションズカップ」と表記できない厳格に非公式な団体競技を開催できるが、選手数は各チーム4名に限定しなければならない。

3. CSIU25、CSIYあるいはCSIJのカテゴリー B 競技会

3.1 CSIU25、CSIY あるいは CSIJ のカテゴリー B 競技会は、開催国 NF と諸外国から参加 NF 数の制限なしに個人選手を受け入れる国際競技会である。

3.2 賞金は授与できない。

3.3 CSIU25とCSIYカテゴリーB競技会での障害物の寸法、競技の速度、馬の最低年齢はCSIU25とCSIYカテゴリーA競技会として上記2.3項に示す通りとする。

- 3.4 CSIJカテゴリーB競技会での障害物の寸法、競技の速度、馬の最低年齢はCSIJカテゴリーA競技会として上記2.4項に示す通りとする。
- 3.5 CSIU25 カテゴリー B 競技会における競技場審判団の選任は、シニア対象のCSI2*競技会規定に従う；CSIY あるいは CSIJ カテゴリー B 競技会における競技場審判団の選任は、シニア対象のCSI1*競技会規定に従う。
- 3.6 その他の要件はすべてシニア CSI 1 *競技会規定に従う。
- 3.7 これらの競技会では、「ネーションズカップ」と表記できない厳格に非公式団体競技を開催できるが、選手数は各チーム4名に限定しなければならない。
4. ヤングライダーとジュニア対象の公式国際競技会（CSIOYとCSIOJ）
（一般規程第103条参照）
- 4.1 CSIOはチームを派遣する3NF以上を対象とする国際競技会である。U25選手対象のCSIOは許可されない。
- 4.1.1 CSIO競技会への招待について、組織委員会は次のいずれかの方式を選択できる：
- － 本付則第13条2.1と第13条2.2に従う；あるいは
 - － 障害馬術規程第249条1に従う。
- 4.2 障害馬術規程に定める通り、公式団体競技と公式個人競技を開催しなければならない。
- 4.3 障害物と他のテクニカル要件
- 4.3.1 グランプリと他の個人競技における障害物の寸法と速度は、CSIOYでは上記2.3項の通りとし、CSIOJでは上記2.4項の通りとする。
- 4.3.2 ネーションズカップ競技での障害物の寸法は、CSIOYでは上記2.3項、CSIOJでは上記2.4項の通りとする。CSIOYとCSIOJのネーションズカップコースには最大幅3.70mの水濠障害を1個と、ダブル1個とトリプルコンビネーション障害1個、あるいはダブルを3個入れなければならない。CSIOYとCSIOJのネーションズカップでの速度は屋外で分速375m以内、屋内で分速350m以内とする。
- 4.4 第5条（FEI選手権）に基づいてNFが招待されるCSIO競技会では、上記4.2に定める公式競技を開催しなければならない。
- 4.5 障害馬術規程第249条に基づいてNFが招待されるCSIO競技会では、公式団体

競技と個人決勝競技を実施要項に盛り込まなければならない。これらの競技は障害馬術規程に定める通り、該当競技の特別規定に従って開催しなければならない。他の競技はCSIO開催期間中に行い、競技会プログラムを完結させる。障害物の大きさは、選手権で定める大きさを超えてはならない。

4.6 各カテゴリーにて、同一国で1暦年中に開催できるCSIOは屋内で1回、屋外で1回の合計2回までとする。

4.7 CSIOYあるいはCSIOJは、既に競技カレンダーに組み込まれているヤングライダーあるいはジュニア国際競技会の開催を妨げない場合に限り、FEI事務総長の判断によって、その年のカレンダーへの組み込みを認められる。

5. 貸与馬での国際競技会

5.1 FEI事務総長とFEI障害馬術委員長の同意があれば、組織委員会が提供する馬を用いてCSIU25、CSIYおよびCSIJ競技会を開催できる。

5.2 一般規程第111条と障害馬術規程付則12第4条4に概要が記載されている貸与馬規定を適用しなければならない。

6. U25選手、ヤングライダーおよびジュニア対象の併催競技

併催競技（U25選手、ジュニアおよびヤングライダーを対象とする）を開催する場合は、ジュニア競技の障害物規模に関わる条項を適用するか、あるいはヤングライダーとU25選手についてはコースの高さを上げる。

第5条 ヤングライダーとジュニア対象の選手権

1. U25選手対象の障害馬術選手権は許可されない。ヤングライダーあるいはジュニア対象の障害馬術選手権はすべてCSIOの格付けである。選手権では、選手は一般規程第119条に定める通り、自分のスポーツ国籍がある国の代表としてのみ出場することができる。

2. 障害馬術における大陸選手権と地域選手権を毎年開催するよう推奨し、また開催するべきである。

3. 選手権は大陸あるいは地域ごとに開催できる。地域で開催する場合は、事前にFEIから領域設定の承認を受けなければならない。

4. FEIはNFに対して、毎年各大陸あるいは地域での個人選手権および団体選手権の開催を勧め、あるいはこれを認可する。

5. 選手権は一般規程、障害馬術規程、本付則（第3章も参照）を厳格に遵守し、またここに明記した通りに開催しなければならない。各NFにつき1チームのみ参加申込できる。
6. 選手権の開催を希望するNFは、一般規程に定める通りに申請しなければならない。
7. 原則として、選手権は6NF以上の参加があって初めて開催できるが、ヨーロッパ域外では、（開催国NFを含めて）少なくとも2NFから不特定数の地域チームの参加があれば開催できる。参加申込の締切日以降、選手権の開始前に出場を取り止めたNFについては出場とみなされる。
8. 選手権への参加は、該当する大陸にあるすべてのNFに限定しなければならない。
9. 選手権は学校の長期休暇中に開催しなければならない（ヨーロッパにおいては7月中旬から8月中旬）。
10. 選手権は天候により屋内での開催を余儀なくされる場合を除き、屋外で開催しなければならない。
11. 賞金が授与される場合を除き、エントリー代あるいは出場料を徴収してはならない。

第6条 国際競技会と選手権への出場資格

1. 選手の年齢

地域大会とオリンピック大会では、選手は18歳の誕生日を迎える年から障害馬術競技に出場できる。しかしシニア対象の地域大会と地域選手権における競技で初回ラウンドの障害物の高さが1.40mを超えない場合、選手は16歳の誕生日を迎える年からこれらの大会および選手権に出場できる。

2. オリンピック大会を除くすべての競技会において、選手は自分と国籍を異にする人物が所有する馬で参加できる。

3. 諸外国に滞在している選手については、一般規程が定める制限と条件を適用する。

4. ヤングライダーあるいはジュニアは、ある競技種目で各々ヤングライダーあるいはジュニア対象の選手権に出場しても、規定の年齢に達していれば異なる馬で別の種目のシニア選手権に出場することができる。

5. 一度、障害馬術のヤングライダー選手権競技に出場した選手は、障害馬術でジュニア選手権に出場することはできなくなる。
6. 一度、障害馬術のシニア選手権競技、あるいは地域大会および／またはオリンピック大会に出場した選手は、障害馬術でヤングライダーあるいはジュニア対象の選手権に出場することはできなくなる。しかしシニア対象の地域大会および／または地域選手権に出場していても、その地域大会／選手権における競技で初回ラウンドの障害物の高さが1.40mを超えない場合、規定年齢に達している選手はジュニア選手権あるいはヤングライダー選手権に出場できる。

7. ヤングライダーとジュニア対象の FEI ヨーロッパ障害馬術選手権へ参加するための能力証明書

国際競技に参戦している選手と馬であり、選手権で完走する能力があると思われる人馬のみ参加申込を行うことができる。そのため NF は FEI へ能力証明書を送付しなければならない（一般規程参照）。

この能力証明書には、選手権前年の 1 月 1 日からノミネートエントリー締切日までに、障害馬術規程に定める要件を満たす競技で獲得した成績記録を記載しなければならない。

ここに定める資格認定手順は厳格に遵守しなければならない。選手と馬はコンビネーションで出場資格を取得する必要はない。

選手と馬がコンビネーションで資格認定を受けているか否かにかかわらず、選手権会場へ到着した時点で、チーム監督は任意で人馬を交代させることができる。第 1 選手権競技の終了後は、いかなる変更も認められない。

ヨーロッパ・ヤングライダーおよびジュニア選手権については、選手と馬は次の条項のいずれかに則って出場資格を得ることができる：

7.1 各々該当する年齢カテゴリーで、前年のヤングライダーおよびジュニア対象の FEI ヨーロッパ選手権に出場した選手と馬。

7.2 ヤングライダー選手権については、選手と馬は以下の条項に則って出場資格を得ることができる：

選手と馬は CSIJ、CSIY、CSI U25、CSI1*～CSI5* 屋外競技会、また CSIOJ、CSIOY あるいは CSIO1*～CSIO5* 屋外競技会において、第 238 条、第 273 条あるいは第 264 条に準拠して行われるテーブル A 採用の 2 競技の第 1 ラウンドを減点 8

以内の成績で完走していなければならない。ただし競技の初回ラウンドにおける障害物の高さは1.40m以上とする。

注記：マイナー選手は、障害馬術規程第255条に定める適用制限に従うことを条件として、14歳となる年からCSI1*～CSI5*、またCSIO1*～CSIO5*競技会の所定競技に出場できる。選手は18歳となる年からCSI3*/4*/5*競技会のグランプリ、そしてCSIO1*～CSIO5*競技会のネーションズカップ／ロンジンネーションズリーグ™とグランプリに出場できる。

選手は16歳となる年からCSIU25競技に出場できる；選手は14歳となる年から15歳となる年の終わりまで、初回ラウンドの障害物の高さが1.40m以内であればCSIU25競技に出場できる。

7.3 ジュニア選手権については、選手と馬*は下記条項に則って出場資格を得ることができ：

選手と馬はCSIJ、CSIY、CSU25、CSI1*～CSI5*、またCSIOJ、CSIOYあるいはCSIO1*～CSIO5*屋外競技会において、第238条、第273条あるいは第264条に準拠して行われるテーブルA採用の2競技における第1ラウンドを、減点8以内の成績で完走していなければならない。ただし競技の初回ラウンドにおける障害物の高さが1.35m以上とする。

注記：選手は、障害馬術規程第255条に定める適用制限に従うことを条件として、14歳となる年からCSI1*～CSI5*、またCSIO1*～CSIO5*競技会の所定競技に出場できる。選手は18歳となる年からCSI3*/4*/5*競技会のグランプリ、そしてCSIO1*～CSIO5*競技会のネーションズカップ／ロンジンネーションズリーグ™とグランプリに出場できる。

注記：選手は16歳となる年からCSIU25競技に出場できる；選手は14歳となる年から15歳となる年の終わりまで、初回ラウンドの障害物の高さが1.40m以内であればCSIU25競技に出場できる。

選手権の年にCSIO1～CSIO5*競技会におけるネーションズカップ／ロンジンネーションズリーグ™またはグランプリ競技に出場した馬は、ジュニア選手権に出場できない。ただし選手権に馬の参加申込を希望するジュニア選手と共に、馬が上記に定める最低出場資格基準を満たしている場合を除く（障害馬術規程付則9、第15条1.2参照）

7.4 例外的に、NFが上記の方法で選手の出場資格を得ることが難しいと判断した

場合は当該NFの経費負担による外国人査定代表の派遣をFEIへ要請し、FEIが承認したコースプランの規模（能力証明書を獲得できる競技について上記7.2項と7.3項に定める障害物の高さは、ヤングライダー選手権への出場資格では1.40m以上、ジュニア選手権への出場資格では1.35m以上）にてFEIプロトコルに準拠した1回走行の特別競技を行い、レベル査定を受けることができる。この走行で減点8以内の選手／馬は出場資格ありとみなされる。障害馬術委員会が選任した外国人査定代表は、能力証明書の発行について当該NFとFEIへ助言する。予期せぬ状況により選手／馬のコンビネーションが減点8を超えてしまったものの素晴らしい能力を示した場合、外国人査定代表は類似したコースで再走行させることができる。しかし2回目の走行でも減点8点を超えた場合は資格を取得できない。

第7条 他のカテゴリー、シニア競技会および他の選手権への参加

1. U25選手、ヤングライダーおよびジュニアは、所属NFの許可があれば14歳の誕生日を迎える年から特定のシニア国際競技へ出場することができる（障害馬術規程第255条参照）。

2. 該当年齢に達している選手は、2つ以上のカテゴリーで競技および選手権に出場できるが、各競技種目につき1暦年の間に出場できる大陸選手権は1カテゴリーのみとする。該当年齢に達している選手は同じ競技会場で同一週に開催されるCSIOPとCSIOJで、ネーションズカップ以外の競技には異なるポニー／馬で参加できるが、そのような競技会（CSIOPあるいはCSIOJ）でのネーションズカップは1競技のみ参加できる。選手は同じ競技会場で同一週に開催されるポニーライダー対象競技、およびU25選手もしくはヤングライダー対象の競技に参加することはできない。選手は同じ競技会場で同一週に開催されるCSIOChとCSIOJ、またはCSIOJとCSIOYに参加することはできない。

第8条 経費と特典

1. 競技会
 - 1.1 U25選手、ヤングライダーあるいはジュニアを対象とする競技会の組織委員会は、ホテル、ユースホステルまたは個人家庭への宿泊と資金援助について招待選手の所属NFと交渉すること、およびこれを提供することは自由である。

2. 選手権と CSIO（ヤングライダーとジュニア）
 - 2.1 各 NF はチーム監督と選手、グルーム、馬について、選手権および CSIO 競技会の開催地までの往復旅費を負担しなければならない。

 - 2.2 組織委員会については上記 1.1 に定める内容を適用するが、以下に示す項目は最低限遵守しなければならない：

(i) 厩舎と飼料

原則として厩舎と飼料代は無料とするが、組織委員会が適正な金額を徴収したいとする場合は、その判断に任される。徴収する場合は実施要項に記載しなければならない。

(ii) グループはできるだけ厩舎近くに滞在できるようにする。

(iii) 組織委員会は選手とチーム監督に主たる食事を 1 日 1 回、できれば夕食を（競技会場かその他の場所にて）無償で提供しなければならない。

(iv) 宿泊を無償で提供できない場合は適切な宿泊施設を手配するか推薦し、料金については実施要項に記載する。

(v) 一般規程第 132 条 1（ホースオーナー）を適用する。

(vi) 開催国の国境および／または競技会場への出入りに関わる手数料や獣医検査は組織委員会が手配し、その費用を負担する。

2.3 役員については一般規程を適用する。

3. 特典はすべて、CSIO および選手権開催の前日から終了の翌日まで供与される。

4. チーム監督は競技会開催期間を通して、そのチームおよび／または個人選手の行動に責任を負う。損害が生じた場合は、チーム監督とその所属 NF が責任を負う。選手が個人家庭に宿泊しない場合は、チーム監督がそのチームおよび／または個人選手と同宿しなければならない。

5. 競技場審判団は事故の損害額を査定する権限を有する。競技場審判団は、容認しがたい行為について競技会期間中を通してどの時点であっても、FEI 司法制度に従って罰金を科し、またそのチームおよび／または個人選手を失格とする権限を有する。

第 9 条 褒 賞

1. U25、ヤングライダーおよびジュニア競技会では、賞金および／または賞品を授与しなければならない。

2. 選手権を除くすべての競技会において、その出場選手数の 4 分の 1、少なくとも第 5 位までの選手に、賞金がでない場合はリボンと賞品、あるいは記念品を授与しなければならない。上位 4 名の個人選手には厩舎プレートを授与することが望ましい。

3. 選手権では少なくとも次のような賞を授与しなければならない：

3.1 フェアウェル競技では、その出場選手数の 4 分の 1、少なくとも第 5 位までの

選手に賞金および／または賞品、厩舎プレート、リボンを授与する。

3.2 団体選手権競技ではFEIメダルを4名のチームメンバー全員に授与する（一般規程第104条2.2.5参照）。優勝したNFへは、総会にてFEIトロフィーを授与する。更に上位4チームには、4名の選手各々に賞金および／または賞品、厩舎プレート、リボンを授与する。

3.3 個人選手権競技ではFEIメダルを授与する（一般規程第104条2.2.5参照）。更に出場選手数の4分の1、少なくとも第5位までの選手に賞金および／または賞品、厩舎プレート、リボンを授与する。

3.4 選手権では、表彰式に大変重要な意味合いをもたせてアリーナで行うべきであり、選手は馬に騎乗して臨む。

3.5 組織委員会はチーム監督と選手に記念品か厩舎プレートを進呈することとする。

3.6 組織委員会はこの他にも次のような賞をできるだけ多く授与するべきである：

3.6.1 ベストスタイルの選手；

3.6.2 スポーツマンシップ

第10条 馬のスクーリング

1. 競技会あるいは選手権の第1競技が行われる前日の18:00から、競技会あるいは選手権全体が終了するまで、ヤングライダーあるいはジュニアの馬は競技会あるいは選手権の開催地内外で選手以外の者が騎乗してスクーリングしてはならず、これに違反した場合は失格となる（U25カテゴリーには適用しない）。しかし選手以外の人物がスチュワード監視下で調馬索運動や引き運動などを行うことは認められる。

第11条 技術代表

1. 選手権と国際競技会（技術代表が選任される場合）における技術代表は、一般規程が定める責務に加えて、参加者のウェルフェアおよびスポーツマンシップとフェアプレイの精神を高めるという使命を常に念頭におきつつ、設備がすべて適切なものであり、参加者の態度も正当であって、最大限の注意を払いつつ社会教育的機能も果たされていることを確認する責任と権限を有する。

第12条 実施要項

1. 組織委員会は次の情報を記載した実施要項を準備しなければならない：

1.1 競技会の種類

- 1.2 個人競技についての説明
- 1.3 授与される賞とトロフィー
- 1.4 障害物の高さと幅
- 1.5 使用される障害物の種類
- 1.6 審判員、技術代表、コースデザイナーなどのリスト
- 1.7 競技プログラム
- 1.8 行事プログラム
- 1.9 ホテルあるいは個人家庭などへのチーム監督と選手の宿泊
- 1.10 組織委員会を通さず直接予約できるホテルリストを含む、選手の親に対する手配
- 1.11 グルームの宿泊
- 1.12 厩舎
- 1.13 地域の交通手段手配
- 1.14 到着日と出発日。この期日以外では経費が支払われない。
- 1.15 その他、パスポートやビザの要件、気候、必要な衣服の種類などの有用情報

第 3 章 大陸選手権および地域選手権（ヤングライダーとジュニア）

第 13 条 参加申込

1. FEI 障害馬術部門ディレクターから実施要項の承認を受けた後、開催国 NF はその実施要項とともに招待状を大陸あるいは地域の該当する NF へ送付する。
2. チーム
 - 2.1 各 NF は選手 5 名、馬 5 頭以内の構成で 1 チームを参加申込できる。しかしヨーロッパ域外においては、関与する NF がチーム数およびチーム派遣の地域ベースを決定できる（本付則第 5 条 7 参照）。組織委員会はチーム監督に招待状を送付しなければならない。このチーム監督には選手と同等の特典を供与する。選手権へのリザーブ馬の帯同は認められない。
 - 2.2 この選手 5 名と馬 5 頭が選手権の団体競技（本付則第 14 条 1 参照）および個人競技に参加できる。
3. チームに代わる個人選手
チームを派遣できない NF は、1 名あるいは 2 名の個人選手を各々 1 頭の馬とともに参加申込できる。
4. NF は馬 2 頭につきグルームを 1 名、各チームにつき 2 名までのグルームを派遣できる。

5. 参加申込は一般規程第 116 条 2.2(i)～第 116 条 2.2(ii)に従い、2 段階に分けて行われる：

実施要項には、チームだけの派遣か、あるいはチームと個人選手の両方か、個人選手だけの派遣かを NF が通知する期限を記載することがある。ジュニア大陸障害馬術選手権あるいはヤングライダー大陸障害馬術選手権に参加申込できる選手と馬のノミネートエントリーおよびデフィニットエントリー数の上限は以下の通り：

- ノミネートエントリー：選手 10 名と馬 10 頭
- デフィニットエントリー：選手 5 名と馬 5 頭

6. ノミネートエントリー（選手権の 4 週間前）リストで選手権に参加申込している選手と馬は、デフィニットエントリー期日（遅くとも選手権開始の 4 日前）まで、一般規程第 116 条 2.2(i)に特定した制限内での交代および追加が可能である。

選手および／または馬の事故あるいは病気が発生した場合は、公式医師および／または獣医師からの診断書によりこれが確認できれば、デフィニットエントリー期日から当該選手権の第 1 回ホースインスペクション 1 時間前まで、選手および／または馬の交代が可能である。このような交代はノミネートエントリーの最新リストから行わなければならない、競技場審判団の承認が必要である。

第 14 条 出場選手の申告および交代

1. チームの申告

1.1 ヨーロッパにおける地域選手権と大陸選手権については、第 2 競技（団体決勝）前日の 18:00 までに、チーム監督がチーム構成（3 組以上、4 組以内の選手／馬コンビネーション）を組織委員会へ書面にて申告しなければならない。5 組目のコンビネーション（選手／馬）は個人として第 2 競技に出場でき、予選を通過すれば第 3 競技（個人決勝）にも出場できる。

1.2 ヨーロッパ域外の地域選手権と大陸選手権については、第 1 競技前日の 18:00 までに、チーム監督がチーム構成（3 組以上、4 組以内の選手／馬コンビネーション）を組織委員会へ書面にて申告しなければならない。5 組目のコンビネーション（選手／馬）は個人として第 1 競技と第 2 競技に出場でき、予選を通過すれば第 3 競技（個人決勝）にも出場できる。

2. 5 組目（選手／馬）によるチームメンバーの交代はチームメンバー 4 名のうち 1 名、または馬 4 頭のうち 1 頭に事故あるいは病気が発生した場合に限り許可されるが、チーム監督が競技場審判団の承認を得た場合とする。このような交代は、団体決勝第 1 ラウンド開始の 1 時間前まで可能である。

3. 選手権が CSI と同時に行われる場合、組織委員会は選手権の出場選手に別の馬で CSI 競技への出場を認めることがある（前述の第 7 条）。しかし選手権で騎乗する馬は競技会への到着前に申告しなければならず、代替することはできない。

4. 交代

出場人馬の申告を行ってから最初の選手権競技開始 1 時間前までに選手および／または馬の事故あるいは病気が発生した場合は、公式医師からの診断書の提出および／または獣医師代表団の許可を受け、競技場審判団長の承認を得ることで、デフィニットエントリーにて正式に参加申込している他の選手および／または馬に代えるか、あるいは第 13 条 6 に則して交代させることができる。

第 15 条 年齢条件

1. 馬

1.1 馬は 7 歳以上でなければならない。

1.2 ジュニア選手権に出場できるのは、その年にシニア対象の CSIO でネーションズカップ／ロンジンネーションズリーグ™ あるいはグランプリ競技に出場していない馬とする。ただし選手権に馬の参加申込を希望するジュニア選手と共に、馬が上記 6.7.3 項に定める最低出場資格基準を満たしている場合を除く。

2. 選手

2.1 ヤングライダー選手権に出場できるのは、16 歳となる年の始めから 21 歳となる年の終わりまでである。

2.2 ジュニアは 16 歳となる年の始めから 18 歳となる年の終わりまで、ヤングライダー対象の選手権に出場できるが、同一年に同一種目でジュニア選手権とヤングライダー選手権の両方に参加することはできない（本付則第 7 条 2 参照）。

2.3 ジュニアは 18 歳となる年から、シニア対象の大陸障害馬術選手権と世界障害馬術選手権に出場できるが、同一年にジュニア選手権、ヤングライダー選手権および／またはシニア選手権に参加することはできない。しかしジュニアは 14 歳となる年からジュニア障害馬術選手権、および CSIO と CSI で行われる特定のシニア国際競技へ同一年に出場することができる（障害馬術規程第 255 条参照）。

2.4 18 歳となる年およびそれ以降にシニア対象の大陸障害馬術選手権あるいは世界障害馬術選手権の選手権競技に出場したジュニアは、それ以降、ジュニアとして競技に参加することはできなくなる（本付則第 6 条 6 参照）。

2.5 ヤングライダーは 18 歳となる年の始めから 21 歳となる年の終わりまで、シニア対象の選手権に出場できるが、同一年に同一種目でシニア選手権とヤングライダー選手権の両方に参加することはできない（本付則第 7 条 2 参照）。

第 16 条 競 技

1. シングルカテゴリーの選手権については、次のいずれかの方式を採用しなければならない：

	A方式	B方式
1日目	トレーニングセッション	トレーニングセッション 第 1 競技
2日目	第 1 競技	団体決勝
3日目	団体決勝 フェアウェル競技	休養日（あるいは 2 日目を休養日にすることもできる）
4日目	3 日目に行わない場合はフェアウェル競技 個人決勝	フェアウェル競技 個人決勝

ジュニアとヤングライダー、および／またはチルドレンおよび／またはポニーライダーなど、2 つかそれ以上のカテゴリーを併設した障害馬術選手権については、FEI 障害馬術ディレクターの承認を要するものの、必ずしも上記のようなカテゴリー・タイムテーブルでなくても良いが、競技順番は変更できない。

1.1 北米で行われるジュニアとヤングライダー併催選手権の場合、組織委員会は上記の A 方式あるいは B 方式に代えて、次の C 方式を採用することができる：

	C方式
1日目	トレーニングセッション
2日目	第 1 競技（団体と個人）
3日目	第 2 競技（団体決勝、第 2 次個人競技）
4日目	強制休養日
5日目	第 3 競技（個人決勝）

2. トレーニングセッション

組織委員会はメインアリーナにコンビネーション障害 1 個を含む約 8 個の障害物でコースを設定し、トレーニング時間を提供する。

各選手とも馬 1 頭につき 90 秒まで使うことができる。服装は略式でよい：長靴と乗馬ズボン、シャツ、保護用ヘッドギアの着用が義務づけられる。

観客から入場料を徴収してはならず、またいかなる賞も授与してはならない。

3. 第 1 競技（団体と個人）

3.1 第 1 競技のスターティングオーダー

障害馬術規程第 252 条に準拠し、選手のスターティングオーダーを決定する抽選を行う。

3.2 第 1 競技フォーマット（ヤングライダーとジュニア）

この競技は基準 A のコースを使用して基準 C で審査を行い（障害馬術規程第 239 条と第 263 条参照）、第 1 位で同点の選手がでた場合でもジャンプオフは行わない。

第 1 競技で各選手が獲得したスコアは以下の方法で減点に換算される。各選手の走行タイムに係数 0.50 を掛けてポイントに換算する；ポイントは四捨五入して小数点第 2 位までとする。0.005 以上を切り上げ、0.004 以下は切り捨てて小数点第 2 位を求める。換算後のポイントが最も少ない選手を減点 0 とし、他の選手については首位の選手との点差をそれぞれの減点とする。

選手が失権または棄権した場合の減点は、その競技を完走した選手全員のタイムを減点に換算後、最も減点の多い選手のスコアに減点 20 を加算して求める。

4. 第 2 競技（団体決勝、第 2 次個人）

4.1 この競技は同一コースで 2 ラウンド、あるいは難度は同じだが第 2 ラウンドは異なるコースにて、タイムレースでなく基準 A で行うが、団体選手権の全体順位決定において第 1 位、第 2 位および／または第 3 位で同減点となった場合は、タイムレースのジャンプオフを 1 回行う。

この競技には第 1 競技（上記 3.）に参加した選手と馬だけが出場でき、団体順位は出場を申告したチームメンバーのみを対象とする。

4.2 第 2 競技のスターティングオーダー

4.2.1 ヨーロッパでの地域選手権および大陸選手権における第 2 競技のスターティングオーダーは、第 1 ラウンドでの抽選結果に従う。第 2 ラウンドのスターティングオーダーは、第 1 競技における各国 5 名のうち上位 3 選手の減点と第 1 ラウンドでの各チーム上位 3 選手の減点を合計したリバースオーダーとする。

4.2.2 ヨーロッパ域外での地域選手権および大陸選手権における第 2 競技のスターティングオーダーは、第 1 ラウンドでの抽選結果に従う。第 2 ラウンドのスターティングオーダーは、第 1 競技における各チーム上位 3 選手の減点と第 1 ラウン

ドでの各チーム上位 3 選手の減点を合計したリバースオーダーとする。

4.2.3 第 2 ラウンドでは個人選手がチーム選手よりも先に出場する。

個人選手あるいはチームが同減点であった場合は、第 1 ラウンドと同じスターティングオーダーを維持する。

4.3 ジャンプオフを行う場合のスターティングオーダーは、第 2 ラウンドでのスターティングオーダーを採用する。

ジャンプオフが 2 回必要となった場合は、第 3 位決定のジャンプオフを第 2 位および第 1 位決定のジャンプオフに先がけて行うものとする。

第 2 ラウンドへの出場は、第 1 競技における各国上位 3 選手の減点および第 1 ラウンドでの各チーム上位 3 選手の減点合計に基づき、上位 10 チームと第 10 位で同順位のチームに限定する。

4.4 第 2 ラウンドでのチーム数

4.4.1 第 2 ラウンドへの出場は、第 1 競技における各国上位 3 選手の減点および第 1 ラウンドでの各チーム上位 3 選手の減点合計に基づき、上位 10 チームと第 10 位で同減点であったチームに限定する。

上位 10 チームと第 10 位で同順位のチームが第 2 ラウンドを開始する前に、すべての個人選手と第 2 ラウンドの出場資格を得られなかったチームメンバーが、第 3 競技の第 2 ラウンド予選に出場できる。第 2 ラウンド予選と団体決勝第 2 ラウンドとの間には 30 分以上のブレイクを設けなければならない。

4.4.2 北米で行われるジュニアとヤングライダー併催選手権については、以下を適用する：

団体決勝の第 2 ラウンドに出場できるのは、団体決勝第 1 ラウンドの成績で上位 6 チームと第 6 位で同減点であったチームのみとする。

5. フェアウェル競技

組織委員会の判断により、選手権の個人決勝へ出場資格を得られなかった選手を対象として、個人選手のフェアウェル競技を 1 回設けることができる。

ヤングライダーとジュニアのフェアウェル競技が行われる場合で、これに参加を希望するヤングライダーおよびジュニアの人数が少ない場合は、これらを併せて開催できる。

この競技が行われる場合は、基準 A を採用してタイムレースでジャンプオフなしとするか（障害馬術規程第 238 条 2.1 参照）、あるいは基準 A 採用のタイムレースで第 1 位にて同減点がでた場合にタイムレースのジャンプオフを 1 回行う（障害馬術規程第 238 条 2.2 参照）。

6. 第 3 競技（個人決勝）

6.1 競技の進行

この競技はラウンド A とラウンド B の異なる 2 回走行で構成し、各々基準 A を採用してタイムレースではなく行われ、ジャンプオフはない。個人選手権の全体順位で第 1 位、第 2 位および／または第 3 位で同減点の選手がでた場合は、タイムレースのジャンプオフを 1 回行う。

出場資格があるのは、第 1 次予選競技と第 2 次予選競技の減点合計で上位 60% の選手（予選通過最下位で同減点の選手を含む）であるが、この上位選手 60% は 30 名を上限とする。選手数の 60% が 15 名未満とならない限り、この競技へ出場できる選手数は 15 名以上、30 名以内としなければならない。

選手は（完走あるいは完走しないにかかわらず）第 1 次予選競技に出場しており、また第 2 競技を（失権あるいは棄権することなく）完走していなければならない。もし何らかの理由で出場資格を得た選手のうち 1 名またはそれ以上の選手が出場できない場合でも、選手の補完は行わない。

ラウンド A を完走した選手は全員がラウンド B へ出場する。両ラウンドでの減点を合算する。

選手はラウンド B のコース下見を行うことができる。

6.1.1 北米で行われるジュニアとヤングライダー併催選手権については、以下を適用する：

個人決勝の第 1 ラウンドに出場できるのは、第 1 競技および第 2 競技の減点合計で、各カテゴリーにつき上位 25 名の選手（第 25 位で同減点の選手を含む）とする。

個人決勝の第 2 ラウンドに出場できるのは、各カテゴリーにつき上位 15 名の選手（第 15 位で同順位の選手を含む）とする。

6.2 スターティングオーダー

ラウンド A のスターティングオーダーは、選手権の第 1 次予選競技と第 2 次予選競技で生じた減点合計のリバースオーダーとする。どの順位についても同減点となった場合は、第 1 次予選競技の成績でスターティングオーダーを決定する。従って最下位で予選通過した選手が最初の出場となる。

ラウンド B のスターティングオーダーは、第 1 次予選競技と第 2 次予選競技、およびラウンド A で生じた減点合計のリバースオーダーとする。最多減点の選手が最初に出場し、最少減点の選手が最後の出場となる。同減点の選手については、第 1 次予選競技の成績でスターティングオーダーを決定する。

第 17 条 障害物とコース

1. 第 1 次予選競技：障害物とその他のテクニカル要件

	ヤングライダー	ジュニア
障害物の数	12～14 個	12～14 個
高さの上限	1.45m	1.40m
幅	1.50～1.70m	1.40～1.60m
水濠障害（必須ではない）の最大幅	4.00m	3.70m
コース全長の下限／上限	500/600m	500/600m
速度	適用せず	適用せず
基準	C	C

2. 団体決勝：障害物とその他のテクニカル要件

	ヤングライダー	ジュニア
障害物の数	12～14 個	12～14 個
高さの上限	1.50m	1.40m
最大幅	1.80m	1.70m
（垂直障害 2 個を含む）8 個以上の障害物はこの高さ以上とする	1.40m	1.30m
水濠障害（必須）の最大幅	4.00m	3.70m
コース全長の下限／上限	500/600m	500/600m
速度	400m/分	375m/分

コースにはダブル 1 個とトリプル 1 個、あるいはダブル 3 個を入れなければならない。ジュニア団体決勝の第 2 ラウンドでは、横木の本数は任意だがすべてに FEI 認可のセイフティーカップ（セイフティーカップの深さについては第 211 条 10 を参照）を使用した垂直障害を水濠障害上に設置しなければならない。この垂直障害は水濠障害正面から 2m 以内に設置しなければならない。この障害物は水濠障害ではなく、垂直障害として審査する（障害馬術規程第 211 条 10 参照）。

3. 個人決勝競技：障害物とその他のテクニカル要件

	ヤングライダー	ジュニア
ラウンドAの障害物の数	10～12 個	10～12 個
ラウンドBの障害物の数	8～10 個	8～10 個
高さの上限	1.50m	1.40m
最大幅	1.80m	1.70m
トリプルバーの最大幅	2.00m	2.00m
水濠障害（必須）の最大幅	4.00m	3.70m
コース全長の下限／上限	ラウンドA 500/600m	500/600m
	ラウンドB 450/550m	450/550m
速度	400m/分	375m/分

ラウンドAのコースにはダブル1個とトリプル1個、あるいはダブル3個を入れなければならない。ラウンドBはラウンドAと異なるコースでなければならない。ラウンドBのコースにはダブル1個、あるいはトリプル1個を入れなければならない。

4. ジャンプオフ

団体順位でも個人順位であってもジャンプオフを行う場合は、6個の障害物で構成する短縮コースを採用し、ジュニアでは高さを上げ（1.50mまで）、および／または幅を広げることができる。

5. フェアウェル競技

フェアウェル競技が行われる場合、その障害物の高さはヤングライダーで約1.40m、ジュニアで約1.30mとし、幅は高さと同釣り合いをとって1.40～1.60mの範囲とする。

第18条 団体順位

1. ヨーロッパにおける地域選手権と大陸選手権の団体順位は、第1競技における各チーム上位3選手の減点、および団体決勝での2回走行の各ラウンドにおける各チーム上位3選手の減点を合計して決定する。第2ラウンドへの出場資格を得られなかったチームについては、第1競技における各国上位3選手の成績、および団体決勝第1ラウンドにおける各チーム上位3選手の成績をカウントする。
2. ヨーロッパ域外の地域選手権と大陸選手権の団体順位は、第1競技における各チーム上位3選手の減点、および団体決勝での2回走行の各ラウンドにおける各チーム上位3選手の減点を合計して決定する。第2ラウンドへの出場資格を得られなかったチームについては、第1競技における各国上位3選手の成績、および団体決勝第1ラウンドにおける各チーム上位3選手の成績をカウントする。
3. 団体決勝の第1ラウンドあるいは第2ラウンドを完走していないチーム選手の成

績は、当該ラウンドで最も減点の多かったチーム選手のスコアに減点 20 を加算する。当該選手が失権あるいは棄権するまでに加算された減点が、競技を完走したチーム選手で最下位の者よりも多かった場合は、自身が失権あるいは棄権した時点での減点に 20 点が加算される。

4. 第 1 位、第 2 位および／または第 3 位で同減点のチームがでた場合は、タイムレースのジャンプオフを 1 回行わなければならない、チームメンバーは全員が参加する（本付則第 17 条 4 参照）。
5. ジャンプオフが 2 回必要となった場合は、第 3 位決定のジャンプオフを第 2 位および第 1 位決定のジャンプオフに先がけて行うものとする。
6. ジャンプオフの順位は、各チームの上位 3 選手の減点とタイムを合計して決定する。それでも同減点で同タイムの場合は同順位となる。
7. その他のチームについては 2 回走行の減点を合計して順位を決定する。同減点の場合は同順位となる。
8. 団体競技では、団体順位に加えて個人順位も決定され、賞が授与される。同減点の選手は同順位となる。

第 19 条 個人順位

1. 個人総合順位は各選手の第 1 競技、第 2 競技の 2 回走行（ジャンプオフが行われた場合でもその減点は含めない）、第 3 競技の 2 回走行での減点を合計して決定する。
2. 第 1 位、第 2 位および／または第 3 位で同減点の選手がでた場合は、タイムレースのジャンプオフを 1 回行わなければならない（本付則第 17 条 4 参照）。
3. ジャンプオフが 2 回必要となった場合は、第 3 位決定のジャンプオフを第 2 位および第 1 位決定のジャンプオフに先がけて行うものとする。
4. 個人総合順位（第 19 条 1 参照）に加えて、第 3 競技（個人決勝）に出場した選手を対象に別個の順位付けを設け、褒賞を授与する；この順位についてはラウンド A とラウンド B の成績のみをカウントする。同減点の選手は同順位となる。

第 20 条 馬装と服装

1. 馬装と服装に関する規定は、障害馬術規程に従って厳格に適用しなければならない

い（障害馬術規程第 256 条と第 257 条参照）。

第 21 条 競技場審判団

1. 競技場審判団長については、FEI 障害馬術部門ディレクターが障害馬術委員会と協議のうえ、一般規程と障害馬術規程に則って選任しなければならない。競技場審判団メンバーは、NF/組織委員会が一般規程に則って選任する。

第 22 条 外国人技術代表

1. 外国人技術代表については、FEI 障害馬術部門ディレクターが障害馬術委員会と協議のうえ、一般規程と障害馬術規程に則って選任しなければならない。

第 23 条 獣医師代表団

1. 獣医師代表団の構成、およびその代表団長とメンバーの選任は、獣医規程に定める要件に準拠しなければならない。

第 24 条 その他

1. 本付則に網羅されていない状況については、競技場審判団が一般規程と障害馬術規程に則り、選手権順位を公正に決定するにあたり最善と思われる決断を下す。

付則 10 ベテラン選手規程

第1章 ベテラン選手

第1条 概要

1. 以下に定める一連の規則の目的は、ベテラン選手に特化した問題を斟酌し、ベテラン選手を対象とする世界の競技会や競技を規格統一することにある。

以下に記載する特別規定を除いては、障害馬術規程を適用する。

第2条 ベテラン選手の定義

次の選手はベテラン選手として競技に参加できる：

1. 選手は45歳の誕生日を迎える年の始めからベテランカテゴリーに出場できる。
2. CSIV競技会のベテラン競技に出場できるのは、その年に実施要項記載で初回ラウンドの障害物の高さが1.35mを超える国際障害馬術競技に出場していない選手である。ヨーロッパ・ベテラン選手権に出場できるのは、その年と前年に実施要項記載で初回ラウンドの障害物の高さが1.35mを超えるいかなる国際障害馬術競技にも出場していない選手である。

3. 各選手は所属するNF発行の有効なライセンスをもっていなければならない。
4. 国際競技会に選手を参加申込した時点で、NFはその参加申込が正当であり、出場者は上記の条件を満たす者であることを自ずと確認したこととなる。

第3条 国際競技会（一般規程第102条参照）

ベテラン選手を対象として以下の競技会を開催できる：CSIカテゴリーA、CSIカテゴリーB、CSIO

1. CSIVカテゴリーA競技会

- 1.1 CSIVカテゴリーA競技会は、開催国NFと諸外国から参加NF数の制限なしに個人選手を受け入れる国際競技会である。
- 1.2 賞金額の制限はない。
- 1.3 その他の条件はシニア対象のCSI2*競技会規定に従う。

2. CSIVカテゴリーB競技会

- 2.1 CSIVカテゴリーB競技会は、開催国NFと諸外国から参加NF数の制限なしに個人選手を受け入れる国際競技会である。海外在住の選手は、開催国NFでのCSIVカテゴリーB競技会に（在住国である）開催国NFの一員として競技に出場できる。
- 2.2 賞金はない。
- 2.3 その他の要件はすべてシニア対象のCSI1*競技会規定に従う。

第4条 障害物とコース

1. ベテラン選手対象のコースは 8～12 個の障害物で構成する。第 1 ラウンドの障害物の高さは 1.10m 以上、1.30m 以下とする。幅障害の幅は、高さと同り合いをとり 1.20m～1.35m の範囲とする。速度は分速 350m。

第2章 大陸選手権 チームと個人選手

第5条 開催

1. 以下の原則に従い、毎年 FEI の権限下で団体および個人大陸選手権を開催できる：
 - 1.1 通常は同じ NF が 2 回続けて大陸選手権を開催することは認められない。
 - 1.2 この選手権は一般規程、障害馬術規程、本付則すべてに準拠して開催しなければならない。
 - 1.3 この選手権は屋外で行わなければならない。
2. この選手権は CSI と同時開催することはできるが、CSIO の一部として行うことはできない。選手権を単独で開催する場合には、選手権に出場する選手が選手権

には出ない馬で参加できる競技を、選手権プログラムに組み込まなければならない。プログラムには毎日1競技か2競技を入れることができる。各馬とも1日につき1競技にのみ出場することができる。これらの競技条件は FEI 事務総長へ提出して承認を受けなければならない。

3. 選手権を CSI と同時開催する場合は、初日のトレーニングセッションを選手権に出場する選手に限定して行う。CSI に出場する選手については、別途、競技を設けることができる。2日目からは両方の選手を混在させることができる。

第6条 外国人技術代表、獣医師代表団、コースデザイナー

1. 外国人技術代表については、FEI 障害馬術ディレクターが障害馬術委員会と協議のうえ、一般規程と障害馬術規程の条項に則って選任しなければならない。レベル3コースデザイナーリストから選考しなければならない。
2. 獣医師代表団の構成と団長およびメンバーの選任は、獣医規程の要件に準拠しなければならない。
3. コースデザイナーは、少なくともレベル3コースデザイナーリストから選任しなければならない。

第7条 競技場審判団

1. 競技場審判団長については、FEI 障害馬術ディレクターが障害馬術委員会と協議のうえ、一般規程の条項と障害馬術第259条1に則って選任しなければならない。競技場審判団長は、組織委員会および FEI と協議のうえ、障害馬術規程第259条1の要件に従って競技場審判団メンバーを選任する。

第8条 参加申込

1. FEI 障害馬術部門ディレクターから実施要項の承認を受けた後、開催国 NF は選手権の実施要項と招待状を、選手権が開催される大陸に属するすべての FEI 加盟 NF へ送付する。
2. ノミネートエントリー（選手権の4週間前）リストで選手権に参加申込している選手と馬は、デフィニットエントリー期日（遅くとも選手権開始の4日前）まで、一般規程第116条2.2(i)に特定した制限内での交代および追加が可能である。ヨーロッパ・ベテラン選手権への出場制限については、上記第2条を参照。

選手および／または馬の事故あるいは病気が発生した場合は、公式医師および／または獣医師からの診断書によりこれが確認できれば、デフィニットエントリー期日から当該選手権の第1回ホースインスペクション1時間前まで、選手および／または馬の交代が可能である。このような交代はノミネートエントリーの最新

リストから行わなければならない、競技場審判団の承認が必要である。

3. チーム

チームは選手 3～5 名、馬 3～10 頭で構成する。各 NF ともノミネートエントリーでは選手 10 名、馬 20 頭まで、デフィニットエントリーでは選手 5 名、馬 10 頭まで参加申込できる。各 NF が選手権へ派遣できるのは選手 5 名で全員が当該選手権に出場でき（第 9 条 1 を参照）、馬は 10 頭までである。さらに各 NF はチーム監督を 1 名派遣することができ、このチーム監督には選手と同等の特典が供与される。

4. チームに代わる個人選手

チームを派遣できない NF は、1 名あるいは 2 名の個人選手を各々 2 頭の馬とともに参加申込できる。

5. 選手権ではない競技用の馬

選手権競技に出場しないチームメンバーと個人選手の馬は、選手権ではない競技に出場できる。

6. FEI 南米選手権 - チーム数と個人選手数

少なくとも 3NF がチームを派遣しているものでなければならない。選手権として認可を受けるには、3 チーム以上の参加が必要である。各 NF とも派遣できるチーム数は 2 チームまでである。選手権の期間中、選手および／または馬は、一方のチームから他方のチームへ移籍することはできない。選手権に 1 チームを派遣する NF については、個人選手の参加を 2 名までに限定する。チームを派遣しない NF については、その NF の代表として 2 名の個人選手が参加できる。

第 9 条 出場選手の申告と交代（チームと個人選手）

1. 申告

出場選手の申告はトレーニングセッション終了後に行うが、このトレーニングセッションは選手権第 1 競技の前日に設定しなければならない。組織委員会が指定した時刻に、チーム監督はチームメンバー（3 名か 4 名）または個人選手の氏名と馬名（選手権の 3 競技とも各選手につき同一馬 1 頭）を選手権の競技出場人馬として書面にて指定する。5 名構成のチームを派遣した国の 5 番目（リザーブ）の選手は、個人選手権競技に 1 頭の馬で出場できる。

2. 5 組目（選手／馬）によるチームメンバーの交代はチームメンバー 4 名のうち 1 名、または馬 4 頭のうち 1 頭に事故あるいは病気が発生した場合に限り、第 1 競技開始の 1 時間前まで許可されるが、チーム監督が競技場審判団の承認を得た場合とする（下記 3 項も参照）。

3. 交代

出場の申告を行ってから第1選手権競技開始の1時間前までに選手および／または馬の事故あるいは病気が発生した場合は、公式医師からの診断書の提出および／またはFEI獣医師代表の許可を受け、競技場審判団長の承認を得ることで、デフィニットエントリーにて正式に参加申込している他の選手および／または馬に代えるか、あるいは本付則第8条に則して交代することができる。

第10条 出場資格

1. 馬
馬は6歳以上でなければならない。
2. 選手
選手権への出場は、選手が45歳の誕生日を迎える年からに限定される。
3. 選手権を完走できる能力のある選手と馬に限定して参加申込ができる。

第11条 経費と特典

1. 組織委員会は競技場審判団長の旅費を負担する。
2. 組織委員会は競技場審判団長、競技場審判団メンバー、獣医師代表団、技術代表の宿泊費とその他の滞在費を負担する。

第12条 トレーニングセッション

1. 最初の公式競技の前日に、組織委員会はメインアリーナにコンビネーション障害1個を含む約8個の障害物でコースを設定し、トレーニング時間を提供しなければならない。
2. 各選手とも1頭につき90秒まで使うことができる。
3. 服装は略式でよい；長靴と乗馬ズボン、シャツ、保護用ヘッドギアの着用が義務づけられる。
4. 観客から入場料を徴収してはならず、またいかなる賞も授与してはならない。

第13条 選手権競技

1. 選手権は3つの競技で構成し、別々の日に開催する。第1競技、および第2競技の各ラウンドで上位3選手の減点が合計されて団体順位が決まり、また最初の3競技の各々での減点が合計されて個人順位が決定される。
2. 安全性とテクニカル面での適正の観点から、すべての障害物デザインと構造は技術代表とコースデザイナーの承認が必要である。これらの障害物に関して議論となった場合は、技術代表が最終的な判断を下す。

第 14 条 第 1 競技（チームと個人選手）

1. 手順、基準、速度

第 1 競技は基準 A の大きなコースを使用し、基準 C で審査を行い（障害馬術規程第 239 条と第 263 条参照）、第 1 位で同タイムの場合でもジャンプオフを行わない。

2. 障害物、コース全長

ダブル 1 個とトリプル 1 個、あるいはダブル 3 個を含む 12～14 個の障害物。高さは 1.25m まで、幅は高さと同釣り合いをとって 1.35m（トリプルバーでは 1.70m）以内で設定する。水濠障害は認められない。

コース全長：500m 以上、600m 以内。

3. 参加

団体選手権と個人選手権への出場人马として申告した選手と馬は、この第 1 競技に参加する資格がある。リザーブ（5 番目）の選手は、個人決勝競技への参加資格をかけて、この競技に 1 頭の馬で出場できる。

4. スタートオーダー

この第 1 競技のスタートオーダーは、トレーニングセッション後に組織委員会の同意を得て競技場審判団長が決定した指定時刻に、競技場審判団と技術代表、チーム監督立ち会いのもとで抽選により決定する。個人選手とチームのスタートオーダー抽選は、障害馬術規程第 252 条に定める手順に従って行われる。選手 3 名で構成するチームの監督は、4 名枠から 3 名分の出場順を選択できる。

5. 減点

第 1 競技で各選手が獲得したスコアは以下の方法で減点に換算される。各選手の走行タイムに係数 0.50 を掛けてポイントに換算する；ポイントは四捨五入して小数点第 2 位までとする。0.005 以上を切り上げ、0.004 以下は切り捨てて小数点第 2 位を求める。換算後のポイントが最も少ない選手を減点 0 とし、他の選手については首位の選手との点差をそれぞれの減点とする。

選手が失権または棄権した場合の減点は、その競技を完走した選手全員のタイムを減点に換算後、最も減点の多い選手のスコアに減点 20 を加算して求める。

第 15 条 第 2 競技（団体決勝、第 2 次個人）

1. 手順、基準、速度

第 2 競技は、タイムレースではなく同一コースで 2 回の走行を 1 日か 2 日間にわたって基準 A にて行い、速度は分速 350m、ジャンプオフは行わない。

2. 障害物、コース全長

ダブル 1 個とトリプル 1 個、あるいはダブル 3 個を含む 12～14 個の障害物。高さは 1.25m まで、幅は高さと同釣り合いをとって 1.35m（トリプルバーでは 1.70m）以内。高さ 1.30m の垂直障害（踏切側で傾斜している箱障害は必須の垂直障害とみなされない）を少なくとも 2 個入れなければならない。その他に高さ 1.25m 以上の障害物を 6 個以上設置する。水濠障害は認められない。

コース全長：500m 以上、700m 以内。

フットイングの状態によっては第 1 ラウンド後に、競技場審判団はコースデザイナーと協議のうえ、障害物の位置をずらす判断を下すことができる。コース全長を変更した場合は、コースの再測定が必要である。障害物の位置を変えた場合は、第 2 ラウンドの前に選手はコース下見を行うことが認められる。

3. 参加

第 1 競技に出場した選手と馬だけが第 2 競技に出場できる。

3.1 個人選手

3.1.1 第 1 次個人予選競技と、団体決勝第 1 ラウンド（第 2 次個人予選競技）での成績を合計して、その上位 50 名の選手（第 50 位で同点の選手がでた場合は人数増加となる）が第 3 次個人予選競技、すなわち団体決勝第 2 ラウンドへの出場資格を得る。

3.1.2 上述の 3.1.1 で出場資格を得た選手が、団体決勝第 2 ラウンドへの出場資格を得たチームのメンバーではない場合、この選手は団体競技第 2 ラウンドの前に競技を行う。このラウンドと団体決勝第 2 ラウンドの間には 30 分以上のブレイクを設ける。

3.2 チーム

3.2.1 団体決勝第 2 ラウンドは、第 3 次個人予選競技の後に行う。この競技には、団体競技第 1 ラウンド後の成績で上位 10 チームと、同減点で第 10 位となったチームのみ出場できる。

3.2.2 団体決勝第 2 ラウンドへの出場資格を得たチームはすべて、第 1 次個人予選

競技と団体決勝第 1 ラウンドでの減点を持ち越す。

前述の 3.1.1 に示す第 3 次個人予選競技への出場資格を得られなかったチームメンバーの第 2 ラウンドにおけるスコアは、チーム順位決定にのみカウントされる。

4. スタートオーダー

この第 2 競技のスタートオーダーは、第 1 競技の場合と同様の手順で新たに抽選を行って決定する。

4.1 個人選手

4.1.1 上述の 3.1.1 で示した通り、出場資格を得た個人選手のスタートオーダーは、第 1 次と第 2 次個人予選競技での減点を合計し、そのリバースオーダーとする。同減点の選手がでた場合は、第 1 競技のスコアでスタートオーダーを決定する。

4.2 チーム

4.2.1 団体競技第 2 ラウンドへの出場資格を得たチームのスタートオーダーは、第 1 次個人予選競技でのチーム内上位 3 選手の減点と、団体競技第 1 ラウンドでのチーム内上位 3 選手の減点を合計し、そのリバースオーダーとする。同減点となったチームについては、第 1 ラウンドのスタートオーダーを適用する。

4.2.2 上述の通り、第 2 ラウンドへの出場資格を得たチームのメンバーである個人選手のスコアは、団体決勝のチーム順位決定にカウントされるとともに、3.1.1 に記載の選手に入っていれば、第 3 次個人予選競技での個人成績としてもカウントされる。

5. 団体順位

第 2 競技の第 2 ラウンドに出場したチームの順位は、第 1 競技での各チーム内上位 3 選手の減点と、第 2 競技の 2 回走行での各走行でチーム内上位 3 選手の減点を合計して決定する。最少減点のチームが第 1 位で、大陸チームチャンピオンとなる。

全体のチーム順位にて第 1 位、第 2 位および／または第 3 位で同減点のチームがでた場合はタイムレースのジャンプオフを行い、チームメンバー全員が出場できるが、コースは障害物 6 個で構成し、分速 350m にて高さを上げ／または幅を広げることができる。

ジャンプオフでのスコアは各チームで上位 3 選手の減点を合計して求めるが、それでも同減点の場合はジャンプオフにおける上位 3 選手のタイムを合計して優勝

チーム、および第2位と第3位を決定する。ジャンプオフのスコアは団体順位を決定するためだけのもので、個人選手の最終スコアにはカウントしない。

ジャンプオフが2回必要となった場合は、第3位決定のジャンプオフを第1位決定のジャンプオフに先がけて行うものとする。

第1位から第3位までの何れかで、ジャンプオフを行っても減点とタイムが同じとなった場合は、当該チームを同順位とする。

第2競技の第2ラウンドに出場しないチームについては、第1競技でのチーム内上位3選手の減点と、団体競技第1ラウンドでのチーム内上位3選手の減点を合計して順位を決定する。

6. 休養日

第2競技と第3競技の間に休養日を設けなければならない。

第16条 第3競技（個人決勝）

1. 手順、基準、速度

第3競技はタイムレースではなく、規定タイムを設けて速度は分速350m、基準AにてラウンドAとラウンドBの2回走行を行う。

2. 障害物、コース全長

2.1 ラウンドA

ダブル1個とトリプル1個、あるいはダブル3個を含む10～12個の障害物。高さは1.25mまで、幅は高さと同釣り合いをとって1.35m（トリプルバーでは1.70m）以内。高さ1.30mの垂直障害（踏切側で傾斜している箱障害は必須の垂直障害とみなされない）を少なくとも2個入れなければならない。水濠障害は認められない。

コース全長：500m以上、600m以内。

2.2 ラウンドB

ラウンドAとは異なるコースとし、8～10個の障害物で構成するが、コンビネーション障害を1個のみ（ダブル1個かトリプル1個）含める。高さは1.30mまで、幅は高さと同釣り合いをとって1.35m（トリプルバーでは1.70m）以内。高さ1.30mの垂直障害（踏切側で傾斜している箱障害は必須の垂直障害とみなされない）を少なくとも2個入れなければならない。

水濠障害は入れてはならないが、障害物の下か前面、あるいは背面に水濠を設置

したもの（いわゆる「リバプール」）はコースに含めることができる。コース全長：400m以上、500m以内。

3. 参加

この第3競技へは第1競技と第2競技での減点合計、あるいは第1競技と第2競技第1ラウンド、および個人選手と団体競技第2ラウンドに出場できないチームメンバーを対象とする団体競技第2ラウンドに代わるラウンドでの減点合計で、上位25組の人馬（第25位で同減点の人馬を含む）が出場を義務づけられる。選手は（完走した、しないにかかわらず）第1競技に出場しており、また第2競技を（失権あるいは棄権をせずに）完走しているか、もしくは（完走した、しないにかかわらず）第1競技に出場しており、また第2競技第1ラウンド、および個人選手と団体競技第2ラウンドに出場できないチームメンバーを対象とする団体競技第2ラウンドに代わるラウンドを（失権、あるいは棄権をせずに）完走していなければならない。もし何らかの理由で上位25名の選手のうち1名またはそれ以上の選手が出場できない場合は、選手5名のリザーブリストから選手を交代させる。

4. コースBの下見

選手はラウンドA終了後、ラウンドBのコース下見を行うことができる。

5. スタートオーダー

5.1 ラウンドAのスタートオーダーは、第1競技と第2競技の減点合計のリバースオーダーとする。個人選手および団体競技第2ラウンドに出場資格を得られなかったチームメンバーのスタートオーダーは、第1競技と第2競技第1ラウンド、および団体競技第2ラウンドに代わるラウンドでの減点合計のリバースオーダーとする。同減点の選手がでた場合は、第1競技のスコアでスタートオーダーを決定する。従って第25位で予選を通過した選手が最初の出場となる。

5.2 ラウンドBのスタートオーダーは、最終競技のラウンドA、および第1競技と第2競技での減点合計のリバースオーダーとする。個人選手と団体競技第2ラウンドに出場資格を得られなかったチームメンバーのスタートオーダーは、最終競技のラウンドA、第1競技、第2競技第1ラウンド、および団体競技第2ラウンドに代わるラウンドでの減点合計のリバースオーダーとする。最多減点の選手が最初に出場し、最少減点の選手が最後の出場となる。同減点の選手がでた場合は、第1競技の成績でスタートオーダーを決定する。

6. 個人順位

個人順位は第1競技と、第2競技の2回走行（ジャンプオフがあった場合でもその減点はカウントせず）、第3競技のラウンドAとラウンドBでの減点を合計して決定する。個人選手と団体決勝第2ラウンドに出場資格を得られなかったチームメンバーについては、団体決勝第2ラウンドの代わりに第2ラウンド予選の成績をカウントする。

最少減点の選手が第1位で大陸チャンピオンとなる。

第3競技ラウンドB終了後に、上位3位までの何れかで同減点となった場合は分速350m、タイムレースにてジャンプオフを行うが、コースはラウンドAとラウンドBのコースで使用した障害物から8個の障害物を使う。選手はジャンプオフのコース下見を行うことができる。

ジャンプオフが2回必要となった場合は、第3位決定のジャンプオフを第1位および第2位決定のジャンプオフに先がけて行うものとする。

第1位から第3位までの何れかで、ジャンプオフを行っても減点とタイムが同じとなった場合は、当該選手を同順位とする。

第17条 褒賞

1. 賞金は授与しない。第1競技終了後に上位12名の選手に賞品が贈られ、チーム対象の第2競技終了後には上位6チームに賞品が贈られ、また第3競技終了後には全体成績で上位12名の選手に賞品が贈られる。
2. 団体選手権で上位3チームの各選手、および個人選手権で第1位と第2位、第3位の個人選手に各々FEI金メダル、銀メダル、銅メダルが授与される。

付則11 ポニーライダー規程

第1章 緒言

第1条 概要

1. ポニーライダー競技は、世界の馬術競技の発展において重要な要素である。
2. 以下に定める一連の規則の目的は、ポニー騎乗に特化した配慮をほどこし、ポニー競技会を規格統一することにある。

第2条 諸規程の優先性

1. 本付則に網羅されていない事柄についてはすべて、一般規程、獣医規程、障害馬術規程を適用する。

第2章 ポニーライダーとポニーの定義

第3条 ポニーライダー

1. 選手は 12 歳となる暦年の始めから 16 歳となる年の終わりまで、ポニーライダーとして競技に出場できる。
2. ポニーライダーをプロフェッショナルとしてクラス分けすることはできない。

第4条 ポニーの定義

1. 規定の体高と計測については、FEI 獣医規程第9章-ポニーの計測を参照のこと。
 - 1.1 ポニーの国際競技会および選手権に出場するには、ポニーとして FEI 登録しなければならない。FEI にポニーとして登録しているポニーは、CSI(O)あるいは他のいかなるカテゴリーの選手権にも出場できない。
2. いかなる国際競技会および選手権でも、ポニーは 6 歳以上でなければならない。

第3章 国際競技会と選手権

第5条 国際競技会

1. ポニーで競技に出場するポニーライダーのための障害馬術競技会としては、次の種類がある：国際競技会（CSIP）、公式国際競技会（CSIOP）、選手権。
2. CSIP は開催国 NF の個人選手、および参加 NF 数に制限を設けず諸外国からの個人選手を対象とする国際競技会である。
 - 2.1 CSIP 競技会はポニーを貸与する形式の競技会として行うことができ、その場合は CSIP（貸与ポニー形式）などのように明示しなければならない。
 - 2.2 これらの競技会では、「ネーションズカップ」と表記できない厳格に非公式な団体競技を行うことができる。
 - 2.3 外国人選手も参加できる障害馬術競技を少なくとも 3 競技は設け、FEI 規程に従って開催しなければならない。
3. CSIOP はチームを派遣する 3 NF 以上を対象とする国際競技会である。
 - 3.1 該当する競技種目規程に定める通り、公式団体競技と公式個人競技を含めなければならない。
 - 3.2 同一国で 1 暦年の間に開催できる CSIOP は屋内で 1 回、屋外で 1 回の合計 2

回までとする。

3.3 CSIOP は、既に競技カレンダーに組み込まれているポニー国際競技会の開催を妨げない場合に限り、FEI 事務総長の判断によって、その年のカレンダーへの組み込みを認められることがある。

3.4 このような競技会へは開催国から 1 チーム、外国からは各 NF につき 1 チームが参加できる。

3.5 いずれの競技種目でもポニーチームは選手 4 名とポニー 4 頭で構成し、このうち上位 3 選手の成績をカウントする。3 名構成のチームも認められる。

3.6 CSIOP と CSIP を一緒に開催することができる。

4. 国際団体競技

障害馬術規程（障害馬術規程第 265 条 2 参照）に則って開催することができる。

5. 貸与ポニー形式の国際競技会（一般規程第 111 条参照）

5.1 FEI 障害馬術部門ディレクターの同意があれば、組織委員会が提供するポニーを用いて CSIP と CSIOP を開催できる。大陸選手権では認められない。

5.2 チルドレン競技会規程第 4 条 4.に記載の貸与馬競技会規定を適用しなければならない。

6. 本規定を適用する選手権を含めた競技会については、その参加申込で各選手が申し込むポニーを特定しなければならず、いかなる選手も自分が参加申込したポニー以外のポニーに騎乗することはできない。

第 6 条 大陸選手権

1. 毎年、各大陸にて障害馬術の大陸選手権を開催できる。ポニーライダー対象の障害馬術、馬場馬術、総合馬術大陸選手権を同一競技会にて開催することができ、また分けて開催することもできる。

2. 大陸選手権はできるだけ学校の長期休暇中に開催する（ヨーロッパにおいては 7 月中旬から 8 月中旬）。

3. 大陸選手権は屋外で開催する。

4. 大陸選手権への参加は、その大陸にあるすべての NF に限定しなければならない。
5. FEI が選手権の開催を承認する。選手権の開催を希望する NF は、一般規程に定める要領で申請しなければならない。
6. 選手権は一般規程、該当種目の競技会規程および本特別規定を厳格に遵守して開催しなければならない（第 22 条も参照）。
7. 大陸選手権は、開催国 NF を含めて 6NF 以上の参加があつて初めて開催できるが、ヨーロッパ域外では開催国 NF を含めて少なくとも 2NF から地域チームの参加があれば開催できる。参加申込の締切日以降、選手権の開始前に出場を取り止めた NF については出場とみなされる。
8. 所属 NF から公式に参加申込されたチームおよび／または個人選手だけが出場できる。
9. ポニーライダーおよび／またはポニーが同じ競技会で 1 暦年に出場できるのは 1 競技種目のみである。

第 7 条 国際競技会と選手権への出場資格

1. ポニーライダーは、該当する年齢に達していれば、また該当競技における障害物の高さが選手の年齢に適用される高さ制限（障害馬術規程第 255 条 2 参照）を超えない限り、ポニーライダーとしての資格を失わずにヤングライダー、ジュニアおよび／またはチルドレン対象の競技に馬で出場できる。しかしポニーライダーは、同じ競技会場で同一週に行われるポニーライダー競技とヤングライダー競技、あるいは U25 競技に出場することはできない；同じ競技会場で同一週に行われるポニー競技とヤングライダー競技、あるいは U25 競技に出場するポニーライダーは、両競技会から失格となる。シニア競技への出場については障害馬術規程第 255 条を参照。
2. 該当年齢に達している選手は、2 つ以上のカテゴリーで競技および選手権に出場できるが、各競技種目につき 1 暦年の間に出場できる大陸選手権は 1 カテゴリーのみである（一般規程第 124 条 1 参照）。
3. 該当年齢に達している選手は CSIOP でネーションズカップを含むすべての競技にポニーで出場し、またそれと同じ競技会場で同一週に行われる CSIOCh にてネーションズカップを含むすべての競技に馬で出場することができる。該当年齢に達している選手は、同じ競技会場で同一週に行われる CSIOP と CSIOJ でネーショ

ンズカップ以外の競技に異なるポニー／馬で出場できるが、そのような競技会（CSIOP または CSIOJ のいずれか）ではネーションズカップ 1 競技にのみ出場できる。

第 8 条 経費と特典

1. 競技会

ポニーライダーを対象とする競技会の組織委員会は、ホテルかユースホステル、あるいは個人家庭への宿泊と資金援助について招待選手の所属 NF と交渉すること、およびこれを提供することは自由である。

2. 選手権と CSIOP

2.1 NF は自国のチーム監督、選手、グルーム、ポニーについて、選手権と CSIOP の開催地への往復旅費を負担する。

2.2 組織委員会については上記 1. に同じであるが、以下に示す項目は最低限遵守しなければならない：

- ポニーの厩舎と飼料を無料で提供しなければならない；
- グルームはできるだけ厩舎近くに滞在できるようにする。

2.3 役員については一般規程を適用する。

3. 特典はすべて、競技会および選手権の開催前日から終了の翌日まで供与される。

4. 適正な金額であればエントリー代を徴収してもよいが、FEI の承認が必要である。ヨーロッパ選手権については、ポニー 1 頭のエントリー代上限は 500 ユーロである。

5. チーム監督は競技会開催期間を通して、そのチームおよび／または個人選手の行動に責任を負う。損害が生じた場合は、チーム監督とその所属 NF が責任を負う。選手が個人家庭に宿泊しない場合は、チーム監督がそのチームおよび／または個人選手と同泊しなければならない。

競技場審判団は損害額を査定する権限を有する。競技場審判団は、容認しがたい行為については競技会期間中を通してどの時点であっても、FEI 司法制度に従って罰金を科し、またそのチームおよび／または個人選手を失格とすることができる。

第9条 褒賞

1. ポニー障害馬術競技会では、賞金および／または賞品を授与しなければならない。CSIP、CSIOP またはポニー障害馬術選手権で授与できる賞金総額は 8,000 ユーロまでである。賞品が贈られる場合は、そのおおよその価格を実施要項に記載しなければならない。
2. 選手権を除くすべての競技会において、その出場選手数の 4 分の 1、少なくとも第 5 位までの選手に、賞金がでない場合はリボンと賞品、あるいは記念品を授与しなければならない。上位 4 名の個人選手には厩舎プレートを授与することが望ましい。
3. 選手権では少なくとも次のような賞を授与しなければならない：
 - 3.1 フェアウェル競技では、その出場選手数の 4 分の 1、少なくとも第 5 位までの選手に賞金および／または賞品、厩舎プレート、リボンを授与する。
 - 3.2 団体選手権競技では FEI メダルを 4 名のチームメンバー全員に授与する（一般規程第 104 条 2.2.5 参照）。優勝した NF へは、総会にて FEI トロフィーを授与する。更に上位 4 チームには、選手 4 名の各々に賞金および／または賞品、厩舎プレート、リボンを授与する。
 - 3.3 個人選手権競技では FEI メダルを授与する（一般規程第 104 条 2.2.5 参照）。更に出場選手数の 4 分の 1、少なくとも第 5 位までの選手に賞金および／または賞品、厩舎プレート、リボンを授与する。
 - 3.4 選手権では、表彰式に大変重要な意味合いをもたせてアリーナで行うべきであり、選手は馬に騎乗して臨む。
 - 3.5 組織委員会はチーム監督と選手全員に記念品か厩舎プレートを進呈することとする。入賞チームの監督には厩舎プレートを授与しなければならない；上位 3 チームの監督には賞品も授与しなければならない。
 - 3.6 組織委員会はこの他にも次のような賞をできるだけ多く授与するべきである：
 - 3.6.1 ベストスタイルの選手；
 - 3.6.2 スポーツマンシップ

第 10 条 ポニーのスクーリング

1. 競技会の第 1 競技が行われる前日の 18:00 から、競技会全体が終了するまで、選手のポニーは競技会あるいは選手権の開催地内外で選手以外の者が騎乗してス

クーリングしてはならず、これに違反した場合は失格となる。しかし選手以外の人物が FEI スチュワード監視下で調馬索運動や引き運動などを行うことは認められる。

2. ポニーの健康とウェルフェアを考慮する獣医師、あるいは認定された FEI 役員が許可しない限り、いかなる目的でもポニーを厩舎、競技エリアあるいはスチュワード管轄エリアから退出させることはできない。
3. 各ポニーは到着時に組織委員会から交付される個体識別番号を、競技会期間中を通して使用する。この個体識別番号は当該ポニーが厩舎を離れる際には常時装着し、スチュワードを含むすべての役員がポニーを確認できるようにすることが義務づけられる。この個体識別番号をはっきり表示していない場合、最初は警告が発せられるが、繰り返し違反した場合は競技場審判団によって当該選手に罰金が科せられる。

第 11 条 役員

1. CSIP競技会における審判員の選任は、障害馬術規程第259条のCSI2*規定に従わなければならない。
2. ポニー競技会に経験のある役員を競技場審判団に加えるよう、組織委員会へは強く進言するものである。
3. 障害馬術の大陸選手権では、FEI が競技場審判団長、技術代表、外国人獣医師代表を選任しなければならない（本付則第 22 条 9 と第 22 条 11 参照）。障害馬術の大陸選手権については、競技場審判団メンバーの 2 名以上をレベル 3 かレベル 4 の障害馬術審判員リストから選考しなければならない。その他の審判員については、レベル 2 以上の障害馬術審判員リストから選考しなければならない。
4. 障害馬術競技で水濠障害が設けられている場合は、競技場審判団メンバーとして審判員を 1 名追加しなければならない。
選手権、および CSIOP での団体競技とグランプリでは、水濠障害審判員は少なくともレベル 2 審判員でなければならない（障害馬術規程第 259 条 1 参照）。

第 12 条 パスポート

1. 一般規程第 137 条と獣医規程第 1001 条を参照のこと。

第 13 条 ポニーの体高測定

1. 獣医規程第 9 章の 1082 条~1088 条を適用する。

2. FEIポニー体高測定をホースインスペクション前に行う場合には、最初のポニー体高測定をもって競技会期間の開始とする。この条項は一般規程に優先する。

第 14 条 実施要項

1. ジュニア規程第 12 条を適用する。

第 15 条 ポニー障害馬術競技会および選手権規定

1. ポニー障害馬術競技会と選手権は、以下に特に記載がない限り、障害馬術規程に則って開催しなければならない。

第 16 条 障害物

1. 選手権と CSIOP のコースは 10～12 個の障害物で構成し、飛越数は 15 までとする。コンビネーション障害の数はダブル 1 個とトリプル 1 個、あるいはダブル 3 個までである。
 - 1.1 他の競技会におけるコースも上述した規模の範囲内とし、必要な場合は出場する選手とポニーの水準に応じて変更する。
2. 障害物は頑強な造りであり、見栄えの良い外観でなければならない。ポニーは馬よりも体重が軽いことを考慮し、そのようなポニーがあてても障害物が落下するようにしなければならない。
3. 選手権における障害物の高さ上限は、ジャンプオフの場合を除いて次の通りである：
 - 3.1 フェアウェル競技では高さ 1.25m、幅 1.40m（トリプルバーでは 1.60m）を超えない大きさとする。
 - 3.2 第 1 競技と団体決勝では高さ 1.30m、幅 1.40m（トリプルバーでは 1.60m）まで。
 - 3.3 個人決勝では高さ 1.35m、幅 1.45m（トリプルバーでは 1.60m）まで。
4. CSIOP における障害物の高さ上限は、選手権における類似競技で指定されている規模を超えないこととする。
 - 4.1 CSIP 競技会では障害物の大きさに同様の上限を適用するが、第 1 ラウンドでは高さ 1.20m、幅 1.30m 以内とすることを推奨する。
 - 4.2 貸与ポニー形式での CSIP 競技会では、障害物の高さは 1.20m を超えてはな

らない。

5. ジャンプオフでは（障害馬術規程第 246 条 1 に従い）、最大 10cm まで障害物の高さを上げ、幅を広げることができるが、いかなる場合も高さは 1.40m まで、幅は 1.50m（トリプルバーでは 1.60m）以内とする。
6. 水濠障害については、踏切部分を含めて幅が 3.30m を超えてはならない。選手権と CSIOP では、踏切部分を含めて 3 m 以上を推奨する。選手権あるいは CSIOP の団体競技、ネーションズカップ競技で水濠障害を使用する場合は、第 2 ラウンドで横木の本数は任意だがすべてに FEI 認可のセイフティーカップ（セイフティーカップの深さについては第 211 条 10 を参照）を使用した垂直障害を水濠障害上に設置しなければならない；この障害物は水濠障害ではなく、垂直障害として審査する（障害馬術規程第 211 条 10 参照）。
7. コンビネーション障害の障害間距離は 7m 以上、11m 以内とする。

第 17 条 練習用障害物

1. スクーリングエリアでの障害物は、その選手が出場準備をしている競技の該当ラウンドで使用されている障害物の大きさ（高さと幅）を超えてはならない。
2. 特定の競技に向けた準備ではなく、障害飛越訓練を行うポニーライダーについては、障害物の高さ最大 1.35m、最大幅 1.45m を遵守しなければならない。

第 18 条 速度

1. すべての競技において速度は分速 350m とする。

第 19 条 服装、保護用ヘッドギア、人工的な補助具と敬礼

1. 騎乗中は常に保護用ヘッドギアを適正に着用することが義務づけられる。
2. いかなる選手も脱帽せず、頭を下げることで競技場審判団へ敬意を表わすものとする。
3. 競技用ジャケットかクラブのユニフォームジャケット。競技用ジャケットの色指定はないが、外向きのボタンでなければならない。襟付きジャケットの場合はジャケットと同色か他の色のラベルカラー（折り返し襟）でなければならない。襟なしジャケットも認められるが、ジャケットの前をとめた時にシャツの襟とタイが見えることを条件とする。白か淡黄褐色の乗馬ズボンかジョッパーと長靴。長靴は踵付きでなければならない。白のシャツにタイかハンティング・ストック。

4. 拍車の装着は任意であるが、もし使用する場合は、表面の滑らかな金属製でなければならない。柄がある場合、長靴から拍車先端までを測定した長さが4cm以内で、柄は後方を向いてなければならない。先端は鋭利であってはならない。柄がカーブしている場合、拍車は柄を下向きの状態で着用しなければならない。歯車状の輪拍は許可されない。ハンマー拍車は上記要件を満たしていれば使用できる。硬質プラスチックや金属のノブ付きの金属あるいはプラスチック製「インパルス拍車」や柄のない「疑似拍車」は認められる。円盤状の輪拍は認められる。馬と接する面とすべての角はなめらかで丸くなければならない。騎乗している選手は長靴に拍車を1個ずつのみ装着できる。
5. 騎乗している選手は鞭を1本のみ所持できる。選手はいかなる時も先端に重りの付いた鞭を使用あるいは携帯すること、あるいは長さが75cmを超える鞭の使用は厳しく禁止される。鞭の代用品を携帯することはできない。
6. 上記にて網羅されていないことについては障害馬術規程第256条を適用する。

第20条 ヘッドギアの脱落と顎紐の緩み


障害馬術規程第256条1.4を参照

第21条 馬装の検査

1. 競技会あるいは選手権への到着時点から全大会が終了するまでは、常に競技会場全体で以下を適用する：
 - 1.1 手綱は銜かコンバーターにつけるか、あるいは頭勒に直接装着しなければならない。可動式ランニング・マルタンガールのみ使用が許可される。大勒は認められない。以下の銜と鼻革が許可される：
 - 1.1.1 銜

銜はどのような素材のものでもよい（金属、ゴム、プラスチック、革など）が、製造された本来の形態で使用しなければならない。大勒は認められない。銜の直径は10mm以上とする。

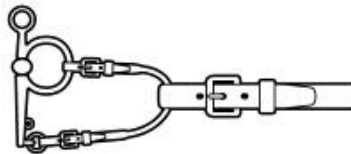
注記：ワイヤ、ダブルワイヤ、あるいはチェーンビットは使用できない。次の銜が許可される：

- | | |
|---------------|--|
| あらゆるタイプの水勒頭絡： | ジョイント式、ダブルジョイント式、
あるいはジョイントのないもの
カーブしているマウスピース 
ソフトなねじりあり (soft twisted) |
| あらゆるタイプのギャグ： | ジョイント式あるいはジョイントのない |

通常タイプの水勒ギャグ

あらゆるタイプのペラム：
ジョイント式、ダブルジョイント式、
あるいはジョイントのないもの
カーブしているマウスピース
ソルトなねじりあり (soft twisted)
頬枝の長さは 15cm まで

注記：ペラムはすべて一本手綱で使用しなければならない。手綱はコンバーターを使用するか、あるいは銜リングの大きい方へ装着して使用しなければならない。



シングルレーン用ストラップ（コンバーター）の例－ペラム

あらゆるタイプのキンバーウィック（Kimberwicks）

ペソア：スムーズな（ねじりのない）水勒ペソアのみ許可される。4 リングまで（最上部の頬部分のリング含む）。手綱はどのリングに装着していても良く、またコンバーターを使って装着しても良い；2 本手綱を使用しても良い。
ジョイント式、ダブルジョイント式、あるいはジョイントのないもの
頬枝の長さは 16cm まで

ハックモア：ハックモアのノーズピースは平らで、しなやかなざらつきのない素材で作られていなければならない；ノーズピースへの詰め物やシープスキンは許可される；ノーズピースや詰め物、シープスキンにはいかなる種類の金属片も挿入できない。枝の長さは 17cm までとする（上のリング中央から下のリング中央までを測る。「グルメット（curb chain）」やストラップ付きのものでは、下のリング中央から枝と鼻革（nose piece）の連結部までを測らなければならない。障害馬術スチュワードマニュアルで写真を参照のこと。）

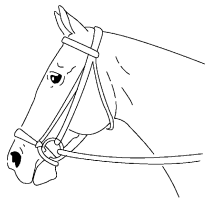
注記：ハックモアを銜と組み合わせて使うことはできない。

1.1.2 鼻革

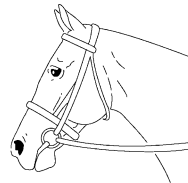
鼻革は平らでなければならない。革以外の素材で作られた鼻革は許可されないが、例外として鼻革の正面部分は皮膚保護のため任意で平らなざらつきのない革様素材を用いてもよい。鼻革にシープスキンを装着することは認められる。交叉鼻革で2本のストラップが交わる部分にシープスキンの小さいディスクを使用することはできる。ポニー障害馬術競技会では、次のような鼻革の使用が

認められる：

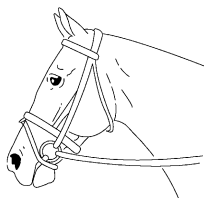
Dropped noseband
ドロップ鼻革



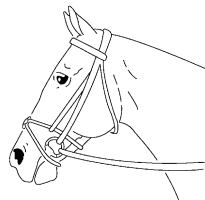
Cavesson noseband
カブソン鼻革



Flash noseband
フラッシュ鼻革



Crossed noseband
交叉鼻革



上記の各種鼻革のバリエーションとして、これに限定するものではないが下図の鼻革は本条項に準拠し、適正に装着されていてポニーの呼吸を妨げていない場合に使用が認められる（詳細はスチュワードマニュアル参照）。



1.2 安全確保の観点より、鐙と鐙革（セイフティ鐙にも適用される）はあおり革の外側で鞍の托革から垂れ下がってはいなければならない。選手は直接あるいは間接的にであれ、自分の体のいかなる部分も馬具に縛り付けてはならない。

1.3 ポニーの前肢あるいは後肢に装着が認められる装具（単一のブーツか複数のブーツ、フェットロックリングなど）の総重量は、装具が濡れている場合を含めいかなる状況下でも 1 肢あたり 500 グラムを超えてはならない（蹄鉄あるいは蹄鉄の代用品は含まない）。

1.4 ポニー障害馬術競技会で使用できる後肢用ブーツの種類については、障害馬術

規程第 257 条 2.4 と第 257 条 2.5 の記載を参照のこと。

1.5 舌紐の使用は禁止である。舌押さえの使用については獣医規程第 1046 条 5 を参照のこと。

2. 競技アリーナにて：

2.1 ブリンカーと馬の目を覆うフライマスクの使用は禁止である。

2.2 頭絡の頬革上に革、シープスキンもしくはこれに類する素材をあてることはできるが、馬の頬から測って直径 3cm を超えないものとする。

2.3 表彰式やパレードの間を除き、競技アリーナでの折り返し（ランニングレーン）の使用は禁止である。

3. 第 21 条 1 と第 21 条 2 に記載の規定遵守を怠った場合は失権となる。

4. 競技場審判団は獣医師からの助言に基づき、ポニーが怪我をしそうな銜や拍車の使用を禁止する権限がある。

5. スチュワードを選任して、アリーナ入場前に各ポニーの馬装を点検しなければならない。

第 22 条 大陸障害馬術選手権

1. 参加申込

FEI 障害馬術部門ディレクターから実施要項の承認を受けた後、開催国 NF はその実施要項とともに招待状を該当する大陸の NF へ送付する。

2. チーム

2.1 各 NF は選手 6 名、ポニー 6 頭以内の構成で 1 チームを参加申込でき、このうち選手 5 名とポニー 5 頭を選手権へ派遣できる。選手 5 名とポニー 5 頭すべてが選手権に出場できる（下記 6.1 を参照）。

2.2 組織委員会はチーム監督に招待状を送付するとともに、チーム監督には選手と同等の特典を供与しなければならない。

3. チームに代わる個人選手

チームを派遣できない NF は、1 名あるいは 2 名の個人選手を各々 1 頭のポニーとともに参加申込できる。

4. NF はポニー 2 頭につきグループを 1 名、各チームにつき 2 名までのグループを派遣できる。

5. 参加申込は一般規程第 116 条 2.2(i)～第 116 条 2.2(ii)に従い、2 段階に分けて行うこととする：

実施要項には、チームだけの派遣か、あるいはチームと個人選手の両方か、個人選手だけかを NF が通知する期限を記載することがある。ポニー大陸障害馬術選手権に参加申込できる選手とポニーのノミネートエントリーおよびデフィニットエントリー数の上限は以下の通り：

- ノミネートエントリー：選手 12 名とポニー 12 頭
- デフィニットエントリー：選手 6 名とポニー 6 頭で、このうち選手 5 名とポニー 5 頭が選手権への派遣を認められる（上記第 22 条 2.1 参照）。

ノミネートエントリー（選手権の 4 週間前）リストで選手権に参加申込している選手とポニーは、デフィニットエントリー期日（遅くとも選手権開始の 4 日前）まで、一般規程第 116 条 2.2(i)に特定した制限内での交代および追加が可能である。

選手および／またはポニーの事故あるいは病気が発生した場合は、公式医師および／または獣医師からの診断書によりこれが確認できれば、デフィニットエントリー期日から当該選手権の第 1 回ポニーインスペクション 1 時間前まで、選手および／またはポニーの交代が可能である。このような交代はノミネートエントリーの最新リストから行わなければならない、競技場審判団の承認が必要である。

6. 競技方式

6.1 選手権は各々異なる日に行われる 3 競技で構成される。第 1 競技と、第 2 競技の各ラウンドにおける各国上位 3 選手の減点を合計してチーム順位を決定し、3 つの選手権競技各々における減点を合計して個人順位を決定する。

6.2 第 1 競技（団体と個人）

6.2.1 これはタイムレースの基準 A 競技であり、第 1 位で同点の選手がでてジャンプオフを行わない（障害馬術規程第 238 条 2.1 参照）。選手が失権または棄権した場合は、最多減点の選手のスコアに減点 20 を加算した点数が当該選手の減点となる。もし当該選手の失権あるいは棄権するまでの減点が出場選手の中で最も多かった場合は、そのスコアに減点 20 が加算される。

6.2.2 第 1 競技における選手のスターティングオーダーは、障害馬術規程第 252 条に準拠した抽選で決定する。

6.3 第 2 競技（団体決勝、第 2 次個人）

6.3.1 この競技は同一コースで 2 ラウンド、あるいは難度は同じだが異なるコースでの 2 ラウンドをタイムレースでなく基準 A で行い、団体競技の全体順位にて第 1 位、第 2 位および／または第 3 位で同減点となった場合はタイムレースのジャンプオフを 1 回行う。

この競技には第 1 次予選競技に参加した選手とポニーのみ出場でき、団体順位は出場を申告したチームメンバーにのみ影響する。

6.3.2 第 2 競技のスターティングオーダー

第 2 競技のスターティングオーダーは、障害馬術規程第 252 条に則って行われる第 1 ラウンドの抽選結果に従う。第 2 ラウンドのスターティングオーダーは、第 1 競技における各国選手 5 名のうち上位 3 選手の減点と団体決勝第 1 ラウンドでの各チーム上位 3 選手の減点を合算したリバースオーダーとする。

第 2 ラウンドでは個人選手がチームの前に出場する。同減点の個人選手あるいはチーム選手がでた場合は、第 1 ラウンドでのスターティングオーダーを採用する。

ジャンプオフとなった場合のスターティングオーダーは、第 2 ラウンドのスターティングオーダーを採用する。

ジャンプオフが 2 回必要となった場合は、第 3 位決定のジャンプオフを第 2 位および第 1 位決定のジャンプオフに先がけて行うものとする。

第 2 ラウンドへの出場は、第 1 競技と団体決勝第 1 ラウンド終了後の成績で上位 10 チームと、第 10 位で同順位のチームに限定される。

上位 10 チームと第 10 位で同順位のチームが第 2 ラウンドを開始する前に、個人選手と第 2 ラウンドへ予選通過できなかったチームメンバー全員が第 3 競技への第 2 ラウンド予選に出場できる。第 2 ラウンド予選と団体競技第 2 ラウンドとの間には、30 分以上のブレイクを設けなければならない。

6.4 フェアウェル競技

組織委員会は、個人決勝へ出場資格を得られなかった選手を対象として、個人選手のフェアウェル競技を 1 回設けなければならない。この競技は基準 A 採用でタイムレースとしてジャンプオフなしで審査する（障害馬術規程第 238 条 2.1 参照）か、あるいは基準 A 採用でタイムレースとし、第 1 位で同減点の選手がでた場合

はタイムレースのジャンプオフを1回行う（障害馬術規程第238条2.2参照）。

6.5 第3競技（個人決勝）

6.5.1 この競技は2つの異なるコースのラウンドAとラウンドBで構成し、各々基準Aを採用してタイムレースではなく行われる。

出場資格があるのは、第1競技と第2競技の減点合計で上位60%の選手（出場資格を得られる最下位順位で同点の選手を含む）であるが、この上位選手60%は30名を上限とする。選手数の60%が15名未満とならない限り、この競技へ出場できる選手数は15名以上、30名以内としなければならない。しかし予選通過の最下位順位で同減点の選手は、出場選手数が30名を超えた場合でも全員が個人決勝へ出場できる。

選手は（完走あるいは完走しないにかかわらず）第1競技に出場しており、また第2競技を（失権あるいは棄権することなく）完走していなければならない。もし何らかの理由で出場資格を得た選手のうち1名またはそれ以上の選手が出場できない場合でも、次点の選手の繰り上げは行わない。

ラウンドAを完走した選手は全員がラウンドBへ出場する。両ラウンドでの減点を合算する。

選手はラウンドBのコース下見を行うことができる。

6.5.2 スターティングオーダー

ラウンドAのスターティングオーダーは、選手権の第1競技と第2競技で生じた減点合計のリバースオーダーとする。どの順位についても同減点となった場合は、第1競技の成績でスターティングオーダーを決定する。従って最下位で予選通過した選手が最初の出場となる。

ラウンドBのスターティングオーダーは第1競技、第2競技、およびラウンドAで生じた減点合計のリバースオーダーとする。最多減点の選手が最初に出場し、最少減点の選手が最後の出場となる。同減点の選手がでた場合は、第1競技の成績でスターティングオーダーを決定する。

7. 出場選手の申告と交代

7.1 チーム監督はチーム構成（3組以上4組までの選手／ポニー）を第2競技前日の18:00までに書面にて組織委員会へ申告しなければならない。5組目のコンビネーション（選手／ポニー）は個人選手として第2競技に出場でき、予選を通過

すれば第 3 競技（個人決勝）に出場できる。

7.2 チームメンバー4名のうち1名、またはポニー4頭のうち1頭に事故あるいは病気が発生した場合に限り、第1競技開始の1時間前まで5組目のコンビネーション（選手／ポニー）がチームメンバーに代わることができるが、ただしチーム監督が競技場審判団から承認を得た場合とする。

7.3 選手権が CSI と同時開催される場合、組織委員会は選手権の出場選手に別のポニーで CSI 競技への出場を認めることがある。しかし選手権で騎乗するポニーは競技会への到着前に申告しなければならず、代替することはできない。

7.4 交代

出場選手／ポニーの申告を行ってから最初の選手権競技開始 1 時間前までに選手および／またはポニーの事故あるいは病気が発生した場合は、公式医師からの診断書の提出および／または獣医師代表団の許可を受け、競技場審判団長の承認を得ることで、デフィニットエントリーにて正式に参加申込している他の選手および／またはポニーに代えるか、あるいは第 22 条 5 に則して交代させることができる。

8. 障害物とコース

前述の第 16 条を参照のこと。

9. 競技場審判団と外国人技術代表

競技場審判団長と外国人技術代表については、FEI 障害馬術部門ディレクターが障害馬術委員会と協議のうえ選任しなければならない。彼らの選任と競技場審判団メンバーの選任については、一般規程と障害馬術規程に定める要件に準拠しなければならない。

10. 獣医師代表団

獣医師代表団の構成、および獣医師代表団長とメンバーの選任は、獣医規程に定める要件に準拠しなければならない。

11. 本付則に網羅されていない状況については、競技場審判団が FEI の一般規程と障害馬術規程に則り、選手権順位を公正に決定するにあたり最善と思われる決断を下す。

12. 落馬またはポニーの転倒

選手の落馬またはポニーの転倒で、選手は当該競技から失権となる。これはネー

シヨonzカップ競技および選手権競技でも同様である。しかしながら、公式医師と競技場審判団が承認した場合に限り、ネーションズカップの第 2 ラウンドには出場できる。失権した選手の成績は当該ラウンドで最下位となった選手のスコアに減点 20 が加算される（第 22 条 6.2.1 と第 22 条 15.2 参照）。

13. 団体順位

13.1 団体順位は第 1 競技、および団体決勝における 2 回走行の各走行で、各チーム内上位 3 選手の減点を合計して決定する。団体決勝の第 2 ラウンドへ出場しなかったチームについては、第 1 競技における各チーム内上位 3 選手の減点と、団体決勝の第 1 ラウンドにおけるチーム内上位 3 選手の成績を合計して順位を決定する。

13.2 第 1 ラウンドあるいは第 2 ラウンドを完走していないチーム選手については、当該ラウンドを完走した最下位チーム選手のスコアに減点 20 を加算する。当該選手が失権あるいは棄権するまでに加算された減点が、競技を完走した最下位チーム選手よりも多かった場合は、失権あるいは棄権した時点で課されていた減点に減点 20 が加算される。

13.3 第 1 位、第 2 位および／または第 3 位で同減点のチームがでた場合は、タイムレースのジャンプオフを 1 回行わなければならない、チームメンバーは全員が参加する。ジャンプオフが 2 回必要となった場合は、第 1 位と第 2 位を決定するジャンプオフの前に第 3 位決定戦を行わなければならない。ジャンプオフでの順位は、各チーム上位 3 選手の減点とタイムを合計して決定する。それでも同減点、同タイムの場合は同順位となる。

13.4 その他の順位で同減点の場合は同順位となる。

13.5 第 2 競技では団体順位に加えて個人順位も決定して賞を授与する。

14. 個人順位

14.1 個人順位は各選手の第 1 次予選競技、第 2 次予選競技の 2 回走行（ジャンプオフが行われた場合でもその減点は含めない）、第 3 競技（個人決勝）のラウンド A とラウンド B の減点を合計して決定する。

14.2 第 1 位、第 2 位および／または第 3 位で同減点の選手がでた場合は、タイムレースのジャンプオフを 1 回行わなければならない。ジャンプオフが 2 回必要となった場合は、第 1 を決定するジャンプオフの前に第 3 位決定戦を行う。それでも同減点、同タイムの場合は同順位となる。

- 14.3 全体の個人順位（第 14 条 1 参照）に加えて、第 3 競技（個人決勝）に出場の選手には別個に順位付けを行い、賞を授与する；この順位付けではラウンド A とラウンド B の成績のみをカウントする。同減点の選手は同順位となる。

第 23 条 選手権以外の競技会

1. CSIOP

- 1.1 障害馬術規程第 238 条あるいは第 273 条 3.1、3.2、3.3 に従い、実施要項には公式団体競技とグランプリ競技を組み込まなければならない。組織委員会は FEI の許可を受けて、開催国 NF のポニーライダーを追加して招待することができる。

- 1.2 下記 2. に従うものとして、本付則第 22 条の該当条項を CSIOP に適用する。

2. 選手権以外の CSIP と CSIOP

- 2.1 公式団体競技と非公式団体競技を行う場合は、可能な限り障害馬術規程第 264 条に則って開催する。

- 2.2 障害馬術規程あるいは実施要項に明記していない限り、団体競技あるいは個人競技で第 1 位を決定するジャンプオフは行わない。

- 2.3 組織委員会は、選手権のための競技プログラムに必ずしも固執する必要はないが、前述の 1.1（CSIOP）に従い、実情に最も相応しく、選手が楽しめて観客も楽しませることができるような実施要項の策定を推奨する。

- 2.4 障害馬術規程第 238 条に則って行われる競技を軽視するものではないが、基準 C による競技や、障害馬術規程第 265 条～第 271 条に掲載の特別競技も考慮すべきである。だが障害馬術規程第 262 条 2（ピュイッサンス競技）と障害馬術規程第 262 条 3（六段障害飛越競技とオブスタクル・イン・ライン競技）に基づく競技は認められない。

- 2.5 自然障害を利用できる場合は、「ポニー・ダービー」と名称をつけた競技を障害馬術規程第 277 条に則って開催することができるが、この場合はコース全長の指定はない。この競技は基準 A あるいはタイムレースとして 1 ラウンドで行うか、基準 A にて 1 ラウンドとジャンプオフ 1 回で行うか、もしくは基準 C で行うことができる（障害馬術規程第 277 条参照）。

- 2.6 選手権競技を除き、少年と少女を対象とした競技を行うことができる。

3. 落馬またはポニーの転倒
第 22 条 12 を参照のこと。

付則 12 チルドレン競技会規程

第 1 章 緒 言

第 1 条 概 要

1. チルドレンの参加は世界の馬術競技の発展に重要な要素である。
2. 以下に定める一連の規則の目的は、馬に騎乗するチルドレンに特化した配慮をほどこし、世界中の様々なタイプのチルドレン競技会と競技を規格統一することにある。

第 2 条 諸規程の優先性

本規程に網羅されていない事柄についてはすべて、一般規程、獣医規程、障害馬術規程を適用する。

第 2 章 出場資格

第 3 条 チルドレンの定義

1. 選手は 12 歳となる暦年の始めから 14 歳となる暦年の終わりまで、チルドレンカテゴリーで競技に出場できる。
2. チルドレン競技会では、選手は馬でのみ出場できる。ポニーで出場することは認められない。

第 3 章 国際競技会と FEI 選手権

第 4 条 競技会の種類

1. 馬で競技に出場するチルドレンのための障害馬術競技会としては、次の種類がある：国際競技会（CSIch）、公式国際競技会（CSIOCh）、選手権
2. CSIch は開催国 NF の個人選手、および参加 NF 数に制限を設けず諸外国からの個人選手を対象とする国際競技会である。
 - 2.1 チルドレンを対象とする国際障害馬術競技会は次のように区分される：CSIch カテゴリー A（賞金が授与される競技会）と CSIch カテゴリー B（賞金なしの競技会）
 - 2.2 これらの競技会では、「ネーションズカップ」と表記できない厳格に非公式な団体競技を開催できるが、選手数は各チーム 3～4 名に限定しなければならない。

3. CSIOCh はチームを派遣する 3 NF 以上を対象とする公式国際競技会である。
- 3.1 該当する競技種目規程に定める通り、公式団体競技と公式個人競技を含めなければならない。
- 3.2 どの競技種目についても、同一 NF で同一年に開催できる CSIOCh は屋内で 1 回、屋外で 1 回の合計 2 回までとする。
- 3.3 CSIOCh は、既に競技カレンダーに組み込まれているチルドレン国際競技会の開催を妨げない場合に限り、FEI 事務総長の判断によって、その年のカレンダーへの組み込みを認められることがある。
- 3.4 このような競技会へは開催国 NF から 1 チーム、外国からは各 NF につき 1 チームが参加できる。
- 3.4.1 CSIOCh 競技会への招待について、組織委員会は次の方式のいずれかを選択できる：
- 本付則第 19 条 2.1 と第 19 条 3.1 に従う；あるいは
 - 障害馬術規程第 249 条 1 と第 249 条 2 に従う。
- 3.5 いずれの競技種目でも、団体競技は選手 4 名と馬 4 頭でチームを構成し、このうち上位 3 選手の成績をカウントする。3 名構成のチームも認められる。
4. 貸与馬での国際競技会
- 4.1 FEI 事務総長の同意があれば、組織委員会が提供する馬を用いて CSIOCh 競技会および CSIOCh 競技会を開催できる。この場合は貸与馬競技会であることを明示しなければならない。例えば CSIOCh カテゴリー A（貸与馬）。
- 4.2 大陸選手権を貸与馬で開催することはできない。
- 4.3 FEI 事務総長の同意があれば、組織委員会は貸与馬を提供する競技会で様々な方式を採用することはできるが、推奨される方式は次の通りである：
- 4.3.1 開催国 NF の選手が各々馬を 2 頭提供する。抽選を行って外国人選手と開催国選手とを組み合わせる。もう 1 回抽選を行って、開催国選手の馬のどちらかを相手の外国人選手に割り当てる。開催国 NF の選手は外国人選手に割り当てられなかったもう片方の馬に騎乗する。
- 4.3.2 開催国 NF の選手が各々馬を 2 頭提供する。外国人選手は各々、開催国 NF の各選手が騎乗する馬を抽選する。残った馬を集めてもう 1 回抽選を行い、外国

人選手に割り当てる。

4.3.3 組織委員会が馬を全頭提供し、抽選で出場選手に割り当てる。

4.3.4 開催国 NF の選手が各々馬を 1 頭提供する。抽選を行って外国人選手と開催国選手の組み合わせを行う。各馬には開催国 NF 選手と外国人選手が騎乗する。第 1 競技では開催国 NF 選手が先に自分の馬に騎乗する。

4.3.5 貸与馬競技にはすべて次の規則を適用する：

4.3.6 外国人選手には十分な頭数のリザーブ馬を提供しなければならない。明らかに外国人選手には不相当と思われる馬は、リザーブ馬に変更しなければならない。このような馬の交代は競技場審判団の承認が必要である。

4.3.7 どの選手も 1 時間の騎乗セッションで、抽選で決定した馬に少なくとも 1 回は騎乗する機会が与えられる。

4.3.8 トレーニングセッションで飛越できるのは障害物 6 個までとする。クロスバーはこれにカウントしない。

4.3.9 組織委員会はスクーリングセッションを統括する規則を定める。

4.3.10 リバプール、乾壕、そしてバンクなどの自然障害は使用できない。

4.3.11 遅くとも第 1 競技の 2 日前までには馬を割り当てなければならない。

4.3.12 馬には毎日 1 回、1 時間まで騎乗できる。

4.3.13 ホースオーナーから承諾を得ている場合に限り、競技会開催中に馬のトレーナーか他の人物が当該馬をスクーリングすることは可能である。

4.3.14 馬には日常使われている銜であり、抽選に際して臨場した時の銜を使用し、て騎乗しなければならない。ホースオーナーの同意があった場合にのみ銜を替えることができる。

4.3.15 1 個の障害物で 3 回飛越を試みた場合は、障害物 1 個の飛越とカウントする。ダブル 1 個あるいはトリプル 1 個は、障害物 1 個とカウントする。

- 4.3.16 以下に別段の記載がある場合を除き、4.3.4 に則って行われる貸与馬競技には上述の規則および次の規則を適用する。
- 4.3.17 競技開催日には、前段の選手と後段の選手は各々 6 個の障害物を飛越することができる。
- 4.3.18 コース上の障害物の数は合計 8 個までとし、飛越数は 10 回以内とする。ダブルを 2 個あるいはトリプルを 1 個、使用することができる。
- 4.3.19 第 1 競技では、先ず開催国 NF の選手が騎乗しなければならない。
- 4.3.20 開催国 NF の選手数に見合うだけの十分な数の外国人選手がいない場合は、外国人選手の間で抽選を行い、割り当てから外れている余剰馬に誰が騎乗するかを決めて、すべての馬が 1 日に 2 回出場するようにする。

第 5 条 大陸選手権

1. 毎年、各大陸にて大陸選手権を開催できる（一般規程第 104 条 2.2 参照）。
2. 選手権はできるだけ学校の長期休暇中に開催する（ヨーロッパにおいては 7 月中旬から 8 月中旬）。
3. 選手権は屋外で開催する。
4. 大陸選手権はその大陸にあるすべての NF を対象とする。
5. FEI が選手権の開催を承認する。選手権の開催を希望する NF は、一般規程に定める要領で申請しなければならない。
6. 選手権は一般規程、当該種目の競技会規程、本規程を厳格に遵守して開催しなければならない（第 4 章も参照）。
7. 大陸選手権は、開催国 NF を含めて 6NF 以上の参加があつて初めて開催できるが、ヨーロッパ域外では開催国 NF を含めて少なくとも 2NF から地域チームの参加があれば大陸選手権を開催できる。関与する NF が地域チーム基準を定める。参加申込の締切日以降、選手権の開始前に出場を取り止めた NF については出場とみなされる。
8. ヨーロッパ障害馬術選手権ではエントリー代が課されることがあるが、400 ユー

口を上限とする。他の大陸選手権では適正な金額であればエントリー代を徴収してもよいが、FEI の承認が必要である。

9. 所属 NF から公式に参加申込されたチームおよび／または個人選手だけが出場できる。

第 6 条 国際競技会と選手権への出場資格

1. 該当年齢に達している選手は、2 つ以上のカテゴリーで競技および選手権に出場できるが、各競技種目につき 1 暦年の間に出場できる大陸選手権は 1 カテゴリーのみである。
 - 1.1 14 歳となる年にジュニア対象の大陸障害馬術選手権競技に出場した選手は、それ以後、チルドレン選手権に参加することはできなくなる。
 - 1.2 選手はその所属 NF から明確な許可があれば、12 歳の誕生日を迎える年から特定のシニア国際競技に参加できる（障害馬術規程第 255 条参照）。
 - 1.3 選手は同じ競技会場で同一週に行われる CSIOCh と CSIOJ に出場することはできない。しかし該当年齢に達している選手は、同じ競技会場で同一週に行われる CSIOCh にてネーションズカップを含むすべての競技に馬で出場し、CSIOP にてネーションズカップを含むすべての競技にポニーで出場することはできる。

第 7 条 経費と特典

1. 競技会

チルドレンを対象とする競技会の組織委員会は、ホテルかユースホステル、あるいは個人家庭への宿泊と資金援助について招待選手の所属 NF と交渉すること、およびこれを提供することは自由である。
2. 選手権と CSIOCh 競技会
 - 2.1 NF は自国のチーム監督、選手、グルーム、馬について、選手権と CSIOCh 競技会の開催地への往復旅費を負担する。
 - 2.2 組織委員会については上記 1. に同じであるが、以下に示す項目は最低限遵守しなければならない：
 - － 組織委員会は厩舎と飼料を無料で提供しなければならない；
 - － グルームはできるだけ厩舎近くに滞在できるようにする。
 - 2.3 役員については一般規程を適用する。

3. 特典はすべて、競技会の開催前日から終了の翌日まで供与される。
4. チーム監督は競技会開催期間を通して、そのチームおよび／または個人選手の行動に責任を負う。損害が生じた場合はチーム監督とその所属 NF が責任を負う。選手が個人家庭に宿泊しない場合、チーム監督はそのチームおよび／または個人選手と同泊しなければならない。

競技場審判団は損害額を査定する権限を有する。競技場審判団は、容認しがたい行為については競技会期間中を通してどの時点であっても、FEI 司法制度に従って罰金を科し、またそのチームおよび／または個人選手を失格とすることができる。

第8条 褒賞

1. チルドレン競技会では、賞金および／または賞品を授与しなければならない。CSICh、CSIOCh またはチルドレン障害馬術選手権で授与できる賞金総額は8,000 ユーロまでである。賞品が贈られる場合は、そのおおよその価格を実施要項に記載しなければならない。
2. 選手権を除くすべての競技会において、その出場選手数の4分の1、少なくとも第5位までの選手に、賞金がでない場合はリボンと賞品、あるいは記念品を授与しなければならない。上位4名の個人選手には厩舎プレートを授与することが望ましい。
3. 選手権では少なくとも次のような賞を授与しなければならない：
 - 3.1 フェアウェル競技では、その出場選手数の4分の1、少なくとも第5位までの選手に賞金および／または賞品、厩舎プレート、リボンを授与する。
 - 3.2 団体選手権競技ではFEIメダルを4名のチームメンバー全員に授与する（一般規程第104条2.2.5参照）。優勝したNFへは、総会にてFEIトロフィーを授与する。更に上位4チームには、選手4名各々に賞金および／または賞品、厩舎プレート、リボンを授与する。
 - 3.3 個人選手権競技ではFEIメダルを授与する（一般規程第104条2.2.5参照）。更に出場選手数の4分の1、少なくとも第5位までの選手に賞金および／または賞品、厩舎プレート、リボンを授与する。
 - 3.4 選手権では、表彰式に大変重要な意味合いをもたせてアリーナで行うべきであり、選手は馬に騎乗して臨む。

3.5 組織委員会はチーム監督と選手全員に記念品か厩舎プレートを進呈することとする。入賞チームの監督には厩舎プレートを授与しなければならない；上位 3 チームの監督には賞品も授与しなければならない。

3.6 組織委員会はこの他にも次のような賞をできるだけ多く授与するべきである：

3.6.1 ベストスタイルの選手；

3.6.2 スポーツマンシップ

第 9 条 馬

1. スクーリング

競技会あるいは選手権の第 1 競技が行われる前日の 18:00 から、競技会あるいは選手権全体が終了するまで、選手の馬は競技会あるいは選手権の会場内外で選手以外の者が騎乗してスクーリングしてはならない。これに違反した場合は失格となる。しかし選手以外の人物が FEI スチュワード監視下で調馬索運動や引き運動などを行うことは認められる。貸与馬競技会に限り、ホースオーナーが認めた場合は、トレーナーあるいはトレーナーが委託した人物が上述期間に選手の馬をスクーリングすることは認められる。

2. コントロール

自分の馬の制御ができないチルドレン選手については、競技場審判団の判断で競技開始前あるいはラウンド走行中に、競技あるいは競技会全体から出場を取り止めさせられることがある。

3. 個体識別

馬は競技会期間中を通して指定の厩舎へ入れなければならない。これに違反した場合は失格となる。

各馬は到着時に組織委員会から交付される個体識別番号を、競技会期間中を通して使用する。スチュワードを含むどの役員でも馬の個体識別ができるよう、厩舎から出る時にはいつでもこの番号を付けていることが義務づけられる。この番号の提示を怠った場合は先ず警告カードが渡され、再犯の場合は FEI 司法手続きに従い、競技場審判団から当該選手に罰金が科せられる。

第 10 条 役員

1. カテゴリー A の CSIch 競技会における審判員の選任は、障害馬術規程第 259 条の CSI2* 規定に従わなければならない。カテゴリー B の CSIch 競技会における審判員の選任は、障害馬術規程第 259 条の CSI1* 競技会規定に従わなければならない

い。

2. チルドレン競技に経験のある役員を競技場審判団に加えるよう、組織委員会へは強く進言するものである。
3. 大陸選手権では、FEI が競技場審判団長、技術代表、外国人獣医師代表を選任しなければならない（本付則第 26 条と第 27 条参照）。

第 11 条 パスポート

1. 一般規程第 137 条と獣医規程第 1001 条を適用する。

第 12 条 実施要項

1. ヤングライダーとジュニア規程第 12 条を適用する。

第 13 条 チルドレン障害馬術競技会および選手権規定

1. チルドレン障害馬術競技会と選手権は、以下に特に記載がない限り、障害馬術規程に則って開催しなければならない。

第 14 条 障害物

1. CSICH あるいは CSIOCh では、ジャンプオフの場合を除いて障害物は高さ 1.30m、幅 1.40m を超えてはならず、またジャンプオフでは 6～8 個の障害物でコースを構成し、そのうち 4 個までは高さ最大を 1.30m とする。大陸選手権における障害物の高さ最大については第 23 条を参照のこと。
2. バンク、堆土、傾斜路の使用は認められない。横木の数は任意だが FEI 認可セーフティーカップ（セーフティーカップの深さについては第 211 条 10 参照）を使用して垂直障害を設置した最大幅 2.50m の水濠障害は許可される；この障害物は水濠障害としてではなく、垂直障害として審査される（障害馬術規程第 211 条 10 参照）。
3. リバプールの使用は認められる。

第 15 条 速度

1. CSIOCh と選手権の競技では、速度を分速 350m としなければならないが、その他の競技では分速 300～350m の間で定めることができる。

第 16 条 基準「C」競技

1. 基準「C」競技は認められない。

第 17 条 服装と保護用ヘッドギア、人工補助具、敬礼

1. 騎乗中は常に保護用ヘッドギアを適正に着用することが義務づけられる。
2. いかなる選手も脱帽せず、頭を下げることで競技場審判団へ敬意を表わすものとする。
3. 競技用ジャケットかクラブのユニフォームジャケット。競技用ジャケットの色指定はないが、外向きのボタンでなければならない。襟付きジャケットの場合はジャケットと同色か他の色のラベルカラー（折り返し襟）でなければならない。襟なしジャケットも認められるが、ジャケットの前をとめた時にシャツの襟とタイが見えることを条件とする。白か淡黄褐色の乗馬ズボンかジョッパーと長靴、白のシャツにタイかチョーカーが認められる。長靴は踵付きでなければならない。拍車の装着は任意であるが、もし使用する場合は、表面の滑らかな金属製のものでなければならない。柄がある場合、長靴から拍車先端までを測定した長さが 4cm 以内で、柄は後方を向いてなければならない。鋭利であってはならない。柄がカーブしている場合、拍車は柄を下向き状態で着用しなければならない。歯車状の輪拍は許可されない。ハマー拍車は上記要件を満たしていれば使用できる。硬質プラスチックや金属のノブ付きの金属あるいはプラスチック製の「インパルス拍車」や柄のない「疑似拍車」は認められる。円盤状の輪拍は認められる。馬と接する面とすべての角はなめらかで丸くなければならない。騎乗している選手は長靴に拍車を 1 個ずつのみ装着できる。
4. 騎乗している選手は鞭を 1 本のみ所持できる。アリーナ、スクーリングエリア、競技会場内および周辺のいかなる場所でも、選手は長さが 75cm を超える鞭や先端に重りの付いた鞭を携帯したり使用することは禁止されている。鞭の代用品を携帯することも認められない。この条項に従わなかった場合は失権となる。
5. 上記にて網羅されていないことについては障害馬術規程第 256 条を適用する。

第 18 条 馬 装

1. 競技アリーナにて
 - 1.1 馬装に制限はない。
 - 1.2 プリンカーと馬の目を覆うフライマスクの使用は禁止である。頭絡の頬革上に革、シープスキンもしくはこれに類する素材をあてることはできるが、馬の頬から測って直径 3cm を超えないものとする。

1.3 スタンディング・マルタンガールと可動式ランニング・マルタンガールの使用は認められる。

1.4 手綱は銜につけるか、あるいは頭絡に直接装着しなければならない。ギャグとハックモアの使用が許可されている。ハックモアのノーズピースは平らで、しなやかなざらつきのない素材で作られていなければならない。ノーズピースへの詰め物やシープスキンは許可される；ノーズピースや詰め物、シープスキンにはいかなる種類の金属片も挿入できない。銜と連結しているハックモアのノーズピースは平らで、革か他のざらつきのない革様素材、例えばネオプレンやゴムで覆われていなければならない。ノーズピースにシープスキンをあてることは許可される。

1.5 表彰式やパレードの間を除き、競技アリーナでの折り返し（ランニングレーン）の使用は禁止である。

2. 競技会場内すべての場所：

2.1 安全確保の観点より、鐙や鐙革（セイフティ鐙にも適用される）はあおり革の外側で托革から垂れ下がっていなければならない。いかなる物でも鐙を固定するような器具の取り付けは許可されない。選手は直接あるいは間接的であれ、自分の体のいかなる部分も馬具に縛り付けてはならない。

2.2 銜の規制はない。しかし競技場審判団には、獣医師の助言に基づき馬が怪我をしそうな銜の使用を禁止する権限がある。

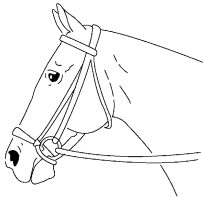
2.3 舌紐の使用は禁止である。舌押さえの使用については獣医規程第 1046 条 5 を参照のこと。

2.4 鼻革は平らでなければならない。革以外の素材で作られた鼻革は許可されないが、例外として鼻革の正面部分は任意で平らなざらつきのない革様素材を用いてもよい。ノーズピースにシープスキンをあてることは許可される。交叉鼻革で2本のストラップが交わる部分にシープスキンの小さいディスクを使用することはできる。

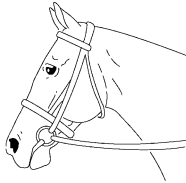
チルドレン競技会で使用が許可される鼻革：

Dropped noseband Cavesson noseband

ドロップ鼻革

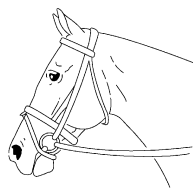


カブソン鼻革



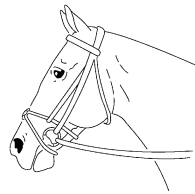
Flash noseband

フラッシュ鼻革

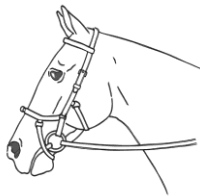


Crossed noseband

交叉鼻革



上記の各種鼻革のバリエーションとして、これに限定するものではないが下図の鼻革は本条項に準拠し、適正に装着されていて馬の呼吸を妨げていない場合に使用が認められる（詳細はスチュワードマニュアル参照）。



2.6 馬の前肢あるいは後肢に装着が認められる装具（単一のブーツか複数のブーツ、フェットロックリングなど）の総重量は、装具が濡れている場合を含めいかなる状況下でも1肢あたり500gまでとする（蹄鉄あるいは蹄鉄の代用品は含まない）。

2.7 FEI チルドレン障害馬術競技会で使用できる後肢用ブーツの種類については、障害馬術規程第 257 条 2.4 と第 257 条 2.5 の記載を参照のこと。

3. 競技アリーナにて第 18 条 1 と第 18 条 2 に記載の規定遵守を怠った場合は失権となる。

第 4 章 大陸および地域障害馬術選手権

第 19 条 参加申込

1. FEI 障害馬術部門ディレクターから実施要項の承認を受けた後、開催国 NF はそ

の実施要項とともに招待状を大陸あるいは地域の該当する NF へ送付する。

2. チーム

2.1 各 NF は選手 5 名、馬 5 頭以内の構成で 1 チームを参加申込できる。しかしヨーロッパ域外においては、関与する NF がチーム数およびチーム派遣の地域ベースを決定できる（本付則第 5 条 7 を参照）。組織委員会はチーム監督に招待状を送付しなければならず、このチーム監督には選手と同等の特典を供与する。選手権へのリザーブ馬の帯同は認められない。

2.2 下記第 20 条 3 に従い、この選手 5 名と馬 5 頭すべてが選手権の団体競技（下記第 20 条 1 を参照）と個人競技に参加できる。

3. チームに代わる個人選手

3.1 チームを派遣できない NF は、1 名あるいは 2 名の個人選手を各々 1 頭の馬とともに参加申込できる。

4. 個人選手権タイトル保持者

4.1 NF は前年に開催された FEI 選手権の個人タイトル所持者をタイトル防衛のため、自動的に派遣決定する権利はない。

5. NF は馬 2 頭につきグルームを 1 名、各チームにつき 2 名までのグルームを CSIOCh 競技会と選手権に派遣できる。

6. 参加申込は一般規程第 116 条 2.2(i)～第 116 条 2.2(ii)に従い、2 段階に分けて行わなければならない。

実施要項には、チームだけの派遣か、あるいはチームと個人選手の両方か、個人選手だけかを NF が通知する期限を記載することがある。チルドレン大陸障害馬術選手権に参加申込できる選手と馬のノミネートエントリーおよびデフィニットエントリー数の上限は以下の通り：

- ノミネートエントリー：選手 10 名と馬 10 頭
- デフィニットエントリー：選手 5 名と馬 5 頭

ノミネートエントリー（選手権の 4 週間前）リストで選手権に参加申込している選手と馬は、デフィニットエントリー期日（遅くとも選手権開始の 4 日前）まで、一般規程第 116 条 2.2(i)に特定した制限内での交代および追加が可能である。

選手および／または馬の事故あるいは病気が発生した場合は、公式医師および／または獣医師からの診断書によりこれが確認できれば、デフィニットエントリー期日から当該選手権の第 1 回ホースインスペクション 1 時間前まで、選手および／または馬の交代が可能である。このような交代はノミネートエントリーの最新リストから行わなければならない、競技場審判団の承認が必要である。

第 20 条 出場選手の申告と交代

1. チームの申告

1.1 ヨーロッパにおける地域選手権と大陸選手権については、第 2 競技（団体決勝）前日の 18:00 までに、チーム監督がチーム構成（3 組以上、4 組以内の選手／馬コンビネーション）を組織委員会へ書面にて申告しなければならない。5 組目のコンビネーション（選手／馬）は個人として第 2 競技に出場でき、予選を通過すれば第 3（個人決勝）競技にも出場できる。

1.2 ヨーロッパ域外の地域選手権と大陸選手権については、第 1 競技前日の 18:00 までに、チーム監督がチーム構成（3 組以上、4 組以内の選手／馬コンビネーション）を組織委員会へ書面にて申告しなければならない。5 組目のコンビネーション（選手／馬）は個人として第 1 競技と第 2 競技に出場でき、予選を通過すれば第 3 競技（個人決勝）にも出場できる。

2. 5 組目（選手／馬）によるチームメンバーの交代はチームメンバー 4 名のうち 1 名、または馬 4 頭のうち 1 頭に事故あるいは病気が発生した場合に限り許可されるが、チーム監督が競技場審判団の承認を得た場合とする。このような交代は、団体決勝第 1 ラウンド開始の 1 時間前まで可能である。

3. 選手権が CSI と同時に行われる場合、組織委員会は選手権の出場選手に別の馬で CSI 競技への出場を認めることがある。しかし選手権で騎乗する馬は競技会への到着前に申告しなければならず、代替することはできない。

4. 交代

出場人馬の申告を行ってから最初の選手権競技開始の 1 時間前までに選手および／または馬の事故あるいは病気が発生した場合は、公式医師からの診断書の提出および／または獣医師代表団の許可を受け、競技場審判団長の承認を得ることで、デフィニットエントリーにて正式に参加申込している他の選手および／または馬に代えるか、あるいは第 19 条 6 に則して交代させることができる。

第 21 条 馬の出場資格

1. 馬

1.1 馬は 6 歳以上でなければならない。

1.2 この選手権に出場できるのは、その前年および／または現行年にシニア対象の CSIO でネーションズカップ／ロンジンネーションズリーグ™ あるいはグランプリ競技に出場していない馬とする。

- 1.3 選手権競技が行われている競技会の期間中に、シニア対象のいかなる競技にも出場していないこと。

第 22 条 競 技

1. 1 日目 - トレーニングセッション

組織委員会は、メインアリーナにコンビネーション障害 1 個を含む約 8 個の障害物でコースを設定し、トレーニング時間を提供しなければならない。障害物の高さは約 1.15~1.20m、幅は約 1.25m でなければならない。

各選手とも 1 頭につき 90 秒まで使うことができる。服装は略式でよい；長靴と乗馬ズボン、シャツ、保護用ヘッドギアの着用が義務づけられる。

観客から入場料を徴収してはならず、またいかなる賞も授与してはならない。

2. 2 日目 - 第 1 競技（団体と個人）

基準 A、タイムレース、ジャンプオフなし（障害馬術規程第 238 条 2.1 参照）

2.1 第 1 競技のスターティングオーダー

障害馬術規程第 252 条に従い、第 1 競技のスターティングオーダー抽選を行う。

3. 3 日目 - 第 2 競技（団体決勝、第 2 次個人）

- 3.1 この競技は同一コースで 2 ラウンド、あるいは難度は同じだが第 2 ラウンドは異なるコースにて、タイムレースでなく基準 A で行い、団体総合順位で第 1 位、第 2 位および／または第 3 位に同減点がでた場合にはタイムレースのジャンプオフを 1 回行う。

この競技には第 1 競技（前述 2.）に参加した選手と馬だけが出場できる。団体順位については、出場を申告したチームメンバーのみを対象とする。

3.2 第 2 競技のスターティングオーダー（団体決勝）

- 3.2.1 ヨーロッパでの地域選手権および大陸選手権において、第 2 競技第 1 ラウンドのスターティングオーダーは、障害馬術規程第 252 条に基づく抽選で決定する。第 2 ラウンドのスターティングオーダーは、第 1 競技における各国 5 名のうち上位 3 選手の減点と、団体決勝第 1 ラウンドにおける各チーム内上位 3 選手の減点を合計したリバースオーダーとする。

- 3.2.2 ヨーロッパ域外での地域選手権および大陸選手権において、第 2 競技第 1 ラウンドのスターティングオーダーは、障害馬術規程第 252 条に基づく抽選で決定する。第 2 ラウンドのスターティングオーダーは、第 1 競技における各チーム内上位

3 選手の減点と、団体決勝第 1 ラウンドにおける各チーム内上位 3 選手の減点を合計したリバースオーダーとする。

3.3 第 2 ラウンドでは、個人選手がチームよりも先に出場する。

個人選手あるいはチームが同減点であった場合は、第 1 ラウンドと同じスターティングオーダーを採用する。

3.4 ジャンプオフでのスターティングオーダー

ジャンプオフとなった場合のスターティングオーダーは、第 2 ラウンドでのスターティングオーダーを採用する。

ジャンプオフが 2 回必要となった場合は、第 3 位決定のジャンプオフを第 2 位および第 1 位決定のジャンプオフに先がけて行うものとする。

3.5 第 2 ラウンドでのチーム数

第 2 ラウンドへの出場は、第 1 次予選競技と団体競技第 1 ラウンド終了後の成績で上位 10 チームと、第 10 位で同減点のチームに限定される。

上位 10 チームと第 10 位で同順位のチームが第 2 ラウンドを開始する前に、すべての個人選手と第 2 ラウンドへの出場資格を得られなかったチームメンバーが第 3 競技に向けての第 2 ラウンド予選に臨む。この第 2 ラウンド予選と団体競技の第 2 ラウンドとの間に 30 分以上のブレイクを入れなければならない。

4. 4 日目

4.1 フェアウェル競技

組織委員会は、個人決勝へ出場資格を得られなかった選手を対象として、個人選手のフェアウェル競技を 1 回設けなければならない。

個人選手権競技への出場資格を得られなかった選手を対象とする（下記 4.2.1 に従う）。この競技は基準 A 採用でタイムレースとしてジャンプオフなしで審査する（障害馬術規程第 238 条 2.1 参照）か、あるいは基準 A 採用でタイムレースとせず、タイムレースのジャンプオフを 1 回行う（障害馬術規程第 238 条 1.2 参照）。速度は分速 350m。

4.2 第 3 競技（個人決勝）

4.2.1 競技の進行

この競技はラウンド A とラウンド B で構成し、各々基準 A を採用してタイムレースではなく、分速 350m で行われる。

出場資格があるのは、第 1 次予選競技と第 2 次予選競技の減点合計で上位 60%の

選手（予選通過最下位で同減点の選手を含む）であるが、この上位選手 60%は 30 名を上限とする。選手数の 60%が 15 名未満とならない限り、この競技へ出場できる選手数は 15 名以上、30 名以内としなければならない。しかし予選通過の最下位順位で同減点の選手は、出場選手数が 30 名を超えた場合でも全員が個人決勝へ出場できる。

チルドレン対象の北米選手権については、以下を適用する：

個人決勝の第 1 ラウンドに出場できるのは、第 1 次および第 2 次予選競技での減点合計にて第 15 位まで（予選通過最下位で同減点の選手を含む）の選手である。

選手は（完走あるいは完走しないにかかわらず）第 1 競技に出場しており、また第 2 競技を（失権あるいは棄権することなく）完走していなければならない。選手が第 1 競技で失権あるいは棄権した場合は、最多減点の選手のスコアに減点 20 を加算した点数が当該選手の減点となる。もし当該選手の失権あるいは棄権するまでの減点が最も多かった場合は、そのスコアに減点 20 が加算される。もし何らかの理由で出場資格を得た選手のうち 1 名またはそれ以上の選手が出場できない場合でも、選手の補完は行わない。

ラウンド A を完走した選手は全員がラウンド B へ出場する。両ラウンドの減点を合算する。

選手はラウンド B のコース下見を行うことができる。

4.2.2 スターティングオーダー

ラウンド A のスターティングオーダーは、選手権の第 1 次予選競技と第 2 次予選競技で生じた減点合計のリバースオーダーとする。どの順位についても同減点となった場合は、第 1 次予選競技の成績でスターティングオーダーを決定する。従って最下位で予選通過した選手が最初の出場となる。

ラウンド B のスターティングオーダーは、第 1 次予選競技と第 2 次予選競技、およびラウンド A で生じた減点合計のリバースオーダーとする。最多減点の選手が最初に出場し、最少減点の選手が最後の出場となる。同減点の選手については、第 1 次予選競技の成績でスターティングオーダーを決定する。

第 23 条 障害物とコース

1. 第 1 競技のコースは 12～14 個の障害物で構成する。障害物の高さは 1.25m まで、幅は高さと同釣り合いをとって 1.00m～1.30m の範囲で設定する。

2. 第 2 競技のコースは、ダブル 1 個とトリプル 1 個、あるいはダブル 3 個を含む 12～14 個の障害物で構成する。団体競技で水濠障害を使用する場合は、第 2 ラウンドで水濠障害の上に垂直障害を設置しなければならない；この障害物は水濠障害としてではなく、垂直障害として審査される（障害馬術規程第 211 条 10）。

高さ：1.30m（両走行とも）までとし、幅は高さと同釣り合いをとって 1.00m～1.30m の範囲で設定。

速度：分速 350m

3. 個人選手権競技のラウンド A のコースはダブル 3 個、あるいはダブル 1 個とトリプル 1 個を含む 10～12 個の障害物で構成し、高さは 1.30m まで、幅は高さと同釣り合いをとって 1.00m～1.35m の範囲で設定しなければならない。

ラウンド B はラウンド A と異なるコースでなければならず、トリプル 1 個あるいはダブル 1 個を含む 8～10 個の障害物で構成する。

高さ：1.30m までとし、幅は高さと同釣り合いをとって設定 – 高さと同幅ともに技術代表の判断に任される。

速度：分速 350m

4. 団体順位あるいは個人順位決定のためにジャンプオフを行う場合は、6 個の障害物を使った短縮コースとするが、障害物の大きさはラウンド B に使用した障害物の大きさを超えてはならない。

速度：分速 350m

5. フェアウェル競技の障害物は高さを約 1.20m、幅を約 1.25m としなければならない。

フェアウェル競技の速度：分速 350m

第 24 条 団体順位

1. ヨーロッパにおける地域選手権と大陸選手権の団体順位は、第 1 競技における各チーム上位 3 選手の減点、および団体決勝における 2 回走行の各ラウンドでの各チーム上位 3 選手の減点を合計して決定する。第 2 ラウンドへの出場資格を得られなかったチームについては、第 1 競技における各チーム 5 名のうち上位 3 選手の成績、および団体決勝第 1 ラウンドでの各チーム上位 3 選手の成績をカウントする。
2. ヨーロッパ域外の地域選手権と大陸選手権における団体順位は、第 1 競技におけ

る各チーム上位 3 選手の減点、および団体決勝での 2 回走行の各ラウンドにおける各チーム上位 3 選手の減点を合計して決定する。第 2 ラウンドへの出場資格を得られなかったチームについては、第 1 競技における各チーム上位 3 選手の成績、および団体決勝第 1 ラウンドにおける各チーム上位 3 選手の成績をカウントする。

3. 第 1 ラウンドあるいは第 2 ラウンドを完走していないチーム選手の成績は、そのラウンドを完走した最下位チーム選手のスコアに減点 20 を加算したものとなる。当該選手が失権あるいは棄権するまでに加算された減点が、競技を完走した最下位チーム選手よりも多かった場合は、失権あるいは棄権した時点で課されていた減点に減点 20 が加算される。
4. 第 1 位、第 2 位および／または第 3 位で同減点のチームがでた場合は、タイムレースのジャンプオフを 1 回行わなければならない、チーム選手は全員が出場する。ジャンプオフが 2 回必要となった場合は、第 1 位および第 2 位を決定するジャンプオフの前に第 3 位決定戦を行わなければならない。ジャンプオフの順位は、各チームの上位 3 選手の減点とタイムを合計して決定する。
5. それでも同順位（減点とタイム）となったチームは、同順位とする。
6. その他の順位で同減点の場合は同順位とする。
7. この競技では団体順位に加えて個人順位も決定され、賞が授与される。

第 25 条 個人順位

1. 個人総合順位は各選手の第 1 競技、第 2 競技の 2 回走行（ジャンプオフが行われた場合でもその減点は含めない）、第 3 競技のラウンド A とラウンド B（個人決勝）での減点を合計して決定する。
2. 第 1 位、第 2 位および／または第 3 位で同減点の選手がでた場合は、タイムレースのジャンプオフを 1 回行わなければならない（本付則第 23 条 4 参照）。ジャンプオフが 2 回必要となった場合は、第 3 位決定のジャンプオフを第 2 位および第 1 位決定のジャンプオフに先がけて行うものとする。
3. 個人総合順位（第 25 条 1 参照）に加えて、第 3 競技（個人決勝）に出場した選手を対象に別個の順位付けを設け、褒賞を授与する；この順位についてはラウンド A とラウンド B の成績のみをカウントする。同減点の選手は同順位となる。

第 26 条 競技場審判団

1. 競技場審判団長については、FEI 障害馬術部門ディレクターが障害馬術委員会と協議のうえ、一般規程に則って選任しなければならない。競技場審判団メンバーは、組織委員会が一般規程と障害馬術規程に則って選任する。

第 27 条 外国人技術代表

1. 外国人技術代表については、FEI 障害馬術部門ディレクターが障害馬術委員会と協議のうえ、一般規程に則って選任しなければならない。

第 28 条 獣医師代表団

1. 獣医師代表団の構成、およびその団長とメンバーの選任は、獣医規程に定める要件に準拠しなければならない。

第 29 条 落馬または人馬転倒

1. 選手の落馬または人馬転倒で、選手は当該競技から失権となる。これには選手権競技およびネーションズカップ競技も含まれる。しかしながら、公式医師と競技場審判団が承認した場合に限り、団体選手権競技の第 2 ラウンドあるいはネーションズカップ競技の第 2 ラウンドに出場できる。失権した選手の成績は、当該ラウンドで最下位となった選手のスコアに減点 20 を加算する。

第 30 条 安全性

1. 自分の馬の制御ができない選手については、競技場審判団の判断で、その馬とともに競技あるいは競技会全体から出場を取り止めさせられることがある。
2. 牡馬にて出場するチルドレン選手の場合、指定の成人がホースインスペクションと獣医検査の際にその牡馬の管理責任を負わなければならない。

付則 13 アマチュア選手規程

第 1 条 要件

1. 次の場合に「アマチュア」とみなされる：
 - 1.1 選手は所属 NF から付与された有効なライセンスを所持し、FEI 登録していなければならない。馬は FEI 登録が必要であり、繋養されている国以外で競技に出場する場合は有効な FEI パスポート、あるいはナショナルパスポートと FEI 認証カードがなければならない。繋養国内で CSIAm 競技会に出場する馬については、FEI パスポートも FEI 認証カードも必要ないが、登録されていて個体識別ができなければならない（一般規程第 137 条 2 参照）。
 - 1.1.1 「アマチュア」ライセンスは、他者が所有する馬への騎乗や騎乗レッスンで金銭を受領しないこと、あるいは広告や商業目的などで金銭を受領しないと陳述書に正式に署名した選手に対してのみ、NF が付与するものである。馬の売買や賞

金を現金で受領することは、それが当該選手の主たる収入源でない限りは禁止されない。

1.2 「アマチュア」資格により他の競技や選手権への参加が制限される。「アマチュア」ライセンスを取得、あるいはこれを更新した選手で、初回ラウンドでの障害物の高さが 1.50m 以上の国際競技または国内競技に出場した場合、その暦年の間はアマチュアとしての競技継続は認められない。例をあげると、アマチュア・ライセンスを取得したヤングライダーで、ヤングライダー大陸選手権にて個人決勝競技に残った者は、その年の終わりまでアマチュアとしての競技参加はできなくなる。選手は待機期間を経てから当該 NF の規定に従って NF へ申請し、アマチュア・ライセンスを回復することはできるが、いかなる場合もその暦年内には回復できない。

1.3 選手の年齢

選手は 14 歳となる年からすべての CSIAm 競技に出場できる。

選手は 12 歳となる年から 13 歳になる年の終わりまで、障害物の高さが 1.30m を超えない場合に CSIAm 競技へ出場できる（障害馬術規程第 255 条 2 参照）。

2. 馬の年齢

馬の年齢は CSIAm 競技会への参加には 6 歳以上、アマチュア選手権への参加には 7 歳以上でなければならない。

第 2 条 国際競技会

1. 「アマチュア」国際競技会を CSIAm カテゴリー A 競技会（賞金あり）あるいは CSIAm カテゴリー B 競技会（賞金なし）として開催できる。CSIAm 競技で認められる障害物の高さは 1.00m 以上；CSIAm 競技で認められる障害物の高さ最大は 1.40m；幅は高さと同様に 1.55m 以内（トリプルバーを除く）とする。

2. 国際競技会は、開催国 NF の個人選手と限定数の外国人選手を対象とする。

3. 各競技会につき馬 1 頭の世界共通エントリー代上限：1,500 ユーロ

4. 国際競技会は、FEI 国際障害馬術規程に従わなければならない。競技会実施要項ドラフトはすべて FEI へ提出して承認を受けなければならない。

第 3 条 選手権

1. このカテゴリーで大陸選手権あるいは地域選手権を開催する場合は、シニア大陸

選手権の開催方式に従わなければならない。

第4条 コースデザイナー

1. コースデザイナーについては、組織委員会が FEI レベル 3 以上のコースデザイナーリストから選任する。

第5条 諸施設

1. 競技、交通手段、旅費、ホテル宿泊費、国境での通関に関わる費用は、すべて選手負担となる。

障害馬術競技での特定用語集

- 不従順：第 219 条を参照；
- 失格：第 242 条 1 を参照；
- 失権：第 241 条 1 を参照；
- 過失：選手の走行中に生じた何らかの偶発事象で、結果として減点あるいは失権となるもの（基準 A 採用で過失に科せられる減点については第 236 条、基準 C 採用で過失に科せられる減点については第 239 条を参照）；
- 費用：
- 規定料金：規定料金とは、エントリー代には含まれない経費／サービスに対して課される費用である。規定料金が課される場合は、下記のような項目について選手が支払わなければならない。組織委員会は金額の詳細を実施要項に記載し、また FEI の承認を受けた場合に、次の規定料金に限って請求することができる：
 - NF 経費（必要な場合）
 - NF 薬物規制プログラム費用（必要な場合）
 - FEI の馬ドーピング防止および規制薬物規程（EADCMR）費用
（組織委員会は EADCMR 費用がエントリー代に含まれているかを実施要項に記載する）（必要な場合）
 - 馬の健康／通関関連書類費用（選手が要望した場合）
 - ボロ処理費用（上限は競技会ごとに各馬€40）
 - 馬運車駐車料金（必要な場合）（実施要項に記載の費用は各選手にではなく、馬運車に課される）
 - 馬運車の電気コンセント料金（実施要項に記載の費用は各選手にではなく、馬運車に課される）
- 任意料金：任意料金とは、選手が希望すれば購入できるような任意で享受する物品／サービスにかかる費用であり、当該競技会で競う選手の権利平等性、あるいは馬の福祉に影響を及ぼすものではない。例えば：
 - VIP または特別駐車場

- VIP テーブル
- 追加の馬具収納用馬房または競技に出場しない馬の馬房
- 追加の敷料および／または飼料（オガ、ワラ、乾草など詳細を記載）
- 特別厩舎（競技会厩舎はすべて FEI 最低要件を満たしていなければならない）
- エントリー代：エントリー代は馬 1 頭につき 1 競技会に参加するために課される費用であり、次のものが含まれる：
 - 競技会期間中の馬 1 頭の厩舎利用（ツアーの一環である競技会と競技会の間を含め、競技会前に行われる厩舎の清掃と消毒、厩舎内の電気と水、競技会のタイプにより最初の敷料あるいは一定量の敷料、厩舎の 24 時間セキュリティサービスを含む）
 - 競技会におけるすべての施設利用（インフラ設備料金は科されない）
 - 実施要項の記載条件に従い、すべての競技に出場する権利（ノミネーション料あるいは出場料は科されない）
 - 運営／事務費（競技会運営と競技進行に関わるサービスすべてを含む：データ／成績／計時サービス、経理、認証サービス）
- グランプリ：競技会で最も誉れの高い競技の 1 つ；
- ペナルティ（第 216 条）：過失とみなされる特定行為の結果として選手に科せられる措置の 1 つ；
- ポニー：ポニーとは、平坦な地面上で蹄鉄を装着していない状態で、鬃甲で測定した体高が 1.48m を超えない小型の馬をいう。（詳細については獣医規程第 9 章の第 1082 条～第 1088 条を参照）；
- 拒止：第 221 条を参照；
- 反抗：第 223 条を参照；
- 逃避：第 222 条を参照；
- 実施要項（第 265 条 1）：競技会運営の基盤となる競技詳細とテクニカル条件に関わる情報を記載している文書で、組織委員会が所属 NF を通して FEI へ提出し、承認を受ける。3*レベル以上の競技会実施要項は FEI の承認を受けなければならない；1*と 2*レベルの競技会実施要項は、開催国 NF の承認を受ける；
- スコア（第 237 条と第 239 条 4）：選手が走行中に出した成績で、障害物での過失減点とタイム減点を加算するか（基準 A 競技の場合）、あるいは走行タイムにタイム修正がある場合はこれを加算、さらに落下させた障害物 1 個につき 4 秒（ジャンプオフあるいは二段階走行競技の二段階目の走行では 3 秒）を加算して求める（基準 C 競技の場合）；
- スポンサーチーム：第 265 条を参照；
- 基準 A：第 236 条を参照；
- 基準 C：第 239 条を参照。
- ツアー：同じ組織委員会が同一会場で少なくとも 2 週続けて開催する FEI 障害馬術競技会

索引

馬に対する虐待行為	第 243 条
適用されるペナルティ	第 243 条 1
鞭の過剰使用	第 243 条 2.2
概略	第 243 条 2.3
馬の肢たたき	第 243 条 2
事故	第 258 条
衣服、馬具および装具に付ける広告	第 256 条 3、第 257 条 3
馬の年齢	第 254 条 1
アリーナ（競技）	第 201 条 1
アリーナへの立ち入り	第 202 条
広さ	第 201 条 2
服装	第 256 条 1
名誉バッジ	付則 1
ベル	第 203 条
ブーツ（馬）	第 257 条 2.3
ブーツとバンデージ規制	第 244 条
カレンダー	
開催日程申請および日程調整	第 200 条 8
選手権	
チルドレン	付則 12 第 5 条、第 4 章
ジュニアとヤングライダー	付則 9 第 5～11 条、第 3 章
ポニーライダー	付則 11 第 6 条、第 22 条
ベテラン	付則 10 第 2 章
チルドレン	
チルドレン競技会規程	付則 12
FEI 馬スポーツ憲章	
コンビネーション障害	第 212 条
閉鎖、一部開放、および一部閉鎖	第 214 条
競技	
アキュムレーター競技	第 269 条
貸与馬競技	第 279 条
ダービー競技	第 277 条
フォルト・アンド・アウト競技	第 266 条
概要	第 260 条
グランプリ競技	第 261 条
ヒット・アンド・ハリー競技	第 267 条

ハンティング競技、あるいはスピードアンドハンディネス競技	第 263 条
決勝ラウンドを行うグループ競技	第275条
ノックアウト競技	第 272 条
マスターズ競技	第 262 条 4
ネーションズカップ競技	第 264 条
コンビネーション障害で競う競技	第 278 条
パワーアンドスキル競技	第 262 条
ピュイッサンス競技	第 262 条 2
リレー競技	第 268 条
スポンサーチーム競技、および他の団体競技	第 265 条
コース自由選択競技	第 271 条
トップスコア競技	第 270 条
二段階走行競技	第 274 条
2回走行競技	第 273 条
決勝ラウンドを行う競技	第 276 条
利益相反、役員	第 259 条 6
コース	第 204 条
規定タイムの修正	第 204 条 3
コースの修正	第 206 条
コースプラン	第 205 条
コースからの逸脱	第 220 条
コース全長	第 204 条 5
全長測定	第 204 条 1～第 204 条 3
コースデザイナー	第 259 条 4.1
コースデザイナーの昇格	第 259 条 4.1.8
CSI/CSIO 開催要件	
CSI 開催要件世界共通	付則 6 1.
CSI 開催要件、ヨーロッパ対象の追加要件	付則 6 2.1
CSI 開催要件、北米対象の追加要件	付則 6 2.2
CSIO 開催要件世界共通	付則 6 3.
出場選手の申告	第 253 条
コースからの逸脱	第 220 条
不従順	第 219 条
巻乗り	第 219 条 1.4
計時中断中の不従順	第 231 条、第 235 条 2
拒止	第 219 条 1.1、第 221 条
反抗	第 219 条 1.3、第 223 条
逃避	第 219 条 1.2、第 222 条
失格	第 242 条
失権	第 241 条
参加申込	第 251 条

経費	
チーム監督、チーム獣医師、選手、グルーム、馬	第 200 条 6.1
役員	第 200 条 6.2
落馬または人馬転倒	第 224 条
スタートライン通過以前	第 235 条 3
落馬のペナルティ	第 241 条 3.25
過失	第 235 条
FEI ワイルドカード	第 249 条 8
罰金	第 240 条 2、第 240 条 3
標旗	第 207 条
スタートとフィニッシュラインの両方向通過	第 207 条 6
転倒	第 207 条 4、第 207 条 5
標旗の不正通過	第 207 条 3
スタートラインとフィニッシュライン	第 204 条 6
グランプリ競技	第 261 条
許可される開催方式	第 261 条 5
CSIO での開催方式	第 261 条 6
出場資格	第 261 条 4
スターティングオーダー	第 252 条 6
競技場審判団	第 259 条 1
ジムナスティック・トレーニング	第 201 条 5
ヘッドギア	第 256 条 1.4
ホースインスペクション	第 280 条 2
CSIO への招待	第 249 条
ヨーロッパ	第 249 条 2
北米	第 249 条 3
CSI への招待	第 250 条
CSI 招待ルール	付則 5
ジョーカー	第 215 条 3
アキュムレーター競技	第 269 条 5
トップスコア競技	第 270 条 12
審判員	第 259 条 1
審判員の昇格	第 259 条 1.1
ジャンプオフ	第 245 条
障害物	第 246 条
スターティングオーダー	第 245 条 5
ジュニア	
シニア競技および他のカテゴリーへの参加	第 255 条、付則 9 第 7 条 2
ジュニア規程	付則 9
薬物規制（馬）	第 281 条
国内競技会	第 251 条 18

ネーションズカップ	第 264 条
シニア以外のカテゴリー	第 264 条 10
順位決定方法と順位	第 264 条 9
チーム構成	第 264 条 4
障害物の規格	第 264 条 3
失権と棄権	第 264 条 8
スターティングオーダー	第 264 条 6
開催	第 264 条 1
参加	第 264 条 5
第 2 ラウンドへの出場	第 264 条 7
賞金	第 264 条 1.5
テクニカル要件	第 264 条 3
障害物	第 208 条
選択障害	第 215 条
バンク	第 213 条
コンビネーション障害	第 212 条
CSI1*-2*の規格	第 208 条 4
ジョーカー	第 215 条 3
リバプール	第 211 条 11
最大寸法	第 208 条 5、第 208 条 7
堆土	第 213 条
練習用障害物	第 201 条 4
傾斜路	第 213 条
スポンサーつき障害物	第 208 条 3
幅障害	第 210 条、第 218 条 2
垂直障害	第 209 条、第 218 条 1
水濠障害	第 211 条
役員	第 259 条
利益相反	第 259 条 6
コースデザイナー	第 259 条 4.1
競技場審判団	第 259 条 1
スチュワード	第 259 条 5
技術代表	第 259 条 4.2
獣医師代表団と獣医師代表	第 259 条 3
馬の参加	第 254 条
パスポート (馬)	
パスポート査閲	第 280 条 1
要件	第 282 条 1
ペナルティ	第 216 条
障害物の落下	第 217 条
基準 A	第 236 条

基準 C	第 239 条 2
順位決定と表彰	第 248 条
置き横木	第 201 条 5.2
ポニーライダー	
ポニーの年齢	付則 11 第 4 条 2
ポニーの体高測定	付則 11 第 13 条
他の CSI へのポニーの出場	付則 11 第 4 条 1.2
ポニーライダー規程	付則 11
練習用障害物	第 201 条 4
アリーナでの練習用障害物	第 202 条
出場資格認定手順	
オリンピック大会、世界/大陸選手権	付則 8
ヤングライダーとジュニア・ヨーロッパ選手権	付則 9 第 6 条 7
拒止	第 219 条 1.1、第 221 条
反抗	第 219 条 1.3、第 223 条
逃避	第 219 条 1.2、第 222 条
馬装	第 257 条
セイフティーカップ	第 210 条、第 211 条 10
敬礼	第 256 条 2
実施要項の承認	第 259 条 2
スクーリングエリア	第 201 条 3、第 201 条 7
競技でのスクーリング	第 239 条 5
スコアボード、要件	付則 4 第 1 条
速度	第 234 条
速度の変更	第 204 条 3
厩舎	第 200 条 9
スターティングオーダー	第 252 条
グランプリ	第 252 条 6
ノックアウト競技	付則 3
ネーションズカップ	第 264 条 6
スチュワード	第 259 条 6
走行中の停止	第 233 条
基準 A	第 236 条
過失	第 236 条 1
採点方式	第 238 条
減点	第 236 条 1
スコア	第 237 条
基準 C	第 239 条
過失	第 239 条 1
減点	第 239 条 2
スコア	第 239 条 4

制限タイム	第 239 条 3
技術代表	第 259 条 4.2
規定タイム	第 227 条
計算表	付則 2
制限タイム	第 228 条
走行タイム	第 226 条
計時の中断	第 230 条
計時	第 229 条
タイム修正	第 232 条
自動計時器	付則 4
スコアボードの要件	付則 4 第 1 条
計時システムの要件	付則 4 第 2 条
アンダー25 (U25) 選手	
U25 規程	付則 9
ベテラン選手、規程	付則 10
獣医師代表団と獣医師代表	第 259 条 3
獣医検査	第 280 条
到着時検査	第 280 条 1
ホースインスペクション	第 280 条 2
パスポート査閲	第 280 条 1
警告カード	第 240 条 1
水濺障害	第 211 条
構造	第 211 条 1～第 211 条 4、 第 211 条 10、付則 7
過失	第 211 条 5、第 211 条 7
審判員	第 211 条 8～第 211 条 9
鞭	
許可される長さ上限	第 257 条 2.2
過剰使用に対するペナルティ	第 243 条 2.2
ヤングライダー	
シニア競技と他のカテゴリーへの参加	第 255 条、付則 9 第 7 条 2
ヤングライダー規程	付則 9